杉戸町地域防災計画

令和４年３月

杉戸町防災会議

杉戸町地域防災計画　目次

総則

第１章　地域防災計画の目的と構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第１節 計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２節 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第１ 国、県の計画との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第２ 町の総合振興計画との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第３ 町の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係 ・・・・・・・・・ 2
第３節 計画の修正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第４節 計画の効果的推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第１ 自助、共助による取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第２ 男女共同参画をはじめとした多様な視点 ・・・・・・・・・・・・・・ 3
第３ 人的ネットワークの強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第４ 計画の効果的推進に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第２章　杉戸町の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第１節 地勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第２節 地質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第３節 活断層 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第４節 気象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第５節 社会条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第３章　過去の災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第１節 風水害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第２節 地震 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第４章　予想される災害と被害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
第１節 地震災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
第１ 埼玉県における地震被害想定の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・ 18
第２ 杉戸町における地震被害想定結果に対する考え方 ・・・・・・・・・ 20
第２節 風水害及びその他災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第１ 風水害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第２ その他災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第５章　計画の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第１節 計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第１ 防災体制整備の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第２ 「災害被害を軽減する国民運動」の推進に関する基本方針 ・・・・・・ 24
第２節 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第６章　業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第１ 町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第２ 消防機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第３ 県及び県の機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第４ 指定地方行政機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
第５ 陸上自衛隊（第32普通科連隊） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
第６ 指定公共機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
第７ 指定地方公共機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第８ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 ・・・・・・・・・・・ 33

震災編

第１章　災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **34**
第１節 震災に強いまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第１ 防災都市の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第２ 地盤災害の予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第３ 建築物等の安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第４ 道路施設の安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第５ 河川及び河川関連施設の安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
第６ ライフラインの安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
第７ 有毒物・危険物施設等の安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
第２節 地域防災力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
第１ 防災知識の普及・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第２ 防災訓練の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第３ 自主防災活動の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第４ 災害時の要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
第５ ボランティアの把握と連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
第６ 地区防災計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
第３節 震災に強い体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
第１ 情報収集・伝達体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
第２ 消防体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第３ 救急・救助、医療救護の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第４ 緊急輸送の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
第５ 非常用物資の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
第６ 避難対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
第７ 帰宅困難者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
第８ 遺体の埋・火葬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
第９ 防疫対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
第１０ 住宅対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
第１１ 文教対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
第１２ 調査研究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
第１３ 災害復旧・復興への備え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
第２章　災害応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **108**
第１節 応急活動体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
第１ 活動体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
第２ 職員の動員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
第３ 災害救助法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
第２節 情報収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
第１ 情報収集連絡体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
第２ 災害情報の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131
第３ 町民への広報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140
第４ 広聴活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・143
第５ 報道機関への情報提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・145
第３節 応援要請・要員確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
第１ 要員確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
第２ 町民、自主防災組織等の協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・147
第３ 相互応援協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
第４ 自衛隊災害派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155

第５ ボランティアの受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160
第４節 消防活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164
第１ 消防活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164
第２ 危険物等の対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
第３ 応援要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
第５節 救援・救護活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169
第１ 救急・救助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169
第２ 医療救護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
第３ 避難・誘導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・176
第４ 避難所の開設・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
第５ 災害時の要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
第６ 帰宅困難者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
第７ 飲料水・生活用水の供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・195
第８ 食料の供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・197
第９ 生活必需品の供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
第１０ 住宅対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・201
第１１ 遺体の捜索・処理・埋葬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・205
第１２ 保健衛生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
第６節 教育・保育対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・215
第１ 応急教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・215
第２ 応急保育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第３ 公民館等の文教施設の対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第４ 文化財対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第７節 交通対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第１ 緊急輸送の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第２ 緊急輸送道路の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・224
第３ 交通規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・225
第４ 緊急輸送手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・227
第８節 都市施設の応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・231
第１ 公共施設等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・231
第２ ライフライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
第９節 廃棄物対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
第１ 災害廃棄物処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
第２ 一般廃棄物処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
第１０節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置・・・・・・・・・・・・・・・・244
第１ 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・244
第２ 実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・245
第３章 災害復旧・復興計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
第１節 公共施設の災害復旧・復興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・247
第１ 復旧・復興計画の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・247
第２ 復旧事業の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・249
第３ 復興事業の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・253
第２節 民生安定のための措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・255
第１ 災害町民相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・255
第２ メンタルケア対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・256

震災編

第３ 被災者台帳の作成・罹災証明の発行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・257
第４ 住民生活の復興支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・259
第５ 義援金品の受入れ・配分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・273
第６ 地域経済の復興支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・275
第３節 激甚災害の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・278
第１ 激甚災害指定の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・278
第２ 激甚災害に係る財政援助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・280
第４章 火山噴火降灰対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・284
第１節 火山噴火降灰の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・284
第１ 富士山が噴火した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・284
第２ その他近隣の火山 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・285
第２節 予防・事前対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・286
第１ 火山噴火に関する知識の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・286
第２ 降灰による災害の予防・事前対策の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・291
第３ 食料、水、生活必需品の備蓄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・291
第３節 応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・292
第１ 応急活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・292
第２ 情報の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・293
第３ 避難所の開設・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・294
第４ 医療救護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・294
第５ 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 ・・・・・・・・・・295
第６ 農業者への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・295
第７ 河川施設対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・296
第８ 降灰の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・296
第９ 広域一時滞在 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・297
第１０ 物価の安定、物資の安定供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・297
第５章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画 ・・・・・・・・・・・・298
第１節 最悪事態（シビアコンディション）への対応 ・・・・・・・・・・・・・・298
第１ シビアコンディションを設定する目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・298
第２ シビアコンディションへの対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・298
第３ シビアコンディションの共有と取組の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・299

風水害等対策編

第１章 災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・312
第１節 風水害に強いまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・312
第１ 水害予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・312
第２ 建築物等の安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・318
第３ ライフラインの安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・319
第２節 地域防災力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・324
第１ 防災知識の普及・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・324
第２ 防災訓練の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・326
第３ 自主防災活動の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・327
第４ 災害時の要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・328
第５ ボランティアの把握と連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・328

風水害等対策編

第６ 地区防災計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・328
第３節 風水害に強い体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・329
第１ 情報収集・伝達体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・329
第２ 救急・救助、医療救護の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・329
第３ 非常用物資の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・329
第４ 避難対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・330
第５ 遺体の埋・火葬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・341
第６ 防疫対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・341
第７ 住宅対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・341
第８ 文教対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・342
第９ 災害復旧・復興への備え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・342
第４節 事故災害予防対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・343
第１ 火災予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・343
第２ 農林水産災害予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・348
第３ 危険物等災害予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・349
第４ 文化財災害予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・351
第２章　災害応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・353
第１節 応急活動体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・353
第１ 活動体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・353
第２ 職員の動員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・356
第３ 災害救助法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・358
第２節 情報収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・359
第１ 情報収集連絡体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・359
第２ 災害情報の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・359
第３ 町民への広報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・377
第４ 広聴活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・377
第５ 報道機関への情報提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・377
第３節 応援要請・要員確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・378
第１ 要員確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・378
第２ 町民、自主防災組織等の協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・378
第３ 相互応援協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・382
第４ 自衛隊災害派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・382
第５ ボランティアの受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・383
第４節 水防活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・384
第１ 水防体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・384
第２ 水防活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・385
第５節 救援・救護活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・386
第１ 救急・救助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・386
第２ 医療救護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・389
第３ 避難・誘導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・389
第４ 避難所の開設・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・397
第５ 災害時の要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・397
第６ 飲料水・生活用水の供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・397
第７ 食料の供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・397
第８ 生活必需品の供給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・397

第９ 住宅対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 397
第１０ 遺体の捜索・処理・埋葬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 397
第１１ 保健衛生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 397
第６節 教育・保育対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 398
第１ 応急教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 398
第２ 応急保育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 403
第３ 公民館等の文教施設の対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 403
第４ 文化財対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 403
第７節 交通対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 404
第１ 緊急輸送の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 404
第２ 緊急輸送道路の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 404
第３ 交通規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 405
第４ 緊急輸送手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 406
第８節 都市施設の応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 408
第１ 公共施設等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 408
第２ ライフライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 408
第９節 廃棄物対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 409
第１ 災害廃棄物処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 409
第２ 一般廃棄物処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 409
第１０節 事故災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 410
第１ 火災対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 410
第２ 農林水産災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 414
第３ 危険物等災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 414
第４ 道路災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 416
第５ 鉄道事故災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 420
第６ 航空機事故災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 422
第７ 放射性物質事故災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 423
第３章 災害復旧・復興計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 431
第１節 公共施設の災害復旧・復興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 431
第２節 民生安定のための措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 431
第３節 激甚災害の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 431
第４章 突風・竜巻等対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 432
第１節 突風・竜巻災害の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 432
第１ 突風・竜巻の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 432
第２ その他の突風 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 432
第３ 気象庁の発表する気象情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 433
第２節 予防・事前対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 436
第１ 竜巻の発生、対処に関する知識の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・ 436
第２ 竜巻注意情報等気象情報の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 437
第３ 被害予防対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 437
第４ 突風・竜巻等対処体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438
第５ 情報収集・伝達体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438
第６ 適切な対処法の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 439
第３節 応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 441
第１ 情報伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 441

風水害等対策編

第２ 適切な救助の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・443
第３ がれき処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・443
第４ 避難所の開設・運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・443
第５ 応急住宅対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・443
第４節 復旧対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・444
第１ 被害認定の適切な実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・444
第２ 被災者支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・444
第５章 大規模水害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・446
第１節 大規模水害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・446
第１ 大規模水害に係る被害想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・446
第２ 大規模水害の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・447
第３ 具体的取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・448
第６章 雪害対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・453
第１節 雪害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・453
第１ 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・453
第２ 大雪災害の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・453
第３ 実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・454

複合災害対策編

第１章 複合災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・459
第１節 対策の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・459
第２節 予防・事前対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・460
第１ 複合災害に関する防災知識の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・460
第２ 防災施設の整備等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・461
第３ 避難対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・462
第４ 災害医療体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・462
第５ 災害時の要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・462
第３節 応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・463
第１ 情報の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・463
第２ 交通規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・463
第３ 道路の修復 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・463
第４ 避難所の再配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・464

広域応援編

第１章 広域応援編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・465
第１節 事前対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・465
第１ 広域応援体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・465
第２ 広域支援拠点の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・466
第３ 広域応援要員派遣体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・466
第２節 広域避難受入れ体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・468
第１ 町内被害の極小化による活動余力づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・468

広域応援編

第３節　応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・470
　第１　応援に必要な広域災害情報の収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・470
　第２　広域応援要員の派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・470
　第３　広域避難の応援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・471
　第４　がれき処理応援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・472
　第５　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）応援 ・・・・・・・・・・・・・・472
第４節　復旧・復興対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・473
　第１　広域復旧復興応援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・473
　第２　遺体の埋・火葬応援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・474
　第３　生活応援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・474

用語集

用語集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 475

≪備考≫
※課名については、令和４年４月１日組織改正による名称を適用しています。

変更前（令和3年度）	変更後（令和4年4月1日～）
政策財政課	総合政策課
財産管理課	管財契約課
くらし安全課	危機管理課
農業振興課	産業振興課
商工観光課	

総　　則

第１章　地域防災計画の目的と構成

杉戸町地域防災計画（以下「本計画」）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき災害の予防・応急・復旧対策に関する事項を定め、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。（資料編　法令１）

第１節　計画の構成

本計画は、次の５編から成る。

図－１　計画の構成

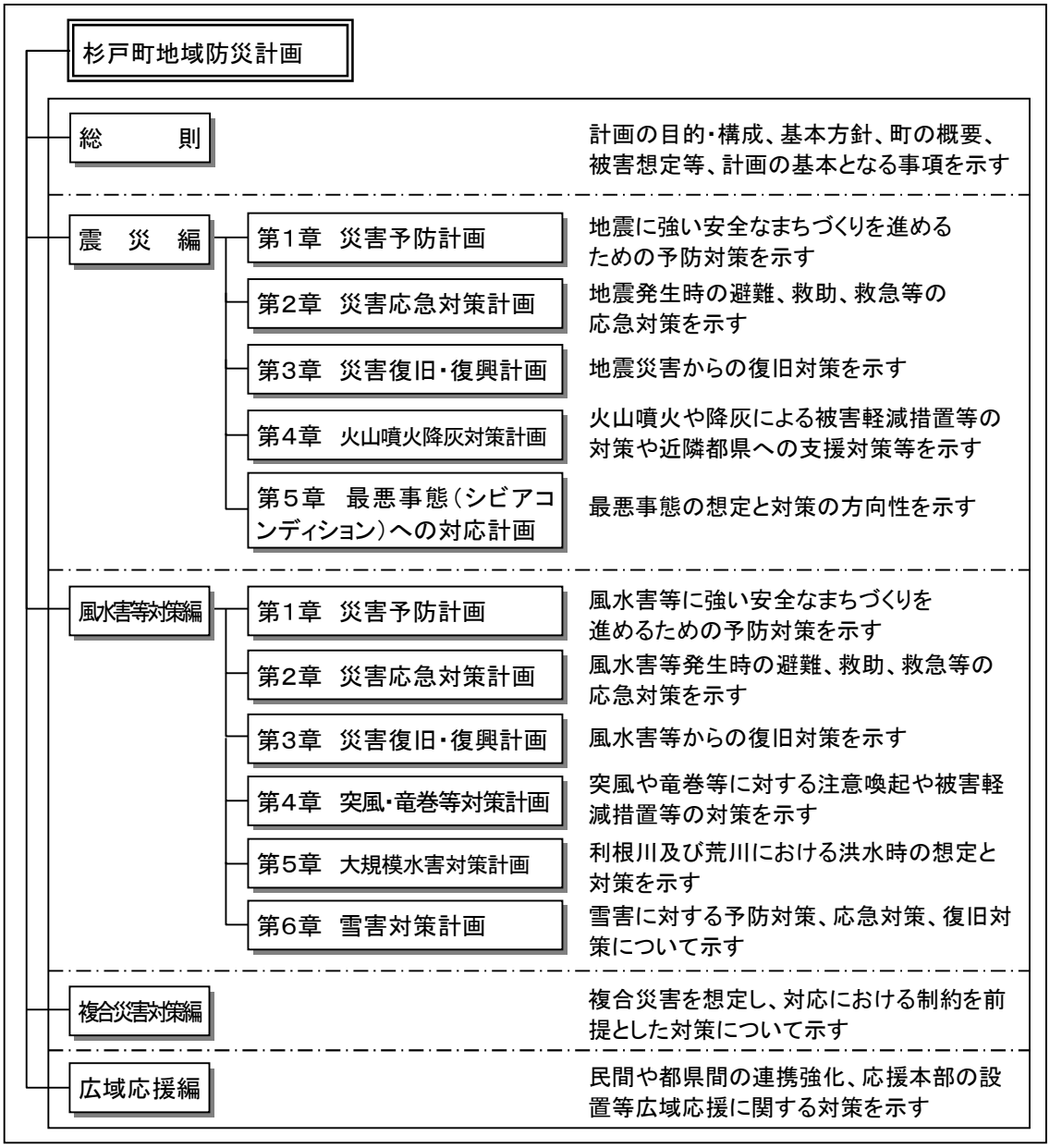

第２節　計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき町内の災害に対する基本的な対応策を定めるもので、本町の各部及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものである。

図－２　計画の位置づけ

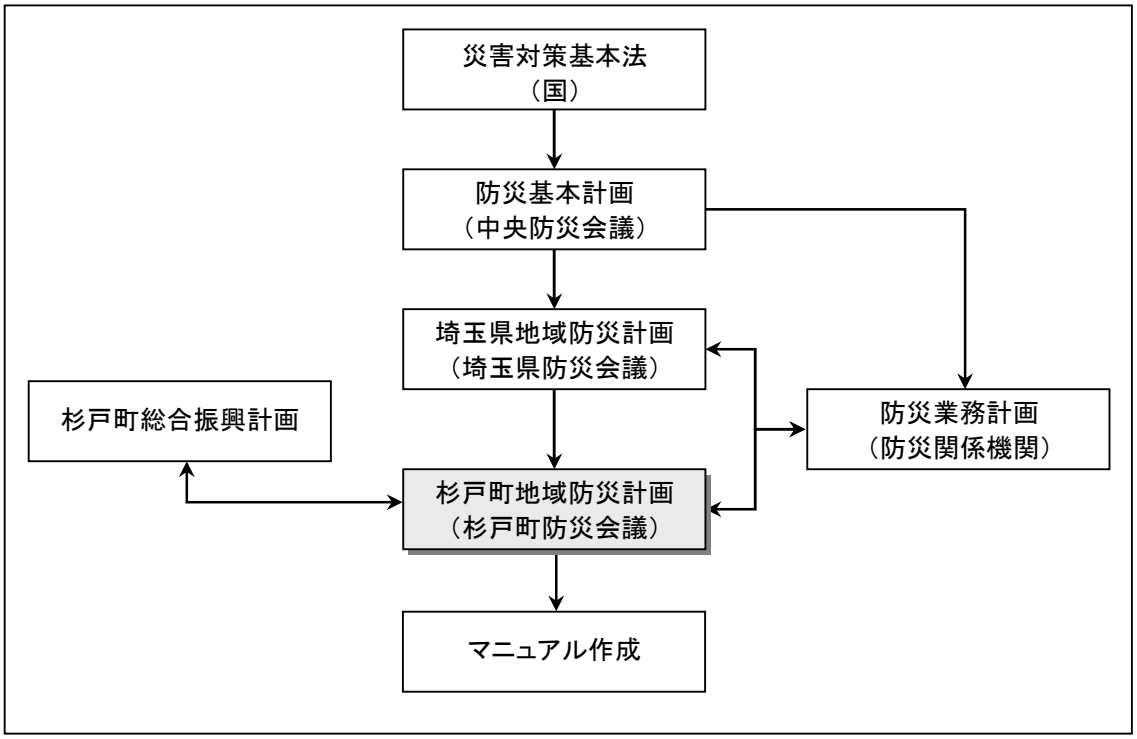

第１　国、県の計画との関係

本計画は国の防災基本計画、埼玉県の地域防災計画等、他の防災関係計画との関連、整合に配慮したものである。

第２　町の総合振興計画との関係

本計画に係る本町所管の施策又は事業については、「杉戸町総合振興計画」との関連、整合に配慮したものである。

第３　町の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係

本計画に基づく防災活動に当たって必要な事項については、町の各部及び各防災関係機関において別に定めるものとする。

第３節　計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正する。各機関等に関係ある事項について変更があるときには、計画修正案をその都度、杉戸町防災会議に提出する。（資料編　法令２）

第４節　計画の効果的推進

第１　自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

第２　男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

第３　人的ネットワークの強化

町、埼玉県、防災関係機関及び協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

第４　計画の効果的推進に向けた取組

計画が有効に機能するためには、防災に携わる職員が平素から本計画を熟知していることはもとより、いざというときに個々の職員がどこで何をするのかの行動規範等が具体的に決められている必要がある。

このため、本計画を補完し、また、災害対策をより実効性のあるものとするため、災害対策本部の各班においては、組織としての具体的な行動と職員一人ひとりに関する行動のマニュアルを策定し、適宜必要な修正を加えるとともに、常に職員に対し習熟の徹底を図るものとする。

また、関係機関と一層協力できる体制を構築する。

第２章　杉戸町の概要

第１節　地勢

本町は北緯36度00～36度04、東経139度42～139度48、関東平野の中央、埼玉県の最東端に位置し、東は江戸川を隔てて、千葉県野田市、南は春日部市、西は古利根川を境に宮代町、久喜市、北は幸手市に接している。（図－ ３）

東西約10km、南北約7km、総面積30.03km^2、標高約５～12mで、町の東部にある宝珠花台地を除くほとんどが標高10m以下の中川低地となっており、中川、倉松川等、多くの河川・水路が流れている。（図－ ４）

図－ ３　杉戸町位置図

図－ ４　杉戸町の地形区分図

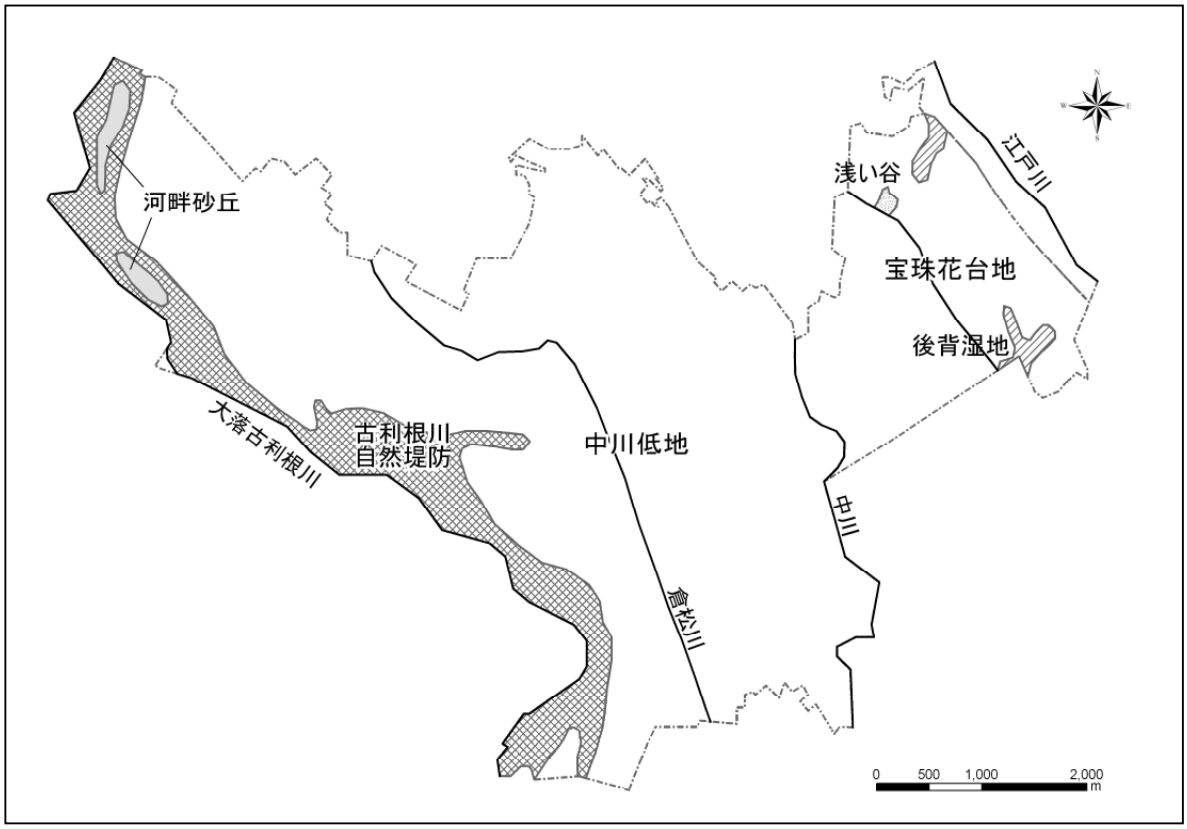

第２節　地質

本町の東にある宝珠花台地は、比較的締まった更新世以前の地層（洪積層）の上にローム層が堆積しており、地震災害に対し比較的強い。町の多くの部分を占めている中川低地は、河川の沖積作用や浅海の堆積作用によって形成されており、砂質～泥質の軟弱地盤となっている。特に、地下水位が高く砂の堆積したところで液状化の可能性がある。（図－ ５）

図－ ５　中川低地の地層断面図

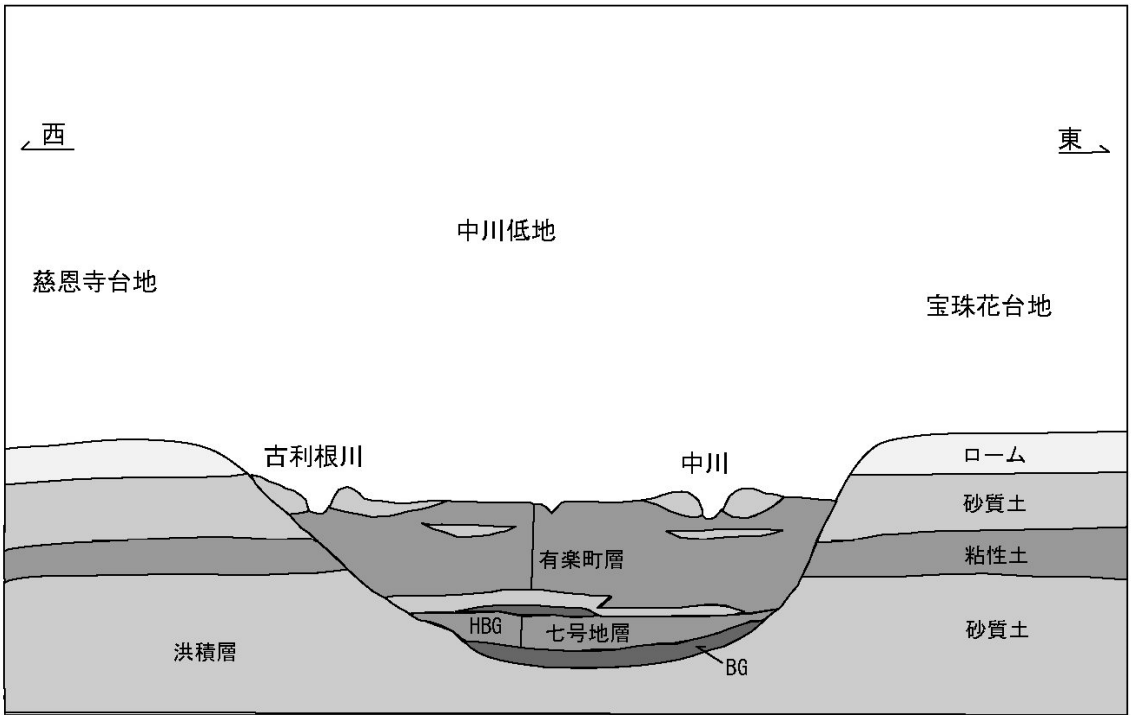

資料：日本の活断層

第３節　活断層

本町周辺地域の活断層を図－ ６に示す。町から南西約10kmに関東平野北西縁断層帯、約50km離れて立川断層帯が走っている。

関東平野北西縁断層帯は、関東平野北西部と関東山地との境界付近から大宮台地北部にかけて分布する活断層帯で、北西－南東方向に延びる複数の断層から構成される。政府の地震調査研究推進本部の活断層長期評価によると、この断層帯は、深谷断層帯と綾瀬川断層からなる。深谷断層帯は、概ね北西－南東方向に延びており、北西部は深谷断層、江南断層、平井－櫛挽断層帯で構成される。江南断層は、深谷断層の南西側に3㎞程度の間隔で分布する。平井－櫛挽断層帯は、関東山地と櫛引丘陵の境界付近に沿った断層帯で、概ね北西－南東方向に延びている。また、本断層帯の南東部は、鴻巣市から伊奈町付近まで延びる綾瀬川断層（鴻巣-伊奈区間）に相当している。

一方、立川断層帯は、関東山地東部から武蔵野台地西部にかけて北西－南東方向に延びる活断層帯で、名栗断層と立川断層から構成されている。

図－ ６　杉戸町と周辺地域の活断層

【活断層位置図】

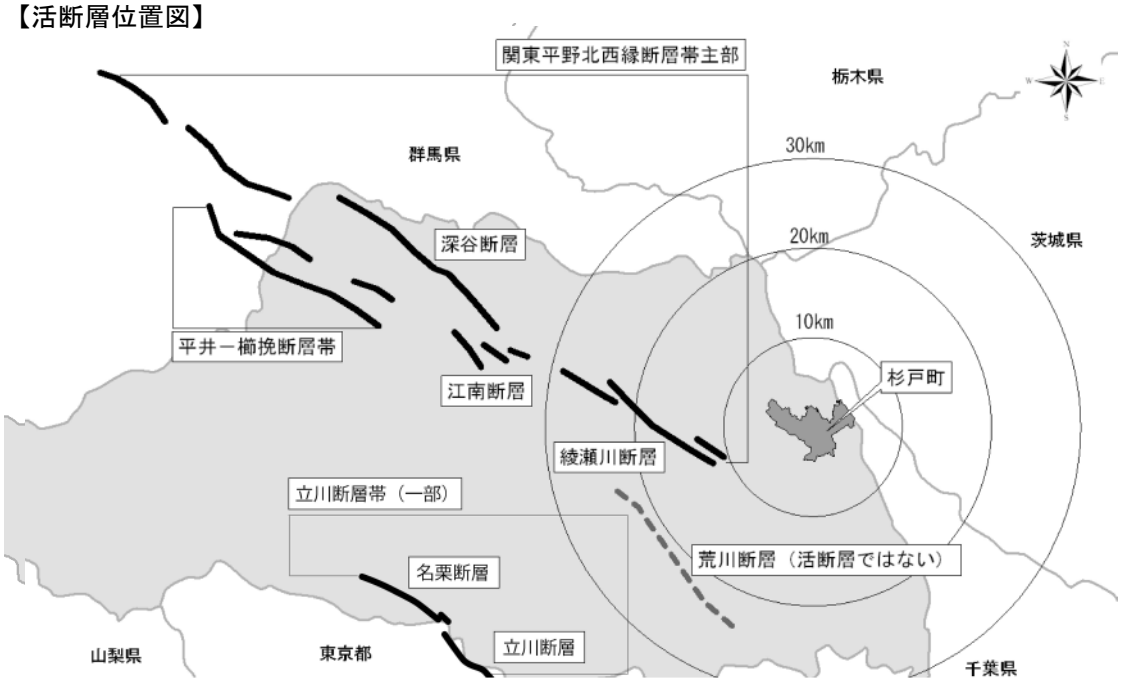

【杉戸町周辺地域の活断層に関する長期評価の概要】

地震		マグニチュード	地震発生確率（30年以内）
関東平野北西縁断層帯地震	深谷断層帯	7.9程度	ほぼ0%～0.1%
	綾瀬川断層（鴻巣－伊奈区間）	7.0程度	ほぼ0%
	綾瀬川断層（伊奈－川口区間）	7.0程度	不明※
立川断層帯		7.4程度	0.5%～2%

※平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。

資料：地震調査研究推進本部ＨＰ

図－６（２）　杉戸町と周辺地域の活断層

資料：震源断層の分布（埼玉県地震被害想定調査報告書より）

第４節　気象

令和元年の杉戸町の気象状況を図－ 7に示す。

年平均気温は16.0℃、年最高気温は9月の38.8℃、年最低気温は2月の-4.5℃である。降水量は年間で1,354.5mm、月別にみると6月から10月にかけて多く、10月に最も多くなっている。また、日最大降水量も10月に多くなっている。

月別平均風速の最大は1月の3.2m/s、最小は7月の1.8m/sであり、年間平均風速は2.3m/sである。大雨警報は、9月と10月に、洪水警報は、10月に発令されている。強風注意報は、1月から3月に多くなっている。

図－ 7　令和元年の気象状況

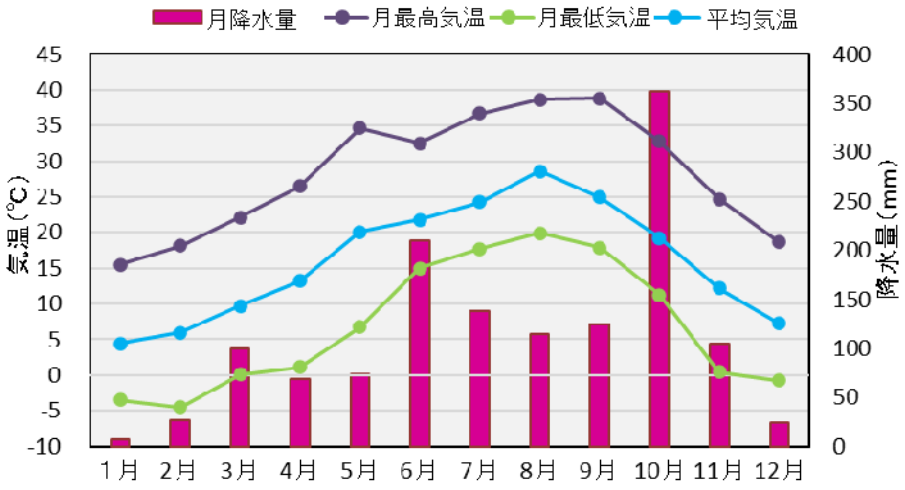

注意報・警報

月	注意報											警報		
	乾燥	強風	大雨	洪水	雷	濃霧	低温	霧	大雪	着雪	風雪	大雨	洪水	大雪
1月	17	20												
2月	21	13				5			1	1				
3月	17	10	1		3	2		13						
4月	15	5			8			22						
5月	15	1	3	1	9									
6月		1	7		17	5								
7月			4		19	10								
8月		2	7	1	21	2								
9月		3	6	2	11	6						2		
10月		3	9	8	8	5						2	3	
11月	1	2	2	2	4	3								
12月	3	5			1	9								
合計	89	65	39	14	101	47	0	35	1	1	0	4	3	0

資料：消防年報　令和2年度版　（埼玉東部消防組合）

第５節　社会条件

本町における近年の人口、世帯数の推移を図－ ８に示す。

人口、世帯数は、ともに昭和55年から平成12年にかけて増加しているが、それ以降はほぼ横這いに推移しており、令和2年には43,845人、17,706世帯となっている。一方、１世帯当たりの世帯人員は、昭和55年の3.8人から令和2年の2.5人まで減少傾向にある。

昭和50年から令和2年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口が28.1%から10.7%に減少している一方で、老齢人口は6.3%から33.0%へと増加しており、少子高齢化傾向が顕著にみられる。

図－ ８　人口・世帯数、年齢層別人口の推移　　資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

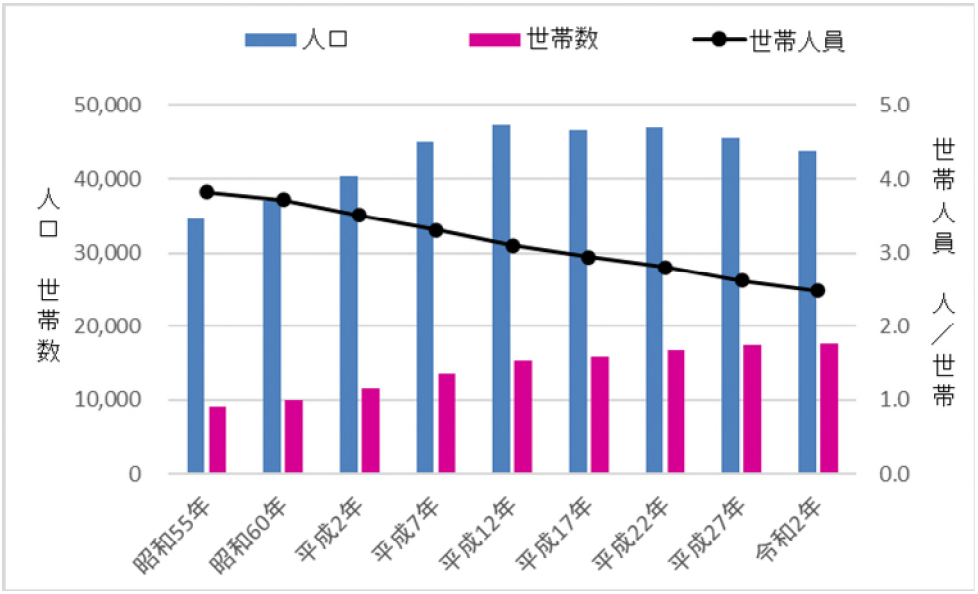

【年齢層別人口】

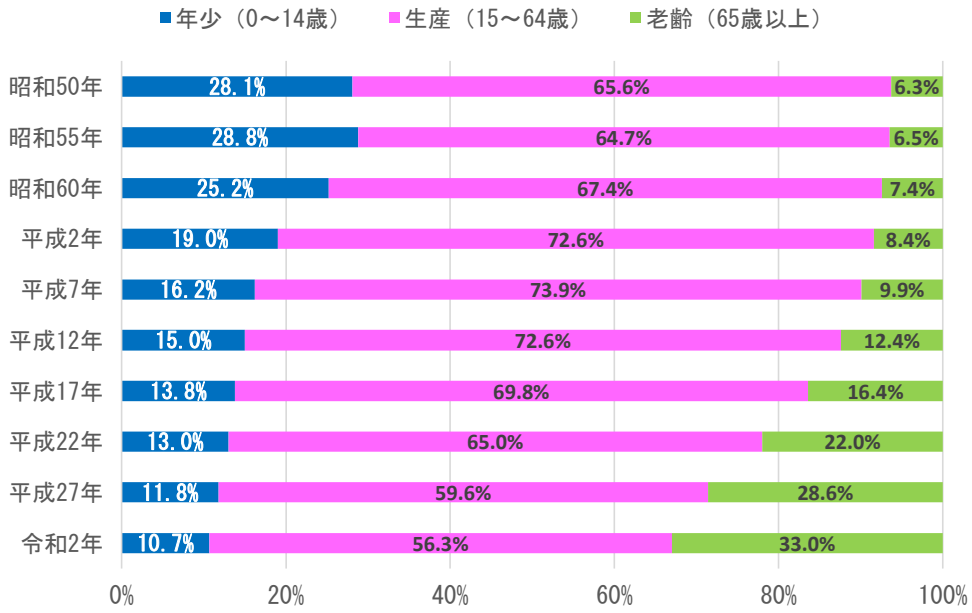

第３章　過去の災害

第１節　風水害

本町の大部分は、江戸川、古利根川に挟まれた、標高が低く、内水の溜まりやすい中川低地に属しており、風水害が過去多く発生している。

明治以降に、本町及びその周辺地域で発生した主な水害は、表－ １のとおりである。特に被害の大きかった昭和22年（1947年）のカスリーン台風における町内の被害は、宝珠花台地と国道4号、中川沿いの自然堤防以外はすべて浸水し、死者５名、負傷者26名、行方不明者2名、半壊家屋119棟、床上浸水2,418棟、床下浸水256棟であった。

近年浸水のあった地域を含む洪水（内水）ハザードマップを図－ ９に示す。最近では、大字深輪周辺、倉松川と中川に挟まれた地域、大字本島周辺において浸水が発生している。

表－ １　過去の風水害

発生年	被害状況
1786 （天明6年）	7月13日から降り続いた大雨により出水。河川は満水状態となり、幸手領内数箇所で堤防が決壊、村に押し寄せた水は、家屋の軒端につくほど高く押しあがって家に流れ込んだという。
1856 （安政3年）	8月25日から近年まれにみる大雨風。8月25日、日が暮れてから雨が降りしきるとともに南風が激しく吹き、戌の下刻からは大雨となった。江戸では、潰れた家は数えきれず、潰れなかった家も屋根・天井の吹き飛んだ家が多かった。これらの被害は江戸に限らず杉戸宿においても、家居36棟、物置11棟、郷蔵1棟が被害。
1885 （明治18年）	6月下旬からの連続降雨。7月1日～3日にかけて利根川・渡良瀬川での洪水。渡良瀬川の駒場（現加須市）で堤防決壊・氾濫。
1890 （明治23年）	8月下旬からの連続降雨。22日に暴風雨。23日、利根川右岸の下中条（現行田市）で決壊。北埼玉郡、南埼玉郡、北足立郡等で氾濫。権現堂川の高須賀（現幸手市）で決壊。
1896 （明治29年）	2回の水害にみまわれる。7月下旬、利根川の下流を中心に決壊・氾濫による被害。9月下旬、利根川の上流から下流の各所で決壊、氾濫し、各府県に大被害。7月下旬の水害を上回る規模で、東京の本所、深川での被害は、明治43年8月の台風による豪雨での被害をしのぐものである。
1907 （明治40年）	8月中旬～下旬にかけて、4つの台風が日本を襲う。降雨は8月23・24日が最も激しい。降水量は23日～27日の5日間で、下仁田628.3mm、前橋168mm、本庄276.9mm。利根川右岸の仁手村（現本庄市）で延長505間（918m）にわたり決壊。渡良瀬川・小貝川でも決壊、各地に浸水。
1910 （明治43年）	8月上旬、台風による豪雨。明治期最大規模。奥利根流域の出水は少ない。吾妻川・烏川等、上流部支川で大出水。利根川本支川の堤防決壊、溢水。利根川沿岸～東京下町まで平野一帯が浸水。東海から東北地方の広範囲で大被害。関東では、死者769名、行方不明者78名、全壊家屋2,121棟、半壊家屋2,769棟。
1917 （大正6年）	9月24日、太平洋パラオ諸島付近に台風発生。東海地方に上陸。同30日～10月1日にかけ、関東地方は、大暴風雨。東京湾では満潮時と重なり高潮となって沿岸部を襲い、浦安・行徳・葛飾・船橋で浸水。

発生年	被害状況
1935 （昭和10年）	9月、台風に伴う温暖前線による豪雨。山地へ集中、各地で大出水。利根川の栗橋で水位を1.35m上回り、利根川橋で濁流が橋桁下端を洗い、通行禁止。江戸川は流山より上流で計画高水位を0.5～1.5m上回る。関宿関門では門扉を越える。東北本線の鉄道橋でも危険な状態となり列車運休。
1938 （昭和13年）	2回の水害にみまわれる。 6月：利根川本川の流量は昭和10年9月台風に伴う温暖前線による豪雨時より少ない。平地部の降水量が大きく、下流部一帯、内水氾濫等により浸水。利根川水系（中川流域を含む）の浸水面積214,500ha。 9月：利根川上流域の降水量は少ない。渡良瀬川合流点より上流部では計画水位前後の出水。下流部では、渡良瀬川・鬼怒川の大洪水の合流により、計画高水位を60cm上回る。全川で計画高水位を上回る。
1941 （昭和16年）	7月、梅雨前線の活動と台風の上陸により雨が多い。利根川流域は降雨が少なく、支川の渡良瀬川・鬼怒川流域では多い江戸川では昭和10年9月台風に伴う温暖前線による豪雨時より流量はやや少ない。最高水位関宿で8.08m、計画高水位を上回り出水。護岸流出796m、水制流出102箇所。利根運河で水堰が倒壊、利根川の濁流が流れ込み、数箇所決壊。被害額は軽微。
1947 （昭和22年） カスリーン 台風	利根川右岸、埼玉県北埼玉郡東村新川通（現加須市）地先で延長約400m決壊。利根川左岸、茨城県猿島郡中川村長沼（現坂東市）地先で延長約250m決壊。本川・支派川合わせて24箇所、約5.9km堤防決壊。本川東村地先の決壊による氾濫被害の全長は約450km。埼玉県東南部の町を巻き込み、東京都葛飾区、江戸川区にまで及ぶ。死者78名、負傷者1,506名、家屋の浸水138,854戸（床上102,855戸）。
1947 （昭和22年） アイオン台風	9月16日、台風は関東地方南部をかすめ、房総半島を横断、鹿島灘へ抜けた。関東地方の各河川が大出水。利根川では栗橋から下流にかけて計画高水位を上回る。この洪水は水防作業の適切な措置により、大事に至らなかった。
1949 （昭和24年） キティ台風	8月31日、台風は小田原付近に上陸、八王子・秩父・前橋の各西方を通過し、日本海へ抜けた。江戸川河口付近で海岸堤防と旧江戸川堤防が決壊。渡良瀬川・鬼怒川流域で出水による浸水被害発生。
1958 （昭和33年） 狩野川台風 台風第22号	9月26日、台風は伊豆半島をかすめ、夜半に東京の西方を北東に進み三陸沖へ抜けた。1週間前の台風第21号による影響に拍車をかけた形となり、大水害。平野部への豪雨。中川流域では、浸水面積28,000ha、浸水家屋約41,500戸。
1959 （昭和34年） 伊勢湾台風 台風第15号	9月22日、マリアナ東方海上に台風発生。26日18時、潮岬付近に上陸し北上。27日1時頃日本海へ抜けた。熊谷で最大風速21.1m/s（27日0時21分南風）、最大瞬間風速31.6m/s。降雨より風の被害が大きく、秩父地方等の山地で大被害。
1966 （昭和41年） 台風第4号	6月、台風第4号による関東地方の総降水量は山地で400mmを超える。平地（埼玉、神奈川、東京の一部）でも300mmとなる。利根川本流では、浸水被害は少なく、綾瀬川・小貝川で計画高水位を突破、出水により浸水。中川流域（綾瀬川を含む）の35%に当たる約35,000haが浸水被害を受け、浸水家屋は約24,000戸。
1972 （昭和47年） 台風第20号	9月16日、台風第20号が潮岬に上陸。17日3時頃、富山湾へ抜けた。鬼怒川上流・渡良瀬川上流での降水量は200～400mm。利根川上流部での出水は少ない。渡良瀬川遊水地、菅生、田中調節池等に越流するほどの水位。小貝川・中川では指定水位を少し超える程度。出水による被害は、主として護岸の崩壊・流出。

発生年	被害状況
1982 （昭和57年） 台風第18号	9月10～12日。埼玉県内で死者1名、負傷者2名。住家被害：全壊2棟、半壊10棟、一部破損9棟。住家浸水被害：床上1万1,712棟、床下4万8,368棟。農業被害：面積9万6,107ha、農業被害金額43億2,158万円。被害総額76億3,184万円。 降水量：10～12日、浦和387mm、熊谷373mm、秩父366mm。 日降水量：熊谷12日　302mm。
1986 （昭和61年） 台風第10号	8月4～5日。埼玉県内で負傷者1名。住家被害：半壊2棟、一部破損1棟。住家浸水被害：床上6,060棟、床下2万275棟。農業被害：面積2,207ha、農業被害金額2億5,600万円。道路、河川、橋梁被害多数。 降水量：4～5日、越谷219mm、鴻巣214mm、久喜213mm、浦和210mm
1991 （平成3年） 台風 第17～19号	9月12日～9月28日。台風第17号（12～15日）、第18号（17～20日）、第19号（25～28日）と3個の台風が相次いで日本に上陸・接近。特に台風第19号は、中心付近の最大風速が50m/sと非常に強い勢力で長崎県に上陸。南西諸島から北海道までの全国で、暴風による死者や建物の損壊等の被害が多数発生。
1993 （平成5年） 台風第11号	7月31日～8月29日。8月27日に、台風第11号が千葉県銚子市付近を通過、本州の東海上を北上。関東甲信地方から東北地方南部にかけて大雨。
1996 （平成8年） 台風第17号	9月21日～9月23日。台風第17号が、9月13日フィリピンの東海上で発生。22日午前八丈島の西の海上を通り、午後には房総半島の東海上を北北東に進んだ。関東南部や伊豆諸島で暴風雨。
1998 （平成10年） 台風第4号	8月26日～8月31日。26日から31日にかけて、前線が本州付近に停滞した。一方、台風第4号が北上し、前線が活動。栃木県北部から福島県にかけて記録的な豪雨。
1999 （平成11年） 熱帯低気圧	8月13日～8月16日。13～15日にかけて、東海沖にあった熱帯低気圧が、関東南岸に進み、北陸地方に進んだ。関東地方中心に大雨。平野部でも300mm前後の大雨。
2000 （平成12年） 台風第3号	7月3日～7月9日台風第3号が、7月3日フィリピンの東海上で発生。8日早朝八丈島と三宅島の間を通り、房総半島の東海上を北上。関東から東北地方の太平洋側を中心に大雨。
2002 （平成14年） 台風第6号	7月8日～7月12日。6月29日にトラック島近海で発生した台風第6号が、11日0時過ぎ千葉県に上陸。鹿島灘から三陸沖を北北東に進み、11日21時頃北海道釧路市付近に再上陸。中部地方から東北地方にかけて平野部でも大雨。関東等、南部で暴風。伊豆諸島、関東沿岸等で20m/sを超える暴風を観測。
2013 （平成25年） 台風第18号	9月15日～9月16日。9月13日に小笠原諸島近海で発生した台風第18号は、16日08時前に暴風域を伴って愛知県豊橋市付近に上陸。台風が接近、通過した15日夜から16日昼過ぎにかけては、埼玉県内の所々で激しい雨が降り、台風に伴う大雨や暴風等に対し、警報・注意報及び気象情報を発表。
2019 （令和元年） 台風第19号	10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。10月12日15時30分から順次、埼玉県を含む1都12県に大雨特別警報を発表した。町では、床下浸水1棟、道路冠水30カ所、停電約400世帯の被害となった。

資料：杉戸町防災アセスメント調査　杉戸町の災害
江戸川河川事務所ＨＰ　中川・綾瀬川流域浸水実績図
気象庁ＨＰ　災害をもたらした台風・大雨・地震・火山噴火等の自然現象の取りまとめ資料
熊谷地方気象台ＨＰ
杉戸町史編さん室　杉戸町の災害
杉戸町役場　杉戸町史通史編
杉戸町ＨＰ　令和元年台風１９号の被害状況等

図－ ９　杉戸町洪水（内水）ハザードマップ

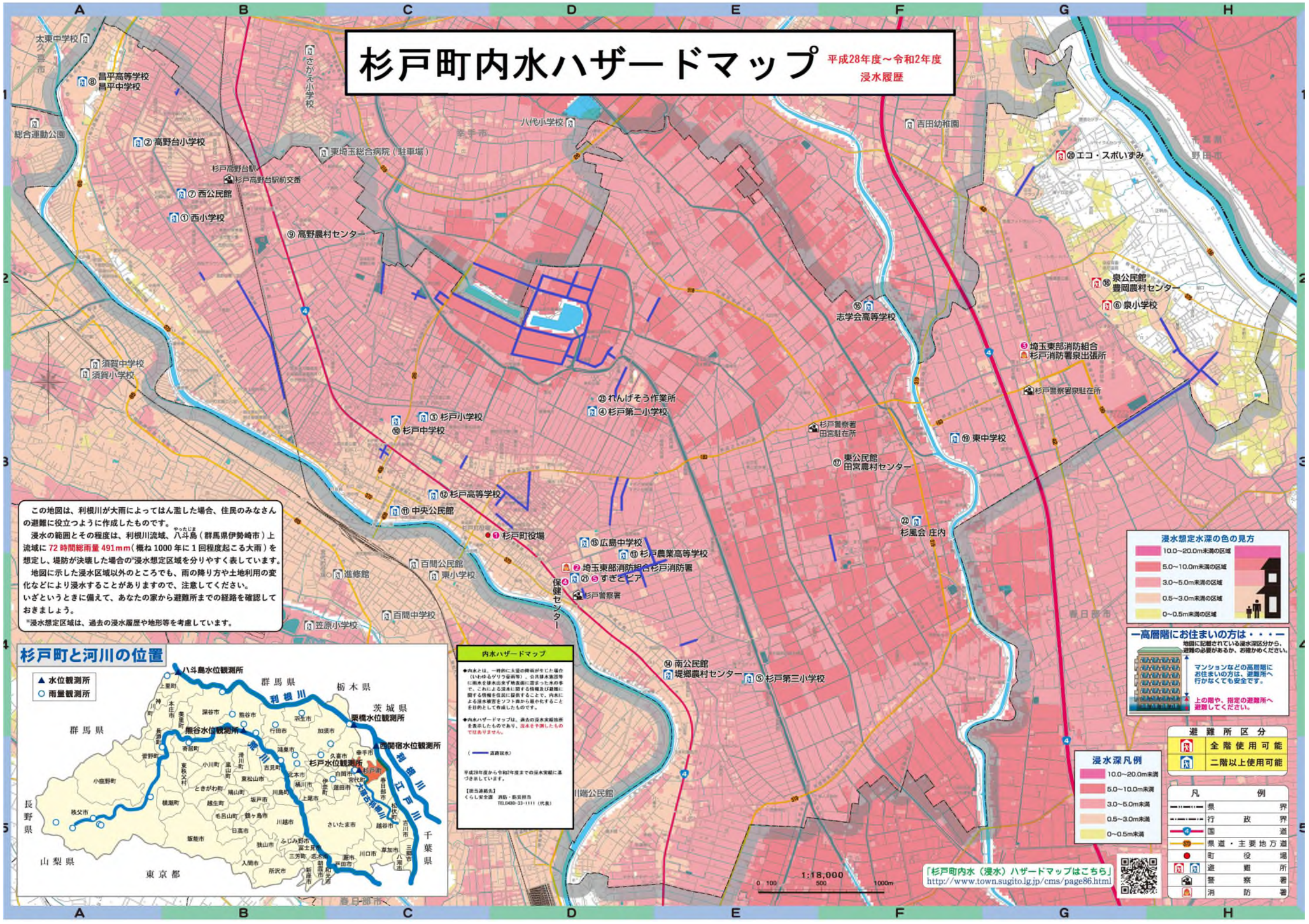

第２節　地震

本町及び周辺地域に被害をもたらした地震災害を表－ ２に示す。

本町に被害をもたらした地震としては、1855年11月11日の安政江戸地震、1923年9月1日の関東大震災、2011年３月11日の東日本大震災がある。被害の状況は、表－ ３のとおりである。

表－ ２　過去の地震災害

発生年	規模（M）	震源地域	被害記述
818	7.5	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数理、百姓の圧死者多数。
878	7.4	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。家屋が無事であったものは1つもなく、道が不通となったところもあった。圧死者多数。
1615	6.5	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
1630	6.3	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649	7.0	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700棟ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下がる。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死者50名余。 （埼玉県）川越で被害があったことが最近わかったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703	8.2	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791	6.3	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根等、破損。
1854	8.4	東海	埼玉県内推定震度5の地域（蕨、桶川、行田）

発生年	規模（M）	震源地域	被害記述
1855	6.9	江戸 （安政江戸地震）	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが民家の倒壊も多く、14,346棟という。また、土蔵倒壊1,410棟。地震後30箇所余から出火し、焼失面積は2町（0.2km）×2里19町（10km）に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 （埼玉県）推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041棟中、壊家17棟、人家・土蔵・物置等壊同然3,243棟。（村ごとの被害率9～73%）。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3棟。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33棟、死者1名、負傷者1名。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859	6.0	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894	7.0	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24名、負傷157名。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316箇所。 （埼玉県）埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ（幅350間（約630m））あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894	6.7	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、煉瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等、小破多し。
1923	7.9	関東南部 （関東大震災）	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、全壊家屋128,266棟、半壊126,233棟、焼失447,128棟、流出868棟。 （埼玉県）死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、全壊家屋9,268棟、半壊7,577棟。
1924	7.3	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。

発生年	規模（M）	震源地域	被害記述
1931	6.9	埼玉県北部（西埼玉地震）	（埼玉県）死者11名、負傷者114名、全壊家屋172棟、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968	6.1	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模のわりに小規模で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989	5.6	茨城県南西部	茨城県、千葉県で負傷者2名、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
2011	9.0	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。（埼玉県）最大震度6弱（宮代町）、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件。

資料：埼玉県地域防災計画（資料編）　令和３年３月埼玉県防災会議

表－ ３　安政江戸地震、関東大震災及び東日本大震災での杉戸町の被害

発生年	規模（M）	震源地域	杉戸町の被害
1855 （安政2）	6.9	江戸 （安政江戸地震）	○負傷者　杉戸宿　239名 堤根　207名 清地　98名 下高野　75名 ○下高野、堤根、広戸沼、佐左衛門で家屋の被害大
1923 （大正12）	7.9	関東南部 （関東大震災）	○死者　4名 ○負傷者　13名 ○全壊建物　256棟（家屋136棟） ○半壊建物　227棟（家屋109棟） ○古利根川沿いの各所で地割れ、液状化現象
2011 （平成23）	9.0	三陸沖 （東日本大震災）	○負傷者　3名 ○避難者数　15名 ○住宅被害　377棟 ○給食センター、エコ・スポいずみで施設一部破損

資料：杉戸町災害杉戸町史調査報告書第一集（平成３年３月）
杉戸町ＨＰ（平成23年３月）

第４章　予想される災害と被害

第１節　地震災害

第１　埼玉県における地震被害想定の概要

埼玉県では、平成25年度に「埼玉県地震被害想定調査」の結果が公表されている。この報告書では、首都圏直下型地震に係る最新の科学的知見や埼玉県における過去の被害地震を踏まえ、以下の5つの地震を想定している。

表－ ４　埼玉県における想定地震の概要

想定地震名	想定 マグニチュード （M）	地震のタイプ
東京湾北部地震	7．3	プレート境界で発生する地震 （海溝型）
茨城県南部地震	7．3	
元禄型関東地震	8．2	
立川断層帯地震	7．4	活断層で発生する地震 （直下型）
関東平野北西縁断層帯地震	8．1	

資料：平成24･25年度埼玉県地震被害想定調査

これらのうち、本町に最も影響を及ぼす想定地震は「茨城県南部地震」（M7.3）であり、埼玉県内では中川低地において最大震度が６強となる地域が散在し、震度６弱となる地域も埼玉県東部に集中して分布している。想定される本町における被害の概要は、表－ ５に示すとおりである。

表－ ５　杉戸町における想定被害　－茨城県南部地震（M7.3）－

項目	予告内容			単位	茨城県南部地震
震度				－	6強
液状化	高い地域		面積	㎢	1.697
			面積率	%	4.8
建物被害	全壊（揺れ+液状化）		全壊棟数	棟	184
			全壊率	%	1.06
	半壊（揺れ+液状化）		半壊棟数	棟	705
			半壊率	%	4.07
	焼失		焼失棟数	棟	8
			焼失率	%	0.04
人的被害	死者数			人	4
	負傷者数			人	80
	うち重傷者数			人	5
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	12,916
			1日後	人	1,980
		停電率	直後	%	27.53
			1日後	%	4.22
	電話	不通回線	回線数	回線	24
			不通率	%	0.13
		携帯電話	停電率	%	4.2
			不通率	%	0.1
	都市ガス	供給停止件数		件	2,999
		供給停止率		%	100.0
	上水道	断水人口		人	22,636
	下水道	機能支障人口		人	10,307
生活支障	避難者数	1日後		人	767
		1週間後		人	2,254
		1か月後		人	1,076
	帰宅困難者数	平日		人	5,246
		休日		人	4,292
その他	廃棄物	災害廃棄物		万トン	3.4
				万㎥	2.2

資料：平成24･25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

第２　杉戸町における地震被害想定結果に対する考え方

埼玉県が調査した地震被害想定の結果、本町に最も大きな地震被害をもたらす地震として「茨城県南部地震」が想定されている。

「茨城県南部地震」は、「東京湾北部地震」と同様に首都直下地震に位置づけられており、今後30年以内の地震発生確率は70%と切迫性が高くなっている。本町にとっては、「茨城県南部地震」に備えることにより、より被害程度の低い「東京湾北部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」に対しても対応可能であることから、本町がまず備えるべき地震は、「茨城県南部地震」と考えられる。

以上のことから、本町では、食料などの備蓄や指定避難所の整備など、地震被害に具体的に備えるための防災対策の目標として、「茨城県南部地震」による地震被害を位置づけるものとする。

なお、本町では、「茨城県南部地震」による揺れ、液状化危険度、建物の全壊率をより詳細に住民に示し、防災意識の高揚を図るために50mメッシュを用いた詳細な地震ハザードマップを作成し、公表した。

図－　１０　杉戸町における震度予測　―茨城県南部地震（M7.3）―

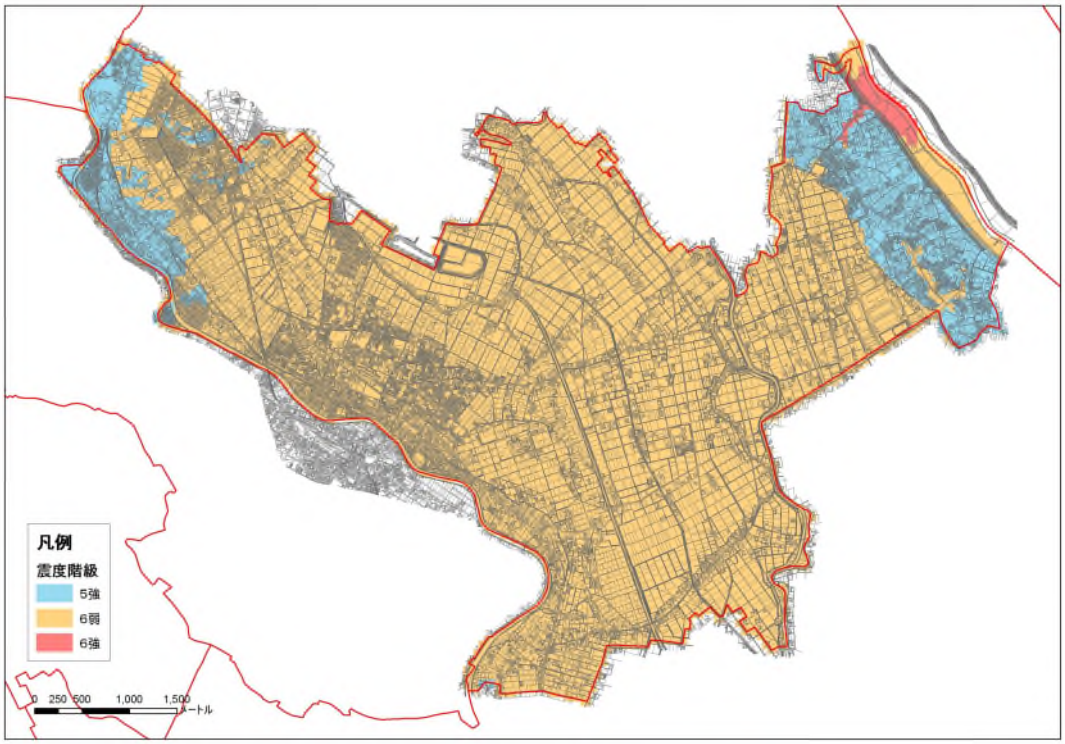

第２節　風水害及びその他災害

第１　風水害

本町の大部分は江戸川と古利根川に挟まれた低地部から成るため、降雨時には内水が溜まりやすく、過去にも幾度となく浸水被害を受けている。

平成27年5月に水防法の一部が改正され、洪水浸水想定区域図、及び想定最大規模降雨が1/1000年確率以上になるよう設定している。本町の洪水浸水被害想定は、おおむね以下のようになっている。

表－６　本町の洪水浸水被害の想定

浸水想定河川	前提（雨量・破堤場所等）	主な地区の最大浸水深	備考
利根川水系 利根川	八斗島上流3日間 総雨量　491mm	大落古利根川沿い 0.5～3.0m 中川と倉松川沿い 5.0～10.0m 町中心部　0.5～5.0m	荒川・江戸川等の氾濫は考慮していない。 （平成29年7月20日）
利根川水系 江戸川	八斗島上流3日間 総雨量　491mm	江戸川沿い　3.0～10.0m 中川と倉松川沿い 0.5～5.0m 町中心部　0.5～3.0m	利根川・荒川等の氾濫は考慮していない。 （平成29年7月20日）
利根川水系 大落古利根川	中川流域2日間 総雨量　596mm	大落古利根川沿い 0.5m未満	利根川・江戸川・中川・綾瀬川の国管理区間、中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川流域外の河川の氾濫を考慮していない。 （令和2年5月26日）
荒川水系 荒川	荒川3日間 総雨量　632mm	大落古利根川沿い 0.5～3.0m 中川と倉松川沿い 0.5～3.0m 町中心部 0.5～3.0m	利根川・江戸川の氾濫は考慮していない。 （平成28年5月30日）

第２　その他災害

１　火災

強風、乾燥といった気象条件のときに火災が発生すると、大火につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときは、注意が必要である。

２　農林水産災害

農地や農業用施設、農作物等は暴風や豪雨による風水害のほか、冷害、干害等、気象害を受けやすい。

３　危険物事故

本町には、危険物規制対象施設が123箇所あり、施設は大規模化・集積化している。そのため、災害発生時には甚大な被害が予想される。

４　突発性重大事故

航空機墜落事故や列車転覆事故、放射性物質事故及び大規模な自動車事故等の突発性重大事故は、全国どこでも起きる可能性がある。特に、国道4号における大規模事故を想定する必要がある。

第５章　計画の基本方針

第１節　計画策定の背景

第１　防災体制整備の課題

過去の災害及び予想される災害と被害をもとに、本町における防災体制整備に関する課題をまとめると、次のとおりである。

表－ 7　防災体制整備の課題

災害	予想される状況	課題・対策
地震災害	建造物の倒壊や火災の発生により、多数の被害者が発生する。	・市街地、建造物等の耐震化、不燃化の促進 ・消防力の強化 ・町民一人ひとりの防災力の向上
	余震が頻発すると、避難が長引くとともに、応急対策も長期化する可能性がある。	・防災施設、防災備品の整備の促進 ・医療・救護体制の充実
風水害	浸水の危険性が高い地区で、浸水被害が発生する。	・河川施設の強化 ・浸水想定区域の事前周知
	避難の判断が遅れ、逃げ遅れる。	・情報伝達体制の整備 ・避難体制の整備 ・町民一人ひとりの防災力の向上
共通・その他	ライフラインが寸断され、その後の応急活動に支障が生じる。	・ライフラインの強化 ・応急資器材の整備
	被害が大きくなると、役場職員のみでは対応不可能となる。特に、夜間には役場職員に欠員が生じる。	・応援、協力体制の整備 ・役場の防災体制の強化、充実 ・町民一人ひとりの防災力の向上
	被害状況は地区によって異なり、被害程度に応じた災害対策が求められる。	・情報伝達体制の整備 ・応援、協力体制の整備
	要配慮者が逃げ遅れる。	・要配慮者に配慮した防災体制の整備 ・町民との連携による支援体制の整備
	時間帯によっては、多数の帰宅困難者が発生する。	・帰宅困難者支援体制の整備
	災害発生時には、状況に応じた迅速な対応が求められる。	・臨機応変に対応できる体制の整備

第２　「災害被害を軽減する国民運動」の推進に関する基本方針

中央防災会議に設置された「災害被害を軽減する国民運動」の推進に関する専門調査会では、＜災害が多発する日本において安全・安心を得るためには、国民一人ひとりや企業等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体の「公助」の連携が不可欠である＞として、以下の基本方針を掲げている。

表－ ８「災害被害を軽減する国民運動」の推進に関する基本方針

１ 防災（減災）活動へのより広い層の参加（マスの拡大）
２ 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供（良いコンテンツを開発）
３ 企業や家庭等における安全への投資の促進（投資のインセンティブ）
４ より幅広い連携の促進（様々な組織が参加するネットワーク）
５ 国民一人ひとり、各界各層における具体的行動の継続的な実践（息の長い活動）

第２節　基本方針

以上のような状況を踏まえ、本計画の目的「町民の生命、身体及び財産を災害から保護する」の達成に向けて、町民、行政、関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として防災対策に取り組むため、次のような基本方針のもとに防災対策を推進する。

図－ １１　計画の基本方針

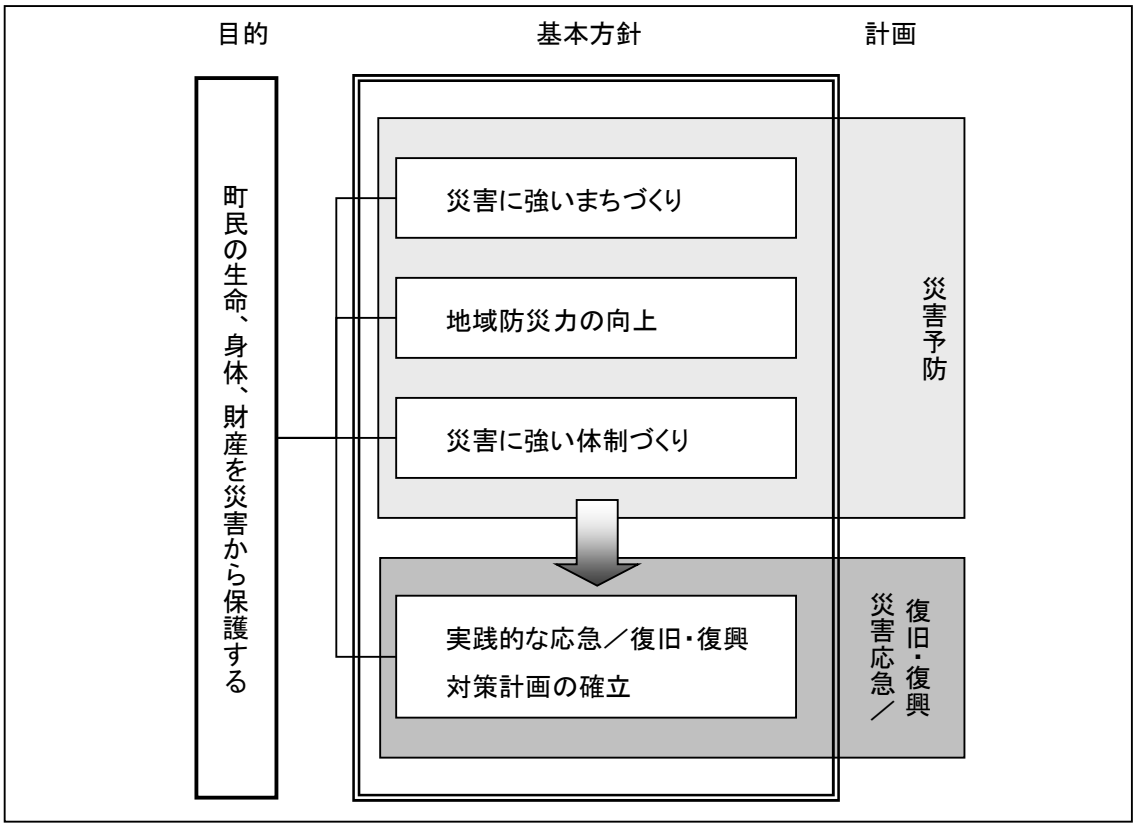

表－ ９　基本方針

基本方針	内容
災害に強いまちづくり	○災害が発生しにくい機能、被害が拡大しにくい機能、安全が確保できる機能の充実を図る。
地域防災力の向上	○災害に関する知識の普及、啓発活動、防災訓練を通して、町民や事業所等の防災力の向上を図る。 ○災害発生時には互いに協力して防災活動を進められるよう、町民、行政、関係機関等の連携強化を図る。
災害に強い体制づくり	○情報収集、伝達体制の整備を図る。 ○迅速的確な応急活動を実施できるよう体制を整備する。
実践的な応急／復旧・復興対策計画の確立	○臨機応変な応急復旧活動を実施できるよう、実践的な計画を確立する。

第６章　業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務、又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第１　町

機関等の名称	業務又は業務の大綱
町	１ 災害予防 （1） 杉戸町防災会議に関すること。 （2） 災害対策の組織の整備及び防災知識の普及、訓練に関すること。 （3） 防災施設の新設、改良の実施に関すること。 （4） 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関すること。 （5） 管内の公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。
	２ 災害応急対策 （1） 避難指示に関すること。 （2） 水防、消防その他の応急措置に関すること。 （3） 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関すること。 （4） 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 （5） 食糧等、災害用応急物資確保に関すること。 （6） 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策に関すること。 （7） その他災害の発生の防御、又は拡大の防止のための措置に関すること。
	３ 災害復旧 （1） 防災施設の復旧の実施に関すること。

第２　消防機関

機関等の名称	業務又は業務の大綱
杉戸町消防団 埼玉東部消防組合	１ 消防施設、消防体制の整備に関すること。 ２ 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。 ３ 危険物施設等の実態把握と防護の指導監督に関すること。 ４ 防災知識の啓発、普及に関すること。 ５ 火災発生時の消火活動に関すること。 ６ 水防活動の協力、援助に関すること。 ７ 被災者の救助、救援に関すること。 ８ 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ９ 消防施設に関する感染防止対策に関すること。

第３　県及び県の機関

機関等の名称	業務又は業務の大綱
県	１　災害に関する情報の収集伝達及び被害に関すること。 ２　被害者の救難、救助その他の保護に関すること。 ３　災害時における児童及び生徒の応急の教育に関すること。 ４　災害時における清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 ５　災害時における犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関すること。 ６　災害時における緊急輸送の確保に関すること。 ７　災害応急復旧に関すること。 ８　町及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての連絡調整に関すること。 ９　住宅対策に関すること。 10　前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
利根地域 振興センター	１　災害応急対策の整備に関すること。 ２　災害情報の収集及び勧告に関すること。 ３　市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ４　災害現地調査に関すること。 ５　災害対策現地報告に関すること。 ６　災害応急対策に必要な応援措置に関すること。
東部環境 管理事務所	１　地域の環境保全に関すること。 ２　大気、水質、土壌の保全に関すること。 ３　廃棄物、残土の処理に関すること。
幸手保健所	１　災害救助の実施に関すること。 ２　救護調査に関すること。 ３　救助活動の記録に関すること。 ４　日赤その他の医療機関との連絡に関すること。 ５　保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 ６　衣料品、衛生材料及び各種資材の調達並びに斡旋に関すること。 ７　各種消毒に関すること。 ８　飲料水の水質検査に関すること。 ９　そ族及び昆虫駆除に関すること。 10　感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 11　災害救助食品の衛生に関すること。 12　病院、診療所及び助産所に関すること。 13　被災者の医療助産その他の保護衛生に関すること。
杉戸警察署	１　避難の指示又は警告及び避難者の誘導に関すること。 ２　災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去に関すること。 ３　交通規制及び緊急輸送車両の確認に関すること。 ４　救出活動に関すること。 ５　死体の検視に関すること。 ６　危険物の取締りに関すること。 ７　被災地における犯罪の予防及び取締りに関すること。 ８　災害広報に関すること。

機関等の名称	業務又は業務の大綱
埼玉県春日部 農林振興センター	１　農畜林水産被害状況の調査に関すること。 ２　農作共済、養蚕共済、家畜共済及び建築物等の共済に関すること。 ３　農業災害融資に関すること。 ４　被災者の食糧等の確保及び輸送に関すること。 ５　主要農作物の種子の確保に関すること。 ６　農業生産力維持のための助成に関すること。
埼玉県杉戸 県土整備事務所	１　降水量及び水位等の観測通報に関すること。 ２　洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。 ３　水門及び排水機場等に関すること。 ４　水防管理団体との連絡指導に関すること。 ５　河川、道路及び橋梁等の災害状況の調査並びに応急修理に関すること。
埼玉県 総合治水事務所	１　県の所管に係わる河川の被害状況の調査及び応急修理に関すること。 ２　降水量及び水位等の観測情報に関すること。 ３　洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。 ４　水防管理団体との連絡指導に関すること。 ５　河川における障害物の除去に関すること。
埼玉県越谷 建築安全センター	１　住宅対策に関すること。

第４　指定地方行政機関

機関等の名称	業務又は業務の大綱
関東財務局	１　災害査定立会に関すること。 ２　金融機関等に対する金融上の措置に関すること。 ３　地方公共団体に対する融資に関すること。 ４　国有財産の管理処分に関すること。
関東経済産業局	１　生活必需品、復旧資材等、防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ２　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ３　被災中小企業の振興に関すること。
関東運輸局 埼玉運輸支局	１　災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。 ２　災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 ３　災害による不通区間における迂回輸送の指導に関すること。
東京航空局 東京空港事務所	１　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 ２　遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ３　災害に関し、特に指定した地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東総合通信局	１　非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 ２　災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）の派遣に関すること。 ３　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 ４　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること。 ５　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

機関等の名称	業務又は業務の大綱
関東農政局	１ 災害予防対策 （1） ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検・整備事業の実施、又はその指導に関すること。 （2） 農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること。 ２ 応急対策 （1） 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 （2） 災害地における種もみ、その他営農資機材の確保に関すること。 （3） 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 （4） 災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （5） 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること。 （6） 災害の発生地域に対し、県知事からの要請により、災害救助用米穀、乾パン及び乾燥米飯を確保供給すること。 ３ 復旧対策 （1） 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地･農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 （2） 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
東京管区気象台 （熊谷地方気象台）	１ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ２ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ３ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ４ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ５ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
埼玉労働局 （春日部労働基準監督署）	１ 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 ２ 職業の安定に関すること。

機関等の名称	業務又は業務の大綱
関東地方整備局 （利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、北首都国道事務所杉戸国道出張所、大宮国道事務所、荒川上流河川事務所）	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 １　災害予防 （1） 震災対策の推進 （2） 危機管理体制の整備 （3） 災害・防災に関する研究、観測等の推進 （4） 防災教育等の実施 （5） 防災訓練 （6） 再発防止対策の実施 ２　災害応急対策 （1） 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 （2） 活動体制の確保 （3） 災害発生直後の施設の緊急点検 （4） 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 （5） 災害時における応急工事等の実施 （6） 災害発生時における交通等の確保 （7） 緊急輸送 （8） 二次災害の防止対策 （9） ライフライン施設の応急復旧 （10） 地方公共団体等への支援 （11）「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 （12） 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）」の派遣 （13） 被災者・被災事業者に対する措置 ３　災害復旧・復興 （1） 災害復旧の実施 （2） 都市の復興 （3） 被災事業者等への支援措置

第５　陸上自衛隊（第32普通科連隊）

機関等の名称	業務又は業務の大綱
陸上自衛隊 （第32普通科連隊）	１　災害派遣の準備 （1） 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 （2） 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （3） 埼玉県地域防災計画に合致した防災訓練の実施に関すること。 ２　災害派遣の実施 （1） 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 （2） 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第６　指定公共機関

機関等の名称	業務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	１　郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 ２　救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社	１　災害時における電力供給に関すること。 ２　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東日本電信電話株式会社埼玉事業部 株式会社NTTドコモ	１　電気通信設備の整備に関すること。 ２　災害時の非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 ３　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	１　災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時的保存を除く）を行うこと。 ２　救助に関して地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 ３　主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。
日本放送協会 （NHK） さいたま放送局	１　県民に対する防災知識の普及に関すること。 ２　県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 ３　災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
日本通運株式会社 埼玉支店	１　災害応急活動のため、県知事の車両借り上げ要請に対する即応態勢の整備及び配車に関すること。

第７　指定地方公共機関

機関等の名称	業務又は業務の大綱
東武鉄道株式会社 東武動物公園駅・ 杉戸高野台駅	１　被害状況の把握と避難誘導及び救助、救援に関すること。 ２　災害時における鉄道施設等の安全保安及び運転復旧に関すること。 ３　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 ４　バス路線の道路状況等の情報提供に関すること。
一般社団法人 埼玉県トラック協会	１　災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること。
土地改良区	１　防災ため池等の設備の整備と管理に関すること。 ２　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。 ３　たん水の防排除施設の整備と活動に関すること。
利根川栗橋流域 水防事務組合	１　水防施設資材の整備に関すること。 ２　水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 ３　水防活動に関すること。
ガス供給事業者 （幸手都市ガス株式会社） （東彩ガス株式会社）	１　ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 ２　被災ガス施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
一般社団法人 埼玉県ＬＰガス協会	１　LPガス供給施設の安全保安に関すること。 ２　LPガスの供給の確保に関すること。 ３　カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による災害発生時の調達に関すること。 ４　自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。
株式会社 テレビ埼玉	１　県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 ２　県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 ３　災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
株式会社 エフエムナックファイブ	１　県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 ２　県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 ３　災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
一般社団法人 埼玉県バス協会	１　災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
一般社団法人 埼玉県乗用旅客自動車協会	１　災害時における乗用旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。 ２　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

第８　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	業務又は業務の大綱
農業協同組合 （JA）	１　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ２　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ３　被災農家に対する融資、斡旋に関すること。 ４　農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 ５　農産物の需給調整に関すること。
商工会等 商工業関係団体	１　町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。 ２　災害時における物価安定についての協力に関すること。 ３　救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
杉戸町医師会	１　医療及び助産活動の協力に関すること。 ２　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 ３　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
杉戸町歯科医師会	１　医療活動の協力に関すること。 ２　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 ３　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
杉戸町薬剤師会	１　医療活動の協力に関すること。 ２　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 ３　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
病院等経営者	１　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 ２　災害時の病人等の収容、保護に関すること。 ３　災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉協議会	１　要配慮者の支援に関すること。 ２　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
社会福祉施設 経営者	１　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 ２　災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	１　被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	１　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 ２　被災時における教育対策に関すること。 ３　被災施設の災害復旧に関すること。
自主防災組織	１　防災に関する知識の普及に関すること。 ２　地震等に対する災害予防に関すること。 ３　地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。 ４　防災訓練の実施に関すること。 ５　防災資機材の備蓄に関すること。

震 災 編

第１章　災害予防計画

第１章　災害予防計画

第１節　震災に強いまちづくり

地震やそれに伴う火災、地盤沈下等による被害を最小限にとどめ、災害発生後速やかな応急対策を実施できるよう、以下の施策を実施する。

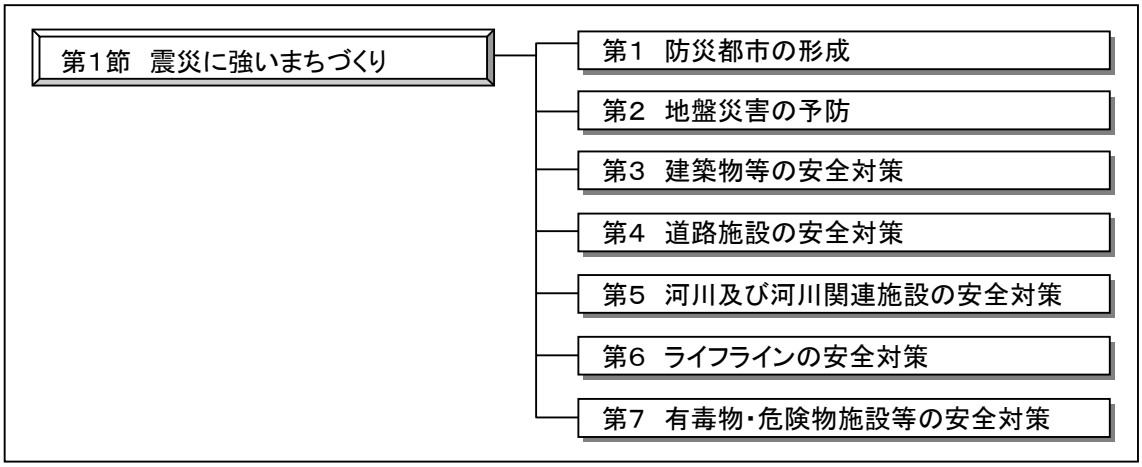

第１　防災都市の形成

都市施設や人口、情報の集中している市街地での地震による被害は非常に大きなものであることから、建築物の耐震不燃化、公園や道路の防火帯としての活用・整備、避難場所・避難所、避難路の確保を図る等、計画的なまちづくりを進める。

実施担当	危機管理課、都市施設整備課、市街地整備推進室、建築課、産業振興課

１　防災都市づくりの基本

町民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」第9条に示される「都市における震災の予防に関する基本的な方針」に基づく「都市における震災の予防に関する計画」、安全な住環境への誘導に係る施策（重点供給地域）を位置付け、計画的な市街地の整備を推進する（図 1-1）。

また、防災都市づくりは、市街地整備等のハード施策とともにまちづくり組織の育成や仕組みづくりが重要であり、これらのソフト施策についてもあわせて進めていくことが必要である。

図　1－1　防災都市づくりの体系

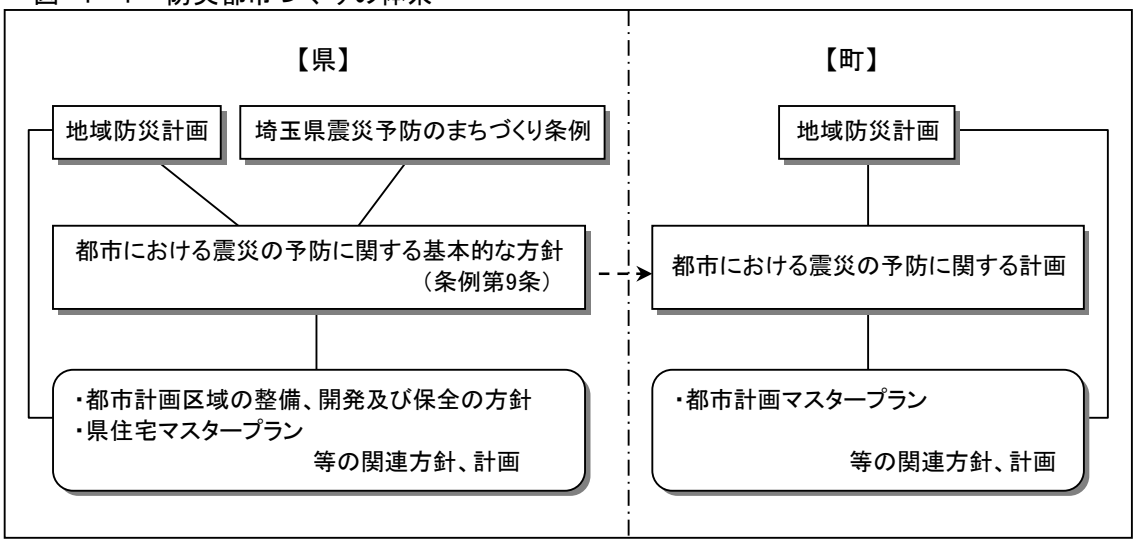

（１）　「都市における震災の予防に関する計画」の策定

町は、地震による災害を最小限にするため、防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」を策定し、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

ア　基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

イ　まちの災害危険度データ整備

防災都市づくりを効率的に進めるとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、地震災害に関する基礎的データを整備する。

また、町は県と協力して、防災都市づくりを町民参加により計画的・重点的に促進するため、地盤特性や市街地形態、建物立地状況等を総合的に勘案して、都市レベル、地区レベルでの災害危険度を明らかにして、その公表に努めるものとする。

ウ　建築物の防火の推進

町は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

併せて、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。

（２）　土地利用の適正化の計画的な推進

防災都市づくりの基本である、町民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を計画的に行う。

加えて、自然環境の機能を活用すること等により、地域のレジリエンスを高める「Ｅco-ＤＲＲ（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

ア　土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づいて策定した埼玉県国土利用計画、埼玉県土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法等の個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行うことにより、地震に強い安全なまちづくりを誘導する。

イ　土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

２　市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、既成市街地については、建築物の耐震不燃化、防災空間の整備、避難路の確保等に配慮しながら、市街地再開発事業、土地区画整理事業、用途地域の見直し等を検討する。

また、新市街地の整備・開発に際しても災害に強いまちづくりについて検討する。

（１）　土地区画整理事業

既成市街地においては、道路、公園等の都市基盤施設の充実を図り、良好な住環境を形成しながら宅地化を促進する。

また、事業の進捗にあわせて「地区計画制度」等の導入を検討する。

（２）　市街地再開発事業

本町の中心市街地において、都市計画道路の整備にあわせて周辺区域を一体的かつ面的に整備することにより、商業環境及び住環境の向上を図る。

また、整備の進捗にあわせて「地区計画制度」等の導入を検討するとともに、「防火地域又は準防火地域」や「駐車場整備地区」等の指定について検討する。

（３）　基盤整備事業

工業系用途地域においては、都市基盤施設を一体的かつ面的に整備することにより、生産環境等を向上させ、工業拠点としての充実を図る。

また、「緑地協定」等の導入についても検討する。

（４）　規制誘導による住環境整備

土地区画整理事業等の面的整備の導入が難しい区域において、無秩序な宅地化を防止し、良好な住環境を育成するためには、住民参加による主体的な「まちづくり」が重要となる。そのため、良好な住環境の育成・保護のルール等を定めた規制誘導策として「地区計画」「建築協定」「緑地協定」等を検討する。

３　市街地の不燃化・耐震化の促進

市街地等、建物が密集している地域では延焼の危険性が高いため、このような地域を中心に不燃化・耐震化対策を推進する。

（１）　準防火地域、屋根不燃化区域における指導の強化

火災の延焼防止のために、都市計画法に基づく準防火地域（高野台地区5.4ha）、（杉戸屏風深輪産業団地地区24ｈａ）、建築基準法に基づいた屋根の不燃化地域（準防火地域を除く市街化区域）においては、建築基準法による耐火建築物、防火構造、不燃材料の使用等の指導を強化し、延焼の防止を図る。

（２）　建築基準法の単体規定による指導の強化

不特定多数の人の利用する建築物（特種建築物）については、建築基準法及び防火適合標示制度に基づき、耐震化・不燃化の指導を強化する。

（３）　消防施設の整備

防火水槽、消火栓、耐震性貯水槽等の整備充実を図る。

４　オープンスペースの確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、都市にオープンスペースを確保する。

（１）　公園等の整備

公園は延焼防止機能を果たすとともに避難場所となることを想定して、耐震性貯水槽や夜間照明の設置、防災備蓄倉庫の確保等を行う。

また、公園緑地の整備を通じて、新たな避難所の確保を図る。

（２）　農地の保全

農地は、火災時の延焼防止に効果があり、井戸等の農業用施設の活用等重要な役割が期待されるため、先行的な取得及び保全を図る。

（３）　道路の整備

災害時の緊急車両等の通行ができるように努める。

第２　地盤災害の予防

本町は、地形、地質及び地盤の状況から、地震時に液状化及び地盤沈下が生じることによって被害が大きくなることが予想されるため、特にその被害の予防又は軽減に努める。

実施担当	危機管理課、都市施設整備課、建築課、上下水道課、環境課、産業振興課
防災関係機関	埼玉県東部環境管理事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所、関東地方整備局、土地改良区

１　液状化

町は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、地震による液状化の発生が予想される箇所（資料編　資料１２）の把握と周知に努めるとともに、以下の予防対策を進める。

（１）　耐震診断の実施

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査等適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた対策を実施する。

（２）　液状化対策工法の普及

地震時に液状化現象等により大きな被害を受ける可能性がある施設については、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ、施設整備に反映させる。

ア　土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋りょう等）についての液状化対策工法には、地盤改良による工法と構造物で対処する工法とがある。

表　1－1　土木施設構造物の液状化対策工法

工法	概要
地盤改良工法	①地盤を液状化しない材料と入れ替える工法 ②振動又は衝撃により地盤内に砂杭を形成し、地盤を締め固める工法 ③押さえ盛土により地盤を加圧密にする工法 ④地盤に凝固剤を撹拌混合する固化工法 ⑤地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法
構造物で対処する工法	①構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法 ②支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増し等、既設構造物の耐力を増す工法等

イ　建築物

建築物の液状化対策工法には、建築物に施す対策と地盤改良工法とがある。

建築物の所有者、関係者に対しては、パンフレットの配布、講演会の実施等により液状化対策に関する普及・啓発に努める。

表　1－2　建築物の液状化対策工法

工法	概要
地盤改良工法	前記表1-1に同じ
建築物に施す方法	①基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法 ②支持層に杭を打ち込み建物を支える方法　等

ウ　地下埋設物（上下水道課）

地下埋設物の液状化対策工法には、地下埋設管路に施す工法と地盤改良工法とがある。

表　1－3　地下埋設物の液状化対策工法

工法	概要
地盤改良工法	前記表1-1に同じ
管路に施す方法	①既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の取り替えや補強措置の促進、地盤改良対策の推進を図る ②ダクタイル鋳鉄管・鋼管等の採用、継ぎ手等管路の耐震性向上に努める ③管渠の接続部には、柔軟性継ぎ手の採用等により耐震性向上に努める

２　地盤沈下

地盤沈下の原因として、工業用水・農業用水・冷房用水等の地下水の過剰揚水が挙げられる。また、地震に伴う地盤の液状化や浸水も地盤沈下の原因となる。

地盤沈下によって不同沈下や杭基礎の抜け上がり等の現象が発生すると、建物等の構造物やライフライン（地中のガス管等）の破損・一部破損等の被害が生じるおそれがある。このため、地下水の採取を規制する等の予防対策を講ずる。

（１）　地盤沈下の現状

県が毎年実施している地盤沈下調査によると、地盤沈下は沈静化傾向にある。これは、埼玉県生活環境保全条例等による地下水の採取規制とあわせて、上水道水源を地下水から河川表流水へ転換したことや、工業用水の再利用が進んだことによる。

しかし、夏期に降雨が少なく暑い日が続くと地下水の需要が高くなり、地盤沈下が顕著になるおそれがある。

（２）　地下水の採取規制の促進

井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口の断面積が6cm^{2}を越える動力付きのものについて、工業揚水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、県公害防止条例により地下水の採取の規制を行っており、水使用の合理化指導とあわせて揚水量の削減を促進する。

（３）　地盤沈下緊急時の措置

本町は、埼玉県生活環境保全条例により地下水採取規制地域に指定（第１種指定地域）されている。地盤沈下緊急時の発令があった場合、町長及び許可揚水施設使用者等は「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」に基づく県の要請に応じて、必要な措置を講ずる。

第３　建築物等の安全対策

建築物の被害を最小限に止めるため、耐震性と防火性の強化のための諸策を実施する。特に公共建築物については、日常、多数の人が集まる場所であるとともに、震災時には応急対策、復旧・復興活動の中心となる重要な拠点施設となるため、対策を図る。

また、不特定多数の人の集まる民間建築物については、住宅の耐震化・不燃化の促進に努める。

実施担当	都市施設整備課、建築課、教育総務課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、学校教育課、その他関係各課
防災関係機関	関東地方整備局、埼玉県教育局、埼玉東部消防組合、病院等経営者、社会福祉協議会、学校法人

１　公共建築物

公共建築物については、災害時、学校は避難場所等として活用され、病院では負傷者の治療が、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われる等、その多くが応急活動の拠点として活用される（表 1-4）。

このため、公共建築物に対しては、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能の確保の観点からも、耐震化・不燃化の促進に取り組む必要がある。

（１）　町は、「埼玉県建築物耐震改修促進計画」に基づき、1981年の新建築基準法以前の耐震基準で建築された建築物について、計画的に耐震診断、耐震改修を実施する。

（２）　町は、建築基準法、消防法等に基づき、消防防災設備の整備を進める。

（３）　町は、防火管理者の設置と防火管理体制の確立を図る。

（４）　町は、消防による計画的な査察を行う。

（５）　施設管理者は、建設当時の図面等の整理保管、法令点検等の台帳整備、防災関係図及び維持管理の手引き等を整備・保管するとともに、日常点検を励行する。

表　1－4　防災上重要な建築物

○役場（災害対策本部が設置される施設）
○すぎとピア（役場が被災した場合に災害対策本部設置、医療救護所設置、福祉避難所設置）
○杉戸消防署、泉出張所、消防団
○警察署、駐在所
○保健センター（医療救護所設置）
○各小学校（避難所設置）
○各中学校（避難所設置）
○各公民館（避難所設置）
○各高等学校（避難所設置）
○その他、不特定多数の人の集まる施設

２　一般建築物等

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町はそのための助言、指導、支援を行うものとする。

（１）　住宅及び民間建築物（公共施設以外）の耐震化対策

ア　耐震診断及び改修

建築物の耐震化促進のためには、所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠である。そのため町は、所有者に対する耐震診断及び改修の支援について、国又は県の施策と連動し、法に基づく指導や建築基準法に基づく命令等を効果的に活用する。

イ　耐震診断及び耐震改修工事の補助金交付制度の実施

町は、地震による建築物の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため既存木造住宅の耐震診断、耐震診断を行った結果、補強が必要となった住宅の耐震改修工事を予算の範囲内で補助する。

ウ　融資制度の活用

町は、住宅及び建築物の耐震化融資制度の活用促進を図る。

エ　税制措置の活用

耐震改修等に関する税制措置について周知する。

オ　無料簡易耐震診断等の実施（出前診断を含む）

町及び建築関係団体は、無料簡易耐震診断を実施するよう努める。

カ　耐震化に関する相談窓口の設置

町は、町民が安心して建築物の診断、改修等を実施できるようにするための相談窓口を設置する。

キ　耐震性に関する知識の普及・啓発

町は、広報紙、パンフレット、マニュアル等の配布、説明会の開催等により、以下の事項についての啓発を行う。

ａ　簡易耐震診断（自己診断）の実施の促進

ｂ　危険住宅の補強の促進（板戸・備付け家具を利用した耐力壁づくり、柱の土台部分の補強、基礎の補強等）

ｃ　新築・建て替えに当たっての地震に強い家づくり、不燃化の促進

ｄ　補助・融資制度、税制措置等の活用

ク　緊急輸送道路等における既存建築物の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路（緊急輸送道路等）に面する地域に存する既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の実施状況の把握に努める。

（２）　窓ガラス等の落下防止対策

町は、建築物の窓ガラスや外壁タイル、看板・広告塔等の落下による被害を防止するための安全確保対策を促進する。

ア　落下防止に関する普及・啓発

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

イ　緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

（３）　ブロック塀等の倒壊防止対策

町は、ブロック塀等の倒壊や広告物の落下による被害（宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による死者16人―死者全体の60％を占める）を防ぐために、以下の施策を推進する。

ア　ブロック塀等の倒壊防止に関する普及・啓発

町は県と連携し、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く町民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

イ　ブロック塀等の点検・改修に関する指導及び助成

町は、ブロック塀等を設置している町民に対し、点検を行うよう指導するとともに、危険なブロック塀等に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。

また、ブロック塀等の改修や生垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

エ　緊急輸送道路等におけるブロック塀等の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面するブロック塀等の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

（４）　自動販売機の転倒防止対策

町は、自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、以下の対策を実施する。

ア　自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

町は、県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

イ　緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

第４　道路施設の安全対策

道路施設は、震災時において救援・救護や救援物資の輸送等の重要な役割とともに、延焼遮断空間の機能や避難道としての機能を担っていることから、災害により破損した場合、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能が麻痺することが考えられる。このことから道路施設の安全化は極めて重要な課題であり、事前の予防措置を講じておくよう努める。

実施担当	危機管理課、都市施設整備課
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、関東地方整備局

１　道路等

（１）　道路等の整備

緊急輸送道路や主要な幹線道路等において、亀裂・陥没・沈下・隆起・液状化等の対策に努める。

また、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、必要に応じて町内の防災活動拠点及び緊急輸送拠点等を結ぶ災害時の緊急輸送道路を指定し、優先的に整備に努め、道路の占有の禁止又は制限や、無電柱化についても検討する（資料編　資料９、１０）。

表 1－5　道路等の整備方針

国道・県道	○管理責任者である国、県に対して耐震点検調査及び予防対策の迅速な実施を要請する。 ○県指定の緊急輸送道路を優先に、地震発生時等緊急を要する場合の対応は町が代わって行う。

町道	○耐震点検調査の結果に基づき、防災工事の必要な箇所については、測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。 ○特に、県指定の緊急輸送道路及びその他の主要な県道と、役場、避難所、食料・生活必需品の集積場所、災害時応急救護センター、臨時ヘリポート等を結ぶ主要町道を緊急輸送道路として指定し、整備を図る。
横断歩道橋	○震災時の落下を防止するため、耐震点検調査を実施し、補修等が必要なものについては整備を進める。

（２）　交通規制用資材、通行障害物除去・道路修繕用資機材の把握

杉戸警察署、建設協力会等と連携して、交通規制用資機材、通行障害物除去・道路修繕用資機材の数量、配置場所等を常時把握しておく。

２　橋りょう

緊急輸送道路や主要な幹線道路等の橋りょうにおいて耐震診断を行い、その結果に基づき必要な補強、架け替え等の対策工事を推進し、既設橋りょうの落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。

また、新たに橋りょうを建設する際には、道路橋示方書等に基づき、耐震橋りょうを建設する（資料編　資料１１）。

第５　河川及び河川関連施設の安全対策

町は、県及び国に対し、地震や洪水等の災害に対する堤防等の河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、必要な区間の対策を実施し、震災や洪水等による災害発生の未然防止に努め、河川施設の安全化を図るよう要請する。

実施担当	危機管理課、都市施設整備課
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所、関東地方整備局、関東農政局

１　河川管理施設等についての耐震点検と補強

河川管理施設等についての耐震点検と必要に応じた補強を江戸川に関しては国に、要請するとともに、その他の河川については県に要請する。

２　河川関連施設等の耐震性の強化

排水機場（大島新田調節池）等、河川関連施設等の耐震性の強化を図るよう要請する。

第６　ライフラインの安全対策

町民が生活を維持していく上で、鉄道、電力、通信、上下水道、ガス等のライフライン施設は極めて重要であり、震災直後における情報の伝達・確認、消防活動、救急・救護等の応急対策を進める上では欠かすことができない。今後もより一層の施設強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進する。

実施担当	危機管理課、都市施設整備課、上下水道課、環境課
防災関係機関	日本郵便(株)、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、東武鉄道（株）　東武動物公園駅・杉戸高野台駅、幸手都市ガス（株)、東彩ガス（株)、(一社）埼玉県ＬＰガス協会

１　鉄道施設

町は、東武鉄道（株）東武動物公園駅・杉戸高野台駅に対し、鉄道施設の被害を最小限にとどめられるよう、災害予防対策の推進と初動体制の徹底をするように要請する。

また、災害時には相互の連絡が円滑に行えるよう、連絡方法について確認しておく。

表 1-6　東武鉄道　防災計画

１ 災害予防対策
（1） 施設及び設備の点検整備
（2） 教育訓練
（3） 駅、区、場、所長の災害予防対策
２ 災害発生対応措置
（1） 災害発生時の措置(列車の停止手配、避難誘導)
（2） 災害対策本部の設置と対応
（3） 本社施設が被害を受けた時の措置
３ 災害復旧計画

資料：鉄道事業部門防災計画より

２　電力施設

町は、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社に対し、災害発生時の漏電や通電による火災の発生防止、早期復旧に向けて、供給施設の耐震化、安全設備の整備、町民への周知徹底、復旧用資機材の確保、被害状況の予測・把握と、緊急時の供給に係る計画の作成、定期的な防災訓練の実施、非常体制の徹底等の予防対策を要請する。

（１）　電力設備の耐震性の強化

ア　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

イ　送電設備（架空線）

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

ウ　配電設備

ａ　架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

ｂ　地中電線路

地盤条件に応じて、柔軟性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計とする。

（２）　町民への周知徹底

地震発生時に電気器具のプラグをコンセントから引き抜く、避難時等にブレーカーを切るなど、災害発生時の二次災害の発生を防止するためのＰＲを行う。

（３）　応急復旧用資機材の確保

東京電力パワーグリッド（株）春日部支社は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努める。

（４）　協力体制の確立

他電力会社、電源開発株式会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

（５）　町（災害対策本部）との情報連絡体制の確立

町とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

３　通信

町は、ＮＴＴ（東日本電信電話（株））埼玉支店に対し、通信衛星を使用した衛星帯域通信サービス、災害時の電話サービスの開発（災害用伝言ダイヤル等）、レスキュー隊（全国的な応援部隊）、バイク隊（県内の被害情報収集）等、災害に強い電信通話設備の構築、災害時の通信疎通の確保、災害対策用資機材の確保・整備等を要請する。

また、災害時には、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、連絡の方法を確認しておく。

（１）　電気通信設備等の防災対策

災害の発生を未然に防止するため、主要な電気通信設備等について耐震又は防火対策を実施する。

（２）　電気通信網の防災対策

主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成、中継交換機の分散設置、電気通信設備の予備電源の設置、重要加入者の２ルート化等を進める。

（３）　災害対策用機器、資材等の確保

災害時に通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、資材及び車両等を確保しておく。

（４）　重要通信の確保

災害時優先電話、衛星帯域通信サービス、災害時用公衆電話（特設公衆電話）等により、災害発生が予想される場合、又は災害発生時の通信の確保を行う。

４　上水道施設

上水道施設の点検を行うとともに、各地域の地盤の状況等を考慮した主要施設の耐震診断を実施し、耐震強化対策を実施するとともに、応急給水や応急復旧の対策計画を立案し、災害時に備える。

災害発生時には、町（災害対策本部）、電気・ガス関係、消防、警察等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、情報連絡の方法を確認しておく。

（１）　主要施設の耐震化対策

主要施設の耐震診断を行い、施設の耐震強化計画を策定する。

（２）　水道管の耐震化対策

事業認可計画に基づき、石綿セメント管からダクタイル鋳鉄管等への変更及び継手部の伸縮性の向上、溶接等による配水管の整備・取替等による耐震性の強化を進める。

（３）　応急給水や復旧用資機材の確保

震災時のために、応急給水用の給水車や給水用タンク、非常給水用蛇口等の資器材や、応急復旧用資機材が確保できる体制を確立する。

（４）　水道台帳の複数保管

応急復旧計画が迅速に立てられるよう、水道台帳を複数保管する。

（５）　協力体制の確立

浄水場及び近隣市町との協力体制を確立する。

５　下水道施設

中継ポンプ場、終末処理場、管渠の耐震性の強化を図るとともに、停電、断水等に対応できるよう、必要な資機材の確保、協力体制の整備に努める。

（１）　耐震診断の実施

既存施設の耐震診断を実施し、必要に応じ耐震化工事を行う。

（２）　停電、断水への対応

中継ポンプ場及び終末処理場（中川処理センター）の自家発電装置と、ポンプ稼動に必要な水を確保するための再生水製造装置の稼動に努める。

（３）　仮設トイレの設置

仮設トイレの設置を迅速・的確に対応できるように体制を整える。

また、避難所での仮設トイレの設置場所等について事前に検討しておく。

（４）　下水道台帳の複数保管

応急復旧計画が迅速に立てられるよう、下水道台帳を複数保管する。

（５）　応急復旧用資機材の確保

震災時のために、無線機、高圧・低圧発電機車、バイパスケーブル車、チェーンソー等、応急復旧用資機材が確保できる体制を確立する。

（６）　協力体制の確立

近隣市町との協力体制を確立する。

６　都市ガス施設及びプロパンガス

町は、都市ガスに対して、供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備等、プロパンガスには、貯留タンクの耐震性の向上、家庭用ガスボンベの転倒防止等耐震性の強化を図るとともに、一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等の指導・啓発を行い、予防対策の徹底をするよう要請する。

また、災害発生時には相互の連絡が円滑に行えるよう、連絡の方法を確認しておく。

（１）　安全な供給機器の設置

感震遮断機能（震度5以上の地震を感知し、ガスを遮断する機能）のついた安全機器（マイコンメーター・Ｓ型保安ガスメーター等）の普及に努めるとともに、警報器、ゴム管等の供給設備機器の期限管理（交換）の徹底を図る。

（２）　安全設備の整備

ガス漏れ警報器、ヒューズコック、安全装置付き器具（立ち消え、不完全燃焼防止、加熱防止装置付き等）の設置を進める。

（３）　消費者への指導・啓発

ア　事故が発生した場合には、消費者から販売店へ速やかに連絡ができるよう、パンフレット等の配布により連絡先への周知徹底を図る。

イ　地震時には、直ちに使用器具の栓や元栓を閉める等、緊急事故が発生した場合にとるべき初期動作の周知を図るとともに消費者への協力を求める。

（４）　緊急時の体制づくり

ア　消費者から通報があった場合には、必要な処置を講ずるため、受け付けた担当者は必要事項の聴取、内容の記録を行うとともに、保安統括者又は業務主任者に報告し、緊急度を判断する。

イ　必要に応じて速やかに訪問、修理できる体制を整備する。

ウ　修理に必要な各種機材、車両を確保しておく。

エ　通報機関や道路及び交通機関の途絶により緊急要員が確保できないことを想定した動員体制を設定しておく。

オ　ガス供給を停止できない救急病院等に対する緊急容器を確保しておく。

（５）　応援協力体制の強化

復旧活動が円滑に進むよう、地域同業者と連携を密にし、必要な場合には協力体制を組めるようにする。

（６）　町（災害対策本部）との情報連絡体制の確立

災害発生時の優先復旧等について、町（災害対策本部）との相互の情報連絡が円滑に行えるよう情報連絡の方法を確認しておく。

７　郵便

日本郵便（株）は、町と締結した「災害時における杉戸郵便局、杉戸町間の協力に関する覚書」に基づき、災害時の円滑な相互協力を行うため、救援用小包の保管の仕分けの方法、避難所名簿の提供等の確認を進めておく（資料編　資料８）。

８　産業廃棄物処理施設

施設の耐震化、不燃堅牢化を図りつつ、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。併せて、処理に必要な薬剤や予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

第７　有毒物・危険物施設等の安全対策

ガソリン・プロパンガス等の可燃物、化学薬品を扱う工場・学校・家庭等、危険物施設等の実態把握と指導、普及啓発を進めるとともに、関連機関等の防災体制の充実を図る。

実施担当	危機管理課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会

１　有毒物・危険物施設の調査・点検・改善の促進

地震時の火災及び危険物の大量流出を防ぐため、施設の管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況）を立入調査し、これに基づき必要な指導、助言を行う。

２　保安要員の配置、危険物取扱い従事者等に対する指導

危険物取扱い従事者等に対して研修会等を行い、火災予防思想の普及を実施する。

また、事業所内での防災訓練の実施を促すとともに、訓練内容（初期消火、避難等）及び訓練結果に対して適切な指導、助言を行う。

３　緊急時の防災体制の確立

危険物取扱い事業所等においては、自衛消防組織の設立を促すとともに、災害時において迅速・的確な活動が行えるよう指導する。

また、地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう働きかける。

第２節　地域防災力の向上

災害発生時の被害を軽減するには、町及び防災関係機関が防災対策を推進するのは当然のことながら、町民一人ひとりが自らの安全は自らが守ることを基本として、災害時には自ら身を守り、確実に避難できるよう行動することが重要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは行政が行う防災活動に協力するなど、災害への対処や防災への寄与（自助）に努めるとともに、地域での助け合い（共助）を進めることが不可欠である。

併せて、町は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進する。

そのため、以下の施策を実施する。

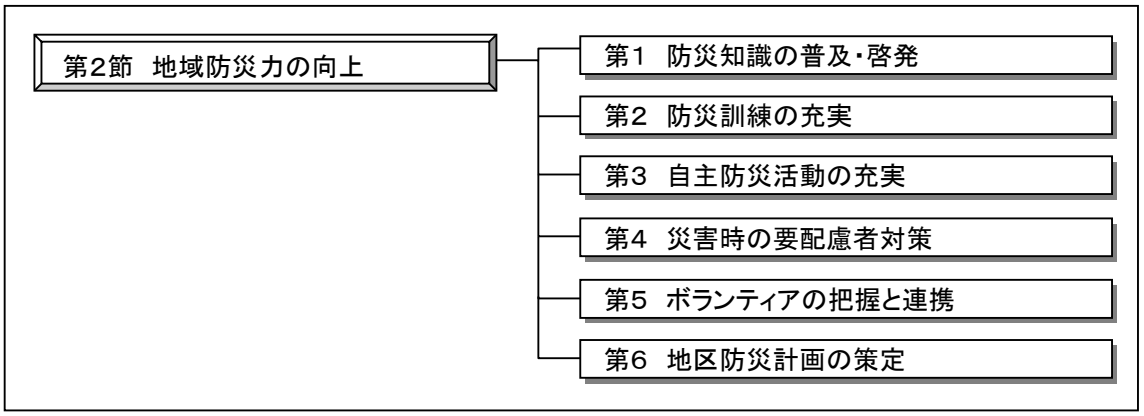

第１　防災知識の普及・啓発

地震による被害を最小限にし、被害の拡大を防止するために、町民一人ひとりが地震についての正しい認識を持ち、災害予防対策を講じ、災害時には沈着に行動できるよう、防災知識の普及・啓発活動を行う。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、福祉課、子育て支援課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、ＮＨＫさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブ、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人)、学校法人、自主防災組織

１　町民に対する普及・啓発

（１）　普及・啓発の内容

ア　地震に関する基礎知識（仕組み、マグニチュードと震度、予想される被害等）

イ　安全な部屋での就寝、家具の固定、住宅の耐震改修等

ウ　非常持出品の準備（食料は最低３日分（推奨1週間））

エ　室内外での地震発生時の行動（身体の安全確保と出火防止・初期消火）

オ　救助・救護方法（特に倒壊家屋からの救出）

カ　避難方法

キ　自主防災組織の活動

（２）　普及・啓発の方法

ア　広報紙・パンフレット、ビデオ、講演会、出前講座、防災行政無線・広報車等による広報

イ　地区ごとの自主防災組織等での話し合い、説明会、地区防災計画の策定促進

ウ　学校教育・職場・社会教育での学習

エ　県起震車（なまず号）を使用した地震の揺れの疑似体験による防災指導

（３）　要配慮者等への配慮

防災知識の普及活動に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、災害時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、指定避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く福祉避難所、医療機関へ搬送できるよう努める。

（４）地震情報等の普及・啓発

町は、地震や気象災害に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報について、熊谷地方気象台や、県、他市町村、その他防災関係機関と連携する。

２　町職員及び防災関係機関職員に対する防災教育

（１）　町職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。そこで、以下に示すような防災教育を行う。

ア　災害発生時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを配布し、周知を図る。

危機管理・防災ハンドブックの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

表　1-7　危機管理・防災ハンドブック作成の留意点

○初動参集･動員基準	○参集途上の情報収集	○救助、応急手当
○初期消火	○避難誘導	○避難所の開設･運営
○災害情報の取りまとめ	○広報活動	○その他必要な事項

イ　研修会及び講演会等を実施する。

（２）　防災関係機関職員に対する防災教育

各防災関係機関では、災害時の応急対策を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

３　学校における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、災害発生時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

（１）　学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験の実施及び町、県が整備を進める防災教育拠点での体験学習を実施する。

ア　災害発生の原因

イ　避難その他の防災措置の方法の習得

ウ　自主防災意識

エ　その他必要な事項

（２）　教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

（３）　教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

４　事業所等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置付けを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、町は防火管理者講習会や危険物取扱い者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第２　防災訓練の充実

本計画が災害時に確実に実行されるよう、町を中心に、消防団、自主防災組織、埼玉東部消防組合、関係行政機関、関係団体等が連携し、総合訓練をはじめ、各個別訓練（避難、消火等）を実施する。

実施担当	関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　町、県及び防災関係機関が実施する防災訓練

災害時に関係機関と連携して町民を保護するため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成して、定期的に訓練を実施する。

（１）　避難訓練

町は、立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、年1回以上の避難訓練を実施する。

（２）　災害対策本部設置運営訓練

震災時の指揮命令系統を迅速に確立するため、災害対策本部設置運営訓練を行う。

（３）　学校、病院及び社会福祉施設等への指導

町は、幼児、児童、生徒のほか、負傷者、障がい者及び老人等の要配慮者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

（４）　その他の訓練

上記訓練のほか、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施して常に検証を行い、計画の不備、課題の把握及び職員の災害対応能力の向上に努める。

２　事業所、自主防災組織等が実施する防災訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力の下、日ごろから訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

（１）　事業所における訓練

学校、幼稚園、保育園、病院、社会福祉施設、企業、その他消防法で定められた事業所は、消防訓練にあわせて実施する。地域の自主防災組織と連携を図ることが望ましい。

（２）　自主防災組織等の訓練

町及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（ＤＩＧ）や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ）などを年１回実施するよう努める。

ア　災害図上訓練（ＤＩＧ：Disaster Imagination Game）

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

イ　避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ：Hinanzyo Unei Game）

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

３　訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れにあわせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに、訓練後の意見交換会やアンケート、訓練の打合せでの検討等により評価及び検証を行い、次期の訓練計画に反映する。

４　要配慮者等への配慮

防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、災害時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施する等、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、女性の参画促進に努める。

第３　自主防災活動の充実

地震による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で実践することが極めて重要であり、町民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることが、より効果的である。

このため、町は、町民及び事業所等による自主防災体制の強化に努める。

実施担当	危機管理課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、自主防災組織

１　町民の役割

町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

表　1－8　町民の役割

平常時	①防災に関する学習 ②火災の予防 ③防災用品、非常持出品の準備 ④3日分（推奨1週間分）の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄 ⑤自動車へのこまめな満タン給油 ⑥家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑦ブロック塀等、自動販売機等、住居回りの安全化 ⑧震災時における家族同士の連絡方法の確認 ⑨防災訓練への参加 ⑩近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会等の活動等）への参加 ⑪住宅の耐震診断、耐震補強、耐震化 ⑫保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ⑬飼い主による家庭動物の同行避難や指定避難所での飼養についての準備
災害時	①初期消火 ②避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ③自主防災活動への参加、協力 ④避難所での助け合い ⑤町、県、防災関係機関が行う防災活動への協力 ⑥風評に乗らず、風評を広めない

２　自主防災組織の育成

地震が発生した場合には、被害が同時に広域にわたり、救助・消火体制が追いつかず、さらに、夜間であれば町職員の多数が被災し、救援体制が十分にとれないという状況も想定され、地域住民による自発的かつ組織的な活動が極めて重要である。このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努めつつ、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

（１）　自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の役割を担うものとする。

表　1－9　自主防災組織の主な活動

平常時	①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ②日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 （例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布） ③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④防災用資機材の購入・管理等 資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤地域の把握（例：危険箇所、要配慮者等）
災害時	①初期消火の実施 ②情報の収集・伝達の実施 ③救出・救護の実施及び協力 ④被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ⑤集団避難の実施（特に、要配慮者の安全確保に留意する。） ⑥避難所の運営活動の実施（例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

（２）　地域住民による自主防災組織の充実

本町では、令和３年９月１日現在で自主防災組織が49団体（19,567世帯、組織率100％）あることから、地区ごとの実情に応じた組織強化をさらに促進する。

ア　町は自主防災組織育成の主体として、町内会・自治会等に対する指導・助言を積極的に行い、自主防災組織の育成を図る。

イ　町は自主防災組織の活動の中核的存在となる人材の育成に努める。

ウ　自主防災組織が防災活動を行う上で必要な訓練指導、助成等の支援を行う。

エ　地震発生時には被害の集中した地区を迅速・的確に把握し、他地区からの救援体制を図る。

オ　災害時には自主防災組織が最も効果的に活動できるよう、互いの役割や関係の体系づくりを図る（図　1－2）。

図　1－2　自主防災組織のモデル

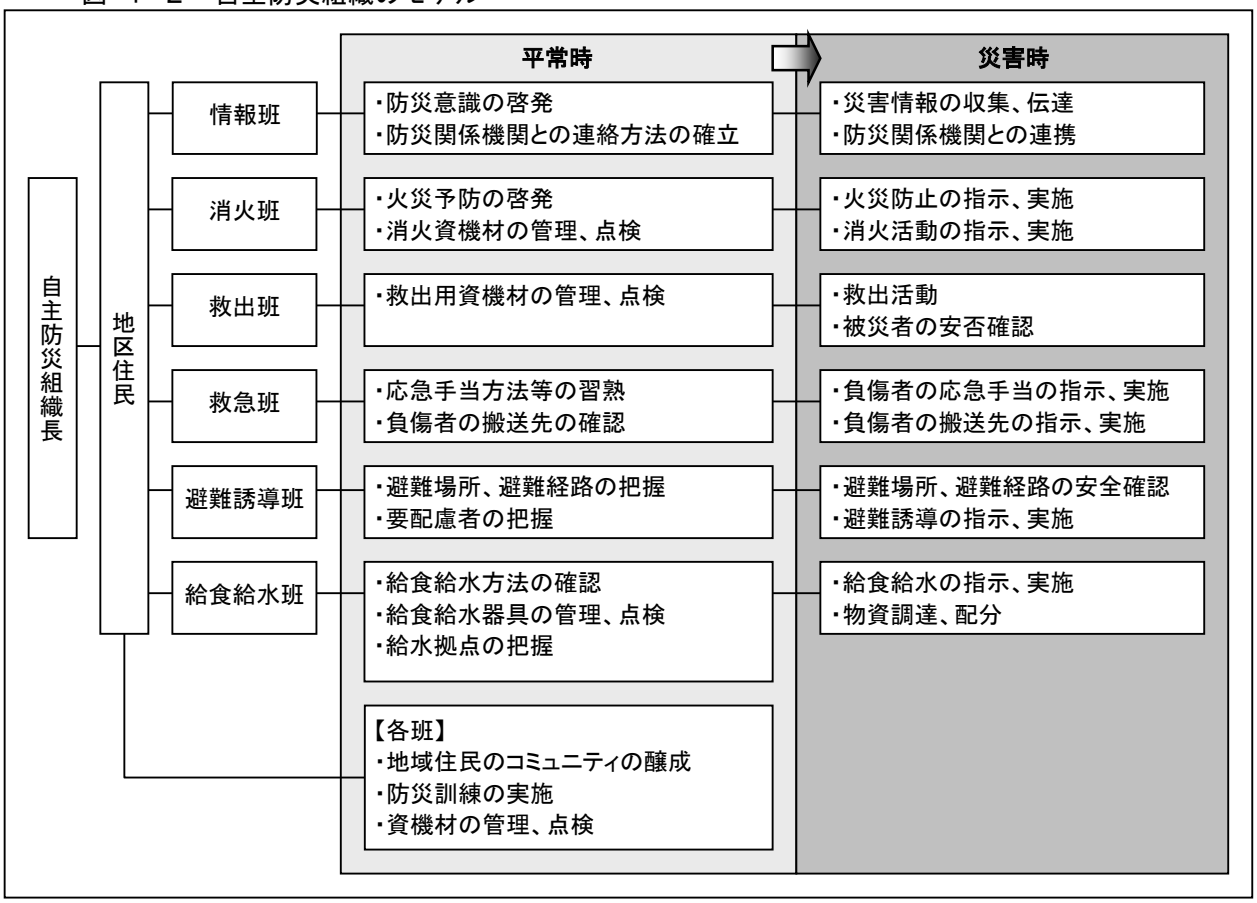

（３）　民間防火組織の育成強化

地域社会においては、町民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護等の知識を身につけておくことが必要である。

そこで町は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及、並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した組織づくりと育成強化に努める。

３　事業所等の防災体制の充実

大規模な地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所は災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定と、事業継続マネジ

メント（ＢＣＭ）の推進に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町は、商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（１）　一般事業所

町は、各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止するとともに、事業継続力強化支援計画の策定を行う。

（２）　危険物等関連施設

町は、施設管理者に対して予防規程等の制定や防災組織の活動等に関する助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

さらに、各種ガス施設は、可燃性、毒性及び支燃性等の特徴を持っており、消防機関の活動に限界があるため、専門的知識を有する各種ガス関係業界が地域的な防災組織を結成し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、各種ガス関係保安団体に対して、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等について指導・助言を行い、防災組織の育成・強化を図る。

（３）　集客施設

町は、学校、病院その他不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対して指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

４　自主防災組織連絡協議会

各自主防災組織の責任者による自主防災組織連絡協議会の組織強化に努め、全町的連携体制の整備を図る。

第４　災害時の要配慮者対策

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約６割であり、障がい者の死亡率は被災者全体の死亡率の約２倍にのぼった。他方で、消防職員・消防団員、民生委員児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	埼玉東部消防組合、幸手保健所、日本赤十字社埼玉県支部、杉戸町医師会、杉戸町歯科医師会、杉戸町薬剤師会、病院等経営者、社会福祉協議会、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　基本的事項

（１）　地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに、地域住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

（２）　災害時の要配慮者に係る定義

要配慮者の対象ごとに、必要な援護を行えるようにする。

なお、おおむねの定義は次のとおりである。

表　１－１０　災害時の要配慮者に係る定義

区分		特徴
要配慮者		災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者のことをいう。
	高齢者、妊産婦及び乳幼児	日常から介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易なもの
	傷病者及び障がい者	傷病や障がいにより介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難なもの
	外国人	地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者
避難行動要支援者		町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者のことをいう。 社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことをいう。
避難支援等関係者		避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことをいう。災害対策基本法第49条の11第２項で、例示として消防機関、警察署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織をあげているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

（３）　要配慮者避難支援体制の確立

町は、民生委員児童委員や自主防災組織等の関係機関との連携を図る。

また、名簿の登録受付及び更新を随時行うとともに、名簿登録者に対する個別支援の作成には、民生委員児童委員や自主防災組織等の地域住民の協力を得て行政と一体となって支援する体制を確立する。

２　避難行動要支援者の安全対策

（１）　要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係各部で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するように努める。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県知事その他の者に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

（２）　避難行動要支援者の範囲の設定

町は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、次のとおりとする。

ア　身体障がい者のうち、身体障害者手帳１級又は２級の者

イ　知的障がい者のうち、療育手帳の程度がⒶ又はＡの者

ウ　精神障がい者のうち、精神障害者手帳１級又は２級の者
エ　難病患者のうち、自力で避難することなどに支障が生ずるおそれのある者
オ　75歳以上のひとり暮らしの者
カ　75歳以上の高齢者のみの世帯
キ　介護保険で要介護の認定を受けた者
ク　前各号に掲げるもののほか支援が必要な者

（３）　避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第49条の10において、町長は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿の作成を義務付けられた。

町においては、既に災害時要援護者名簿が作成されていることから、当該名簿を避難行動要支援者名簿とし、災害対策基本法第49条の10に基づいて位置付けるものとする。

なお、名簿の作成に当たっては、前述「（１）要配慮者の把握」により収集した情報のうち、要件を満たすものについて次の事項を記載するものとする。

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号（携帯電話）その他の連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

（４）　避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

（５）　避難行動要支援者名簿の更新・共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、毎年度、地域関係機関と協力し、避難行動要支援者名簿を基にした要配慮者に係る登録内容を確認し、情報を最新の状況に保つよう努める。

また、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときや転居・入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

（６）　避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。そのため、町は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、消防組合、県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者の名簿情報を提供する。

なお、平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、町は、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかける。その際、情報を提供することの趣旨や内容の説明を行うとともに、障がい者団体と連携するなど対応を工夫する。

また、災害の発生時、又は発生のおそれがある場合においては、避難行動要支援者本人の同意に関らず、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

（７）　避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

（８）　避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう町においては、個人情報保護の管理徹底について地域の集まりなどにおいて説明を行うとともに、地域関係機関等（区長会、民生委員児童委員協議会及び自主防災組織）と「個人情報取扱いに関する誓約書（案）」を取り交わす。誓約書には、要配慮者等に関する個人情報の取扱い（秘密保持）を定め、適切な管理が行われるように努める。

（９）　個別計画の作成

避難行動要支援者については、災害の発生時、又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者への避難情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、特に人的支援が必要な避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき区長会、民生委員児童委員協議会、自主防災組織など地域の関係機関や支援者と打合せながら、個別計画の作成を推進する。この個別計画については、避難行動要支援者の状況の

変化や、ハザードマップの見直し・更新、災害時の避難方法等の変更などを適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも適切に活用されるよう、計画に関する情報の管理に努める。

また、町内にて地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画にて定められた内容を前提とした内容とし、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

（10）　防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

３　要配慮者の安全確保

（１）　緊急通報システムの整備

町は、災害時に電話回線が使用できる場合の要配慮者の安否確認を行う手段として、緊急情報システムの設置の促進に努める。

（２）　防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、その他の集客施設に対して、町はこれを促進する。

（３）　要配慮者の住宅の安全性の確保

町は、避難の容易でない高齢者や障がい者の住宅の安全性の向上のための支援に努める。

（４）　要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビやＦＡＸの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等、避難所での良好な生活環境が提供できるよう要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

（５）　緊急情報キットの普及

町は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、空のペットボトル容器に氏名や病歴、服用している薬などを記載した救急安心カードを保管する救急情報キットの普及を図る。

（６）　防災教育及び訓練の実施

町は、要配慮者に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布等を行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、町民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

（７）　地域との連携

普段からの声かけ運動等により、災害時には、近所の人々から災害情報が直接要配慮者に届くよう、助け合いの体制を整備する。

ア　役割分担の明確化

町は、町内をエリアごとに分割し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立する。

イ　社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図る。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等施設固有の機能の活用も図る。

ウ　杉戸町要援護者あんしん見守りネットワーク等の活用

地震発生直後の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は近隣住民の協力の有無が大きく影響する。このため、町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員児童委員及びボランティア、杉戸町要援護者あんしん見守りネットワーク等と連携した安否の確認や避難誘導等の支援体制を確立する。

（８）　相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保する。

４　外国人の安全確保

（１）　外国人の所在の確認

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

（２）　防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

（３）　防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

（４）　防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

（５）　通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

５　社会福祉施設入居者等の安全確保

（１）　施設管理者の対策

特別養護老人ホーム、ケアハウス、障がい者施設、病院等の管理者は次の事項に留意し、震災時の安全確保に努める。

ア　災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生を想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

イ　緊急連絡体制の整備

ａ　職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備して、職員の確保に努める。

ｂ　安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制の確立に努める。

ウ　避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のための非常口等、避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制の整備に努める。

エ　施設間の相互支援システムの確立

町は、町内の施設を地域ごとにブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、災害時にこれらの施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

また、施設管理者は町内又は近隣市町における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

オ　被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所での生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備に努める。

カ　物資の確保

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

ａ　非常用食料（老人食等の特別食を含む）（３日分以上）
ｂ　飲料水（３日分以上）
ｃ　常備薬（３日分以上）
ｄ　介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（３日分以上）
ｅ　照明器具
ｆ　熱源
ｇ　移送用具（担架・ストレッチャー等）

キ　防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、埼玉東部消防組合や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、町はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、町はこれを促進する。

ク　地域住民等との協力体制の確保

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の町内会・自治会やボランティア団体及び近くの学校等との連携を図る。

また、災害時において災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図る。

ケ　施設等の耐震診断の実施と耐震性の強化

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

（２）　町の対策

ア　情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために通信網の整備等を行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

イ　地震対策を網羅した消防計画の策定

計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

ウ　施設間の相互支援システムの確立

町は、町内の施設を地域ごとにブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、災害時にこれらの施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援する等、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

エ　社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

オ　相談体制の確立

町は、県及び関係団体と連携して、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。 また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

第５　ボランティアの把握と連携

大規模な災害が発生した場合には、県及び町や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。このため、町は、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という）と連携・協働して、彼らの自主性に基づく支援力の向上や、災害時のボランティア活動が円滑・効果的に進められるよう、防災ボランティア人材の把握、福祉団体等と連携し、震災時に活動できるボランティア団体の把握と情報交換を行う。

実施担当	危機管理課、福祉課、会計課
防災関係機関	日本赤十字社埼玉県支部、農業協同組合（ＪＡ）、商工会等商工業関係団体、杉戸町医師会、杉戸町歯科医師会、杉戸町薬剤師会、病院等経営者、社会福祉協議会、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、自主防災組織

１　連携体制の整備

（１）　防災ボランティアの把握と連携

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定等、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、町内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、町は、災害時に援助の申出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用し情報を事前に把握するとともに、研修、訓練等の支援を行う。

（２）　福祉団体等との連携

日本赤十字社埼玉県支部、社会福祉協議会、町内の福祉団体等と連携し、ボランティア団体の掌握と情報交換を図る。

（３）　ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築する等、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

（４）　被災時の活動拠点の設置

町は、災害発生後直ちに社会福祉協議会と連携し、ボランティアの拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

２　登録ボランティア

（１）　県のボランティア登録制度の周知

町は町民に対し、県のボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録への呼びかけを積極的に推進する。

県の登録ボランティアは以下のとおりである。

表　1-１１　県の登録ボランティア

登録ボランティア	活動内容
災害ボランティア	①一般作業:炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等 ②特殊作業:アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等 ③ボランティアコーディネート業務
砂防ボランティア	①渓流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 ②土砂災害に関する知識の普及活動 ③土砂災害時の被災者の援助活動
応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士	①町の要請に基づき、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣

（２）　公共的団体との協力体制の確立

ア　協力体制の整備

災害時の応急対策等に関して、関係する公共的団体の積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。

ａ　農業協同組合（ＪＡ）
ｂ　商工会等商工業関係団体
ｃ　杉戸町医師会
ｄ　杉戸町歯科医師会
ｅ　杉戸町薬剤師会
ｆ　社会福祉協議会
ｇ　自主防災組織　等

イ　協力体制の確立

町は県と協力して、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため、支援・指導に努めるとともに、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

公共的団体の協力業務として考えられる事項は、表　1-１２のとおりである。

また、それぞれの所掌事務に関する公共的団体と災害時における協力の方法等を協議し、災害時における積極的な協力体制の確立に努める。

表　１－１２　公共的団体との協力業務

○異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること ○災害時における広報等に協力すること ○出火の防止及び初期消火に協力すること ○避難誘導及び避難所内での救助に協力すること ○被災者の救助業務に協力すること ○炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること ○被害状況の調査に協力すること

第６　地区防災計画の策定

実施担当	危機管理課
防災関係機関	自主防災組織

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第３節　震災に強い体制づくり

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、町、防災関係機関、町民、事業所等が迅速的確に対応できる体制を確立する。

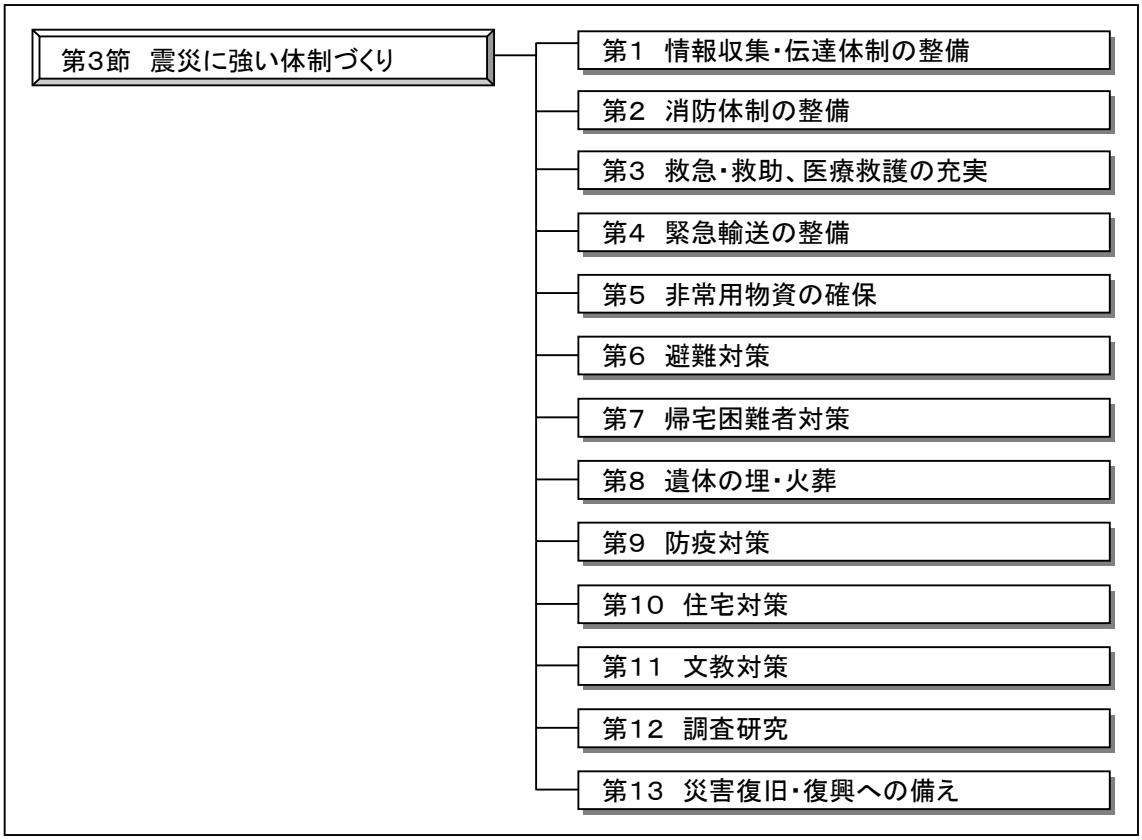

第１　情報収集・伝達体制の整備

災害発生時において町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理できるソフト・ハード両面での総合的なシステムの構築、特に、災害対策等に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備など、対応業務のデジタル化を図る必要がある。特に、夜間に災害が発生した場合等を想定し、迅速かつ的確に災害情報の収集伝達が可能な体制を確保する。

また、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信施設をはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。

併せて、災害指揮情報のＩＴ化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な災害オペレーション支援システムを構築する。

町は、災害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム（使えない場合に防災無線ＦＡＸ等）で報告する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、管財契約課、税務課
防災関係機関	埼玉県利根地域振興センター、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、埼玉県杉戸県土整備事務所、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東総合通信局、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、（一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

１　災害情報連絡体制の整備

災害時における町及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うため、体制を整備する。

（１）　災害情報ネットワークの構築

町は、情報を迅速に収集・伝達するため、情報連絡体制の確立に努める。

表　1-１３　主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部･防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部～全国自治体･防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部～県･近隣市町･防災関係機関
	町防災行政無線(固定系)	災害対策本部→町内各所
	町防災行政無線(移動系)	災害対策本部～防災拠点

（２）　通信連絡体制の確立

町及び防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

（３）　通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線（戸別受信機を含む）、電話及びＦＡＸを使用して行えるよう、体制の整備を図る。

また、通信網の多ルート化を図るため、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（ＣＡＴＶシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送、ＦＭ文字多重放送を含む）、町ホームページ、登録制メール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブック）、Ｌ-アラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等の整備を検討する。

（４）　報道機関との連携

地震災害時においては、地震情報、被害情報、ライフラインの復旧状況等、町民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体であることから、町は、地震災害時における放送について各報道機関と協定を締結する等、報道機関との連携に努める。

（５）　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、津波情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を活用して都道府県及び市区町村に情報を伝達し、同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

現在、全国瞬時警報システムを導入済みであり、その活用を図る。

ア　使用対象

全国瞬時警報システムにより町民に伝達する情報は、表 １-１４のとおりとする。

表　１－１４　全国瞬時警報システムの使用対象

①津波警報（オオツナミ）
②津波警報（ツナミ）
③緊急火山情報
④緊急地震速報
⑤津波注意報
⑥臨時火山情報
⑦火山観測情報
⑧東海地震予知情報
⑨東海地震注意情報
⑩東海地震観測情報
⑪震度速報
⑫気象警報
⑬弾道ミサイル情報
⑭航空攻撃情報
⑮ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
⑯大規模テロ情報（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第1項に規定する緊急対処事態であることの認定がなされた場合及びそれに準ずる場合に限る。）
⑰震源・震度に関する情報（①、②、④、⑤及び⑪に掲げる情報とは別に送信するものに限る）
⑱気象注意報

イ　町民への情報提供

町民への情報提供は、必要と認める情報（表　１－１４の⑰及び⑱に掲げるものを除く）について、自動起動機を用いた同報系防災行政無線の自動起動を行うものとする。この場合、表　１－１４の①から④までに掲げる情報及び⑬から⑯までに掲げる情報を、同報系防災行政無線の自動起動を行わないことについて正当な理由がある場合を除き、同報系防災行政無線の自動起動を行って町民に提供する。

なお、緊急地震速報については、表　１－１５に示す事項を事前に、町民に周知しておく必要がある。

表　1－１５　町民への周知内容

①実際の放送時の警報音・放送内容
②震度5弱以上が予想された場合に放送すること
③大きな揺れ到達前の数秒～20秒程度の速報であるので、火の元の確認や家具等、転倒の危険性があるものから離れること等の対応が基本となること
④大きな揺れ到達中や到達後の放送もあり得ること
⑤直下型地震では効果がほとんどないこと
⑥場合によっては誤報があり得ること
⑦誤報があった場合は、直ちに自動起動により音声のみで訂正報が放送されること

２　被害情報の早期収集体制の整備

（１）　収集すべき情報の整理

災害時の情報収集を円滑に行うためには、収集すべき情報について、職員が十分理解していかなければならない。特に災害発生直後においては、要救出現場数及び火災発生現場数等の人命に係る情報の把握が最も重要である。このため、どの時点でどんな情報を収集すべきかを平常時から整理しておく必要がある。

（２）　情報収集体制の強化

ア　町及び防災関係機関は、どのような場合でも通信が確保できるよう、複数の通信手段を整備する。また、防災関係機関相互の通信の確保に努める。

イ　地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、自転車・バイク等を利用した被害状況等の情報収集・伝達が可能となるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的な訓練により活動能力の向上に努める。

（３）　自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

３　情報通信設備の整備

（１）　町防災行政無線

本町においては、昭和57年に防災行政無線が開局して以来、固定系80基、移動系20台が整備されている。今後も、災害時の情報収集伝達体制の確立・強化を図る必要があることから、防災行政無線の整備に努めるとともに、情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

また、災害発生時に十分機能し活用できるよう、定期的に保守点検・更新・整備を行うとともに、停電・耐震対策（無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備、移動携帯式電源の確保等）を講ずることとする。

さらに、職員全員が操作できるよう通信訓練を行う。

加えて、情報連絡員等が、防災機関に派遣された際に、迅速かつ円滑に連絡可能となるよう、防災行政無線の統一した電話番号計画※に基づき整備を進めるとともに、これを維持する。

※防災行政無線の発信特番の原則

■防災電話・防災ＦＡＸから発信　（地上系）　８５　（衛星系）　８９

■庁舎内線電話から発信　（地上系）＊９８５　（衛星系）＊９８９

※防災電話・防災ＦＡＸの番号の原則

防災電話９５１、防災ＦＡＸ９５０

併せて、防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

親局設置場所：防災行政無線室兼機械室（本庁舎3階）

（２）　県防災行政無線

県ではＦＡＸ、データ、映像の形でも伝達可能なシステムとして県防災行政無線を整備しており、情報伝達や被害報告等に有効に活用する。

設置場所：危機管理課

（３）　広報車（無線、スピーカー付）

現在、４台を保有している。災害発生時に十分に活用できるよう、定期的に点検、整備を行う。

（４）　防災行政無線可搬型移動局・携帯電話

防災行政無線可搬型移動局の整備、携帯電話を配備、職員等の個人利用携帯電話の借り上げ、ＮＴＴへの災害時緊急手配体制の整備等に努める。

（５）　インターネット

災害発生時に町の被災状況や町民の安否情報、町民への協力依頼等を広報するための手段として活用できるよう、研修の実施と機器等の整備を図る。

（６）　衛星通信ネットワーク

現在、県では、通信回線容量の増強や降雨時の安定性の向上、映像伝送の高画質化等を実現する次世代システムの構築に向けた検討が進められていることから、これを活用した、県・市町村・消防本部等を結ぶネットワークの構築検討を進める。

（７）　消防通信設備

町は、埼玉東部消防組合の消防通信指令台の整備を促す。

第２　消防体制の整備

大地震発生時には、火災が同時多発的に発生し、埼玉東部消防組合内の消防隊による消火活動では対応できないことが予想されるため、各地区からの消防団と自主防災組織による消火活動が求められる。特に、旧市街地のある中央地区は建物等が多く、延焼が拡大する危険があるため、出火防止、初期消火の徹底を図るとともに、消防資機材、水利施設等消防力の強化を進める。

実施担当	危機管理課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、自主防災組織

１　出火防止対策の推進

（１）　一般火気器具からの出火防止

町及び消防機関は、町民等に対し、火災予防運動等のあらゆる機会を通じて、地震発生後、直ちにガス、石油ストーブ・ファンヒーター、電熱器等の火元を消すとともに、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切るよう指導の徹底を図る。

また、過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付き器具の普及に努める。

（２）　化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

そこで、混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管する等、適切な管理の指導を行う。

また、引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

（３）　危険物施設からの出火防止

危険物施設等の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制の順守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

２　初期消火体制の強化

地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そこで、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図るとともに、町民による消火器やバケツリレー等の初期消火力を高め、埼玉東部消防組合及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

（１）　事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図る。

また、従業員及び周辺住民の安全確保のため、地震時の初期消火等についての具体的な対策計画の事前作成に努める。

（２）　地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、町民の災害対応力を一層高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

３　消防力の強化

（１）　消防施設（消防団車両、消防水利施設等）の整備（資料編　資料１５）

町は、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動の困難な地域、避難所周辺等を中心に耐震性貯水槽や耐震性防火水槽の整備、河川やプール等の水利の活用や確保を推進する。

消防団は、通常火災に対する資機材を整備していることから、今後は消防署と連携しながら震災対策に有効な資機材の整備に努める。

（２）　消防団組織の充実強化

町は、消防団活性化総合計画を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図り、青年層・女性層の団員への参画促進等、消防団の活性化とその育成を推進する。

消防団は、自主防災組織、自衛消防組織との連携を強化する。

第３　救急・救助、医療救護の充実

被災者が倒壊した家屋等から2時間以内に救出され、3時間以内に必要な治療を受けられるよう、救急・救助体制を整備する。

被災地域に近い病院では、患者が殺到することにより水や医薬品等が不足して必要な治療ができない、患者を転送するにも道路事情が悪くて時間がかかる等、最悪の事態も予想される。そこで、的確な情報収集に基づいた病院の選択、他の市町村との相互応援協定による協力病院の確保、ヘリコプターによる緊急搬送等、医療救護体制の整備を進める。

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、幸手保健所、陸上自衛隊、日本赤十字社埼玉県支部、杉戸町医師会、杉戸町歯科医師会、杉戸町薬剤師会、病院等経営者、自主防災組織

１　救急・救助体制整備

町及び埼玉東部消防組合は、大規模地震災害に備え、消防署、消防団拠点施設及び自主防災組織への救急・救助資機材の整備を進めるとともに、消防団員及び町民等に対する救急・救助訓練を実施し、消防団及び自主防災組織を中心に各地区における救急・救助体制の整備を進める。

埼玉東部消防組合は、隊員の資質の向上に努めるとともに、救急救命士の養成、救急・救助資機材の整備充実を図る。

２　医療体制

（１）　初期医療体制の整備

ア　医療救護所の設置

町は、杉戸町医師会、病院・診療所（資料編　資料１６）及び地域の自主防災組織（退職した看護師・保健師等のボランティア体制を含む）と協議し、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置等の対策を推進する。

ａ　医療救護所の設置基準

医療救護所は、保健センター及びすぎとピアに設置する。

ｂ　必要資機材の備蓄

医療救護所には、無線通信機器等の必要資機材の整備を図る。

イ　救護班の編成・出動

ａ　医療救護班の確保

地震災害時における負傷者数に基づき、必要な医療救護班の確保に努める。

ｂ　医療救護班の班編成

医療救護班の構成は、最低限、医師1人、看護師1人、助手1人の3人編成とし、災害規模に応じて編成員の増員確保に努める。

ウ　自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、自主防災組織等が救護所等において軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援する。

また、自主防災組織等が自主的な救護活動を実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を通じ応急救護能力の強化を図る。

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるよう、自主救護体制の整備に努める。

エ　備蓄医薬品の種類及び数量の確保

ａ　医薬品等の備蓄

町は杉戸町医師会等関係機関と協議の上、地震災害時に医療救護班や救急医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制の整備を図る。

ｂ　医薬品等の調達

町は、地震災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定を締結する等の調達体制の整備を図る。

オ　救急医療機関の災害時の対応力の強化

救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

カ　トリアージタッグ（負傷者選別標識）の備え

町及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を識別したトリアージタッグの周知徹底を推進する。

（２）　透析患者等への対応

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応を図る。

（３）　後方医療体制の整備

町は県と協議の上、救護所や救急医療機関では対応できない重症者等を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行う体制の確立を図る。

（４）　応援体制の整備

他の市町村との相互応援協定にもとづく協力病院の確保を図る。

３　搬送・転送体制

医療救護所から町内の救急医療機関への搬送（一次搬送）、あるいは町外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、以下の項目について事前に関係機関との協議・調整を図る。

（１）　情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先の決定に必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

（２）　搬送順位

地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定する。震災後は、医療機関の被災情報や搬送経路等の様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

（３）　搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

（４）　ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立する。

なお、ドクターヘリ、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

（５）　効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等の負傷が数多く発生し、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

第４　緊急輸送の整備

命の救助を最優先に、救出・消火活動、負傷者の搬送・移送、町民の避難・移送、救援物資の受入れ・配布、救援の受入れ等が的確に、スムーズにできるよう体制を整備する。

実施担当	管財契約課、危機管理課、都市施設整備課、産業振興課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、関東運輸局埼玉運輸支局、関東地方整備局、陸上自衛隊、日本通運株式会社埼玉支店、東武鉄道（株）　東武動物公園駅・杉戸高野台駅、（一社）埼玉県トラック協会、（一社）埼玉県バス協会、（一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

１　道路被害状況等の的確な把握と緊急輸送道路の確保体制の整備

（１）　町による緊急輸送道路の指定

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定するとともに必要に応じて、道路の占有又は制限を行う。

表　1－１６　防災活動拠点及び緊急輸送拠点

○庁舎	○出先機関	○町内の関係機関施設
○指定緊急避難場所	○指定避難所	○町内の備蓄倉庫、輸送拠点
○臨時ヘリポート		

（２）　緊急輸送道路及び沿線の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画において緊急輸送道路の耐震強化を示すとともに、計画に基づき耐震性の向上や無電柱化等の推進を図る。また、災害発生後に応急復旧作業の協力が得られるよう、応援体制の整備に努める。

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を抑えるように努めるものとする。また、緊

急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について、調査検討を行うものとする。

（３）輸送施設・拠点の確保等

町は、県及び関係団体と連携して、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、体育館等）について把握・点検するものとする。また、町は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

（４）　町民への周知

町は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より町民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を町民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

（５）　道路交通情報の収集及び広報体制

町は県及び防災関係機関との連携の上、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を整備する。

（６）道の駅の防災機能の整備・強化

道の駅（アグリパークゆめすぎと）にて、災害時に求められる機能に応じた整備・強化に努める。

２　応急復旧資機材の整備

町は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保に努める。

３　応急復旧時の活動体制の整備

町は、地震災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、県、隣接市町、警察、建設業界等との協力体制を築く。

４　輸送車両の確保・配備体制の整備（企業、住民のボランティア体制を含む）

（１）　輸送車両の整備・増強

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、町が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後長期的な観点から、輸

送車両の増強について検討を進める。また、町の公用車にあっては無線連絡体制の整備を図る。

（２）　調達体制の整備

町は、緊急輸送をはじめ災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を地震災害時に迅速に調達できるように、「災害時における人員及び物資等の輸送に必要な車両（航空機）の調達に関する覚え書き」による県との協定の締結、及び関連機関のとの協定の締結によるヘリコプターによる重症者等の移送要請体制の整備等の協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

（３）　緊急輸送車両等の事前届出の推進

町は、地震災害時に応急対策を円滑に実施するため、緊急通行車両として救助を実施するために使用する車両、水道施設の復旧を行うために使用する車両、各道路管理者､又はその委託若しくは請負を受け災害復旧工事に使用する車両等について、埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

第５　非常用物資の確保

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、防災用資機材、食料、生活必需品及び応急給水等の備蓄及び調達等、供給体制の整備を行う。食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していく。

実施担当	危機管理課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、都市施設整備課、産業振興課、上下水道課、学校給食センター
防災関係機関	幸手保健所、埼玉県春日部農林振興センター、関東農政局、関東経済産業局、農業協同組合（ＪＡ）、商工会等商工業関係団体、自主防災組織

１　防災資機材の整備

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図る（資料編　資料２７）。

（１）　備蓄目標

避難所の収容人員の計画値を目安とする。

（２）　備蓄品目及び備蓄場所

防災資機材を使用する救助活動は、災害発生直後に行わなければならないため、防災資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望まれる。このため町は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や町内会・自治会単位での整備を図る。

また、役場・避難所等に防災倉庫を整備し、役場庁舎並びにすぎとピア等に非常用電源の整備を図る。

表　１－１７　備蓄品目及び備蓄場所

備蓄場所	備蓄品目
避難所等	○ろ過器　○発電機　○炊飯器　○仮設トイレ　○投光機　○テント ○救助用資機材（懐中電灯・発電機等の照明器具、バール、かけや、鋸、チェーンソー、ジャッキ、はしご、ロープ、エンジンポンプ、軍手等） ○移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等） ○道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材 ○土のう袋 ○応急危険度判定、被災宅地危険度判定用資機材
県土整備事務所等、 流域下水道処理センター	○道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材

２　食料の供給体制の整備

（１）　基本的事項

ア　備蓄目標（表　１－１８）

地震被害想定調査で想定した「茨城県南部地震」に基づき、避難者用を県と町でそれぞれ1.5日分（合計３日分）以上、災害救助従事者用を県と町でそれぞれ1.5日分（合計3日分）備蓄するものとする。

表　１－１８　目標数量

供給対象者	県	町	町民
避難住民	1.5日分	1.5日分	３日分（推奨1週間）
災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	ー

【参考】災害時の食料備蓄計算表

避難者数（平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査より、茨城県南部地震の場合）

１日後避難者数	767人×３食×1.5日分＝3,452食
災害救助従事者	314人×３食×1.5日分＝1,413食
帰宅困難者	5,246人×３食×1.0日分＝15,738食
	合計20,603食

イ　備蓄品目

地震直後の被災者のための食料としては調理不要の品目が望ましく、それ以降は、炊き出しに適した調理の容易な品目が望ましい。

また、備蓄品としては保存期間が長くかつ調理不要の品目が望ましく、調理品としては多様な要望に対応した品目が望ましい。なお、町民においては、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入するよう指導する。

主な品目は以下に示すとおりである。

表 1-１９　主な品目（食料）

主食品	アルファ米、乾パン、水もどし餅等
乳児食	粉ミルク、液体ミルク、離乳食等
その他の食品	保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等、調味料
要配慮者向けの食品	おかゆ、減塩食品介護食、アレルギー対応食等

ウ　要配慮者への配慮

幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、県及び町は、食べやすいものや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制の整備に努める。

（２）　食料の備蓄計画

町は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定する。

また、町は策定した備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄（アレルギー対応食品を含む）を行う。

（３）　食料の調達体制の整備

町は、県の食料の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合（ＪＡ）、生活協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結に努める（資料編　資料８）。

（４）　食料の輸送体制の整備

町は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町が備蓄及び調達を行う食料の輸送に関して、業者と協定を締結する。

（５）　食料の保管等

町は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）の中から町集積地を定め、その所在地、経路等について県に報告する。

また、備蓄品の点検を定期的に実施するとともに、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

（６）　給食用施設・資機材の整備

避難所となる町立小・中学校には給食用施設・資機材を配備する。

３　生活必需品等の供給体制の整備

（１）　基本的事項

ア　生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機等の混乱に

より、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ　備蓄目標

地震被害想定調査で想定した「茨城県南部地震」によるピーク時避難人口の3日分に相当する量を基本の目標として、県と協力して備蓄するものとする。

ウ　備蓄品目

町民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品等、避難所生活を想定した物資等についての備蓄に努める。また、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等についても備蓄に努める（表 1-２０）。

表 1-２０　備蓄品目（生活必需品）

○寝具	○外衣	○肌着	○身の回り品
○炊事用品	○食器	○日用品	○光熱材料
○生理用品	○マスク・防塵マスク・消毒液		○簡易ベッド
○簡易トイレ	○情報機器	○簡易間仕切り	○要配慮者向け用品　等

（２）　生活必需品等の備蓄計画

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定する。

また、町は策定した備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

（３）　生活必需品の調達計画

町は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定する。

また、町は策定した調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

（４）　生活必需品の輸送体制の整備

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

４　給水体制の整備

（１）　基本事項

ア　応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯、及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

イ　１日当たり目標水量

地震被害想定調査で想定した「茨城県南部地震」による最大断水人口分と想定し、被災後の時間経過に伴って以下の水量を目標とする。

表 1-２１　被災後の時間経過に伴う目標水量

地震発生からの期間	目標水量	水量の根拠
地震発生～3日	3ﾘｯﾄﾙ／人・日	生命維持に必要な水量
4～10日	20ﾘｯﾄﾙ／人・日	炊事、洗面、トイレ等、最低生活水準を維持するために必要な水量
11～21日	100ﾘｯﾄﾙ／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
22～28日	250ﾘｯﾄﾙ／人・日	ほぼ通常の生活に必要水量

ウ　応急給水資機材の品目

ａ　給水タンク

ｂ　ウォーターバルーン

ｃ　ポリ袋

ｄ　その他

エ　備蓄場所

ａ　指定緊急避難場所

ｂ　指定避難所

ｃ　大規模施設

ｄ　配水場

（２）　応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備、並びに応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等について、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

（３）　応急給水資機材の備蓄

町は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

（４）　応急給水資機材の調達体制の整備

町は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、協定の締結等に努める。

（５）　耐震性貯水槽の整備

町は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行う。

（６）　水質検査体制の整備

町は、飲用の適否を調べるため、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川等、比較的汚染の少ない水源について、事前及び災害時の水質検査体制を整備する。

５　医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

（１）　品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資機材セットと軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定調査に基づく人的被害の数量を目安として整備する。

（２）　備蓄場所

備蓄場所は、医療救護所（保健センター、すぎとピア）とする。

（３）　医療救護資機材並びに医薬品の備蓄、及び調達計画

ア　災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材並びに医薬品の備蓄、及び調達計画を策定する。

イ　アの計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材並びに医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

ウ　アの計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材並びに医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約の締結に努めるとともに、厚生労働省、近隣都県及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

エ　大規模災害に迅速かつ十分対応できるよう医薬品等の備蓄場所を拡充するとともに、品目や数量の充実を図る。

６　石油類燃料の調達・確保

町は、災害時における復旧活動や人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から埼玉県石油業協同組合杉戸支部及び三和エナジー株式会社と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

７ 電源、非常用通信手段等の確保

町は、主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，

燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

第６　避難対策

震災発生時には、火災や家屋の倒壊等によって生活の場を失った多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行い、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

また、避難所が設置される場合は、防災行政無線、メール配信や広報車等のあらゆる広報手段を通じて町民に周知するものとし、その際には、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

さらに、大規模災害時には、他の都道府県からの多数の避難者を受入れることを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、都市施設整備課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館、会計課、議会事務局、行政委員会
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　避難計画の策定

（１）　町の避難計画

町は、震災時に適切な避難の指示・勧告、誘導が行えるよう避難計画を作成するとともに、表 1-２２に留意して地区ごとの自主的な避難誘導体制づくりを促進する。

また、避難所の開設、運営、閉鎖等、管理運営に関して定めたマニュアル等を整備する。

表 1-２２　避難誘導の留意点

避難順位	危険性の高い地区の居住者あるいは要配慮者を優先的に避難させる。
集団避難	避難はできるだけ町内会・自治会等、地区ごとに集団で行う。

誘導者の配置	集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につく。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期する。
病人等の避難	避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、高齢者、障がい者、乳幼児等、自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送する。

（２）　防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項（表 １-２３）に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

表 １-２３　各施設の避難計画における留意点

病院	患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、移送の実施方法等
高齢者、障がい者及び児童施設等	それぞれの地域の特性等を考慮した避難の場所、経路、時期及び誘導及び収容施設の確保、給食等の実施方法等
ビル、駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設等	それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
工場、危険物保有施設	従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防局との連携等

（３）　学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を講ずる。

また、私立学校等については、この対策に準じて自主的に対策を講ずるよう指導する。

ア　防災体制の確立

ａ　防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則、県立高等学校管理規則及び県立盲学校・ろう学校・特別支援学校管理規則による学校の防火及び警備計画との関連を図る。

また、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

ｂ　防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町及び防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

ｃ　施設及び設備の管理

学校等における施設及び設備の管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

ｄ　防火管理

災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

○　日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等、火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

○　定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

イ　避難誘導

学校等は、長時間に渡って多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに、統一のとれた行動ができるようにする。そのため、避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに日ごろから避難訓練を実施し、園児、児童及び生徒に災害時の行動についての周知に努める。

また、町における防災計画に基づき、消防署、警察署、町及び町内会・自治会等との密接な連携のもとに、園児、児童及び生徒の安全確認に努めるとともに、避難所等については保護者に連絡して周知徹底を図る。

２　指定緊急避難場所・指定避難所等の選定と確保

避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域住民が、安全に避難するためには欠かすことのできない場所である。

そのため、地震災害時における被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、平常時から必要な数、規模の施設等の場所、収容人数等をあらかじめ指定し、町民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。その際には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

（１）　指定緊急避難場所等の選定

町は、地震、洪水、内水氾濫、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、町民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を事前に選定確保する。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

また、町民は、災害発生直後、最初に避難者が集合する場所として、集会所や広場等を活用し、一時集合避難場所を、地区ごとに定めるものとする。

なお、指定に当たってはおおむね次の基準を参考に整備する。

表　1－２４　指定緊急避難場所及び一時集合避難場所の指定基準

指定緊急避難場所
地震以外の災害を対象とする避難場所は、最初の3項目の条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所については、次の全ての条件を満たすこと
○災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
○他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
○周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
○耐震基準を満たしており、安全な構造であること
○地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること
一時集合避難場所
○集会所や広場等を地区ごとに町民が定めるものとする

（２）　広域避難場所の指定

指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の町民を対象に、大規模火災を避けるために指定するものを「広域避難場所」とする。その際、次の基準を目安とし、地域の実情に応じてあらかじめ広域避難場所を選定し、確保する。

表　１－２５　広域避難場所の指定基準

○面積10ha（316ｍ×316ｍ）以上とする（面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む）
○避難者１人当たりの必要面積は、おおむね２㎡以上とする
○要避難地区のすべての町民を収容できるよう配慮する
○木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ散在していなければならない
○大規模浸水などの危険のないところとする
○純木造密集市街地から270ｍ以上、建ぺい率５％程度の疎開地では200ｍ以上、耐火建築物からは50ｍ以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく
○次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく ・避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる

（３）　避難路の選定と確保

広域避難場所を指定した際には、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

表　１－２６　避難路の要件

○避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
○避難路は、相互に交差しないものとする。
○避難路沿いには、火災・爆発物等、危険が伴う工場がないよう配慮する。
○避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
○避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

指定緊急避難場所への避難路についても、上記の基準に基づき避難路を選定し、日頃から町民への周知徹底に努める。避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について、町に協力するよう努める。

また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を促進する。

（４）　指定避難所の指定

町は、あらかじめ学校、公民館等の公共施設を活用し、おおむね表 １－２７に示す基準により指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する（資料編　資料１３、１４）。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係各課や町民等の関係者と調整を図る。

併せて、指定避難所として指定された施設の管理者等は、町が当該施設を災害時に迅速・円滑に指定避難所として管理・運営できるように、役割分担、通信連絡手段等について確認するものとする。

福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制を整備し要配慮者を滞在させるために必要な居室を可能な限り確保するものとする。

また、町は、福祉避難所において、当該施設に受入れを想定していない避難者が避難してくることのないよう、福祉避難所へ避難可能な対象者（要配慮者及びその家族）を限定し、受入れ対象者を特定して指定福祉避難所として公示に努める。
この公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際、要配慮者の避難が円滑にできるよう努める。

表　1－２７（１）　指定避難所の指定基準

○原則として、町内会・自治会又は学区を単位として指定すること
○原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること
○建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ＡＬＣ板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること
○余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること
○避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること
○発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること
○物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること
○主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること
○二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること
○環境衛生上、問題のないこと

表 １−２７（２）指定福祉避難所の指定基準

○施設自体の安全性が確保されていること ・耐震性が確保されていること ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。 ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと ○施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。 ・原則として、バリアフリー化されていること ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。 ○要配慮者の避難スペースが確保されていること ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

（５）　避難所設備の整備

指定された避難所については、以下の点に配慮しながら整備を進める。

ア　食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するとともに、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備を整備し、復旧・復興に向けて体力・気力の維持を図れる水準を確保するよう努める。

イ　耐震性を確保するとともに、換気、照明、防寒・避暑対策、環境衛生対策等、良好な室内環境の確保に努める。

ウ　避難者のプライバシーの確保に努めるとともに、男女のニーズの違い等にも配慮した設備の整備に努める。

エ　要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

オ　避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

表 １−２８　避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例

○ＬＰガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置 ○停電対応型空調機器の設置 ○ガスコージェネレーションの設置 ○太陽光発電や蓄電池 ○ソーラー付ＬＥＤ街灯

（６）　公営住宅の空室の利用

災害発生時に一時的に退避するための場所として、県及び町営住宅の空室を利用する。

（７）　隣接市町への避難

隣接市町への避難が望ましい場合（又はその逆の場合）に住民が円滑に避難できるよう、隣接市町と災害時における応援協定等を締結している。

これを住民に周知するとともに、他地区への避難者の移送体制についても整備を図る。

（８）　福祉避難所の指定

要配慮者に対する必要な生活支援等を一時的に行うために、「福祉避難所」の指定についても促進を図る。福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定する。

また、災害時の受入体制及び移送体制等について協定を締結し、体制の整備に努める。

（９）　避難場所等の町民への周知

指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、災害危険箇所等（浸水想定区域等）の所在等について、平常時から以下の方法により周知徹底を図る。

また、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障をきたさない最小限度のものにすることや夜間又は停電時の避難に備え、日ごろから懐中電灯、非常灯などを準備することについても周知を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、民間施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

表　1－２９　町民への周知方法

○広報紙・パンフレット等の印刷物、インターネット ○誘導標識、避難施設案内図、避難施設表示板等の設置 ○防災訓練の実施

（10）　避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

表 １-３０　杉戸町避難所運営マニュアルの留意点

○避難所の開設手順 ○避難所での物資・資機材の管理 ○避難所の管理・運営体制 ○災害対策本部との情報連絡体制 ○避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担 ○生活再建の支援体制

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

（11）　他の都道府県からの避難者の受入れ

大規模災害時において､他の都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、本町に避難してきた者を収容し保護するための避難所を選定し、確保する。避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。

ア　他の都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できる規模の施設を優先する。

イ　耐震、耐火構造の建物等を利用する。

（12）　避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、町民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

第７　帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を県等関係機関と研究・協議し実施する。

また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課、その他関係各課
防災関係機関	ＮＨＫさいたま放送局、東武鉄道株式会社　東武動物公園駅・杉戸高野台駅、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ

１　帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

２　予想される帰宅困難者数

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査の結果によれば、「茨城県南部地震」が平日の昼間に発生した場合、帰宅困難者は杉戸町で約5,246人にのぼるものと算定されている。

ただし、この予想値は鉄道で通勤・通学をしている人を対象としたものであり、車で通勤している人やセールス等で外勤している人、遠くに買い物等に出かけている人等を含めると、実際の帰宅困難者はこの予測値よりさらに多くなる可能性がある。

表　1－３１　帰宅困難者数の算定方法

①震度6弱以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断される。
②帰宅経路は最短経路とするが、鉄道による合理的代替経路を使用する。
③帰宅距離10km以内の場合は全員が徒歩による帰宅が可能とし、帰宅困難者とはしない。
④帰宅距離10km～20kmの場合は、1km長くなるごとに帰宅可能者が10%ずつ低減する。
⑤帰宅距離20km以上の場合は、全員帰宅不可能とする。
⑥平常時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能とする。
⑦平常時の交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、上記①～⑤の算定方法に加え、東日本大震災発災当日の状況も踏まえる。
⑧東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を、パーソントリップ調査に基づく交通手段別の現在地ゾーン別居住地ゾーン別滞留人口に対して適用する。
帰宅困難率%＝(0.0218×外出距離km)×100

３　帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

（１）　地域の災害対応力の低下

多数の町民が県外から帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

（２）　被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

（３）　通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

４　帰宅困難者対策の普及啓発

（１）　一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び171（災害用伝言ダイヤル）や携帯電話事業者のweb171（災害用伝言版）等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

（２）　徒歩帰宅の心得７カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得７カ条」の普及を図る。

表　1－３２　町民への普及啓発

○留まる
・連絡手段、事前に家族で話し合い
・携帯も、ラジオも必ず予備電池
○知る
・日頃から、帰宅経路をシミュレーション
・災害時の味方、帰宅支援ステーション
○帰る
・職場には、小さなリュックとスニーカー
・帰宅前には、状況確認
・助け合い、励まし合って徒歩帰宅

（３）　企業等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

表　1－３３　企業等への要請

○施設の安全化、災害時のマニュアルの策定、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
○災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保、従業員の安否確認手段の確保

５　帰宅困難者支援のための広域的な連携

（１）　鉄道事業者との連携

町は、町域を通る鉄道事業者と平常時での協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者のスムーズな受入れに努める。

また、鉄道事業者からの帰宅困難者などの情報に基づき、各駅ごとに受入れ一時滞在施設の順位付けを行い、職員の配置等に努める。

６　一時滞在施設の確保

町、鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。一時滞在施設には、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

町は県と協力し、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

７　企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

８　学校における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法について、あらかじめ定めておく。

９　帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

10　訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。

また、訓練を通して町民への啓発のほか、隣接している他市町、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

第８　遺体の埋・火葬

実施担当	町民課、環境課

１　遺体収容所の選定

町は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

２　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

震災時に棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、関係業者、他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第９　防疫対策

実施担当	健康支援課、環境課
防災関係機関	幸手保健所、杉戸町医師会、杉戸町歯科医師会、杉戸町薬剤師会

１　防疫活動組織

県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じて迅速適切に防疫ができるよう、動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立する。

また、災害時における県及び自衛隊の応援の受入れ・協力体制を整備する。

２　防疫用資機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

３　動物愛護

（１）　所有者明示に関する普及啓発

町、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に

基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

（２）　災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、町、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第１０　住宅対策

地震により被災した建築物及び宅地については、その後に発生する余震等による建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性を判定することにより、人命に関わる二次災害を防止することが重要である。

また、地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そこで、建築物及び宅地の危険度判定に係る体制を整備するとともに、応急仮設住宅の供給体制を整備する。

実施担当	**都市施設整備課、建築課**
防災関係機関	**埼玉県越谷建築安全センター**

１　建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

（１）　被災建築物応急危険度判定体制の整備

地震発生後の余震等による建築物の二次災害の予防判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等についての判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるよう、隣接市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

（２）　被災宅地危険度判定体制の整備

地震や降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより二次災害を軽減・防止し、住宅の安全確

保を図るため、被災宅地危険度判定士制度を活用して被災宅地危険度判定士を確保する。

２　応急仮設住宅対策

被災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

（１）　応急仮設住宅用地の確保

ア　応急仮設住宅用地の選定

町は、速やかに仮設住宅を建設するため、表 １-３４に示す基準に従って町有地及び建設可能な私有地から応急仮設住宅建設予定地を確保する。

なお、私有地については、地権者等との協定を締結する等の方策を講ずる。

表 １-３４　予定地の選定基準

○飲料水が得やすい場所
○保健衛生上適当な場所
○交通の便を考慮した場所
○居住地域と隔離していない場所
○土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
○工事車両のアクセスしやすい場所
○既存生活利便施設が近い場所
○造成工事の必要性が低い場所

イ　応急仮設住宅の建設戸数の検討

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた建物の全壊棟数を参考に検討する。

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査の結果によれば、「茨城県南部地震」が発生した場合、杉戸町では全壊棟数184棟になるものと算定されている。

（２）　適地調査

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年１回、県に対して報告する。

（３）　応急仮設住宅用資機材の確保

町は、（一社）プレハブ建築協会、（一社）埼玉県建設業協会及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

（４）　応急仮設住宅の設置及び供給計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

表 1-３５　応急仮設住宅に関する計画の内容

○応急仮設住宅の着工時期 ○応急仮設住宅の入居基準 ○応急仮設住宅の管理基準 ○要配慮者に対する配慮

第１１　文教対策

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

実施担当	教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	学校法人

１　学校の災害対策

（１）　町

ア　所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

イ　教材用品の調達及び配給の方法については教育委員会及び学校において、計画を策定しておくものとする。

ウ　私立学校等に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

（２）　校長等

ア　学校の立地条件等を考慮した上､常に災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てる。

イ　校長等は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

ａ　町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

ｂ　幼児、児童及び生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。

ｃ　教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

ｄ　勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

ｅ　学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第１２　調査研究

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、本町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学等の分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する必要がある。

実施担当	危機管理課、都市施設整備課、建築課

１　基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度等の地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。

また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

表　1－３６　基礎的調査研究

防災アセスメントに関する調査研究	地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントに関する調査研究を実施する。
地震被害想定に関する調査研究	震災対策を効果的に実施するためには、町内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握する。

２　震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映する。

表　1－３７　震災対策に関する調査研究

地震火災対策に関する調査研究	大規模地震時に予想される同時多発性の地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究を実施する。
避難住民の安全確保に関する調査研究	避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究を実施する。
効果的な緊急輸送に関する調査研究	地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送道路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究を実施する。
災害情報の伝達等に関する調査研究	震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報等、町民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究を実施する。

第１３　災害復旧・復興への備え

実施担当	総務課、税務課、町民課、管財契約課、都市施設整備課、建築課、教育総務課、その他関係各課

１　各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておく。

２　罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、ほかの地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備し、罹災証明について速やかに対応できるよう努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、本業務を支援するシステムの活用などについて検討するとともに、住家被害の調査の担当者のための研修機会拡充などによる、住家被害調査の迅速化を図る。

３　復旧復興のための人材の確保

町は、ライフライン事業者と連携し、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

また、町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

震 災 編

第２章　災害応急対策計画

第２章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制

災害が発生した場合に迅速な応急対策を行うため、町の活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整えて、応急対策活動を実施する。

また、大規模地震時には自衛隊と連携し、町民の安全を図り、被災者の救助に努める。

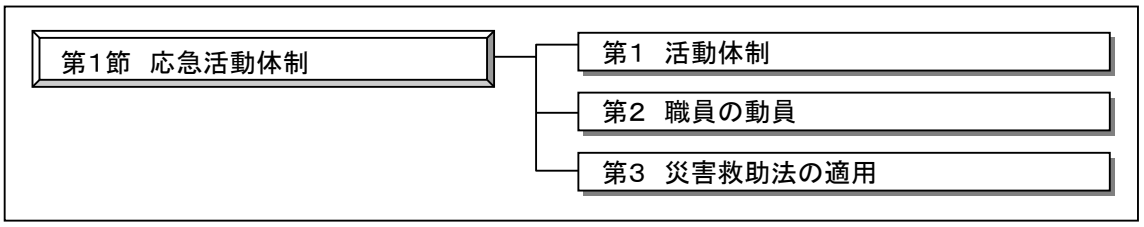

第１　活動体制

地震発生に伴い町がとる活動体制、応急活動対策を行うための動員計画及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。

実施担当	関係各課

１　初動対応

大規模地震が発生して本町に大きな被害が発生した場合は、図 2-1に示す手順に従って初動対応を行う。

図 ２－１　初動対応の手順

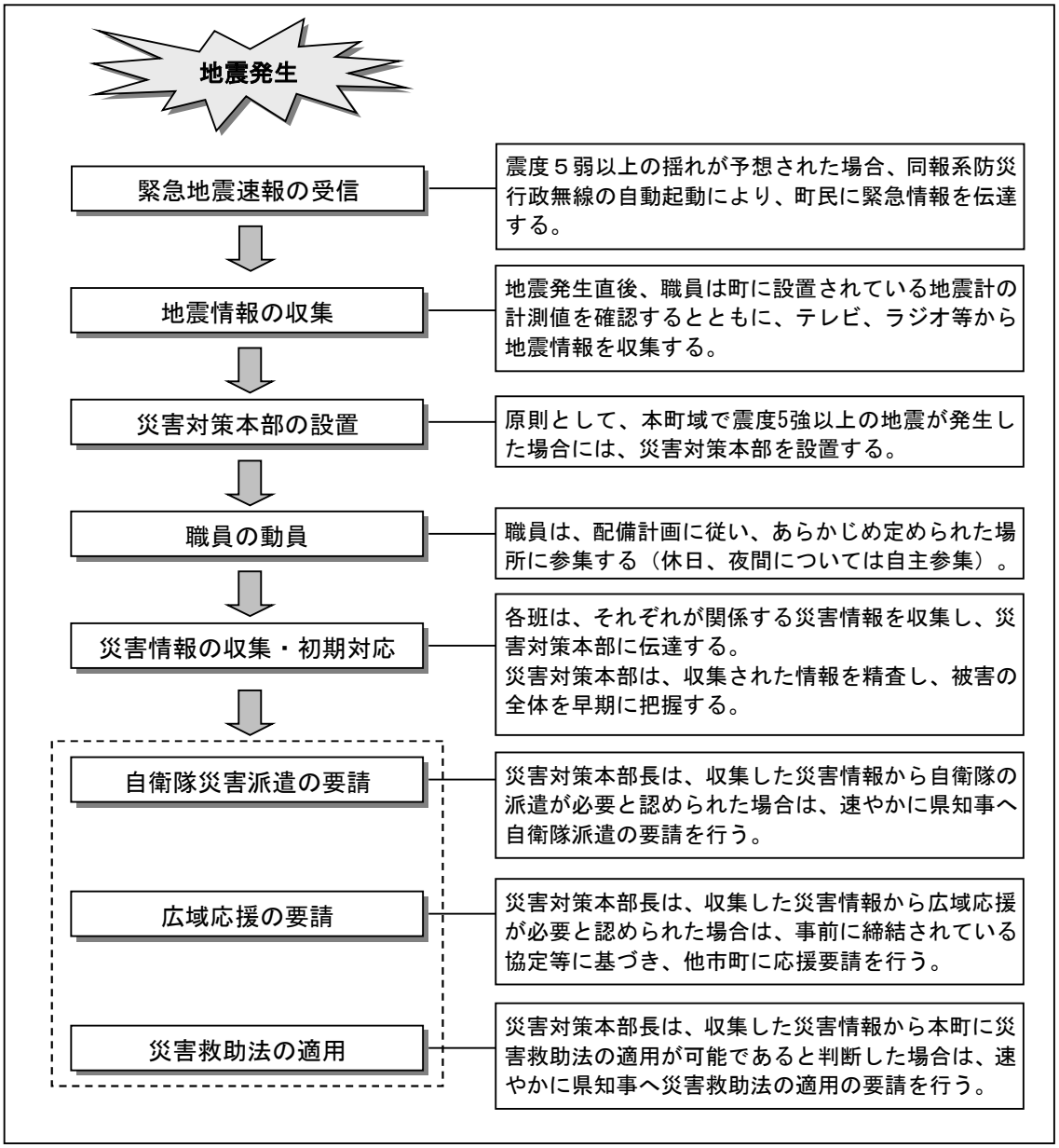

２　配備体制と配備基準

配備体制と配備基準は、表 ２-１に示すとおりである（資料編　様式１、２）。

表 2-1　配備体制と配備基準

配備体制		配備基準	活動内容	配備体制決定権者	本部設置の有無
待機体制		○震度4以上の地震が発生	主に情報収集及び報告を任務として活動する体制	危機管理課長	×
警戒体制	第一配備	○原則として町域に震度５弱の地震が発生したとき。 ○その他、町長が必要と認めたとき。	災害の要因が発生した場合、主に情報の収集、警報等の伝達を任務として活動する体制	副町長	×
	第二配備	○原則として町域に震度５強の地震が発生したとき。 ○その他、町長が必要と認めたとき。	軽微な災害が発生した場合、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	町長	○
非常体制		○原則として町域に震度６以上の地震が発生したとき ○相当規模の災害が発生し、被害が予想されるとき。 ○その他、町長が必要と認めたとき。	相当規模の災害の発生が予想される、又は相当規模の災害が発生した場合、町の全職員を動員し、町の組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制	町長	○

なお、職員の配備体制別職員動員計画書は表２－６のとおりとする。

※町域に震度５強の地震が発生した場合は、各活動班の班長は、速やかに参集する

３　災害対策本部の設置・運営

（１）　災害対策本部の設置

町長は、町域に地震による相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において非常体制を発令する必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の第８項の規定に基づき災害対策本部を設置する（資料編　法令１、３）。

ア　設置基準

ａ　原則として町内に震度５強以上の地震が発生したとき。

ｂ　「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき。

ｃ　相当規模の災害が発生し、被害が予想されるとき。

ｄ　その他、町長が必要と認めたとき。

イ　設置場所

災害対策本部は役場に設置し（資料編　資料１）、役場正面玄関に「杉戸町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、役場が被災し予定した場所に設置できない場合は、代替場所としてすぎとピアに設置するとともに参集した職員に周知する。

災害対策本部において用意すべき備品は、表 2-2のとおりである。

表 2-2　災害対策本部に用意すべき備品

○優先電話及びFAX	○防災行政無線、消防無線	○災害対応用臨時電話
○複写機	○庁内放送設備	○テレビ、ラジオ
○災害処理表その他書類一式	○ハンドマイク	○筆記用具等事務用品
○懐中電灯	○防災関係機関一覧表	○その他必要資機材
○発電機（非常用電源）及び燃料	○災害時の町内応援協力者名簿	○パソコン
○プロジェクター	○職員名簿	
○被害状況図板、住宅地図及びその他地図		

ウ　実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という）は町長とし、不在の場合は副本部長（副町長、教育長）とする。副本部長も不在の場合は、杉戸町役場組織規則第１２条（町長の職務代理）に定める以下の順位により代理する。

第１順位　総務課長

第２順位　杉戸町職員の給与に関する条例第3条に規定する職務の等級の上位の者

第３順位　職級が同じ場合は給与条例に規定する号給の多い者

（平時において職務代理者の順位を確認しておく）

エ　解散基準

本部長は、町域において災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは災害対策本部を解散する。

ただし、災害の規模等により事後処理を必要とする場合、関係各班長は本部設置の体制に準じ、事務を継続し対処する。

オ　設置・解散の通知

災害対策本部を設置、又は解散した場合、本部長は直ちに関係機関等に通知する。

表 2-3　災害対策本部設置及び解散の通知

通知先	通知方法	連絡担当
職員	庁内放送、メール連絡網、電話、口頭	総務課、危機管理課 秘書広報課
埼玉県	災害オペレーション支援システム （使用できない場合は防災行政無線、FAX等）	
防災関係機関	県防災行政無線、電話、FAX	
一般住民	町防災行政無線、広報車、メール配信	
報道機関	県防災行政無線、電話、FAX	
隣接市町	県防災行政無線、電話、FAX	

（２）　災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、図 2-2及び表 2-4に示すとおりとする。

ただし、人命救助を最優先とし、消防をもって措置できない場合は、各部の人員を割き、救出、救助活動を支援する。

図　２－２　災害対策本部組織図

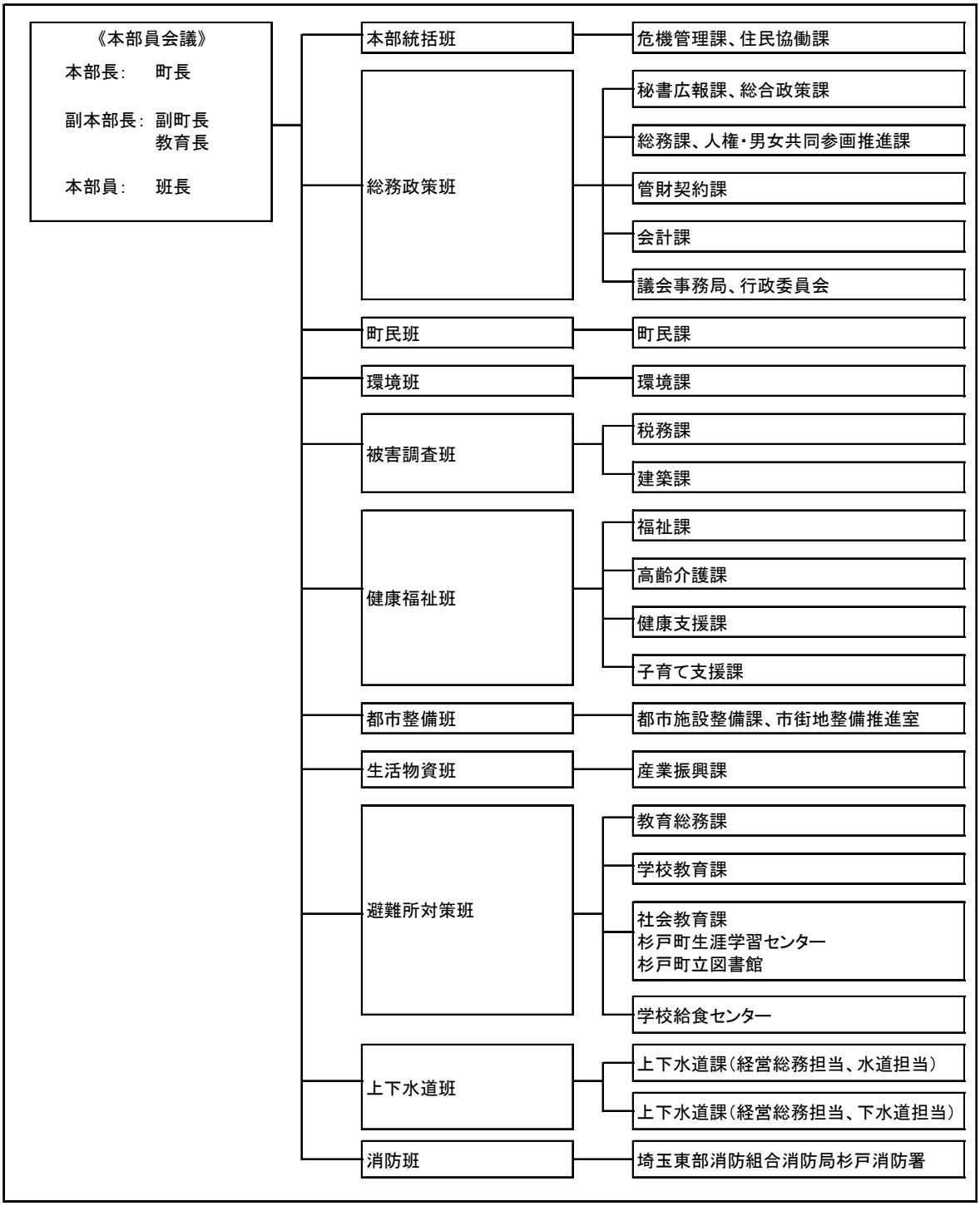

表 ２－４　災害対策本部事務分掌

本部員会議		事務分掌
本部長	町長	１ 災害対策本部設置の必要性について協議決定する。 ２ 避難指示、自衛隊に対する援助の要請等重要事項について協議決定する。 ３ 初動対応期終了後の他市町村への広域応援の要請等、重要事項について協議決定する。 ４ その他災害対策上の重要事項を協議決定する。
副本部長	副町長 教育長	
本部員	班長	

各班の責任者	事務分掌
班長	１ 班の統括に関すること。 ２ 活動方針の決定、変更等重要事案を本部員会議に上申すること。

活動班	実施担当	事務分掌
各班共通		１ 各班の動員、配備に関すること。 ２ 各班及び各班内の連絡調整に関すること。 ３ 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関すること。 ４ 所管施設の被害状況調査、取りまとめ及び応急・復旧対策に関すること。 ５ 他の班の応援に関すること。 ６ 災害対策本部が設置されていない場合でも、必要に応じて各班は以下の業務を行う。
本部統括班 〈班長〉 危機管理課長	危機管理課 住民協働課	１ 各班所管の被害状況、応急対策等の実施状況、その他、災害活動に必要な情報すること。 ２ 避難指示等及び指定避難所・福祉避難所の開設・設置に関すること。 ３ 無線通信に関すること。 ４ 災害対策本部の設置・運営に関すること。 ５ 災害情報の統括に関すること。 ６ 防災行政無線に関すること。 ７ 防災会議の開催に関すること。 ８ 国、県等防災関係機関との連絡調整に関すること。 ９ 災害救助法の適用事務に関すること。 10 ヘリコプターの出動要請及びヘリポートの活用に係る調整に関すること。 11 災害ボランティアの調整に関すること。 12 災害時の交通安全に関する関係機関、団体との連絡調整に関すること。 13 自主防災組織の活動に関すること。 14 帰宅困難者に関すること。 15 消防団に関すること。 16 区長会に関すること。 17 ライフライン（電気・ガス・通信）事業者、公共交通（バス）事

活動班	実施担当	事務分掌
		業者との連絡、調整に関すること 18　避難者の輸送に関すること。 19　ボランティア（通訳、翻訳）の把握・要請に関すること。 20　避難所外避難者への生活支援に関すること。 21　外国人の支援に関すること 22　要配慮者の支援に関すること
総務政策班 〈班長〉 秘書広報課長	秘書広報課 総合政策課	1　各班所管の被害状況、応急対策等の実施状況、その他、災害活動に必要な情報の受理・取りまとめに関すること。 2　報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 3　本部長の秘書に関すること。 4　災害視察団に関すること。 5　災害復旧計画に関すること。 6　災害対策の予算に関すること。 7　災害の広報及び記録に関すること。
	総務課 人権・男女共同参画推進課	1　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 2　県及び他機関に対する応援要請に関すること。 3　各班の人員の調整に関すること。 4　職員の動員に関すること。 5　各班との連絡調整に関すること。 6　職員の服務、給与、公務災害補償に関すること。
	管財契約課	1　庁内電話等通信施設、電気施設の確保に関すること。 2　電話交換の操作に関すること。 3　町公共施設の各種情報（被害状況等）の管理に関すること。 4　町有財産の管理に関すること。 5　公用車両、公共施設用資機材の借上調達に関すること。 6　燃料の確保に関すること。
	会計課	1　見舞金品の受領と配分に関すること。 2　他の班及び避難所の支援に関すること。 3　災害対策に必要な現金の出納に関すること。 4　災害見舞金(日赤、社協のものを除く)の授受及び配布に関すること。 5　災害ボランティアの受入に関すること（社会福祉協議会への協力）。 6　義援金募集配分委員会の設置及び運営に関すること。
	議会事務局 行政委員会	1　議会との連絡調整に関すること。 2　杉戸町議会災害対策会議の業務に従事すること。 3　議会への陳情、請願に関すること。 4　他の班及び避難所運営の協力に関すること。

活動班	実施担当	事務分掌
町民班 <班長> 町民課長	町民課	１ 問合せ・安否確認の窓口の創設に関すること。 ２ 遺体の埋・火葬許可書の発行に関すること。 ３ 国民健康保険被保険者証の発行（再発行）に関すること。 ４ 後期高齢者医療被保険者証の発行（再発行）に関すること。 ５ 本部に直接来庁する被災者等への対応に関すること。 ６ 不要不急な問合せへの対応に関すること。
環境班 <班長> 環境課長	環境課	１ 初動救援活動を阻害する事態（がれき、廃棄物等）への対応に関すること。 ２ 遺体の捜索、収容、埋葬等関係機関と連絡調整に関すること。 ３ 被災地の消毒及び薬剤の散布、調達に関すること。 ４ 清掃処理・仮設トイレの対応に関すること。
被害調査班 <班長> 建築課長	建築課	１ 建物の応急危険度の判定に関すること。 ２ 応急仮設住宅の建設に関すること。 ３ 応急仮設住宅等の入居に関すること。 ４ 被災した家屋・宅地の調査に関すること。 ５ 町営住宅の被害調査及び復旧に関すること。
	税務課	１ 災害情報等の現地確認調査及び収集に関すること。 ２ 町内パトロールの実施とその情報（被害状況等）の記録整理に関すること。 ３ 建築課と連携した罹災証明の発行に関すること。 ４ 被災者生活再建支給事務及び埼玉県市町村被災者安心支援制度に関すること。
健康福祉班 <班長> 福祉課長	福祉課	１ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ２ 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 ３ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付並びに災害見舞金の支給に関すること。 ４ 災害救助法の適用事務の協力に関すること。 ５ 所管する管理施設の救護応急対策に関すること。 ６ 生活保護者等の支援に関すること。 ７ 要配慮者（主に障がい者）の支援に関すること。 ８ 日本赤十字、社会福祉協議会等の義援金等の受付に関すること。 ９ 福祉避難所の設置・運営管理の協力に関すること。
	高齢介護課	１ 要配慮者（主に高齢者）の支援に関すること。 ２ 福祉避難所の設置・運営管理の協力に関すること。

活動班	実施担当	事務分掌
	健康支援課	１ 被災者の患者数及び診療需要の把握に関すること。 ２ 医療機関の被害状況の確認に関すること。 ３ 医師、看護師等医療従事者の確保に関すること。 ４ 医療機関との通信の確保に関すること。 ５ 医療機関との連絡調整に関すること。 ６ 救護所の設置、運営に関すること。 ７ 所管する管理施設の救護応急対策に関すること。 ８ 医薬品の調達に関すること。 ９ 感染症予防に関すること。 10 被災者の医療救護に関すること。 11 乳幼児の救護及び助産に関すること。 12 避難所・福祉避難所への巡回相談の実施に関すること。 13 栄養・食生活の助言に関すること。
	子育て支援課	１ 所管する管理施設の被害状況調査、利用児童等の救護及び復旧等に関すること。 ２ 福祉避難所の設置・運営管理の協力に関すること。 ３ 要配慮者（主に児童）の支援に関すること。
都市整備班 〈班長〉 都市施設整備課長	都市施設整備課 市街地整備推進室	１ 陸上ルートの確保に関すること。 ２ 陸上輸送手段の確保に関すること。 ３ 緊急輸送ルートの交通規制に関すること。 ４ 避難所の設置・運営管理の協力に関すること。 ５ 土木施設等の応急復旧に関すること。 ６ 道路の障害物除去に関すること。 ７ 応急用資材並びに労力の確保調達に関すること。 ８ 復旧用資材の調達及び運搬に関すること。 ９ 建設協力会との連絡に関すること。
生活物資班 〈班長〉 産業振興課長	産業振興課	１ 救護食糧、救援物資（寝具、衣料品、日用品、光熱材料等）の調達に関すること。 ２ 食料品の調達、配分に関すること。 ３ 炊き出しの実施に関すること。 ４ 被災商工業者の融資支援に関すること。 ５ 援護物資の仕分け、配分に関すること。 ６ 援護物資の配送に関すること。 ７ 農産物関係の災害対応に関すること。

活動班	実施担当	事務分掌
避難所班 <班長> 教育総務課長	教育総務課	1　放課後児童クラブ施設の被害状況調査、利用児童の救護及び復旧等に関すること。 2　避難所の被害状況の確認に関すること。 3　避難所運営において自主防災組織、消防団、関係地域団体との調整に関すること。 4　町立学校の連絡調整に関すること。 5　町立学校の救護応急対策に関すること。 6　避難所の設置・運営管理に関すること。 7　教育施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
	学校教育課	1　所管する管理施設の被害状況調査、利用児童、生徒の救護及び復旧等に関すること。 2　避難所における被害情報、救援要請、援助物資要請等の収集と記録（住民、避難者からの聞き取り）に関すること。 3　避難者リストの作成に関すること。 4　避難所の設置･運営管理に関すること。 5　自主防災組織等、住民との協力による避難者の受入体制の整備に関すること。 6　町民の避難所への誘導に関すること。 7　学校勤務職員の応援態勢に関すること。 8　応急教育に関すること。 9　学校の保健衛生に関すること。 10　被災児童･生徒の学用品の支給に関すること。
	社会教育課 生涯学習ｾﾝﾀｰ 町立図書館 町立公民館	1　文化財及び文化遺産の保護、救出に関すること。 2　避難所の設置・運営管理に関すること。 3　所管する管理施設の災害対応に関すること。
	教育総務課 （学校給食センター）	1　学校給食センターの復旧に関すること。 2　炊き出しの実施に関すること。
上下水道班 <班長> 上下水道課長	上下水道課 （経営総務担当、水道担当）	1　水道施設の被害調査と保全、復旧に関すること。 2　原水、応急給水の水質調査に関すること。 3　水源の確保及び飲料水の配分に関すること。 4　給水資器材、復旧資材の確保に関すること。 5　浄水場及び近隣市町との水道の協力に関すること。 6　災害時における応急給水に関すること。 7　管工事業協同組合、及び災害時協力会社との連絡に関すること。
	上下水道課 （経営総務担当、下水道担当）	1　施設被害調査及び下水道管路復旧に関すること。 2　処理場及び近隣市町との下水道の協力に関すること。
消防班 <班長> 杉戸消防署長	埼玉東部消防組合 杉戸消防署	1　埼玉東部消防組合の警防本部との連絡調整に関すること。 2　消防団との連絡調整に関すること。

（３）　災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

ア　災害対策本部員会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部員で構成する本部員会議を開催する。本部長は議長を務める。

イ　災害対策本部の職務

災害対策本部は、情報の収集を行って町全域の被災状況を把握するとともに、次の事項を協議、決定する。

表　２－５　災害対策本部の協議、決定事項

○災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
○重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
○避難指示に関すること。
○「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
○市町村の相互応援に関すること。
○県及び公共機関に対する応援要請に関すること。
○各担当との連絡及び調整に関すること。
○防災対策に要する経費の支弁に関すること。

ウ　災害対策連絡会議の設置

町と関係団体が一体となって災害対策を推進できるよう、町災害対策本部の下に杉戸町災害対策連絡会議を設置し、災害対策に関する情報交換及び意見交換を行う。

第２　職員の動員

地震発生時、職員が実施すべき応急活動を定める。

実施担当	関係各課

１　配備体制の確立

配備体制ごとの各部の動員職員は原則として表 ２-６のとおりとし、災害の状況に応じて臨機応変に動員する（資料編　資料２）。

（１）　各班で職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を明示して総務班に要請する。

ア　応援の場所

イ　応援に必要な人員

ウ　作業内容及び携帯品その他必要事項

（２）　要請を受けた総務班は各班の協力を得て動員派遣する。対応できないときは、他の市町又は県の職員の派遣を要請して応援を受ける。

表　２－６　配備体制別職員動員計画表

災害対策本部の組織	担当部署	待機体制	警戒体制		非常体制
			第1配備	第2配備	
本部統括班	危機管理課【班長】 住民協働課	○	◎	◎	◎
総務政策班	秘書広報課【班長】			○	◎
	総合政策課		○	◎	◎
	総務課		○	◎	◎
	人権・男女共同参画 推進課			○	◎
	管財契約課		○	◎	◎
	会計課			○	◎
	議会事務局 行政委員会			○	◎
町民班	町民課【班長】			○	◎
環境班	環境課【班長】			○	◎
被害調査班	税務課			○	◎
	建築課【班長】		○	◎	◎
健康福祉班	福祉課【班長】		○	◎	◎
	高齢介護課		○	◎	◎
	健康支援課			○	◎
	子育て支援課		○	◎	◎
都市整備班	都市施設整備課【班長】 市街地整備推進室	○	○	◎	◎
生活物資班	産業振興課【班長】		○	○	◎
避難所班	教育総務課【班長】		○	○	◎
	学校教育課		○	○	◎
	社会教育課		○	○	◎
	生涯学習ｾﾝﾀｰ 町立図書館 町立公民館			○	◎
	教育総務課 （学校給食センター）			○	◎
上下水道班	上下水道課（経営総務担当、水道担当）【班長】	○	◎	◎	◎
	上下水道課（経営総務担当、下水道担当）	○	◎	◎	◎
消防班	埼玉東部消防組合 【班長】	埼玉東部消防組合の計画に基づく			

○：指定職員（必要な人員として、あらかじめ指定しておく）、◎：全職員

２　動員の連絡系統（図 2-3～**エラー! 参照元が見つかりません。**）

（１）　勤務時間内の動員

災害対策本部指令により、庁内放送・グループウェア・電話等を使用して各班長を通じて動員する。

（２）　勤務時間外の動員

自主参集、又は電話等で行う。

図 2-3　勤務時間内待機・警戒体制

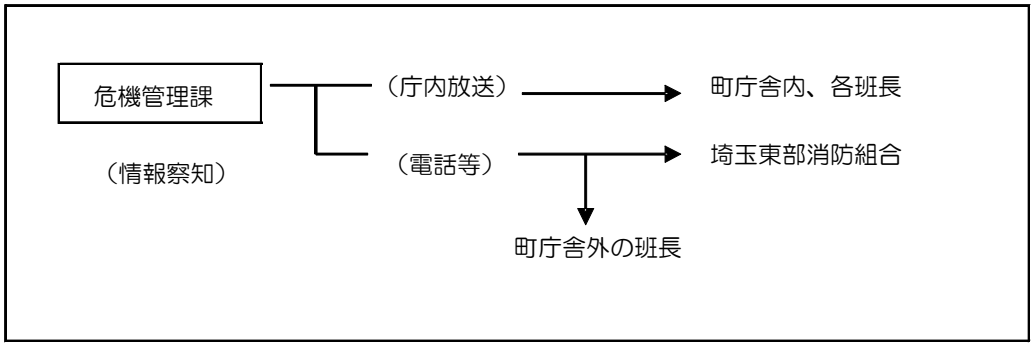

図 2-4　勤務時間内非常体制（１）

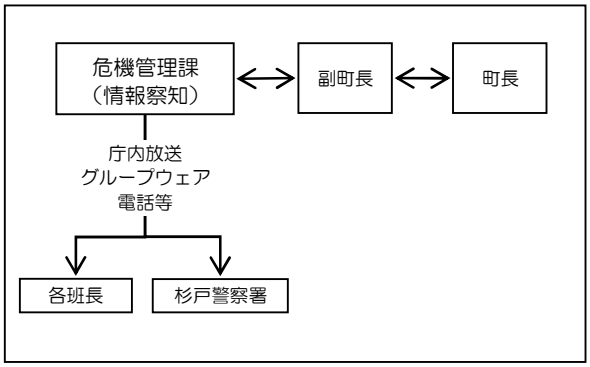

図 2-5　勤務時間内非常体制（２）

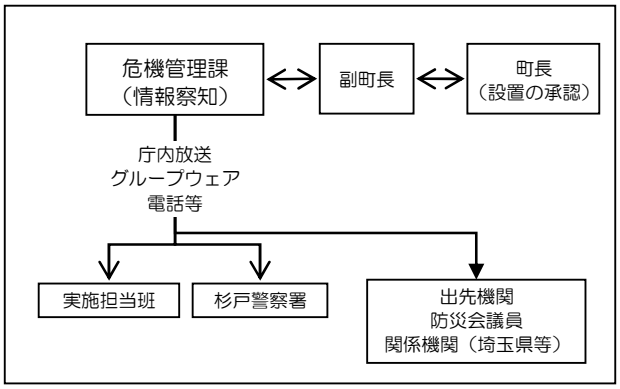

図　２－６　勤務時間外待機・警戒体制

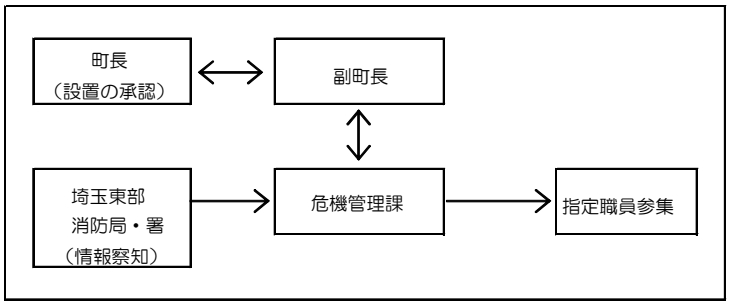

図　２－７　勤務時間外非常体制

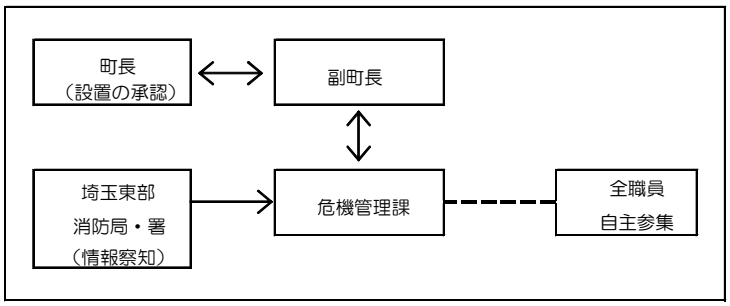

３　地震直後の緊急措置

（１）　勤務時間内の場合

勤務時間内に地震が発生した場合、地震直後の緊急措置として、職員は各施設において次に示す措置をとる。

また、震度５強以上の地震が発生した場合、避難所に配置されている職員は避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。

ア　勤務時間内の緊急措置

ａ　通常の勤務体制から、災害対策本部体制に移行し、責任者の指示に従う。

ｂ　出張中の職員は、以下の順で参集する。

表　２－７　参集場所（指定場所以外）

①役場
②避難所
③その他出先機関

ｃ　職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努める。

ｄ　町民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

ｅ　被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所への立ち入り規制や危険物等に対する緊急の防護措置を講ずる。

ｆ　非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。

イ　勤務時間内の服務内容

ａ　職員は、配備についていないときも、常に災害に対する情報、本部の指示に注意する。

ｂ　原則として、行事、会議、出張等を中止する。

ｃ　正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せずに待機する。

ｄ　災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。

ｅ　自らの言動で町民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。

（２）　勤務時間外の場合

勤務時間外（夜間・休日等）において、震度５強以上の地震が発生した場合、職員は以下に示す措置をとる。

ア　職員の自主参集

ａ　職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

ｂ　職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁する。

イ　非常参集

職員（所定の配備につくことがあらかじめ指定されている職員は除く）は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、町の防災関連機関、防災活動拠点に速やかに非常参集するよう努める。

参集後、防災行政無線等により、町の配備体制、時間を要しても所定の配備につく必要があるか等を確認する。所定の配備につくことができない職員、又は所定の配備につくことを要しないとされた職員は、各班長の指示に従う。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属の箇所に参集するよう努める。

ウ　勤務時間外における参集時の留意点

ａ　参集時の交通手段

参集時は、公共交通機関を利用する。公共交通機関の利用が困難な場合は、自転車、バイク、徒歩により参集し、車は使用しない。

ｂ　参集時の服装

作業服が貸与されている職員については、作業服、長靴、ヘルメット着用を原則とし、作業服を貸与されていない職員については活動しやすい服装とする。

ｃ　参集途上の情報の収集

参集途上の際、交通状況、被害状況等の災害情報を収集する。ただし、参集途上における災害情報の収集は、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握できる情報のみとする。

ｄ　参集途上の情報の報告

参集途上において収集した情報は、被害状況概要報告書に基づき、本部事務局へ報告する。

また、本庁舎以外の場所に参集した職員は、被害状況概括報告書を作成し、所属長又は班長が、ＦＡＸ又は電話により本部事務局に報告する。有線が使用不可の場合は、何らかの方法で報告する。

（３）　参集時の報告

参集した職員は所属長又は班長に報告し、所属長又は班長は出動職員報告書に基づき、本部へ参集状況を速やかに報告する。

（４）　名簿の作成及び整理

本部事務局は、各所属長又は班長から提出された出動職員報告書に基づき、名薄を作成、整理して職員の参集状況を把握する。

（５）　地震情報の収集

地震発生直後、県防災行政無線、防災気象情報機器、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。

（６）　避難所の開設

避難所配備の職員は、避難所の開設、救護、避難所近隣の被災状況の把握及び災害対策本部への報告並びに情報伝達を実施する。

（７）　初動期災害情報の収集

災害対策本部は、警察署及びその他の防災関係機関と緊密な連携を図りながら、各部が収集した初動対応に必要な情報を整理するとともに、自衛隊災害派遣の要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

（８）　県への報告

震度６弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、次の事項を県へFAXにて報告する（第１報は原則として発災後１２時間以内、第２報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。被災状況等によりFAXを使用できない場合は、電話等の使用可能な通信手段により報告する。

表 2-8　報告先

被害速報及び確定報告は、埼玉県災害対策課に報告する。
被災状況等により県に連絡がとれない場合には、総務省自治行政局市町村課に直接報告する。
埼玉県災害対策課　　FAX 048-830-8159　TEL 048-830-8181
総務省自治行政局市町村課　FAX 03-5253-5592　TEL 03-5253-5516

４　応急活動の留意点

（１）　災害対策本部の弾力的運営

大地震においては、数多くの災害応急対策を同時並行的に行うことが要求される。一方、職員自身も被災者となり、参集不能となり得る事態も予想される。

以上を考慮して、災害状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に職員を投入する等、弾力的な要員の運用を図り、災害応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

（２）　災害対策要員のローテーション

大地震の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各班長が事務分掌を考慮して決定する。

（３）　応援部隊等の受入れ

大地震においては、町の防災体制だけでは災害応急対策の全てに対応できないことも予想される。その際には、自衛隊、県、近隣市町等に対しての応援要請や町内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、各班が緊密な連携を図り、これらの応援部隊が円滑に活動できるよう受入体制を確保するため、県の受援計画等を参考にする。

第３　災害救助法の適用

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法適用の場合、活動における職権が異なるため、災害救助法の適用基準、適用時の措置等について整理する。

実施担当	危機管理課、福祉課

１　基本方針

災害救助法が適用される規模の地震災害が発生した場合、町長は直ちに災害救助法の適用申請を行い、法に基づく救助活動を行う（資料編　法令５）。

２　災害救助法の適用及び実施

本法による救助は、本町域を単位に原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

（１）　適用基準

本町における災害救助法の適用基準は以下のとおりである。

表　２－９　本町における災害救助法の適用基準

①	町域内の住家滅失世帯	60世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500世帯以上
	町域内の住家滅失世帯数	30世帯以上
③	県内での住家滅失世帯数	12,000世帯以上
	町域内の住家滅失世帯	多数
④	災害が隔絶した地域に発生する等、救護を著しく困難とする特別の事情があり、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。	

（２）　被災世帯の判定基準

被災世帯の算定基準は、表　２－１０～表　２－１２のとおりである。

表　２－１０　住家滅失世帯数の算定基準

全壊（焼）、流失世帯	１世帯
半壊（焼）等により著しく損傷した世帯	２世帯で１世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することのできない世帯	３世帯で１世帯

表　２－１１　滅失住家の判定基準

住家の滅失	住家の損壊、焼失又は著しく流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したもの。
	住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊・半焼	住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
	住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水、土砂の堆積	住家の滅失、半壊・半焼に該当しない場合であって、浸水が、その住家の床上に達した程度のもの。
	土砂・竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない土砂の堆積状態となったもの。

表　２－１２　世帯数及び住家の単位

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

（３）　適用・実施の流れ

町長は、前記の「適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを県知事に報告するとともに、必要な場合はあわせて災害救助法の適用を要請しなければならない（図　２-８）。

ただし、事態が急迫しているときは、町長は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない（図　２-９）。

図　２-８　災害救助法適用・実施の流れ（原則）

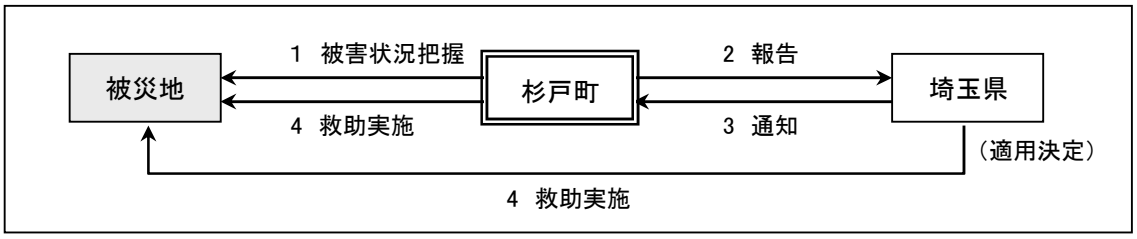

図　２-９　災害救助法適用・実施の流れ（災害事態が急迫している場合）

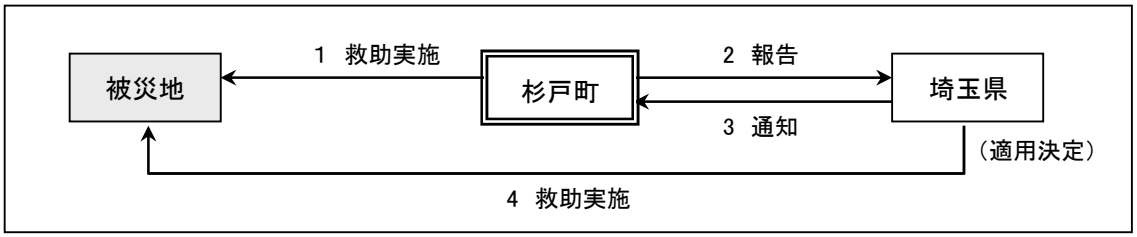

（４）　救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を県本部に報告する。

（５）　追加委任された場合の対応

県知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため、又はその他必要と認め、本町に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、県知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

３　災害救助法による救助の種類と実施

災害救助法による次表の救助のうち、事前に委任されている救助に加えて、県知事は救助を迅速、的確に行うため、必要があると認めるときは救助の実施に関するその職権の一部を町長に委任し、町長が救助を実施する。

表 2-１３　救助の種類

救助の種類	町に委任	備考
①応急仮設住宅の供与		対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
②炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供与	○	
③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	
④医療及び助産		医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部（ただし、委任したときは町）
⑤災害にかかった者の救出	○	
⑥災害にかかった住宅の応急修理	○	
⑦生業に必要な資金、器具若しくは資料の給与、又は貸与		災害援護資金貸付金、生活福祉資金等の他の各種制度が充実されているため、運用されていない
⑧学用品の給与	○	
⑨埋葬	○	金銭を支給することができる
⑩死体の捜索及び処理	○	
⑪災害によって住居、又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	

４　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、（資料編　法令５）に示すとおりである。なお、救助期間についてやむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

５　災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて町長が救助を実施する。

第２節　情報収集・伝達

本町域において大規模地震が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達、災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、町民の相談を受け付ける窓口の設置及び報道機関への情報提供等に関する計画を定める。

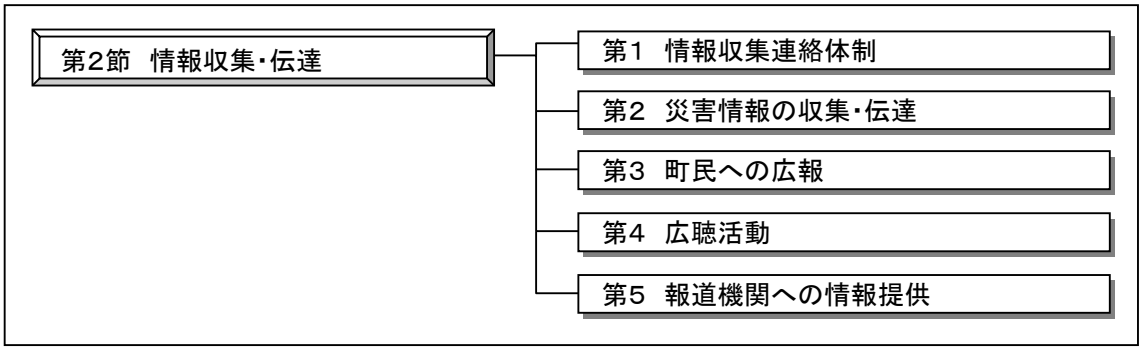

第１　情報収集連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを的確かつ迅速に実施するための連絡系統及び連絡手段を定める。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、管財契約課、税務課
防災関係機関	埼玉県利根地域振興センター、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、埼玉県杉戸県土整備事務所、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東総合通信局、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、ＮＨＫさいたま放送局、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、（一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

１　情報連絡系統

地震災害時における町災害対策本部を中心とした情報連絡系統は、図 2-１０に示すとおりである。

図 ２－１０　情報連絡系統

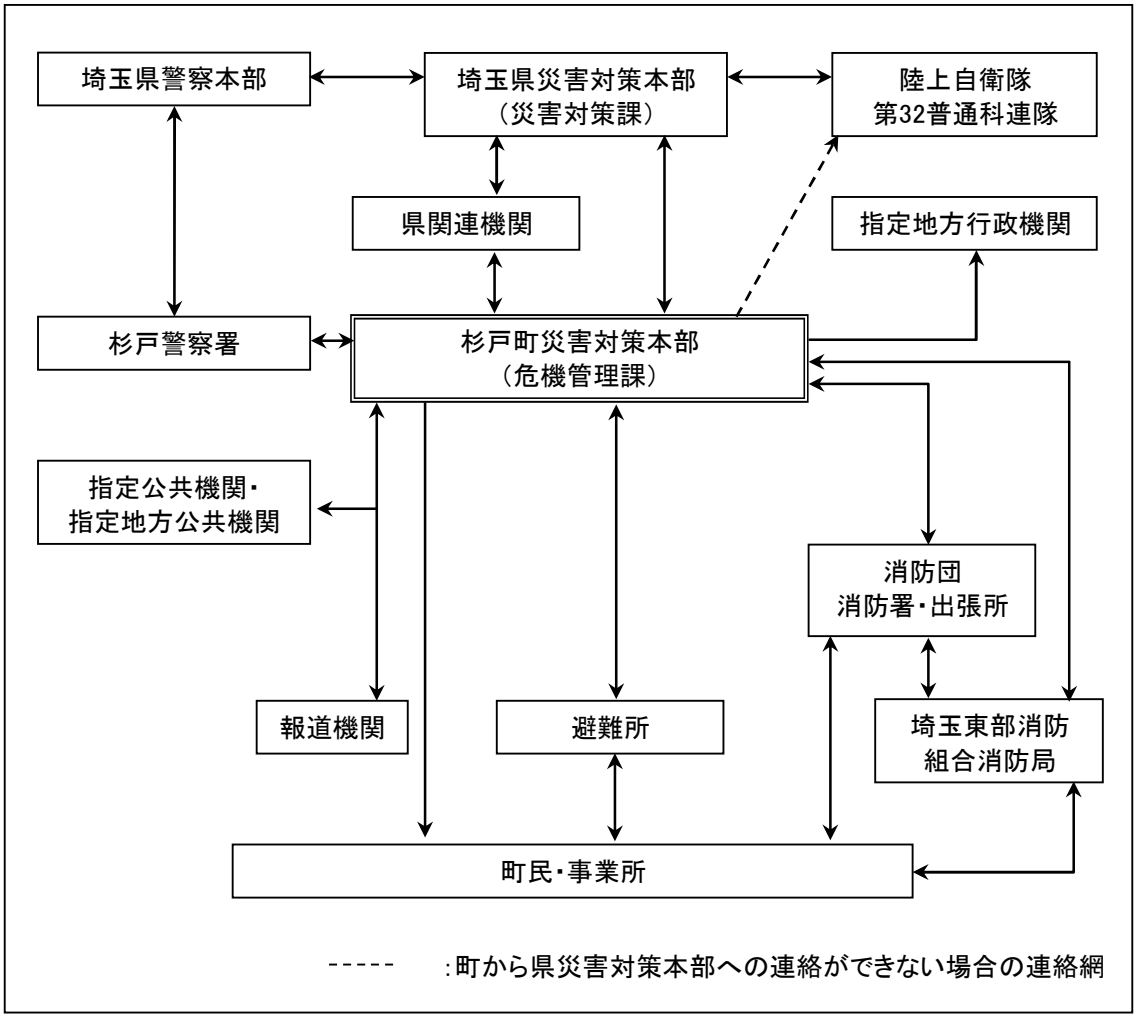

２　情報連絡通信手段

災害情報を把握し、応急対策活動を迅速に行うために、町及び防災関係機関は非常の際の通信体制を整備し、通信を行う。

（１）　通信施設の応急対策

地震発生後、通信施設の所有者又は管理者は、直ちに各通信施設の機能を確認し、被災している場合は応急修理に当たるとともに、ＮＴＴに優先復旧を要請する。

（２）　通信手段

通信機器が被災、又は輻輳して利用できない場合が予想されるため、必要な通信を確保できるよう複数の方法を臨機応変に使い分ける。なお、以下の手段で通信ができない場合には、バイク・自転車により連絡を行う。

ア　電話

住民からの電話等による輻輳をさけるため、職員、関係団体は災害時優先電話（あらかじめ、ＮＴＴの指定を受けている）を使用するよう徹底する。

イ　携帯電話

職員の携帯電話の借上げ等、携帯電話を確保し、活用する。

ウ　ＦＡＸ・インターネット

電話線が繋がっている場合には、有効活用する。

エ　無線

町と防災関係機関との通信には、以下を活用する。

ａ　防災行政無線（資料編　資料４）

ｂ　県防災行政無線

オ　非常通信

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のために有線通信を利用することができないとき、又は著しく困難であるときは、電波法第52条に基づいて「非常通信」を利用する。

カ　災害オペレーション支援システム

県との通信には災害オペレーション支援システムを活用する。災害オペレーション支援システムが使用できない場合には、県防災行政無線、FAX等を使用する。

（３）　安否情報の提供システム

以下の手段を活用することにより、電話等の輻輳をできるだけ減少させる。

ア　マスコミに被害情報を提供し、報道を要請する。

イ　ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル（171）等の「声の伝言板」を利用する。

ウ　避難所等に避難者の氏名を掲示するとともに、インターネットで被害状況を知らせる。安否確認の集中を避けるため、被災地域外の親戚等が情報を中継できるよう、普段から住民に徹底を図る。

第２　災害情報の収集・伝達

町及び防災関係機関は、相互に連携して迅速かつ的確な災害情報の収集と共有化に努めるとともに、住民への適切な広報を行う。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課、管財契約課、税務課
防災関係機関	埼玉県利根地域振興センター、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、埼玉県杉戸県土整備事務所、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東総合通信局、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、ＮＨＫさいたま放送局、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、（一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

１　収集・伝達すべき情報

災害発生時、収集・伝達すべき情報は、次のとおりである。

表 ２−１４　時系列にみた災害情報の収集・伝達・広報

		収集事項	住民等への伝達･広報事項
地震発生	初動期	◎人的被害 ◎火災状況 ･住家被害状況 ･住民避難状況 （避難者名簿等）	･地震の規模、余震の見通し ･救助、消火活動への参加 ･避難指示 ･医療救護 ･遺体安置
	応急対応	･医療機関被害状況 ･主要道路･橋りょう被害状況 ･ライフライン施設被害状況 ･非住家被害状況 ･公共施設被害状況 ･都市施設被害状況 ･農林商工業被害状況	･住民の安否（被災者） ･ライフライン等の復旧見通し ･食料･飲料水の入手方法 ･自宅の安全性点検
応急対策終了後	復旧・復興対策	･被害状況のまとめ、報告	･県や町等の復旧活動の状況 ･食料･飲料水･生活物資の配布予定 ･開店している店や金融機関 ･鉄道や道路の開通状況、渋滞状況 ･風呂屋、入浴サービス ･仮設住宅 ･住宅修繕･再建

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

２　実施体制

各部において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

図　２－１１　災害情報収集・伝達実施体制

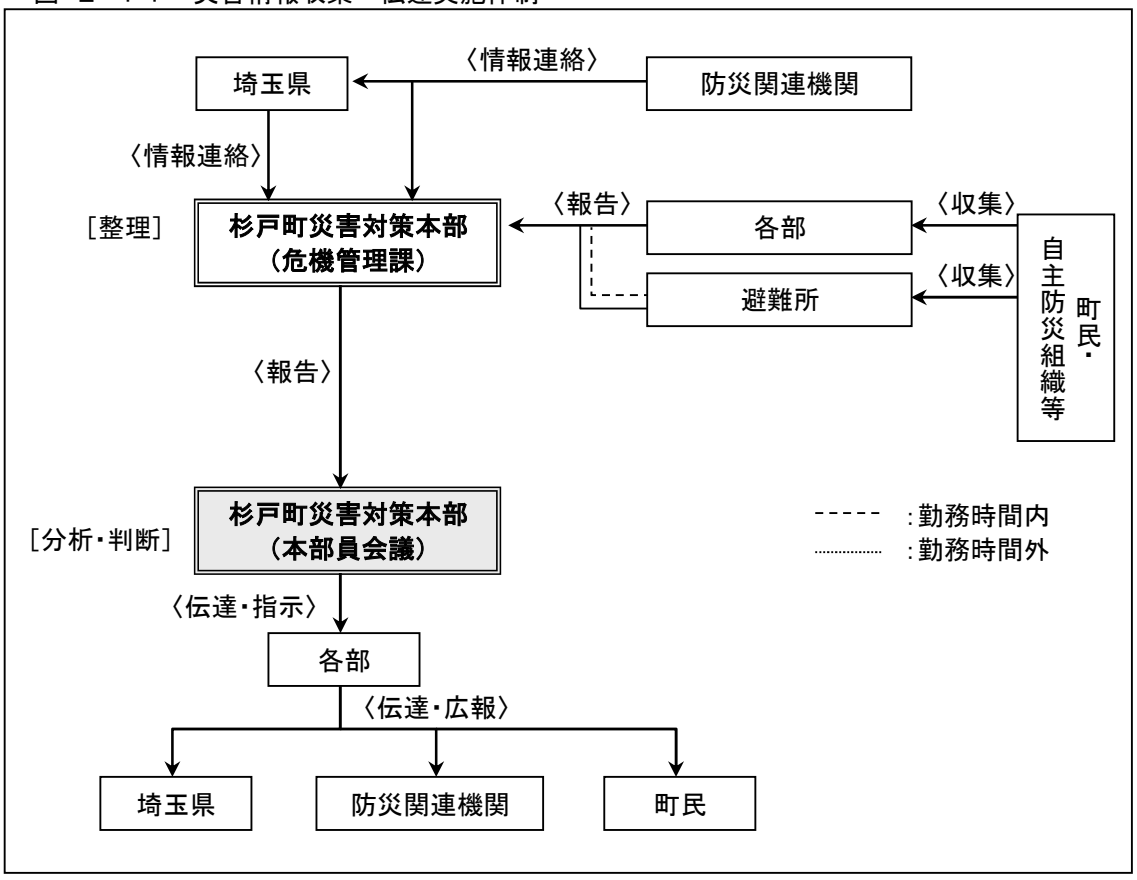

（１）　各地区における情報収集

ア　勤務時間内

ａ　避難所職員の情報係が自主防災組織等との協力により、担当地区の被災状況を調査し、災害対策本部に報告する。

ｂ　火災発生の場合は埼玉東部消防組合（119番）に通報する。

イ　勤務時間外

ａ　避難所職員は自主防災組織等との協力により、担当地区の被災情報の収集、取りまとめを行い、災害対策本部に連絡する。

ｂ　登庁する職員は、可能な限り途中の被害状況を把握し、災害対策本部に報告する。

（２）　分野別の情報収集

災害対策本部の各部は直接職員を派遣し、あるいは防災関係機関等の協力を得て、それぞれ担当する部門の被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに災害対策本部へ報告する。

（３）　防災関係機関からの情報収集

ア　防災協定を結び、地区の住民の事情に詳しい日本郵便（株）、町内の道路に詳しいタクシー会社等から、被害情報の収集を図る。

イ　防災関係機関のうち、県へ直接報告を上げる機関については、県を通して情報収集を行う。

（４）　災害情報の整理、伝達

ア　災害対策本部は、県、防災関係機関、町民及び各部から収集した災害情報を整理し、災害対策本部員会議へ報告する。

イ　各部は、災害情報を県、防災関係機関及び町民に伝達する。

ウ　災害対策本部員会議は、災害情報を分析・判断し、県、防災関係機関及び各部に伝達する。

３　地震情報の収集・伝達

（１）　地震情報の収集・伝達体制

危機管理課は、町に設置した震度計の確認及び県防災行政無線による地震情報等から、地震の規模と範囲の概略を把握する。

町が収集する地震情報の主な流れは、図 2-１２に示すとおりである。

図 ２−１２　地震情報の収集・伝達体制

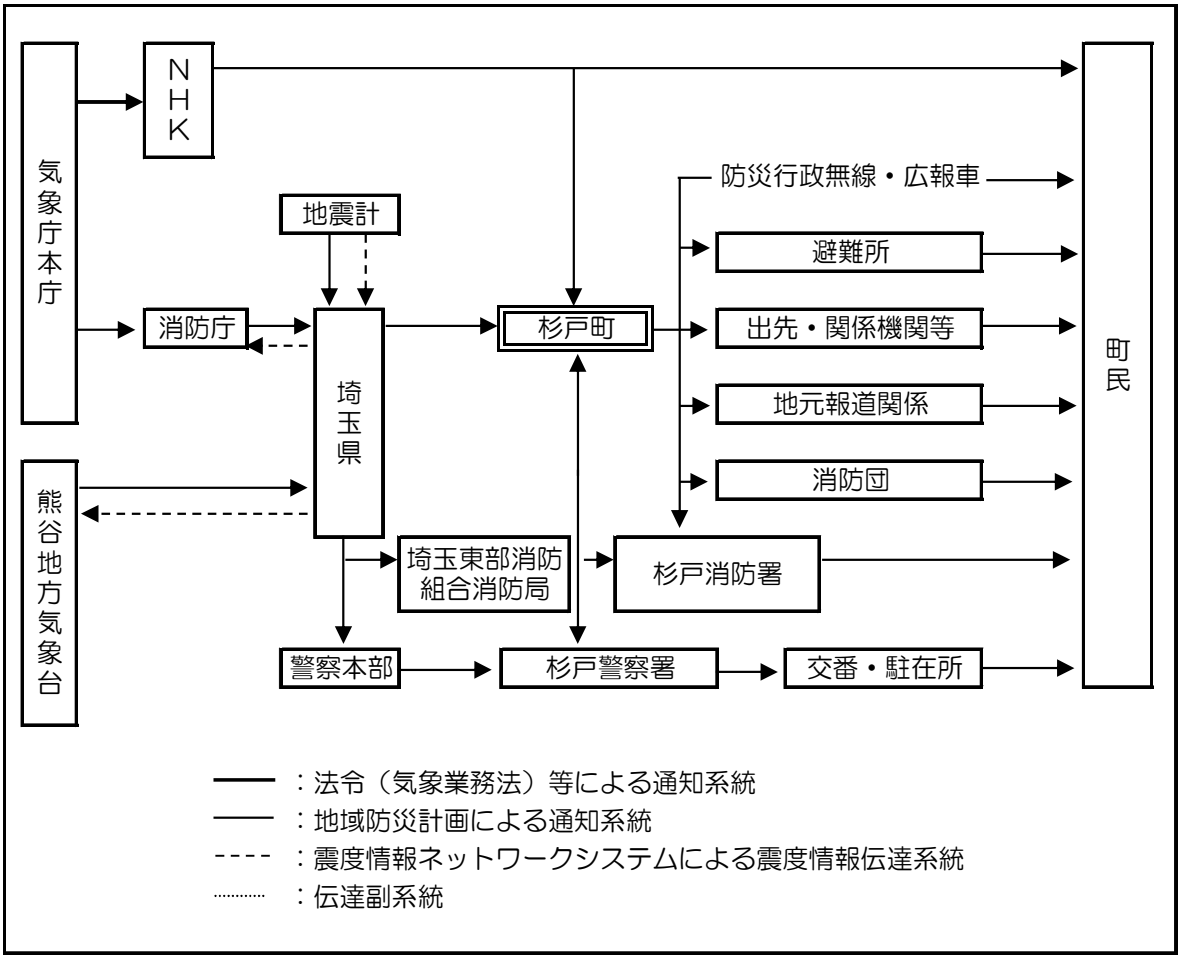

（２）　余震情報の収集体制

本震情報の収集体制と同様とする。

（３）緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警戒システム（Ｊ−ＡＬＥＲＴ）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

４　火災情報の収集・伝達

地震火災の特徴である同時多発火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。

（１）　初動期の火災情報の収集・伝達

地震時の火災防止では、初動期の消火活動が被害拡大防止に重要である。ここでは、地震発生直後の火災発生情報の収集と収集内容について示す（表 2-１５、表 2-１６）。

表 2-１５　火災情報の収集・伝達方法

情報収集	○地震発生直後、直ちに署所からの伝達情報、高所見張り員の配置、パトロールによる状況把握、参集者の途上の情報、119番受信時の情報、駆け込み情報、加入電話での災害通報等により積極的な情報把握に努める。 ○県に防災ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。 ○防災関係機関からの情報収集を行う。
情報の分析と伝達	○防災関係機関との連絡調整及び町民に対する広報等を行う。 ○収集した情報は、初動期の情報として災害対策本部へ伝達し、また他都市消防及び自衛隊等への応援要請のための判断情報の一部とする。 ○他都市からの応援消防隊、自衛隊、防災関係機関や警察等の災害対応班への災害情報の伝達及び密接な連携のもとに消防活動を行う。
県及び国への報告	○地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに電話等により県及び消防庁に報告する。

表 2-１６　収集する情報の内容

緊急情報	○火災の発生、救急救助事案の発生、危険物等の流出事故等により消防隊の出動が必要とされる事案について、次のような災害情報を収集する。 ・事故発生場所 ・被害発生の対象物名 ・被害の規模 ・被害の拡大危険性と増強隊の必要性 ・死傷者の有無と性別、年齢別人数
消防活動に関する情報	○消防団召集状況 ○道路被害や交通停滞状況 ○死傷者の収容に必要な情報(病院、遺体安置所) ○消防水利に必要な水道等の情報
生活の安全確保に関する情報	○避難指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報 ○電気、ガス、上下水道の被害及び復旧の目途 ○埼玉東部消防組合以外の防災関係機関の活動状況 ○その他、救助物資等に関する情報

（２）　二次災害防止情報

地震火災の延焼拡大、二次災害防止等に必要な情報（表 ２-１７）を迅速かつ的確に収集する。

表 ２-１７　二次災害情報

○災害発生地域での二次災害防止啓発関連情報
○災害発生地域のパトロールの強化等を継続し、出火情報の早期収集に努める。
○道路復旧情報と交通渋滞に関する情報
○ライフラインの復旧状況
○消防水利に必要な水道の復旧情報

５　人的被害情報の収集・伝達

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想されるとともに、医療機関の被災、道路の通行への支障が出ると考えられるため、状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

また、人命救助活動は地震発生直後からの初動期に最も必要とされることから、初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

そこで、各班は担当業務の被害調査に関連して速やかに人的被害を収集し、秘書政策課は各班からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づいて人命救助に関する情報を遺漏がないように把握するとともに、収集情報に基づいて人的被害の情報図を作成し、被害の発生状況を把握する（資料編　様式５、６）。なお、被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。

（１）人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は次のとおりであるが、これら情報の錯そう・混乱が生じないように十分留意する。

表 ２-１８　人的被害の情報源

○参集した職員からの情報
○役場、消防署等への町民からの通報
○避難場所からの被災者情報
○各地区の町内会・自治会、自主防災組織等の住民組織からの報告
○医療機関からの負傷者救護状況報告
○「医療・看護班」からの死傷者の収容状況の報告
○警察署、消防局、その他の防災関係機関からの報告

（２）人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、表 2-１９に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

表 2-１９　人的被害情報の内容

○死者の情報
○建物倒壊等による生き埋め情報
○傷病者発生情報
○要配慮者に係る情報
○火災情報
○搬送路選定のための道路情報
○医療機関の開設情報

６　一般建築物被害情報の収集・伝達

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施の上で重要であることから、町域全体の被害状況を速やかに把握する（資料編　様式６）。

（１）　初動期の建物被害調査

地震発生直後の初動期において、町域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、地区防災拠点及びその周辺地域の被害を重点的に調査あるいは情報収集し、その被害状況から町域の全体被害を推測する。

（２）　初動期以降の建物被害調査

町は、被災した建物外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、建物被害状況図を作成する。

また、町は、被災建物による二次災害防止のため、県及び関係団体に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建物の危険度判定を行うとともに、必要に応じて建物の保全の指導を実施する。

７　公共土木・建築施設被害情報の収集・伝達

町が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は現地写真等により記録する。また、国、県等の管理する公共施設の被害については、各部が各関係機関から災害情報を把握する（資料編　様式６、８）。

８　ライフライン被害情報の収集・伝達

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の町民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する（資料編　様式６）。

（１）　ライフライン被害調査

ライフライン被害のうち主要な被害状況は、現地写真等により記録する。その他の被害状況については、各事業者から被害状況を把握する。

（２）　ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして町民への情報提供ができるように、各事業者から復旧情報を把握する。

９　交通施設被害情報の収集・伝達

交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県及び東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

（１）　道路被害

初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要である。

表　２−２０　道路被害情報

○町は、町域内の緊急道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。 ○町は、県が取りまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。

（２）　鉄道被害

車両の転覆等による重大事故の発生時の情報収集を、鉄道施設の管理者等から行う。

表　２−２１　鉄道被害情報

○鉄道における重大事故とは、おおむね次のような事態が発生した場合を言う。 ・旅客列車の脱線、又は転覆により多数の死傷者を生じたとき。 ・列車及び施設に火災が発生したとき。 ・災害により施設に甚大な被害が生じたとき。 ○事故の状況を把握し、次の事項を連絡する。 ・発生時期　　・死傷者数及び被害程度 ・発生場所　　・復旧の見込み ・列車番号　　・必要物件及び人員の応援協力

図 2-１３　情報連絡体系

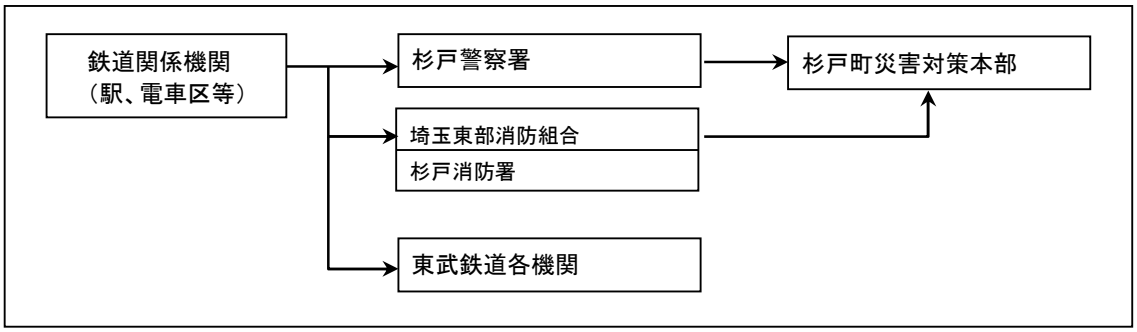

１０　その他被害情報の収集・伝達

その他の被害としては、商業、工業、農業等があげられ、被害の情報収集は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から把握する。

１１　被害調査の報告（資料編　様式４～６）

（１）　災害対策本部への報告

各班、防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、災害対策本部（危機管理課）へ報告する。

（２）　県への報告

本部で把握した被害状況を、災害オペレーション支援システムにより県本部（設置前は埼玉県災害対策課及び埼玉県利根地域振興センター）へ報告する。災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、ＦＡＸ等により報告する。

あわせて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告するとともに、被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

なお、報告には県の所定の様式を用いることとする。被害の程度の調査に当たっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。

表 2-２２　報告の種別

被害速報	発生速報	○「発生速報」により、発生直後から1時間程度で被害の概要を報告する。 ○この段階では、被害の種類や規模、職員動員体制の状況、災害対策本部活動の支障見込み等について、把握して報告する。
	経過速報	○「経過速報」により、被害状況の進展に伴い収集した被害状況について逐次報告するものとし、特に指示する場合のほかは2時間ごとに行う。 ○この段階では、人的・物的被害の把握数量と、措置状況、対策上の問題点等を、発信時間を明らかにして逐次報告する。
確定報告		○被害報告判定基準（資料編　法令7）を参考として、「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に報告する。 ○この段階では、最終的な被害数量を報告する。

表 ２-２３　報告先

被害速報及び確定報告は、埼玉県災害対策課に報告する。 なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。 電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線 200-6-8111

（３）　消防庁への報告

通信の途絶等のため県本部への報告が不可能な場合は、国（消防庁）に直接報告し、通信回復ののち、県本部へ報告する。

また、本町域において震度5強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく消防庁へも報告する。

表 ２-２４　報告先

手段＼報告先		平日（9:30～18:15） 消防庁応急対策室	左記以外 消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注)TN は、回線選択番号を示す。

（４）　被害の判断基準

被害調査要領「被害報告判定基準」（資料編　法令７）に定めるところにより認定する。

第３　町民への広報

地震発生時には、被災地や隣接地域の町民に対して、地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があるため、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車による巡回など、多様な手段を用いて情報提供を行う。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、ＮＨＫさいたま放送局、東武鉄道株式会社　東武動物公園駅・杉戸高野台駅、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、自主防災組織

１　初動期の広報

地震直後の広報は、町からの直接的な広報（呼びかけ）が町民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

（１）　初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す町民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する（資料編　資料２８）。

表 ２−２５　広報内容

○災害対策本部の震災対策状況
○町民に対する避難指示等に関する事項
○災害救助活動状況
○被害状況と被害拡大防止に関する情報
○県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
○公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
○電話の通話状況
○支援情報（避難場所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
○電気、ガス、水道等の状況
○流言、飛語の防止に関する情報

（２）　初動期の広報手段

初動期の広報は、下記の手段により町民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

表 ２−２６　広報手段

○防災行政無線による広報
○広報車、ハンドマイク
○SNS、エリアメール、インターネット
○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報

２　生活再建時期の広報

町民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせて、それぞれの対象者に広報を実施する。

（１）　生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

表 ２-２７　広報内容

時期	期間	広報内容
第1時期	3日～1週間程度	災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難場所を中心に広報する。 〇電気、ガス、水道等の復旧状況 〇電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 〇公共交通機関の復旧情報 〇生活の基礎情報（商店（スーパーマーケット等）・ガソリンスタンド・風呂等の生活情報、行政サービス情報） 〇安否情報 〇相談窓口開設の情報 〇被災者生活再建支援に関する情報
第2時期	2～3週間程度	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった町民は通常生活を再開するので、これらの町民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
第3時期	4週間以後	避難場所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の町民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の町民向け情報を提供する。 〇災害関連の行政施策情報 〇通常の行政サービス情報

（２）　生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になるため、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

表２-２８　広報手段

避難場所の町民への広報	〇広報紙、臨時広報紙の配布 〇防災行政無線による伝達 〇広報車による広報 〇掲示板への掲出(広報紙、臨時広報紙、伝達情報等) 〇SNS、メール、町ホームページ等
避難場所外の町民への広報	〇公民館等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出 〇報道機関への情報提供による広報
町外避難者への広報	〇FAXサービス、インターネット、報道機関への情報提供等による広報

３　要配慮者への広報

災害情報を的確に入手することが困難な聴覚・視覚障がい者や外国人等の要配慮者に対する広報においては、適切に情報が伝達されるように十分配慮する。

表　２−２９　要配慮者への配慮

対象	配慮事項
高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦	○聴覚障がい者に対しては、文字情報（広報紙や電子メール）やテレビでの文字放送、手話放送テロップ等により広報する。 ○視覚障がい者に対しては、ファクシミリの活用やテレビ、ラジオで繰り返し文字放送による情報を提供するとともに、ボランティア等に協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。 ○各種障がい者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。
外国人	○外国人団体、ボランティア等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。 ○報道機関へも多国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

第４　広聴活動

被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部と相互に連携して庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

実施担当	町民課、危機管理課、その他関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会

１　各種相談窓口の設置

被災住民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各部及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

表　２−３０　相談窓口

○役場、避難所等での相談窓口の設置
○電話相談窓口の設置 照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びFAX等で対応する。
○他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置 国、県、町等による支援事業についての相談及びあっせんについて実施する。

２　相談の内容

相談の内容は次のとおりとする。

（１）　安否情報

安否情報は、同居の家族や町民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であることから、迅速で的確な情報の提供を行う。

また、被災者の安否について、町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

（２）　ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。

電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

（３）　その他再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は表 ２-３１に示す項目について実施する。

表 ２-３１　相談項目

〇罹災証明書の発行
〇倒壊家屋の処理
〇住宅の応急修理
〇その他生活相談

３　災害情報相談センターへの協力

県は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応することを目的として、災害情報相談センターを設置する。

町は、情報収集や提供等、災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

第５　報道機関への情報提供

被災地の町民が、適切な判断により行動できるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、その他関係各課
防災関係機関	ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、その他関係機関

１　災害情報の提供

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。

個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

表 ２-３２　提供する情報の内容

○地域の被害状況等に関する情報
○本町における避難に関する情報
・避難指示に関すること
・避難施設に関すること
○地域の応急対策活動の状況に関する情報
・救護所の開設に関すること
・交通機関及び道路の復旧に関すること
・電気、水道等の復旧に関すること
○その他町民生活に必要な情報(二次災害防止情報を含む)
・給水及び給食に関すること
・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
・防疫に関すること
・各種相談窓口の開設に関すること

２　災害情報の報道依頼

災害に関する情報を広報するため、テレビ、ラジオの報道機関へ依頼する。

テレビ、ラジオについては県を通じて、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブに対し放送を要請する。

ただし、やむを得ない場合は、町から上記機関に対し直接依頼する。

また、防災行政無線で放送した内容が確認できるフリーダイヤルとメール配信サービスを活用する。

第３節　応援要請・要員確保

地震災害の規模が大きく、町単独では応急対策の実施が困難なときは、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している県、他市町村、各団体、自衛隊等に応援要請を行う。

また、災害応急対策を遂行する上で不足する労働力については、必要な要員を確保する。

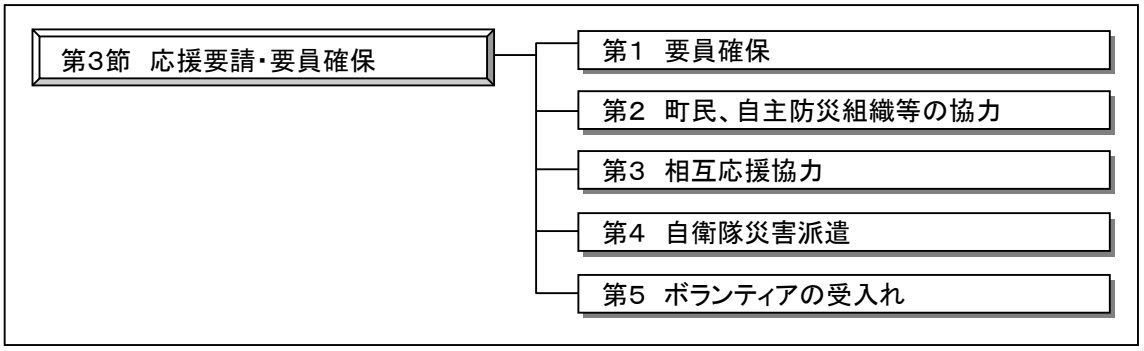

第１　要員確保

地震災害では、周辺市町も同様の被害を受けるおそれがあるため、各団体・組織等の協力により、できるだけ町内で必要な要員の確保を図る。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課
防災関係機関	埼玉東部消防組合

１　要員確保の方法

（１）　医療機関、埼玉県利根広域圏以外の公共団体との震災時の応援協定に基づき、災害時には必要に応じて応援を求める。

（２）　人員が不足するとき、又は特殊な作業技術者が必要なときの要員は次の中から状況に応じて的確に確保を図る。

ア　自主防災組織

イ　事業所等の自衛消防隊

ウ　作業員の雇上げ、関係会社等への発注

エ　作業員等の強制従事

オ　自衛隊員の応援要請

カ　県職員の応援要請

２　作業員等の雇上げ、関係会社等への発注

災害応急対策の実施において、人員が不足、又は特殊な技術が必要なときには、それぞれの応急対策実施機関において作業員等の雇上げ、関係会社等への発注を行う。動員等に要する経費（賃金等）は、災害救助法適用の場合の要領に準じて行う。

３　作業員等の強制従事

災害応急対策の実施が、一般の動員等の方法によって不足し、なおかつ他に供給の方法がない場合は、次表に従い、強制従事を行う。

表 2-３３　命令の対象作業、執行者等

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者	従事対象者
災害救助作業（災害救助法適用救助）	従事命令	災害救助法第24条	県知事	①医師、歯科医師、薬剤師 ②保健師、助産師、看護師 ③土木、建築技術者 ④大工、左官、とび職 ⑤土木・建築業者、その従業者 ⑥地方鉄道業者、その従業者 ⑦鉄道経営者、その従業者 ⑧自動車運送事業者、その従業者 ⑨船舶運送業者、その従業者 ⑩港湾運送業者、その従業者
	協力命令	同第25条		
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法第71条		
災害応急対策作業（除災害救助）	協力命令			
	従事命令	同第65条第1項	町長	町区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者
		同第65条第2項	警察官	
災害応急対策作業	従事命令	警察官職務執行法第4条		その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他の関係者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員	火災の現場付近にある者
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防機関長	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

第２　町民、自主防災組織等の協力

災害発生時に各応急対策を実施するに当たって極めて重要となる町民、自主防災組織及び事業所等の活動や協力が効果的かつ円滑に進められるための対応等について定める。

実施担当	危機管理課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、自主防災組織

１　町民、事業所等の責務

町民、事業所等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

２　町民としての活動

町民は、災害が発生したときは、次の活動を行う。

（１）　身の安全確保

ア　ガラス等で怪我をしないよう、靴を履いて行動する。

イ　危険区域、危険建物、ブロック塀、窓ガラス・看板等の落下のおそれのあるビル等に接近しないようにする。

（２）　出火防止、初期消火活動の協力

ア　在宅の家族が手分けをして、ガスコンロ、ストーブ、コタツ等火災発生源になるガス・電気器具を消し、都市ガス・プロパンガスボンベの元栓、電気のブレーカーを切る。

イ　初期消火活動を、以下のとおり実施する。

表 2-３４　初期消火活動

自宅が出火した場合	①近隣に助けを求めると同時に、消火器等で初期消火を行う。天井に火が移ったら、部屋のドアや窓を閉め、空気を遮断して避難する。 ②避難の際は、障がい者・高齢者・子ども・病人を優先する。 ③火災が拡大して危険になった場合は、消火活動を中止し避難する。
自宅が出火しなかった場合	①近隣家庭に火の始末を呼びかける。 ②火災が発生した場合は、大声で隣近所に応援を求めながら、消火器、バケツリレー等により、初期消火を行う。 ③火災が拡大して危険になった場合は、消火活動を中止し避難する。

ウ　消防機関への連絡は速やかに行い、都市ガス利用地域では、幸手都市ガス（株）及び東彩ガス（株）に火災発生を連絡する。

（３）　情報を授受したときの速やかな災害対策本部への連絡

（４）　避難、給食に際しての隣保協力

（５）　被災者の救出、救護活動の協力

（６）　自主防災組織活動の協力

（７）　住居から一定期間離れる場合における避難先、寄宿先等の表示

（８）　避難施設入所時、又は移動時における名簿登録

（９）　その他、必要な災害応急対策業務の協力

３　事業所等としての活動

事業所等は、災害が発生したときは、次の活動を行う。

（１）　当該事業所等の出火防止、初期消火活動
（２）　従業員等の安全確保、避難及び帰宅困難者の措置
（３）　要請があった場合の地域における救助活動等の協力及び必要資機材等の貸与又は譲与
（４）　要請があった場合の地域自主防災組織活動の協力
（５）　その他、要請があった場合の災害応急対策業務の協力

４　自主防災組織としての活動

自主防災組織は、防災コミュニティの核となり、地域における防災活動で大きな役割を担うことから、自主防災組織本部を設置して町災害対策本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努める（図 2-１４）。

（１）　自主防災組織の動員

自主防災組織の会長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、被害の規模等を考慮した上で、非常連絡網に従った連絡を実施する。

また、昼間だけでなく夜間においても必要最小限の人員の確保に努める。

（２）　自主防災組織本部の設置・運営

自主防災組織の会長は、災害が発生し、かつ相当規模の災害が予想される場合、被害状況の把握、設置場所の安全性の確認を行い、自主防災組織本部を設置するとともに、町災害対策本部に報告する。

自主防災組織本部の実施責任者は会長とし、不在の場合は副会長とする。

（３）　自主防災組織本部の設置基準

ア　地域で相当規模の被害が予想される場合。
イ　相当規模の災害が発生し、町災害対策本部が設置された場合。

図 ２−１４　自主防災組織の構成と活動モデル

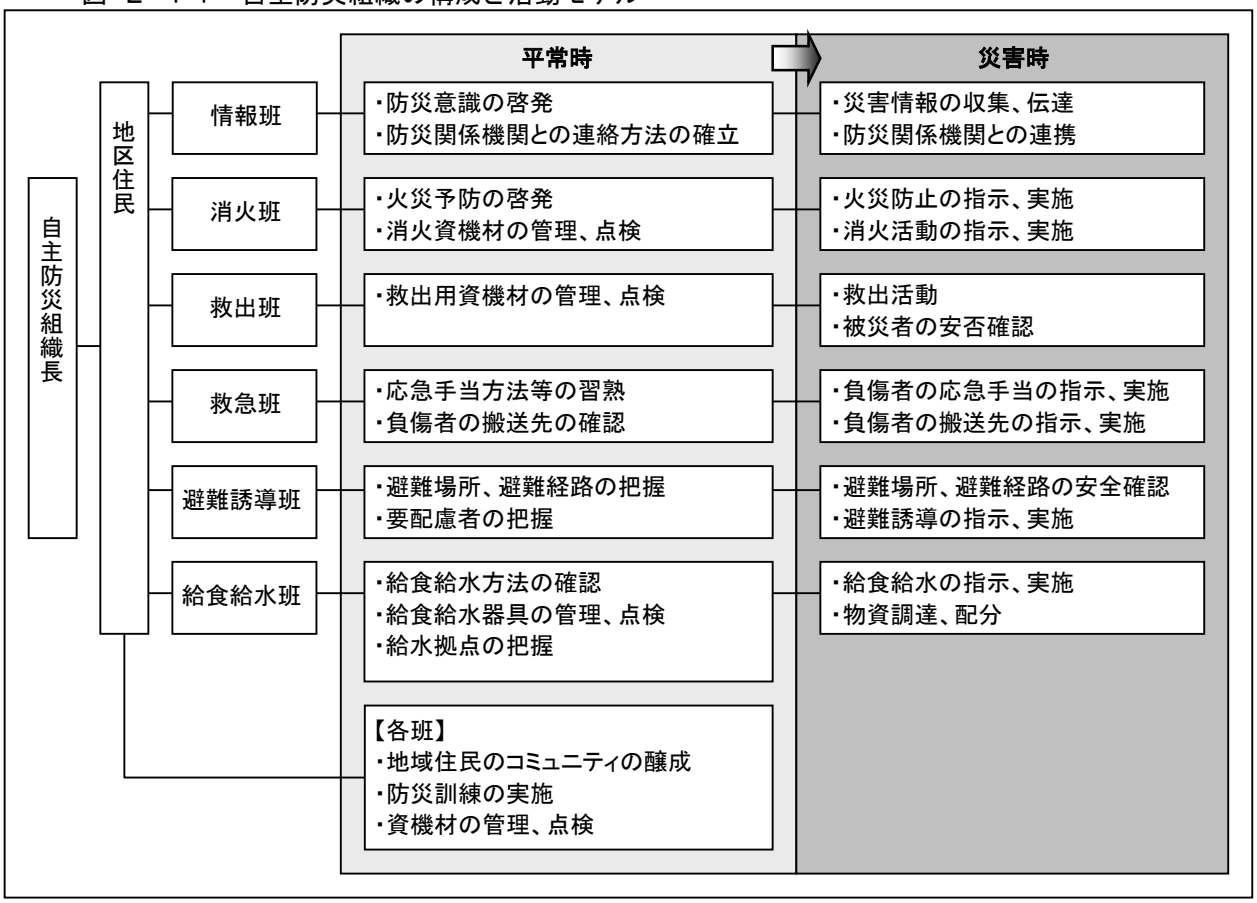

５　事業所・自主防災組織に対する活動の要請方法

（１）　事業所等に対する活動の要請方法

ア　活動の要請者

事業所等に対する活動要請は、災害対策本部の関係班においてその協力の必要を認めたとき、各班長が直接事業所等の責任者に対して行う。

イ　要請の手続き

活動要請を行う場合には次の点を明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮する。

ａ　活動の場所、時間（期間）

ｂ　協力希望の人員

ｃ　活動の内容

ｄ　資機材の貸与等の場合は、その必要とする機材等の品名、数量

ｅ　その他参考となる事項

ウ　活動決定後の報告

活動の協力が決定した場合、要請を行った班長等はその内容を本部長（本部統括班）に報告する。

（２）　自主防災組織に対する活動の要請方法

ア　活動の要請者

自主防災組織に対する活動要請は、災害対策本部の関係班においてその協力の必要を認めたとき、各班長が直接自主防災組織の責任者に対して行う。

イ　要請の手続き

活動要請を行う場合には次の点を明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮する。

ａ　活動の場所、時間（期間）

ｂ　協力希望の人員

ｃ　活動の内容

ｄ　調達を必要とする資機材等の品名、数量

ｅ　その他参考となる事項

第３　相互応援協力

町長は、地震の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、
防災関係機関	埼玉東部消防組合

１　県への応援要請

県知事又は指定地方行政機関、指定公共機関に応援、又は応援のあっせんを求める場合は、県統括部に、表 2-３５に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請することとし、事後速やかに文書を送付する。

表 ２-３５　県への応援要請

要請の内容	事項	備考
県への応援要請又は 応急措置の実施の要請	①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他の必要事項	災害対策基本法 第68条
自衛隊災害派遣要請の 要求	「第2章　第3節　第4　自衛隊災害派遣」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都県の職員又は他都県市町村の職員の派遣、又はあっせんを求める場合	①派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ②派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第29条、第30条、 地方自治法 第252条の17
NHKさいたま放送局、 （株）テレビ埼玉及び （株）エフエムナックファイブ への放送要請の要求	①放送要請の理由 ②放送事項 ③希望する放送日時及び送信系統 ④その他必要事項	災害対策基本法 第57条
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	①災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 ②派遣を必要とする期間（予定） ③応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④町への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法 第44条

２　埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

（１）１次要請（県支部内支援）　想定：局地災害

被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。

（２）２次要請（全県支援）　想定：広域災害

１次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

	期間	業務・職種	
対　象	短　期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援　等	
対象外	短　期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員　等
	中長期	―	

※派遣期間は原則８日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や総務政策班の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

３　応援の受入れ

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

また、これらの受入れの際には、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

（１）具体的な取組内容

ア　国、地方公共団体等からの応援受入れ

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

イ　ボランティアの応援受入れ

Ｐ６９　「震災編　第１章　第２節　第５　ボランティアの把握と連携」を準用する。

４　他市町村との相互応援

（１）　広域相互応援協定の推進

町長は、町域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求めることができる（災対法第67条）。

応援要請の判断は、おおむね表 2-３６のような事態に際して行う。

また、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられることから、町長は、近隣市町及び同時被災の確率が少ない遠隔地との広域的な相互応援協定等の締結を進めるとともに、応援活動拠点の確保等応援活動が円滑にできるよう環境整備を図る。

さらに、消防の相互応援協定に基づく相互応援体制の整備に努める（消防組織法第39条）。

表 2-３６　応援を求める場合の判断基準

①被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。 ②他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。 ③夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

（２）　広域相互応援協定の締結状況（資料編　資料８）

災害時において、災害応急対策活動の万全を期すため、本町は周辺市町（春日部市、蓮田市、宮代町、白岡市）と広域相互協定（災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定）を締結している。

また、田園都市づくり協議会を構成する市町（久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市）との間で「災害時における相互応援に関する協定書」を締結している。

さらに、災害時における県内市町村間の相互応援に関する基本協定において、県内に災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは十分な対応ができない場合に備え、県内全市町村との間で平成１９年５月１日に、「災害時における県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結している。

５　防災関係機関への応援要請

町は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、公共機関等と連携し被害の軽減に努める。

（１）　責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び本計画の定めるところによりその分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

（２）　活動体制

ア　組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務基準を定めておく。

イ　職員の派遣

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

第４　自衛隊災害派遣

町は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

実施担当	**総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課**
防災関係機関	**陸上自衛隊、埼玉東部消防組合**

１　自衛隊派遣要請

（１）　派遣要請

本部長は県知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

（２）　要請依頼

ア　依頼方法

自衛隊の災害派遣要請依頼をしようとするときは、町長が県知事に対して文書をもって行う（表 2-３７）。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話等により県を通じて依頼し、事後速やかに文書を送達する（資料編　法令６、様式２４）。

また、緊急避難、人命救助の場合で、通信途絶等により県知事に対して災害派遣要請をできない場合は、表 2-３８に示す部隊に直接通報し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

表　２－３７　県知事に対する依頼

提出先		埼玉県危機管理防災部危機管理課
提出部数		3部
記載事項		①災害の状況及び派遣を要請する理由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 ④派遣を希望する区域及び活動内容 ⑤その他参考となるべき事項
連絡先	勤務時間内	危機管理課(危機管理担当) 電話:048-830-8131 FAX:048-830-8129
	勤務時間外	危機管理防災部当直 電話:048-830-8111 FAX:048-830-8119

表　２－３８　緊急時の連絡先

部隊名(駐屯地等)	連絡責任者		電話
陸上自衛隊 第32科普通科連隊 （大宮）	時間内 (8時30分～17時30分)	第3科長	大宮　048-663-4241(代) 内線:435
	時間外	部隊当直司令	大宮　048-663-4241(代) 内線:402

イ　航空機による緊急の人命救助等の要請

航空機による緊急の人命救助等を要請する場合は、以下の事項を明記する。

表 ２-３９　航空機による緊急の人命救助等の要請

項目	内容
災害一般状況	①災害発生の日時 ②種類 ③場所 ④原因 ⑤被害状況（人命に関するものは特に症状、病名）
特別救護要請 （情報通報のときは除く）	①要請者 ②要請日時 ③要請内容 ・事由（目的） ・派遣希望時期又は期間 ・派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示） ・患者の付添、医師の有無その他参考となる事項
気象情報	①災害発生現場の気象状況
注）災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては時機を失すると認められる場合は、警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、又は別に通知のなかった場合においても自衛隊の部隊の独自の判断によりヘリコプターを派遣することがある。	

（３）　災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救援を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

表 ２-４０　３つの要件

１ 緊急性の原則 差し迫った必要性があること。 ２ 公共性の原則 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。 ３ 非代替性の原則 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

表 ２−４１　自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索・救助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索・救助の救急、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込及び運搬
消防活動	利用可能な消防車両、防火器具を活用した消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の除去等
診察、防疫、病虫害防護等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町が準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水支援	緊急を要し、他に手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理庁令」（昭和33年総理府令第1号）による。
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

２　災害派遣部隊の受入体制

（１）　他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

（２）　作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要とする充分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関連のある管理者の了解を得るよう配慮する。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業の優先順位

ウ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ　部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

オ　自衛隊との連絡窓口の一本化（円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にする）

（３）　派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

ア　本部事務室

イ　宿舎

ウ　材料置場、炊事場（屋外の適当な広さ）

エ　駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）

オ　ヘリコプター離着陸場（西近隣公園、第二・第三小学校又は大島新田グラウンド）

３　自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合、自衛隊の連絡員等により速やかに県知事及び町災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

表 2-４２　自衛隊の自主派遣

○大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
○通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
○地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

４　派遣部隊の撤収要請

本部長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、県知事宛てに依頼する（資料編　様式２５）。

５　経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

表 2-４３　経費負担の内容

○派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
○派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
○派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
○派遣部隊の救助活動の実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く)損害の補償
○その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議する。

６　災害対策基本法の改正に伴う自衛隊の権限の拡大（「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限」法第63条～65条、第82条及び第84条関係）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

また、当該措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

表 ２-４４　自衛隊の措置（町長及び警察官がその場にいない場合）

○警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令 ○他人の土地等の一時使用等 ○現場の被災工作物等の除去等 ○住民等を応急措置の業務に従事させること。

第５　ボランティアの受入れ

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの協力を円滑に得られるように、町は杉戸町社会福祉協議会との連携を図る。

町は、ボランティア活動に係わるコーディネート業務を一元化して行う拠点施設を設置する等、災害時のボランティア活動の効率化を図る。

実施担当	危機管理課、会計課
防災関係機関	日本赤十字社埼玉県支部、農業協同組合（ＪＡ）、商工会等商工業関係団体、杉戸町医師会、杉戸町歯科医師会、杉戸町薬剤師会、病院等経営者、社会福祉協議会、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、自主防災組織

１　町内のボランティア編成

（１）　町内のボランティア団体により、ボランティア組織を編成する。

（２）　ボランティア団体はそれぞれ各団体別に編成し、災害ボランティア活動の実態に即した編成を行う。

（３）　ボランティア活動は、炊き出しその他災害救助の実施、避難所の維持、清掃作業・防疫作業の実施、災害対策用物資の輸送及び配分等とする。

表 ２-４５　協力団体

○農業協同組合（JA）
○商工会等商工業関係団体
○杉戸町医師会・杉戸町歯科医師会・杉戸町薬剤師会
○杉戸町社会福祉協議会
○杉戸町赤十字奉仕団
○区長会
○自主防災会
○ボーイスカウト
○その他

２　活動内容の例示

活動内容について、次のとおり例示する（表 ２-４６、表 ２-４７）。

表 ２-４６　ボランティアの活動内容

ボランティアの種類	活動内容
避難者誘導ボランティア	避難者の誘導避難
緊急ボランティア	被災者の救出及び救護
炊き出しボランティア	被災者の炊き出し
避難所ボランティア	避難所に収容した被災者の世話
物資配給ボランティア	食料、衣料その他給与物資を被災者に配布
通訳ボランティア	外国人に対し通訳
その他	被災者の家財等の監視、義援金品の募集及びその受付事務

表 ２-４７　想定される専門職ボランティアの種類と活動内容（参考）

活動内容	専門職ボランティアの種類
消火救助	消防職団員OB
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否確認	民生委員児童委員
広報	外国語通訳者、点字通訳者、手話通訳者、インターネットノウハウの保有者
医療救護	医療機関、薬局（問屋を含む）、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、救急救命士
救出	ダイバー、漁船等小型船舶保有者（緊急輸送）
二次災害の防止	建築物の応急危険度判定士、斜面判定士、民間防災エキスパート、危険物取扱い者、消防設備士
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者、航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
食料、生活必需品等の確保	関係業者
要配慮者の生活支援	介護福祉士・社会福祉士、保育士、ホームヘルパー、ソーシャルワーカー
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
遺体の処理・搬送・埋葬	関係業者
注）この表は、活動内容別に考えられる専門職を例示したものである。2つ以上の活動内容に関係する専門職については、主となる活動内容に掲げた。また、上記の表は現在一般的な資格等を中心に作成したものであり、これらの他にも専門的な知識・技能を要する活動や特定の分野に特化した活動について、専門職ボランティアの活動領域を想定することができる（例：避難所の管理、防犯、情報の収集・処理）	

３　ボランティアの受入体制（図 ２-１５）

（１）　受入窓口の設置

杉戸町社会福祉協議会は、災害発生後直ちに町と連携してボランティアの活動拠点となる災害ボランティア支援センターを設置する。災害ボランティア支援センターの運営は杉戸町社会福祉協議会とボランティア団体等が主体となって行い、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、被災地における人数の振り分け等ボランティアのコーディネート業務を行う。

（２）　ボランティアの派遣要請

ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センターに派遣を要請する。

（３）　活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地、建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

（４）　記録

ア　ボランティア活動に参加したボランティア団体等の活動を記録する。

ａ　団体の名称及び人員（個人参加の場合は個人名）

ｂ　活動の内容及び期間

図　2－１５　ボランティアの受入・連携体制

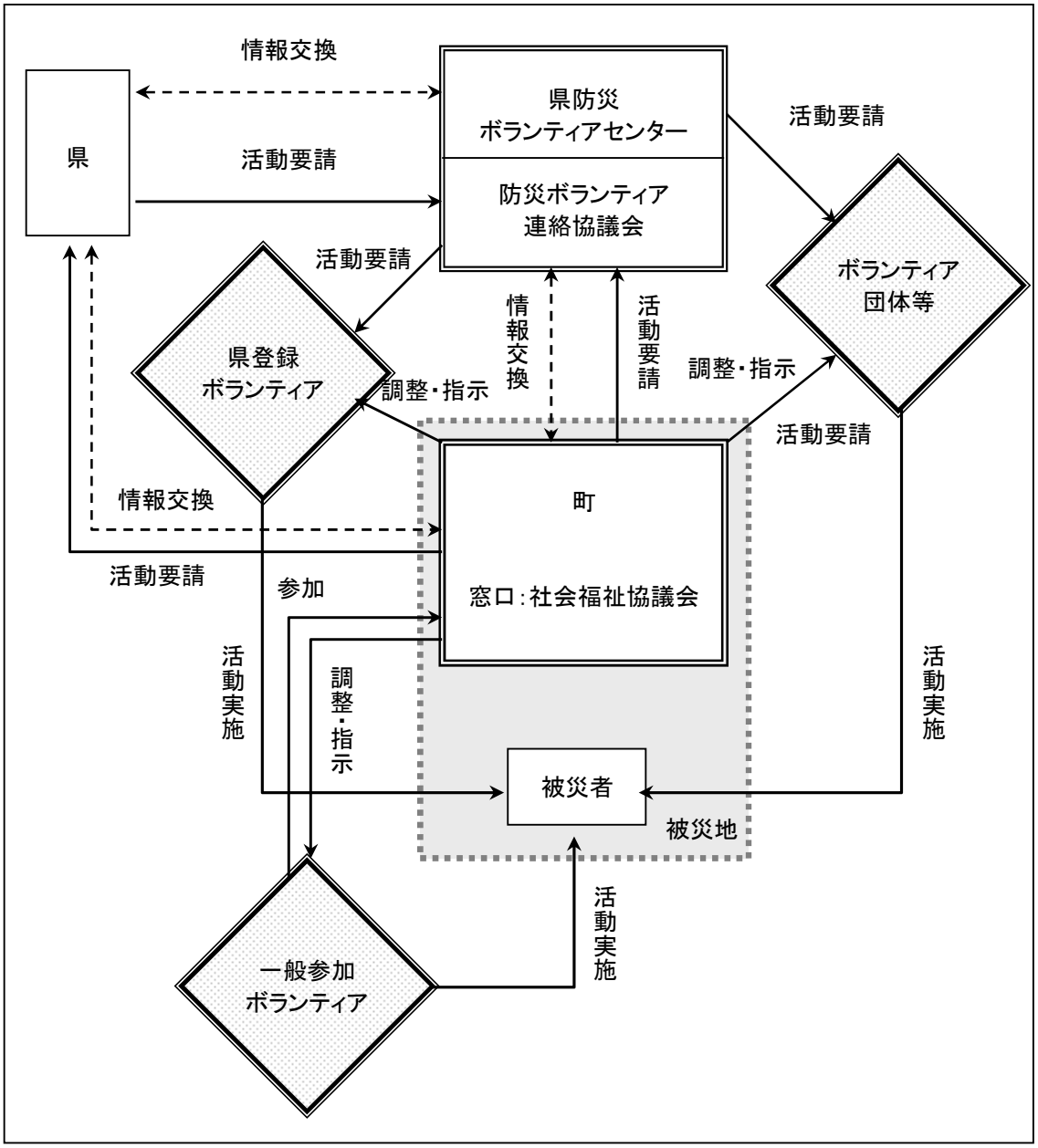

第４節　消防活動

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えい等による二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講ずる。

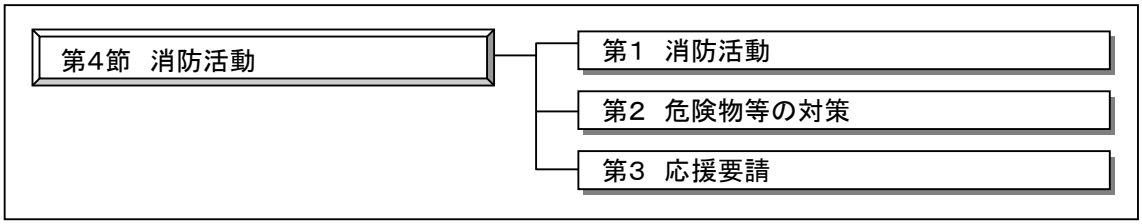

第１　消防活動

地震災害時には、同時多発的に火災が発生する等大きな被害が予想される。それらの被害を軽減し、二次災害を防止するため、配備動員体制を明確にするとともに、早期に初動体制を確立し、迅速かつ円滑な消防活動を行えるよう消防体制を定める。

なお、消防活動全般については、埼玉東部消防組合が「埼玉東部消防組合消防計画」等に基づき実施するものとするが、本節においては、町及び杉戸町消防団等が実施する消防活動の基本事項について定める。

実施担当	危機管理課、杉戸町消防団
防災関係機関	埼玉東部消防組合

１　消防活動の方針

（１）　消火活動

地震災害時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

（２）　救急救助活動

地震災害時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒劇物等の漏えい等により複合的に被害が発生することが予想される。このことから、消防の人員、資機材を活用し救急救助活動を最優先に実施し、人命の安全確保に努める。

（３）　安全避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、町民の安全避難を確保するため活動する。

２　初動体制の確立

地震災害時における初動体制を速やかに確立するため、消防団の初動措置を次のように定める。

消防団長は、町内で震度5強以上の地震が発生したとき、及び南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、指揮連絡体制を確立し、非常配備体制を確保するため、危機管理課に消防団本部を設置する。

なお、消防団本部の設置に当たっては、危機管理課長等との連携を図る。

ア　非常参集

本町域で震度5強以上の地震を覚知した消防団員は、「杉戸町消防団震災出動計画」に基づき消防分団拠点施設に自発的に参集し、早期に活動体制をとる。各分団長は、参集途上における周辺の被害状況を消防団員から集め、消防団本部へ伝達し、指示を受ける。

また、状況に応じて消防団本部は、各分団長を通じて消防団員の召集命令を伝達する。

イ　出動体制の確保

消防車両の安全確保を図り、ホースの車両積載数を増やすとともに、救助資機材等を積載し、出動体制を整える。

ウ　出火防止の広報

管轄区域内における火気始末、出火防止等の広報を実施する。

また、実施する際は町内会・自治会及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

エ　初期消火活動

火災を発見した場合には、直ちに消防局（署）に通報するとともに、消火活動に従事する。

なお、出火件数が多い場合は、適宜、付近の町内会・自治会及び自主防災組織等の協力を求める。

オ　救出活動

地震による家屋の倒壊、障害物の落下等による救急、救助事案の発生を覚知した場合には、直ちに消防局（署）に通報するとともに、被災者の救出、搬送等支援活動を実施する。

また、活動実施に当たっては、付近の町内会・自治会及び自主防災組織等の協力を求める。

３　消防団による消防活動

ア　情報の収集

消防署による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

表 2-４８　情報収集内容

〇火災の発生場所、程度及び延焼方向
〇危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
〇大規模救急救助事案の発生場所及び程度
〇家屋等の損壊状況

○河川、堤防の決壊状況 ○道路、橋りょう等の被害状況及び交通障害 ○重要対象物の被害状況 ○その他消防活動上の必要事項

イ　出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は自主防災組織等と協力して初期消火を図る。

ウ　消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防署と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

表　２−４９　同時多発火災発生時の原則

避難場所及び避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
消火可能地域優先の原則	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
市街地火災消防活動優先の原則	大工場、大量危険物貯蔵取扱い施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

表　２−５０　火災現場活動の原則

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したとき。	積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したとき。	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

エ　救急救助

消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

オ　避難誘導

避難指示を発令した場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

カ　応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防署と協力して行う。

第２　危険物等の対策

地震に伴って発生する危険物の漏えい等による二次災害を防止するため、石油類等危険物貯蔵所及び取扱い所等は以下の措置を講ずる。

防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会

１　応急措置

石油類等危険物貯蔵所及び取扱い所等は、埼玉東部消防組合による次の措置が適正に行えるように協力する。

（１）　危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止と、施設の応急点検、出火等の防止措置

（２）　タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策、危険物による災害発生時の自主防災活動

（３）　被害状況を把握し、状況に応じて、従業員や周辺地域住民に対する人命安全措置並びに災害対策本部、杉戸町危険物防火安全協会等関係機関及び自主防災組織との連携活動

第３　応援要請

大規模な地震の発生により、火災防御活動、救急救助活動等において現有の消防力では対応できないと判断される場合、他の消防機関への応援要請を行う。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、
防災関係機関	埼玉東部消防組合

１　緊急消防援助隊に対する応援要請

町長は、震災が発生し、町の消防力では対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和23年法律第186号）第39条の消防相互応援協定に基づく応援、及び第44条に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行う。

図　２－１６　緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ

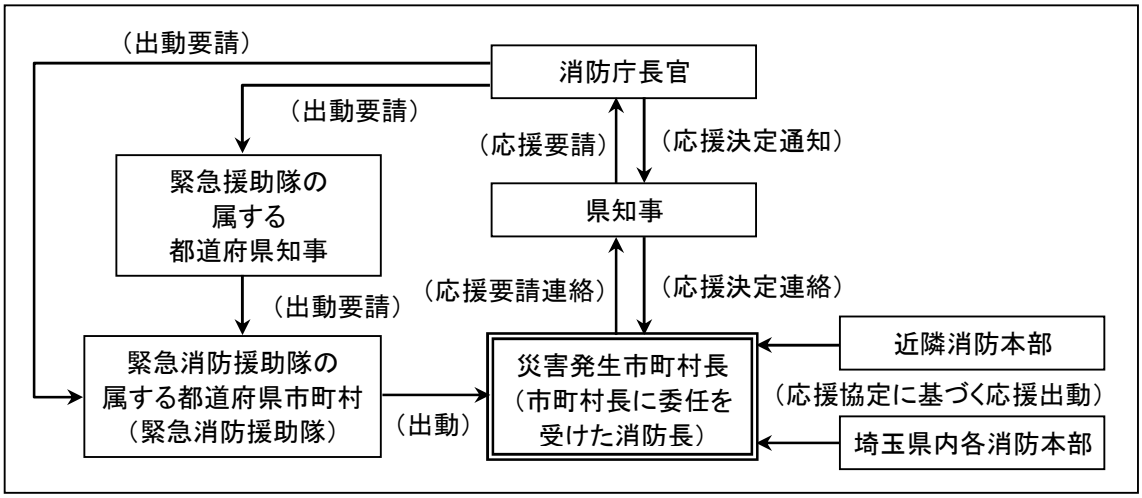

２　消防相互応援協定等による応援要請

町長は、町及び埼玉東部消防組合の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防本部に応援を要請する。

なお、応援要請は、埼玉東部消防組合と調整を図るものとする。

表　２－５１　応援協定

応援協定	消防機関
埼玉県下消防相互応援協定 （代表消防機関　さいたま市消防本部　TEL048-833-1231）	埼玉県内各消防本部
近隣市町消防本部応援協定 （埼玉東部消防組合）	春日部市消防本部
近隣市町消防相互応援協定 （杉戸町）	久喜市、春日部市、宮代町、幸手市

３　県知事を通した応援要請

町長は、町及び埼玉東部消防組合の消防力で十分な活動が困難である場合には、県知事に対して応援要請を求めることができる。

第５節　救援・救護活動

大規模な災害発生時には、火災、建物の倒壊等により、救助・医療を必要とする傷病者が発生する。このため、救援・救護の初動体制を確立し、関係医療機関、各防災関係機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療救護活動を実施する必要がある。

また、町民の安全な避難・誘導を図り、飲料水、食料、生活必需品等の物資を給与するとともに、仮設住宅等の設置により、被災者の保護を図る。

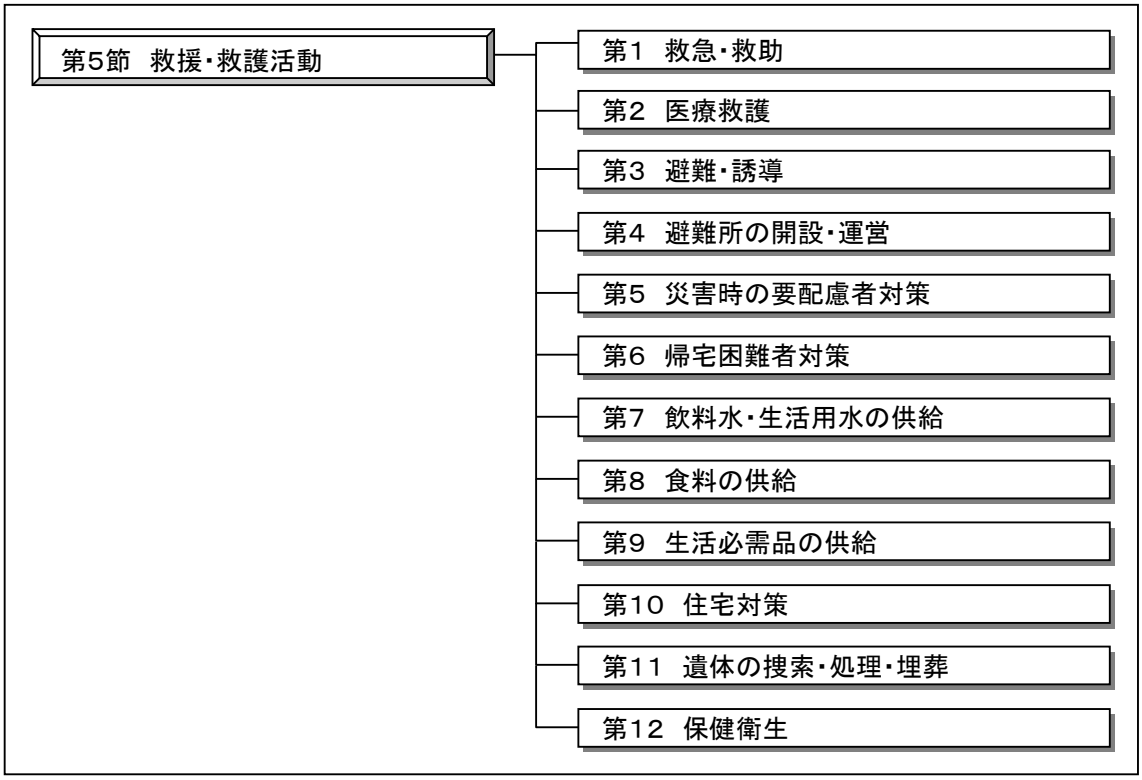

第１　救急・救助

地震災害のため、生命や身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対しては捜索を行い、救助・保護する。

地震発生直後においては、広域的に多数の人命救助の要請が発生することが予想されるため、町は埼玉東部消防組合をはじめとする関係機関、自主防災組織等との連携の下、総力をあげて救急・救助活動に当たる。

実施担当	危機管理課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、幸手保健所、杉戸警察署、陸上自衛隊、 自主防災組織

１　救急・救助活動の基本方針

（１）　救命活動の優先

救命活動を優先して実施する。

（２）　重傷者優先の原則

救命を必要とする負傷者を優先して処置し、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携の上、救急・救助活動を実施する。

（３）　要配慮者優先の原則

負傷者が多数の場合の救急・救助活動は、幼児及び老人等の要配慮者を優先して実施する。

（４）　火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助事案が併発している場合は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を実施する。

（５）　救急・救助の効率重視の原則

同時に多数の救急・救助事案が併発している場合は、救命効果の高い事案を優先し、多数の人命を救護できる事案を優先に効率的な救急・救助活動を実施する。

２　救急・救助出動

（１）　救助出動の優先順位

複数の救助事案を覚知した場合の優先順位は、おおむね次による。ただし、事故の規模等からこれらにより難い場合はこの限りでない。

表　2-５２　救助出動の優先順位

①危険物、毒劇物、可燃性ガスの流出及び漏洩事故
②不特定多数の者を収容する建築物の倒壊事故
③列車、電車の衝突事故、転覆事故
④一般建物、工作物（橋りょう等）の倒壊事故
⑤その他の事故

（２）　救急・救助事案の現場に出動途上の留意事項

救急・救助事案の現場への出動途上には、次の事項に留意する。

表　2-５３　救急・救助事案の現場に出動途上の留意事項

○火災を発見した場合は直ちに本部に報告し、消防団、地域の住民に協力を求める。
○出動先の救助事案よりも重大で優先順位が高い救助事案を発見した場合は、その内容を本部に報告し、順位の高い現場に出動する。
○救急・救助出動の途上でも、災害事案の発見に努める。

３　救急・救助活動

埼玉東部消防組合の計画に基づくものとするが、基本的な活動は以下のとおりである。

（１）　救助の順位と効率の重視

消防署の救助は救命措置を必要とする者を優先に救出し、軽傷者は消防団及び付近の住民等に協力を求めて救出を行う。

ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は容易に救助できる者を優先とし、短時間に一人でも多く救出する。

（２）　火災現場付近における救出

救助事案が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

（３）　応急救護所の設置

負傷者が多数発生している場合は、現場に応急救護所を設置して救護活動を行う。

（４）　消防団員及び一般住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は消防団員及び付近の住民等に指示し、現場付近の応急救護所、又は医療機関に搬送させる。

（５）　負傷者の搬送

負傷者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全かつ傷病に適応する医療機関等に搬送する。

（６）　負傷者に対する救急措置

負傷者に対する救急措置は救命の措置を必要とする者を優先とし、その他の負傷者は消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行わせる。

（７）　要配慮者の救出

高齢者、障がい者、病人等の要配慮者の状況確認を行い、必要に応じて、一時集合避難場所から避難所に誘導する。

（８）　危険が予想される地域の監視

危険の予想される地域については、消防署員及び消防団員による監視を行う。

（９）救急・救助活動時の留意事項

救急・救助活動の実施に当たり、次の事項に留意する。

表　２−５４　救助・救出活動時の留意事項

○倒壊した家屋からの救出作業は、あらかじめ確保してある救助用資機材（チェーンソー、鋸、バール、かけや、ジャッキ、ロープ等）や身近な道具、器具等を利用し、救出作業を行う。 ○救助活動に当たっては、二次災害を引き起こさないよう、できる限り革手袋・ヘルメット・長袖シャツ・防塵マスク等を着用するとともに、作業の安全性を確保する（余震の影響も注意する）。

４　応援要請

災害の状況に応じて必要があると認めるときは、時期を逸することなく、「第２章　第３節　応援要請・要員確保」に基づいて、各機関への応援要請を行うとともに、各機関の動員数、場所、提供可能な資機材等について調整を図る。

５　行方不明者の捜索活動

建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者の発生が予想される場合は、速やかに行方不明者の安否を確認することが必要である。

（１）　行方不明者の安否確認

地域住民及び警察等の協力を得て、行方不明者の安否を確認する。行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合の上で行う。

（２）　行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、災害の規模等の状況を踏まえて、警察署、自衛隊等の関係機関や自主防災組織、ボランティア、地域住民の協力を得て実施する。

６　災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、町が県に請求する。

第２　医療救護

地震災害により負傷者が多く発生するとともに、医療機関の機能が停止し、著しく医療活動の不足をきたすことが予想される。そのため、応急的な医療、助産活動を実施し、避難者を保護する。

実施担当	福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、幸手保健所、陸上自衛隊、日本赤十字社埼玉県支部、杉戸町医師会、杉戸町歯科医師会、杉戸町薬剤師会、病院等経営者、自主防災組織

１　医療情報の収集・伝達

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等の情報を把握し、傷病者の搬送先を決定する必要がある。

２　医療救護体制

人命救助を最優先とし、医師会、関係医療機関及び医療関係団体の協力を得て、緊急に必要な治療を受けられる体制を整備する。保健センターとすぎとピアの２か所に医療救護所を設置し、円滑な医療救護活動を行う。

（１）　保健センター及びすぎとピアに看護師又は保健師を派遣し、医療救護所を開設する。学校施設の場合は救護所として保健室を利用する。

（２）　健康福祉班は活動の可能な町内の病院・診療所の把握を行い、救護所とあわせて住民に広報する。

（３）　本部は、災害の程度が町の能力を越えると認めたときは、県知事（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

（４）　災害時における協力を要請しておいた元看護師・保健師等の医療救護ボランティアは、災害対策本部の指示により、病院、医療救護所及び救護所において医療救護活動に従事する。

３　医療及び助産の救護対象、範囲等

（１）　対象

ア　医療を必要とする状態にあって、災害のため医療の途を失ったもの。

イ　災害発生日前後１週間以内の分娩者で、災害のため助産の途を失ったもの。

（２）　医療の内容

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

（３）　助産の内容

ア　病院への搬送

イ　分娩の介助

ウ　分娩前後の処置

エ　薬剤又は治療材料の支給

４　医療救護活動

（１）　救護所ではトリアージ（負傷者の程度別選別）と簡単な応急手当てを行う。

（２）　医療を必要とする重症者等は、速やかに病院へ搬送する。

（３）　自宅療養中の慢性疾患等の患者や妊産婦が、必要な治療を受けたり、急な出産等に対応できるようにする。

（４）　環境の急変等から病状が悪化し、入院の必要な精神障がい者に対しては、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、専門医の立会いのもとで適正な措置を行う。

（５）　医薬品等は、町内薬局で調達する。必要な場合は、周辺市町村の薬局で調達する（資料編　資料２０）。

（６）　血液が必要なときは、日赤埼玉県支部に依頼して確保する。

５　負傷者等の搬送体制（図 2-１７）

負傷者等の救護医療機関への一次搬送及び後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。

（１）　一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

ア　健康福祉班が埼玉東部消防組合に配車・搬送を要請する。

イ　公用車、町内救護医療機関又は各応急救護所で使用している自動車により搬送する。

ウ　各応急救護所の班員、消防職員、その他町の職員により担架やリヤカーで搬送する。

エ　自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

（２）　救護医療機関の受入要請

健康福祉班（福祉課、健康支援課）及び埼玉東部消防組合は、協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

また、負傷者が一医療機関に集中しないように配慮する。

（３）　二次搬送体制

次の体制により二次搬送を実施する。

ア　町内救護医療機関で対応できない傷病者の町外•県外の高度医療機関への搬送は、健康福祉班（福祉課、健康支援課）、埼玉東部消防組合及び救護医療機関等が協力して実施する。

イ　必要に応じて県に防災ヘリコプターの要請を行い、防災ヘリコプターによる搬送を実施する。

なお、ヘリポートは、西近隣公園、杉戸第二小学校、杉戸第三小学校、大島新田グラウンドの中央にＨマークを石灰等（明瞭な一色とすること）で描き、着陸場所を明示する。

（４）　後方医療機関の受入要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、町外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

図　2－１７　負傷者の救援・救護フロー図

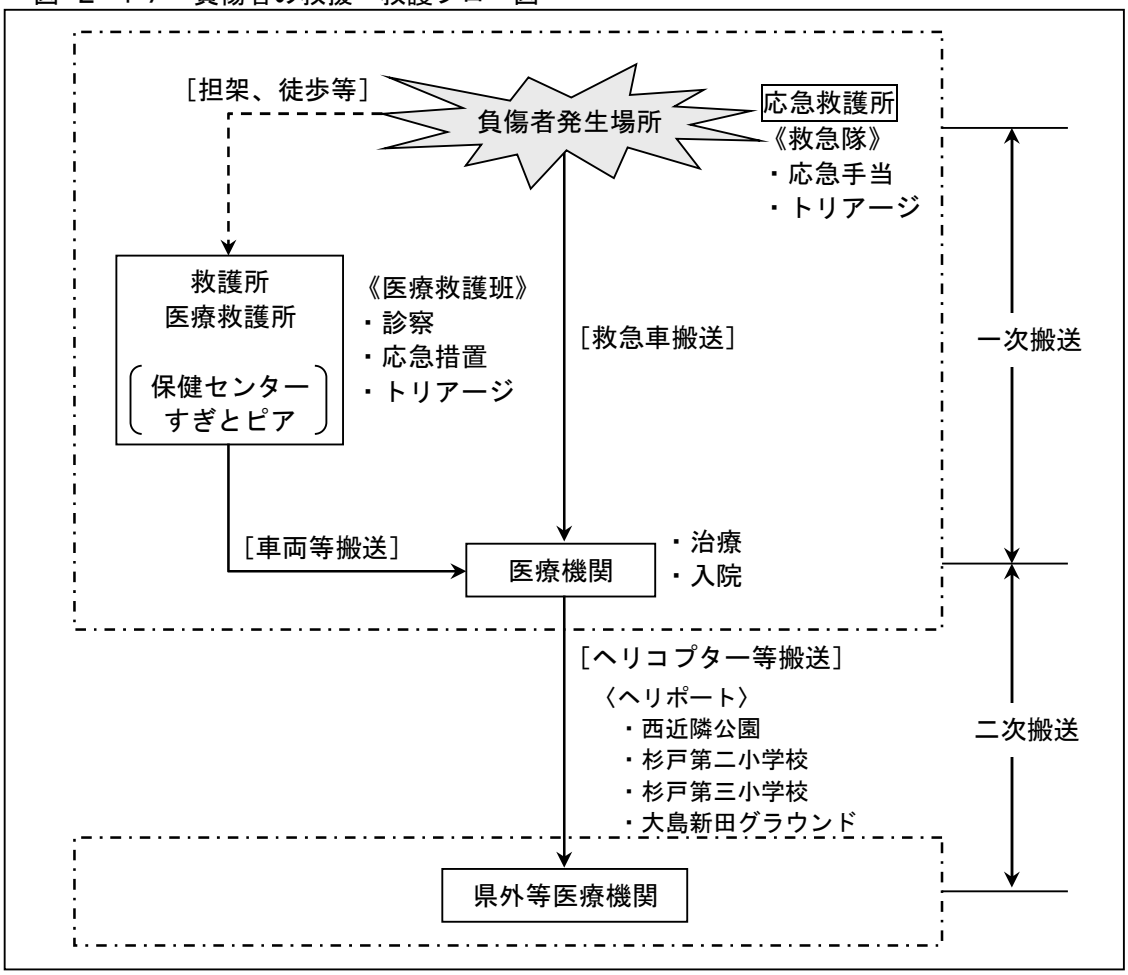

６　後方医療体制

町は、病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。

また、応急救護所からの搬送ルートの整備を行い、応急救護所間あるいは応急救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

（１）　搬送体制

町は、応急救護所、救護所及び医療救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、あらかじめ協定等により定めておいた後方医療機関に搬送する。

（２）　広域医療協力体制

町は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応すべく整備を進める。

７　精神科救急医療の確保

県及び町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

８　災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して県知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手しているときに要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、町が県に請求する。

第３　避難・誘導

地震災害時に、危険区域にある町民を安全地域に避難させるため、避難誘導を的確に実施するための対策を定める。

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　避難の流れ

地震発生時、町民が自ら避難する場合、又は町職員等が町民を避難誘導する場合は、以下のとおりとする（資料編　資料１３、１４）。

（１）　一時集合避難場所への避難

地震発生直後において、町民の自主的判断で避難が必要な状況が発生する場合、又は火災延焼や土砂災害等の危険が迫っている場合、町民は一時集合避難場所に避難する。一時集合避難場所に避難した後は、速やかに指定緊急避難場所及び指定避難所に移動する。

一時集合避難場所に集合した町民は、自主防災組織等を中心に組織化し、周辺の状況に注意する。

この段階で、火災等の危険がなく、自宅が被害を免れた、又は自宅の被害が軽微な町民は、各自の自宅に帰宅する。

（２）　指定緊急避難場所（地震又は洪水による避難場所を指定（資料編　資料１３））への避難

一時集合避難場所で組織化した後、地域の危険が去っていない場合、又は避難指示等が出されている場合、町民は一団となって指定緊急避難場所へ避難する。

また、指定緊急避難場所の安全性が確保された場合、倒壊や焼失等により自宅に帰宅できない被災者を指定緊急避難場所で収容する。

引き続き長期の避難が必要な場合は、指定避難所に移動する。

（３）　指定避難所（滞在するための避難所を指定（資料編　資料１３））への避難

被害が大きい場合、又は避難所生活が長期化する場合、町民は指定避難所へ移動する。長期にわたる避難生活はここで行う。

２　避難の指示

（１）　実施責任者、措置、基準

避難指示の実施責任者、措置、実施の基準は次のとおりである。実施者は関係機関へ通知する。また、実施者から通知を受けた災害対策本部は、速やかに内容を住民に周知する。

表 2-５５　避難に係る指示の実施責任者

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	要件
指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、町民の生命若しくは身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。（必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し）
	県知事、県知事の命を受けた県職員	水防法第29条、地すべり等防止法第25条	洪水 地すべり	河川の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者	水防法第29条、	洪水	危険が切迫した場合において町長が避難の指示をすることができないと判断したとき、又は町長からの要求があったとき。
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条	災害全般	
	派遣自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。

※災害対策基本法第60条又は第６１条に基づく避難の指示は、立退き避難の指示と、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときの緊急安全確保措置の指示がある。

※緊急安全確保措置とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指す。

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長にかわって実施しなければならない。

（２）　避難指示の内容

避難指示の内容は次のとおりである。

表 ２-５６　避難指示の内容

○要避難対象地域
○避難先
○避難理由
○避難経路
○避難時の注意事項等

（３）　指示の周知

避難指示をした者、又は機関は、速やかに広報車、エリアメール等のあらゆる手段を通じ、報道機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、対象地域の住民等に伝達し、避難の周知や、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難についての伝達を行う。その際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった時も同様とする。

なお、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

（４）　警戒区域の設定

町長は、地震が発生し、又は発生しようとしている場合において、町民の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止、又は当該地域からの退却を命ずることができる。

なお、警察官は町職員が現場にいない場合、又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は町職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限、禁止及び退却命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

県知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長にかわって実施しなければならない。

（５）　関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立退きを指示、若しくは勧告をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知、又は報告する（表 ２-５７、表 ２-５８）。

表 ２-５７　連絡方法

町長の措置	町長 → 県知事（災害対策課）
警察官の措置	○災害対策基本法に基づく措置 警察官 → 警察署長 → 町長 → 県知事（災害対策課）
	○警察官職務執行法（職権）に基づく措置 警察官 → 警察署長 → 県警察本部長 → 県公安委員会 → 町長 → 県知事（災害対策課）
自衛官の措置	自衛官 → 町長 → 県知事（災害対策課）

表 ２-５８　県知事への報告事項

○災害の態様及び被害の状況
○指示を発した日時
○地域名、又は対象人員
○避難場所

３　避難誘導

町、警察、自主防災組織等が、避難誘導に当たる。

（１）　避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

ア　傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、児童等の要配慮者の避難を優先して行い、要配慮者が居宅に取り残されることがないよう配慮する。

イ　災害の状況に応じて、避難路及び避難所（一時集合避難場所から避難所に移動するかどうか）を検討・決定し、移動の場合は避難誘導を行う。決定後、災害対策本部に連絡する。

ウ　避難路は２か所以上とし、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ　避難所職員は消防団、警察と連携して、広報車あるいはメガホン等を利用して徒歩で、避難路及び避難所の周知を行う。

オ　危険な地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。

カ　避難は原則として徒歩によるが、高齢者、幼児、児童、傷病者、障がい者、又は歩行困難者は状況によって車両等による輸送を行う。

キ　誘導中は、事故防止に努める。

ク　避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮し、可能な限り町内会・自治会等の単位で行う。

ケ　避難終了後、避難所職員、消防団、警察等は巡視を行い、立退きに遅れた者等の有無を確認し、救出する。

コ　避難指示に従わない者については、説得し緊急避難させる。説得に応じない場合で、人命救助のために必要があるときは、警察官の措置を要請する。

（２）　避難順位

避難順位は、おおむね次の順位による。

表 ２-５９　避難順位

①傷病者、障がい者
②高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
③上記以外の一般住民

（３）　避難時の留意点

避難に当たっては、特に表 ２-６０に示す事項を遵守するように指導する。

表 ２-６０　避難時の留意点

○自主的な判断で避難が必要な状況が発生した場合は、避難指示を待たずに速やかに地区一時集合避難場所等、安全な場所に避難する。
○避難するときは、ガスの元栓・電気のブレーカーを閉じる。
○氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）を携行する。
○3日分位の食料、着替え、水筒、タオル、チリ紙、照明具、救急薬品、携帯ラジオ等を携行する。
○服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具及び必要に応じて防寒具等を携行する。
○貴重品以外の荷物は携行しない。
○非常持ち出し品については、平素から用意しておく。

（４）　要配慮者の避難誘導

健康福祉班（福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課）は、高齢者、障がい者、乳幼児及び日本語を解さない外国人等の要配慮者が確実に避難できるよう、次の対策を講ずる。

ア　家族介護等で避難することができないが、避難所で生活できる人は、一般の避難所に収容する。

イ　家族介護等で避難することができず、避難所で生活できない人は、福祉避難所に収容する。

ウ　家族介護等で避難はできるが、避難所で生活できない人は、福祉避難所に収容する。

エ　寝たきり等施設での生活が必要な人は、社会福祉施設での対応を要請する。

オ　要配慮者に配慮した広報を実施する。

カ　その他、町民は、地域の要配慮者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

第４　避難所の開設・運営

避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援するための対策を定める。

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館、学校給食センター、会計課、議会事務局、行政委員会
防災関係機関	社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　避難所の開設

地震災害により住居を失った者、あるいは避難しなければならない者を収容・保護するため、避難所の職員のうち、あらかじめ定められた職員は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、直ちに避難所を開設する（資料編　様式９～１３）。その際、速やかに安全点検を実施、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行い、倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の民間施設、神社、寺院等の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設できるよう努める。

避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて次のように実施する。

（１）　開設の趣旨

地震災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

（２）　開設の時期

ア　災害発生により、被災者の避難の必要を認めるとき。

イ　災害発生のおそれがあり、避難指示等が出されたとき。

ウ　その他必要と認めるとき。

（３）　収容対象者

ア　住居が被害を受け、居住の場を失った者

イ　ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者

ウ　避難指示が発せられた場合等により、緊急避難の必要がある者

（４）　開設の方法

ア　避難所の開設基準

本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難所の全て、又は一部を開設する。また、災害発生の不安により当該地域の町民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

イ　避難所開設の公示等

本部長は、避難所を開設したときその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

ウ　避難所開設の県知事への報告

本部長は、避難所を設置した場合には、直ちに表 2-６１に示す事項を県知事に報告する。

表 2-６１　県知事への報告内容

〇避難所開設の目的、日時及び場所
〇箇所数及び収容人員
〇開設期間の見込み

（５）　支出費用

災害救助法が適用された場合は、避難所開設のための支出費用を、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、町が県に請求する。

２　避難所の運営

避難所の運営は、災害対策本部が必要な支援を行い、自主防災組織等避難者の協力を得て運営する。また、避難所と災害対策本部の通信連絡手段の確保に努める。

町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について県、関係機関等に報告するものとする。

（１）　管理者

避難所の管理者は原則として避難施設の管理者とする。ただし、初動期においては、避難所の指揮者とする。

（２）　運営対策

ア　避難所ごとに管理運営者を定めるとともに、運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるようにする。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。併せ

て、避難所運営に当たっては、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとするとともに、避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう活動環境を整える。

イ　避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告するとともに、食料・物資等の需要を把握し、不足が見込まれる場合には県、近隣市町に応援要請する。災害対策本部は避難情報の提供や日本郵便（株）（郵便物の配達のため）等必要な所へ情報を提供する（資料編　様式１３）。

ウ　高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者への対応を優先する。

エ　避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

オ　女性や性的少数者、要配慮者をはじめとした避難者に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、女性専用の物干し場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置し、介助の必要な人や男女別トイレが利用しにくい人が使える多目的トイレも設置するよう努める。

　男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子供に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備照明の増設などを実施し安心・安全の確保に努め、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。

　なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては人権・男女共同参画推進課や民間団体を積極的に活用する。

　また、ＬＧＢＴＱなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

カ　避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

キ　防疫活動による感染症の発生予防等の衛生管理を行う。

ク　新型コロナウイルス等の感染症については、伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和２年５月埼玉県作成）に沿って、本部統括班と健康福祉班等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

〇十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

・平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認する。
・体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
・地域の実情に応じて町、県有施設や民間施設等の活用を検討する。

〇避難所レイアウトの検討

・世帯間で概ね２ｍの間隔を確保するレイアウトを検討する。

〇避難者の健康管理

・避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
・感染症の疑いがある者が発生した場合に備え幸手保健所と連絡体制を整備する。

〇発熱者等の専用スペースの確保

・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
・発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

〇物資・資材

・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

〇自宅療養者の対応

・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に幸手保健所から周知する。
・避難が必要な場合は幸手保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。
・自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

〇住民への周知

・広報紙、町ホームページ、SNS 等を活用し以下の事項を住民に周知する。

・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等

〇感染症対策
・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
・定期的な清掃を実施する（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
・食事時間をずらして密集・密接を避ける。

〇発熱者等の対応
・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は幸手保健所の指示に従う。

〇車中泊（車中避難）等への対応）
・車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

ケ　町は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

コ　個人、家族のプライバシーを尊重する。

サ　冬季の暖房器具、防寒衣類、寝具等、季節により配慮をする。

シ　掲示板、広報紙の配布、ラジオ・テレビの設置、相談窓口の設置等により、避難住民へ情報の提供を行う。

ス　避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設の別棟に収容スペースがある場合には当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

セ　やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

ソ　次表を参考とした担当を決め、避難生活をできるだけ快適に過ごせるように努める（表 2-62、表 2-63）。

表 2-62　避難所運営担当（参考）

担当	主な業務
管理責任者	対策本部との協議、各担当班への指示
副管理責任者	避難者の相談、避難生活全般
情報収集・広報担当	災害対策本部との連絡、各種情報周知
給食担当	給食班体制確立、給食配分
医療担当（健康管理）	生活環境整備
救援物資担当	見舞品、救援物資の受入れ、配分
ボランティア担当	業務指示、受入体制
防犯・施設管理担当	火災予防計画、防犯体制、トイレの水運搬・清掃、ゴミ掃除、入浴体制指示

表 ２－６３　要配慮者への配慮

①担当職員、社会福祉協議会ホームヘルパー、民間のホームヘルパー、民生委員児童委員等による実態調査の実施
②すぎとピアを要配慮者の避難所として指定、受入体制の整備
③専門的な介護を要する要配慮者の一時入所措置
④避難者の障がいや身体の状況に応じた保健師・ホームヘルパー等の派遣
⑤高齢者、障がい者、乳幼児等、女性等のために必要と思われる物資等の例示
高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふき等の衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者…医薬品や使用装具、オストメイトトイレ、気管孔エプロン、人工咽頭、酸素ボンベ
聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ
知的・精神・発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等などの衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
妊産婦…マット、組み立てベッド
外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

３　避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

４　広域一時滞在

町は、災害から被災した町民を避難させることが町内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災町民を避難させる。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援するよう努める。

また、町内会・自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

５　避難所の閉鎖

避難所は、災害が収まり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

なお、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

６　避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他の関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

第５　災害時の要配慮者対策

高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、外国人等、災害時に迅速かつ適切な行動をとることが難しく、また、必要な情報を得にくい等、災害時にハンディキャップのある人々に対しては、十分な予防対策を行うとともに、災害発生時には、地域ぐるみで支援体制をとるようにする。

実施担当	危機管理課、住民協働課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	埼玉東部消防組合、幸手保健所、日本赤十字社埼玉県支部、杉戸町医師会、杉戸町歯科医師会、杉戸町薬剤師会、病院等経営者、社会福祉協議会、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　社会福祉施設等における安全確保対策

町は、施設管理者と連携して社会福祉施設の入所者・利用者の安全を確保する。

（１）　施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

（２）　被害状況の把握

施設管理者は、災害の規模、入所者・利用者・職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、災害対策本部へ報告する。

（３）　避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

（４）　受入先の確保及び移送

町は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

（５）　物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び町に協力を要請する。

（６）　ライフライン優先復旧

町は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について要請する。

（７）　巡回サービスの実施

町は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者や他の施設等に避難した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

２　避難行動要支援者等の避難支援

町は、民生委員児童委員、自主防災組織等と連携して避難行動要支援者の安全を確保する。

（１）　安否確認及び救助活動

健康福祉班は、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難支援等関係者等の協力を得ながら行う。

また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の町民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

（２）　避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう体制を整備する。

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

（３）　受入先の確保及び移送

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮し、必要な場合には、救護所（すぎとピア、保健センター）への移動、社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）への緊急入所、病院への入院等の措置をとる。

併せて、民間施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう平時より協力体制の構築を図る。

（４）　生活救援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給するとともに、要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

また、在宅の要配慮者への生活支援物資の供給に当たっては、確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

（５）　情報提供

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう全体計画を参考に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の判断基準に基づき、災害時において適時適切に発令する。点字による防災マニュアル等、普段から防災情報の提供に努めるとともに、災害発生時には近隣の人々が中心になり、直ちに必要な情報提供を行い避難等に協力する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮するとともに、応急対策時には、聴覚障がい者には文字情報（広報紙、ファクシミリ、電子メール等）と手話により、視覚障がい者には音声情報（電話、防災行政無線、テレビ、ラジオ等）と点字により、情報提供を行う。

（６）　相談窓口の開設

町は、町庁舎や公民館等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及び相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

（７）　巡回サービスの実施

職員、民生委員児童委員、介護職員及び保健師等により巡回班を編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

（８）名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児等は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

３　外国人の安全確保

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい在住外国人の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

（１）　避難誘導の実施

町は、避難指示を発令した場合には、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を実施する。

（２）　安否確認の実施

町は、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、外国人登録者名簿等を活用し、外国人の安否を確認する。その調査結果を、県に報告する。

（３）　情報提供

町は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。

また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

（４）　各種相談

町は相談窓口を開設し、職員やボランティア通訳者等の協力を得ながら、外国人に対して総合的な相談に応じる。

第６　帰宅困難者対策

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、多くの帰宅困難者が発生すると想定される。膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状態にあり、容易に移動することは二次災害を発生させる危険性がある。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅で大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、鉄道事業者東武鉄道（株）東武動物公園駅・杉戸高野台駅周辺での一時的滞在施設の確保など、安心して留まるための対策を実施するとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課、その他関係各課
防災関係機関	ＮＨＫさいたま放送局、東武鉄道株式会社　東武動物公園駅・杉戸高野台駅、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、（一社）埼玉県バス協会

町は、「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、安否確認用リーフレットの配布、九都県市のホームページの啓発活動を実施する。

また、大規模災害により交通が途絶した際の徒歩帰宅者を支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する内容の協定を県で締結している。

１　帰宅困難者への情報提供

（１）　帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する（表 2-６４）。

〈帰宅困難者に伝える情報例〉

- 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

表 ２−６４　帰宅困難者への情報提供等

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、広報	○テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ○ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ○緊急速報メールによる発生直後の注意喚起
町	誘導	○徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ○ホームページ、メール、SNS、防災行政無線等による情報提供 ○危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ○緊急速報エリアメールによる情報提供
東武鉄道(株)	情報の提供、広報	○鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話(株)	安否確認手段の提供	○災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言版(web171)のサービス提供 ○特設公衆電話の設置等
各携帯事業者	安否確認手段の提供	○災害用伝言板のサービス提供
NHKさいたま放送局、 (株)テレビ埼玉、 (株)エフエムナックファイブ	情報の提供	○帰宅困難者向けの情報提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

（２）　帰宅困難者対策協議会の設置

県内主要駅周辺を対象に、県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平常時から災害に対する情報交換等を実施している。令和３年３月現在、７つの協議会（大宮駅周辺、浦和駅周辺、川口駅周辺、川越市主要駅周辺、新越谷駅・南越谷駅周辺、熊谷市主要駅周辺、所沢駅周辺）が設置されている。

２　一時滞在施設の開設・運営

町、県、鉄道事業者等が連携し、駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

（１）　東武動物公園駅・杉戸高野台駅周辺における一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで行き場所が無い者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。

鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設とし、運営については、「第２章　第５節　第４　避難所の開設・運営」参照のこと。また、駅周辺から一時滞在施設まで帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内するため、地元警察署の協力を得る。

〈一時滞在施設運営の流れ〉

・建物の被害状況の把握や施設の安全性の確認
・施設内受入れスペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース及び立入禁止区域等の設定
・施設利用案内等の掲示
・電話、特設公衆電話、ＦＡＸ等の通信手段の確保
・町等へ一時滞在施設の開設報告

※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

（２）　一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、「自助」「共助」の点から、状況により受入れた帰宅困難者も含めた運営をする。

（３）　災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

３　帰宅支援

（１）　帰宅活動への支援

帰宅行動を支援するために、代替輸送の提供や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する（表 2-６５）。

表 2-６５　帰宅困難者への支援

実施機関	項目	対策内容
県、町、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
東武鉄道(株)	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株) 春日部支社	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

（２）　帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になることが想定されるため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者のための一時滞在施設の確保に努める。

第７　飲料水・生活用水の供給

町は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶え、又は汚染等により飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、あわせて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

実施担当	危機管理課、産業振興課、上下水道課
防災関係機関	埼玉県東部環境管理事務所、幸手保健所

１　給水の実施

（１）　応急給水計画と応急復旧計画の策定

町は水道の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画をたてる。

（２）　飲料水等の確保

ア　災害をまぬがれた水道施設を稼働し、飲料水を確保する。

イ　ろ水機により、貯水槽等の水を浄化し、飲料水として供給する。

ウ　地震による水質悪化、汚染が懸念されるため、飲料にする場合は、煮沸消毒や消毒剤の添加等、消毒を徹底した上で応急給水する。

エ　町だけで水の確保が不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他の関係機関の応援を要請する。

表 ２－６６　上水道施設

施設名	責任者	水源の種別	1日最大給水量（㎥／日）	配水池容量（㎥）	1/2配水池容量（㎥）
第一配水場	上下水道課長	表流水（県水）	5,000	2,500	1,250
第二配水場	上下水道課長	地表水（県水） 地下水（自己水）	3,200	1,490	745
第三配水場	上下水道課長	表流水（県水）	14,000	9,570	4,785

表 ２－６７　飲料水兼用耐震性貯水槽

設置場所	所在地	貯水量（トン）
杉戸町立杉戸小学校	内田2-9-28	100
杉戸西近隣公園	高野台西4-1	100
杉戸町役場	清地2-9-29	100
杉戸町南テニスコート	杉戸町堤根4089-1	60

（３）　給水体制

ア　被災地、又は必要と認められる地域に給水所を設置する。

イ　給水車（２トン×１基）、給水タンク（１トン）、ポリ容器（18リットル用）、ポリ袋（3リットル・6リットル用）等により運搬給水する。

ウ　給水期間は原則として災害発生の日から復旧完了までとする。

（４）　給水方法

ア　町は、給水にあたっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等を活用する。

イ　病院、診療所、救護所等の重要施設への給水は、優先的に確保する。

ウ　幼児や高齢者に特に配慮して給水を行う。

エ　給水場所、給水時間等を住民に周知する。

オ　給水目標

災害発生後の応急給水に要する給水量は、次に示すように、飲料水を得られないものに対し１人1日３リットルを目標とした給水を行い、順次１人１日20リットルを目標に増量する。なお、最終的には水道施設の仮設や応急復旧により、１人１日250リットルを目標に給水量の増大を図る。

表 ２-６８　応急給水の目標水量

地震発生からの期間	目標水量	町民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日	3ﾘｯﾄﾙ／人・日	おおむね1km以内	耐震貯水槽、タンク車、県送水管路付近の応急給水栓
4～10日	20ﾘｯﾄﾙ／人・日	おおむね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11～21日	100ﾘｯﾄﾙ／人・日	おおむね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
22～28日	被災前給水量（250ﾘｯﾄﾙ／人・日）	おおむね100m以内	仮配管からの各戸給水、共用栓

２　給水施設の応急復旧

（１）　被害箇所の調査と復旧

町長は、上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況調査及びに応急復旧工事を一週間以内に完了するよう実施する。

（２）　資材の調達

復旧資材は、町長の要請に基づいて県知事があっせんする。

（３）　技術者のあっせん

応急、復旧工事を実施するため町長から技術者等のあっせん要請があれば県知事があっせんする。

３　災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、町が県に請求する。

第８　食料の供給

全町的な被害を受けた場合、町民は自ら3日分（推奨１週間）は各家庭・地区において備蓄した食料により、対応できるようにするとともに、町においても食料の備蓄を行う。被災者及び災害救助従事者に対し、供給の必要が生じたときには、町は町内の関係業者、自主防災組織及び県との相互連携により、食料の供給を行う。

実施担当	危機管理課、産業振興課、学校給食センター
防災関係機関	幸手保健所、埼玉県春日部農林振興センター、関東農政局、関東経済産業局、農業協同組合（ＪＡ）、（有）アグリパークゆめすぎと、商工会等商工業関係団体、自主防災組織

１　食料の供給計画

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給を確実に実施する。

（１）　災害時における食料の給与

災害時における被災者等に対する食料の給与は、原則として次により実施する。

ア　食料の給与は、町長が実施する。

イ　給与の内容は次のとおりとする。

ａ　被災者及び災害救助従事者に対する給食、又は食料の供給

ｂ　米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、被害を受けない住民に対して行う米穀等の応急供給

ウ　給与する食品の品目は、次のとおりとする。

ａ　前号ａにあっては、米穀（米飯を含む）乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

ｂ　前号ｂにあっては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

（２）　食品給与計画の策定

町長は、災害時の食品給与の円滑を期すため、食品の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定しておく。

２　食品調達計画

（１）　事前協議

町長は、食品の調達に関する計画の策定に当たっては、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

（２）　食料の調達

ア　備蓄倉庫の備蓄品と農業協同組合（ＪＡ）、民間業者等の協力により、食料（主食、副食、調味料）を確保する。

イ　町の調達食料に不足が生じたり調達不可能な場合は、「供給割当申請書」によって、災害応急米穀を県知事に要請する。また、必要に応じて、広域応援協定市町への応援を行う（資料編　様式１４）。

ウ　町長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立等、災害救助法が適用され、応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ県知事から指示されている範囲内で農林水産省政策統括官又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを要請し供給する。

エ　町長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うが、なお不足を生ずる場合は、県知事に食品の調達を要請することができる。

３　食料の集積場所

役場等、避難所及び交通、連絡に便利な公共施設等を災害時における食料等の集積場所とする（資料編　資料１８）。

４　食料の供給体制

（１）　供給対象者の把握

ア　避難所の責任者は、次により対象者を把握し、本部へ報告する。

表 2-６９　対象者

○避難指示等に基づき、避難場所に収容された人 ○住家が被害を受け、炊事の不可能な人 ○旅行者、町内通過者で、他に食料を得る手段のない人 なお、財産管理上の都合その他で、家を空けることができない被災者にもできる限り及ぶよう努力する。ただし、親せき・知人宅等へ寄留し、そこで食事の提供を受けられる人、あるいは勤務先等で救済措置の講じられる人を除く。

イ　住宅の被害、電気・ガスの供給停止等により、炊事のできない在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力により把握する。

ウ　災害救助従事者については、各部の協力により把握する。

（２）　配給基準

災害応急対策の進展の状況により、当初は調理を必要としない食料品を供給し、その後は栄養のバランス、食べやすさ等に考慮し、生鮮食料品、調理した食料品を供給していく。供給基準は次のとおりとする。

なお、食物の供給に際しては、要配慮者に配慮して実施する。

表 2-７０　配給基準

品目	基　準	
米穀	被災者	1食当たり精米200g以内
	応急供給受配者	1人1日当たり精米400グラム以内
	災害救助従事者	1食当たり精米300g以内
乾パン	1食当たり	1包（115g入り）以内
食パン	1食当たり	185g以内
調整粉乳	乳児1日当たり	200g以内

（３）　食料の引渡し、受領等

食料の引渡し、又は受領等について、物品名、数量等を確認の上、以下の書類を作成し、適切な管理を行う。

ア　物品輸送引渡書、物品受領書（資料編　様式１５）

イ　食料調達状況（資料編　様式１６）

ウ　輸送状況（資料編　様式１７）

（４）　町民への広報

情報が住民に行き渡るよう、広報に努める。

（５）　炊き出し

ア　炊き出し責任者は産業振興課長とする。

イ　速やかに炊き出しが行えるよう、学校給食センター、避難所内の調理場等を確保し、炊き出しを行う。

ウ　炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、青年会、ボーイスカウト、日赤奉仕団、自衛隊等の協力を要請する他、ボランティアの協力を求める。さらに、炊き出しの実施が困難な場合は、県へ協力を要請する。

エ　町長は、炊き出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに県知事に報告する。

５　災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の給食活動に係わる費用や期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による（資料編　法令５）。

第９　生活必需品の供給

被災者に対し、衣類、その他生活必需品を供給する必要が生じた場合、県及び防災関係機関との協力により、速やかに支給する。

実施担当	危機管理課、高齢介護課、健康支援課、産業振興課
防災関係機関	幸手保健所、埼玉県春日部農林振興センター、関東農政局、関東経済産業局、日本郵便（株）、農業協同組合（ＪＡ）、（有）アグリパークゆめすぎと、商工会等商工業関係団体、自主防災組織

１　供給対象者の把握

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品」を喪失、又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により

資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者を対象とする。

２　生活必需品の範囲

寝具、衣類（肌着、くつ下等）、炊事道具、食器、保育用品（哺乳びん、紙おむつ等）、日用品（石鹸、歯ブラシ、ちり紙、生理用品等）、光熱材料（マッチ、ロウソク、懐中電灯、液化石油ガス等）

３　物資の確保

（１）　役場、すぎとピア、学校等に備蓄し、災害時に供給する。
（２）　販売店、製造所等の協力を要請し、必要物資を確保する。
（３）　町による調達が難しい場合は、県及び近隣市町からの応援を要請する。

４　集積場所

役場、すぎとピアを災害時における生活必需品の集積場所として選定する。

５　災害救助法が適用された場合

本町に災害救助法が適用されたときは、被災者に対する物資の調達及び支給についても町長が行う。

（１）　生活物資班は各物資の調達及び保管数量を確認し、地域別配布計画を作成する。
（２）　配分計画に基づき、区長等の協力を得て速やかに被災者に配布する。
（３）　不足分について県に調達を要請する。
（４）　災害救助法が適用された場合の生活必需品の供給に係わる費用や期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による（資料編　法令５）。

６　災害救助法の適用に至らない場合

災害救助法の適用に至らない場合は、災害救助法が適用された場合の給与に準じて、町長が実施する。

第１０　住宅対策

余震等による二次災害を防止するために、速やかに家屋の被害状況を把握するとともに、応急修理の実施要請、応急仮設住宅の建設要請を行う。

実施担当	都市施設整備課、建築課
防災関係機関	埼玉県越谷建築安全センター

１　住宅の被害状況調査

二次災害の防止、応急修理、応急仮設住宅の建設のために、被害調査班が建築士に応援を要請し、住宅の被害状況を調査する。被害が大きく、町だけでは対応できない場合は、県に応援を要請する。

２　被災家屋の応急修理

（１）　住宅の応急修理の対象となる者

災害によって住家が半壊、又は半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は、大規模破壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

ここにいう住家とは、社会通念上「住家」と称せられる程度のものであることを要せず、土蔵、小屋等であっても現実に居住し、住家としての役割を果たしているような場合は住家とする。

自らの資力をもって、日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理をすることができない者に対して行うものとし、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

ア　生活保護法の被保護者及び要保護者

イ　特定の資産のない高齢者、障がい者等

ウ　前各号に準ずる者

（２）　住宅の応急修理の方法

居室・炊事場、便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分に対し、災害救助法に基づき応急修理を実施する。

ア　住宅の応急修用は、木材、釘、トタン等を使って、大工あるいは技術者が応急修理を実施すること。したがって、被災者本人に現金や木材等の材料を分給して応急修理を行わせること等は許されない。

イ　応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行うべきで、真に法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を十分調査の上決定すること。

ウ　応急修理は居室、炊事場、便所等のように生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

エ　応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に２以上の世帯が同居している場合は、これを１世帯として取扱う。

（３）　住宅の応急修理の対象数

住宅の応急修理の対象数は、住家が半壊、又は半焼した世帯の数の３割以内とする。

（４）　住家の応急修理のための費用の範囲

住家の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、大工、賃金職員等の雇上費、材料の輸送費及び工事事務費の一切の経費とする。

（５）　応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から３か月以内に完了すること。

（６）　期間の延長

災害救助法が適用された場合で、一般基準の期間内で修理を完成することが困難な場合は、県知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要最小限度の期間を延長することができる。ただし、期間延長の承認申請は、必ず応急修理の期間内に次の事項を明らかにして行うこと。

ア　延長を要する期間

イ　期間の延長を要する地域

ウ　期間の延長を要する具体的理由

エ　期間の延長を要する地域ごとの応急修理戸数等

（７）　災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、町が県に請求する。

３　応急住宅の供給

町は、公的住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

（１）　公的住宅等の利用

公的住宅等の空家等を一時的に供給する。

ア　公的住宅の確保

町は、震災時に、町営住宅等の空家の確保に努めるとともに、県は、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

イ　入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、県知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は１世帯１か所とする。

ａ　住居が全焼、全壊、又は流失した者であること。

ｂ　居住する住家がない者であること。

ｃ　自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

ウ　入居者の選定

入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

（２）　仮設住宅

仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「応急仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足し

た場合に提供する。町は、全焼、全壊、流出世帯数をもとに必要戸数を算定し、県は町からの要請に基づき設置戸数を決定する。

ア　応急仮設住宅

県は、できるだけ早期に応急仮設住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理は、県からの委任に基づき、町が、公営住宅に準じて維持管理する。

イ　民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供する。

ウ　応急仮設住宅の入居者選定

町は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。入居者の選定あたっては、福祉業務担当者、民生委員児童委員等により選定するものとする。

なお、入居に際してはそれまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行うとともに、コミュニティの形成にも配慮する。

ａ　住居が全焼、全壊、又は流失した者であること。

ｂ　居住する住家がない者であること。

ｃ　自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

エ　入居期間

入居期間は竣工の日から原則として２年以内とする。

（３）　設置予定場所

倉松公園（約48,000m^2）等、公有地を設置予定場所とし、次の事項に留意する。

ア　災害地の応急措置の用に供するときは、国有財産の無償貸与を受けることができることとなっているが、財務大臣宛てに普通財産の貸付を申請する必要がある（国有財産法第22条）。

イ　電気・ガス・水道等供給施設の布設可能な場所

ウ　交通機関、教育機関等社会施設のうち便利な場所

（４）　災害救助法が適用された場合の費用等

県知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、町が県に請求する（資料編　法令５）。

表 ２－７１　応急仮設住宅の設置要領

規模	一戸当たり　29.7m²（9坪）とする。
費用限度額	一戸当たり　5,714,000円以内とする。 整地費、建築費、附帯工事費、人件費、輸送費、建築事務費 ※「応急仮設住宅」を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、１施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、別に定めるところによる。 ※老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び施設を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できること。 ※応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができること。

（５）　災害救助法が適応された場合の留意点

ア　災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から原則として２年以内とする。

イ　私有地の借上による使用料は、救助費の対象とならない。

第１１　遺体の捜索・処理・埋葬

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想されるので、これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

実施担当	町民課、環境課
防災関係機関	杉戸警察署、陸上自衛隊、日本赤十字社埼玉県支部

１　遺体等の捜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、町が、県・警察本部・関係機関等の協力のもとに実施する。

（１）　捜索の依頼、届出の受付

所在の確認ができない町民に関する問合せや行方不明者の捜索依頼、届出の受付は、以下のとおり実施する。

ア　行方不明者に関する相談窓口を町民班（町民課）に設置する。

イ　行方不明者の詳細情報を聞き取る（住所、氏名、年齢、着衣その他の特徴）。

ウ　避難場所の収容者リスト等を確認する。

エ　災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿を作成する。

（２）　捜索対象者

遺体等（行方不明の状況にあり、既に死亡していると推定される者を含む）とする。

（３）　捜索の方法

災害による遺体等の捜索は、消防部、警察官、自衛隊等の関係機関が一致協力して実施する。発見した遺体については、災害発生に伴って開設された遺体安置所に収容する。

（４）　関係市町への要請

町のみの捜索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し捜索の依頼を要請する。要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
イ　遺体数及び氏名、性別、容貌、特徴、着衣等
ウ　応援を要請する人員、又は船艇、器具等の種別

（５）　捜索の期間

捜索は、災害発生の日から10日以内で完了する。

（６）　期間の延長

災害救助法が適用された場合で、災害発生の日から11日以上経過しても、遺体の捜索を打ち切ることが困難な場合は、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。ただし、期間延長の承認申請は、必ず遺体の捜索期間内に、次の事項を明らかにして行う。

ア　延長を要する期間
イ　期間の延長を要する地域
ウ　期間の延長を要する具体的理由
エ　期間を延長することによって捜索されるべき遺体数

（７）　費用

費用は、捜索のための機械器具の借り上げ費、修繕費、輸送費及び人夫賃として、当該地域における通常の実費とする。

２　遺体の処理

災害により死亡した者の遺体に関する処理（埋葬を除く）を行う。

（１）　遺体安置所の開設

町は、二次災害のおそれのない適当な場所（公共施設等）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておくものとする。

前記安置所に遺体収容のための建屋がない場合は、天幕、幕張等を行い、必要な設備器具を確保する。遺体安置所には、検視、遺体調査及び検案を行うための検視所を併設する。

（２）　遺体の処理

ア　遺体を発見した場合は、県に報告のうえ、警察、消防団等の協力を得て遺体安置所へ輸送、収容する。

イ　警察官は検視又は死体調査を行う。なお身元確認に際し、法歯学上の協力を得るものとする。

ウ　杉戸町医師会の協力を得て検案を行い、必要に応じ洗浄、縫合、消毒等の所定の措置を施し、身元の判明した場合は遺族、親族に引き渡す。

（２）　遺体の身元確認

ア　身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。

イ　身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。

ウ　縁故者による遺体引取りの申出があった場合には、十分調査の上引き渡す。

（３）　遺体の収容・一時保存

ア　延焼火災等により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置室を設定し、身元不明遺体を収容する。

イ　搬送車両、棺、ドライアイス等は葬祭業協同組合に手配を要請し、不足を生じたときは県に対しあっせんを依頼する。

（４）　期間

災害発生の日から１０日以内に行う。

（５）　特別基準の設定

災害救助法が適用された場合で、一般基準の期間内で処理を打ち切ることが困難な場合は、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて必要最少限度の期間を延長することができる。ただし、期間延長の承認申請は、必ず埋葬の実施期間内に、次の事項を明らかにして行う。

ア　延長を要する期間

イ　期間の延長を要する地域

ウ　期間の延長を要する具体的理由

エ　期間の延長を要する処理すべき遺体の数等

（６）　費用

遺体の処理に係る費用については、次のとおりとする。

表 ２－７２　費用

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用		一体当たり3,500円以内
遺体の一時保存のための費用	既存の建物を利用する場合	当該施設の借り上げ費について通常の実費
	既存の建物を利用できない場合	一体当たり5,400円以内 （ただし、死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる）
遺体処理のため必要な輸送及び人夫賃		当該地域における通常の実費

３　遺体の埋・火葬

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な埋・火葬を実施する。

（１）　火葬の方法

ア　遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から埼葛斎場組合に移送する。

イ　遺骨は遺留品とともに、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

表 ２－７３　火葬場

名称	所在地	電　話	能力
埼葛斎場組合	春日部市内牧1431	048-752-3441	21体/日
越谷市斎場	越谷市大字増林3989-1	048-960-6800 （市民部　市民課　斎場）	不明
広域利根斎場組合 メモリアルトネ	加須市川口4-3-5	0480-65-8234	12体/日

（２）　埋葬の方法

ア　収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院、公園その他適当な場所に仮埋葬する。

イ　仮埋葬した遺体は、早期に火葬に付し、墓地又は納骨堂に、埋葬又は収蔵する（資料編　資料１９）。

（３）　期間

災害発生の日から１０日以内に完了する。

（４）　特別基準の設定

災害救助法が適用された場合で、一般基準の期間内で埋葬を打ち切ることが困難な場合は、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。ただし、期間延長の承認申請は、必ず埋葬の実施期間内に次の事項を明らかにして行う。

ア　延長を要する期間
イ　期間の延長を要する地域
ウ　期間の延長を要する具体的理由
エ　期間の延長を要する地域ごとの埋葬を要する遺体数等

（５）　身元不明遺体の仮埋葬

家族・縁故者の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼して、家族・縁故者等が分かり次第引き継ぐ。無縁の遺骨は、無縁墓地に埋葬する。

火葬又は仮埋葬した遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として町の定める場所に移管する。

なお、行旅死亡人については福祉課で所管する。

（６）　災害救助法を適用した場合の遺体の埋・火葬の基準

ア　埋・火葬の実施

ａ　埋葬については町内、火葬については埼葛斎場組合を原則として実施する。

ｂ　遺体が他の市町村（法適用地域外）に到着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者、又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

ｃ　遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記ｂに準じて実施する。

イ　費用

次の範囲内において、災害の際死亡したものを対象にして実際に埋葬を実施する者に支給する（表 2-７４）。

表 2-７４　費用の限度額

大人（12歳以上）	：	215,200円以内
小人（12歳未満）	：	172,000円以内

ウ　支出できる費用

遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる（資料編　法令５）。

４　埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。なお、震災

の規模が大きく、町での対応のみでは遺体等の捜索、火葬等が困難な場合には、速やかに他市町村の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については町が負担するものとする。

第１２　保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。

実施担当	健康支援課、環境課
防災関係機関	幸手保健所、杉戸町医師会、杉戸町歯科医師会、杉戸町薬剤師会

１　感染症予防活動

町は、幸手保健所、町医師会等の協力を得て感染症予防活動を行う。

（１）　実施体制

ア　町は、被害の程度により、防疫班の人員と必要な資材を確保し、幸手保健所、医師会等の協力を得て感染症予防活動を行う。

イ　町独自で処理不能の場合には、隣接市町、幸手保健所等の応援を求めて実施する。

（２）　活動内容

活動内容は、表 2-７５に示すとおりである。

表 2-７５　実施方法

実施方法	内　　容
検病疫学調査	○主として保健師を中心として聞きこみにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は感染源等を調査する。
健康診断	○消化器疾患に重点を置き、発生、又は疑いのある地域住民について検便実施
清掃	○伝染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃
消毒	○浸水家屋、下水、避難場所の便所、井戸等を対象に、薬品による消毒を実施する。 ○一　対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。 二　消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

実施方法	内　　容
そ族・昆虫の駆除	○汚染地区の蚊・ハエ発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去 ○必要に応じ、ねずみ駆除
予防接種	○定期、臨時接種とも町長が実施するが臨時の場合、県が実施する。 ○感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種の実施を県知事に求める。

（３）　防疫用資機材の確保

防疫用資器材は、町の保有する資器材を使用するとともに、不足分は町内薬局（資料編　資料２０）から調達する。さらに不足する場合は、県に対し確保を依頼する。

（４）　避難所の防疫措置

ア　衛生に関する協力組織

避難所を開設したときは、県の指導の下に避難所の防疫の徹底を図る。この場合、衛生に関する協力組織を作るよう指導し、その協力を得て防疫の万全を期する。

イ　衛生消毒剤の配置等

避難所及び被災地について、衣服の日光浴、消毒液による消毒、消毒液の適当な場所への配置、手洗いの励行等につき指導する。

（５）　保健指導

ア　幸手保健所と連携し、医師、保健師が避難所、被災地区、仮設住宅等を巡回し、健康相談・保健指導を行う。

イ　避難所、仮設住宅等での被災者の生活環境の状況（復旧活動に十分な活力が養われるよう、食生活、衣類・寝具、室温・換気、睡眠・休養、居室・便所、入浴、プライバシー等）を把握し、適切な指導・助言及び処置を行う。

（６）　報告、記録、整備

町は、災害防疫活動を実施したとき、また完了した時には、幸手保健所を経由して県に報告する。

２　保健衛生活動

町は、幸手保健所が実施する保健衛生活動に協力する。

幸手保健所長が実施する保健衛生活動は、次のとおりである。

表 ２-７６　保健所長が実施する保健衛生活動

食品衛生監視	○救護食品の監視指導 ○飲料水の簡易検査 ○その他食品に起因する被害発生の防止
栄養指導	○被災者に対する栄養相談 ○災害時の影響・食生活支援の情報提供
メンタルケア対策	○発症あるいは症状が悪化した精神障がい者の相談 ○精神科医療機関の紹介 ○医療機関等への搬送手段について調整 ○町、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整 ○被災者の精神保健福祉相談

３　動物愛護

災害時には、負傷、又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努める。

（１）　被災地域における動物の保護

町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、幸手保健所、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

（２）　避難所における動物の適正な飼養

町は、幸手保健所、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに考慮して、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

ア　受入れへの対応

町は、同行避難した動物の受入れにあたり、以下の事項の準備に努める。

表　２－７７　同行避難の受入れにあたり必要な事項

項目	内　　容
緊急避難場所等での準備	飼い主が同行避難してきた際のペットの飼養スペースの確保
	ペットを連れた被災者等への対応についての担当職員への周知、関係課との連携
	緊急時に提供できる、ペットが最低限、雨風をしのげる場所の確保
同行避難に関する広報	効果的に避難を促すための、ペットとの同行避難を含めた伝達内容の整理、事前の情報伝達（受け入れ可能な避難所の所在を公表、避難時に必要な準備　等）
避難所における対応	・要配慮者への対応（身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への対応準備） ・アレルギーを持つ方等への対応（避難所等で、動物アレルギーを持った方と動物との住み分けや動線の検討） ・ペットの預け先等の準備（ペットも飼養できる避難所等やペットの一時的な預け場所の準備）

資料：「人とペットの災害対策ガイドライン　災害への備えチェックリスト」（令和 3 年 3 月、環境省）

イ　飼い主の対応

災害発生時、飼い主は動物と同行避難することが基本となることから、平時よりペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める必要がある。

表　２－７８　飼い主に必要な準備

項目	内　　容
ペットのしつけと健康管理	●ケージ等に、日頃から慣らしておく。 ●不必要に吠えないしつけを行う。 ●人やほかの動物を怖がったり攻撃的にならない。 ●決められた場所での排泄ができる。 ●各種ワクチン接種を行う。
ペット用の避難用品や備蓄品の確保	●フード、水（少なくとも5日分［できれば 7 日分以上］） ●予備の首輪、リード（伸びないもの）、食器 ●排泄物の処理用具、トイレ用品 ●おもちゃ

資料：「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成 30 年 9 月、環境省）

（３）　情報の交換

町は、幸手保健所や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。

ア　各地域の被害及び避難所での動物飼育状況

イ　必要資機材、獣医師の派遣要請

ウ　避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

エ　他都県市への連絡調整及び応援要請

（４）　その他

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第６節　教育・保育対策

地震災害時において、幼児、児童及び生徒の生命並びに身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した幼児、児童及び生徒等への適切な措置を講ずる。

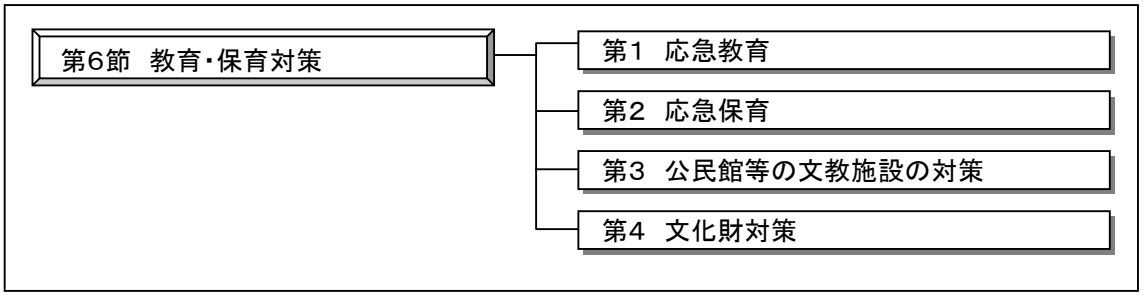

第１　応急教育

地震災害時においては、幼児、児童及び生徒の安全確保を最優先するとともに教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に講ずる。

実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館、学校給食センター
防災関係機関	学校法人

１　地震災害時の対応

町は、所管する学校及び幼稚園を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。校長等は、災害発生直後、次に掲げる措置を講ずる。

（１）　課業中の場合

ア　幼児、児童及び生徒の安全確保と被害状況の把握

地震発生と同時に、教職員等は、幼児、児童及び生徒に状況に応じた適切な指示を行い、安全を確保する。

各火元責任者は危険箇所等の施設点検を行い、必要な対策を講ずる。

施設外での活動中の場合は、引率責任のある職員等が幼児、児童及び生徒を安全な場所へ誘導したのち、校長等へ連絡する。

校長等は、災害の規模、幼児、児童、生徒及び職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに、災害対策本部と町教育委員会（高等学校の場合は県教育委員会）へ報告する。

また、校長等は、あらかじめ定められた方法により、保護者に被害状況と幼児、児童及び生徒の安否を知らせる。

イ　幼児、児童及び生徒の避難

校長等は状況に応じ、適切な避難誘導の指示を与え、教職員等は幼児、児童及び生徒を安全な場所に避難させる。

負傷者が出た場合、必要な応急手当てを行うとともに、医療措置が必要な場合には医療機関に搬送する。

ウ　臨時休校等の措置

校長等は、教育委員会等の指示により、通学路の安全を確認後、保護者の出迎え等適切な方法により下校等させる。また、状況に応じ、臨時休校等の適切な措置をとり、幼児、児童、生徒及び保護者に連絡する。

（２）　課業時間外の場合

ア　被害状況の把握

地震発生後、校長等及び非常召集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

イ　幼児、児童及び生徒の安全確保

非常召集した教職員は、幼児、児童、生徒及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

児童、生徒が登校中に災害が発生した場合は、電話、防災行政無線等により児童、生徒の安全を保護者に連絡する。

幼児、児童及び生徒が在宅中に災害が発生した場合には、電話連絡網を使い、学級担任等が家庭との連絡をとり、幼児、児童及び生徒の安否を把握する。必要に応じて、家庭訪問により、安否を確認する。

ウ　臨時休校等の措置

校長等は、被害状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じ、あらかじめ定められた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

（３）　臨時休校等の措置に対する対策

ア　登校等前の措置

幼児、児童及び生徒の登校前に災害が発生した場合で、県教育委員会が幼児、児童及び生徒の非常措置を必要と判断したときは、電話連絡網、放送機関及び防災行政無線等を通じてその周知徹底を図る。

イ　登校後の措置

ａ　災害が発生した場合、校長等の判断により町教育委員会等と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

ｂ　帰宅させる場合は気象状況、災害の状況等を充分に把握し、幼児、児童及び生徒の生命の安全について万全を期する。

ｃ　幼児、児童及び生徒を保護者に引き渡す時は、引き渡しカードで確認し、直接引き渡しを原則とする。

２　学校等施設の応急復旧

校長等は、地震発生後速やかに教育活動を再開できるよう必要な措置を講ずる。

（１）　学校等の応急措置

校長等は、教職員を非常召集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

（２）　施設の応急措置

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合はできるだけ速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎等の全部、又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎等の再建、仮校舎等の建設の計画を立て、この具体化を図る。

３　避難場所となった場合の措置

（１）　避難所開設の場合

ア　避難所が開設される小中学校では、避難所の開設及び運営に積極的に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。避難所に指定されている高等学校については、町は施設管理者の協力を要請する。

イ　避難者による自主的な運営やボランティアの協力がスムーズに図られるよう学校、地域、保護者間で十分に意志疎通を図る。

（２）　避難が長期にわたる場合、又は避難が全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合においては、災害対策本部は校長等と協議し、必要な措置をとる。

４　教育活動の再開

校長等は、災害状況に応じて臨機に応急教育計画を作成し、適切に指導する。応急教育については、町教育委員会に報告するとともに幼児、児童、生徒及び保護者に周知徹底を図る。

（１）　実施場所

学校等施設に被害が出た場合及び避難所として提供した場合には次の場所で教育を再開する。

ア　同一学校等内の被災をまぬがれ、利用できる教室等

イ　最寄りの学校等、又は公共施設

ウ　町が設置する応急仮設校舎等

（２）　教職員の確保

災害により教職員に不足が生じたときは、次の方法による。

ア　不足教職員は当該学校で確保し、できない場合は町内の学校で確保する。

イ　本町で確保できない場合は、県教育委員会に補充配置を要請する。

（３）　給食等の措置

ア　学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

イ　保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

ウ　学校が地域住民の避難所として使用される場合、当該学校給食施設・設備は被災者用炊き出しにも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。

エ　衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

オ　給食物資納入業者の被害状況を調査し、給食センターの被害状況とあわせて応急措置をとるとともに状況に応じて学校給食を中止する。

（４）　授業再開に当たっての留意事項

ア　教職員を掌握するとともに校舎等内外の整備を行い、幼児、児童及び生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。

イ　教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ　前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を図る。

エ　応急教育計画に基づき、学校等に収容できる幼児、児童及び生徒等を学校等に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒等指導に重点をおく。

オ　避難した幼児、児童及び生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情を把握し、避難先を訪問する等して、前記エに準じた指導を行う。

カ　避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

キ　校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早期に平常授業等を行うものとし、その時期については早急に保護者に連絡する。

ク　当該学校等以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が難しいことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業等が継続実施できるよう努める。

ケ　被害の程度により臨時休業の措置をとることも予想されるので授業等のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。

５　学用品等の調達及び支給

災害により教科書及び学用品等を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）については、町が調達及び支給を行う。

（１）　支給の方法

教育委員会は各校長等と緊密な連絡をとり、支給の対象となる幼児、児童及び生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品等の確保を図り、各校長等を通じて支給する。

（２）　支給品目

教科書、文房具、通学用品その他であるが、被災の状況により適宜実情に応じて調達支給する。

（３）　学用品等の調達

教科書については、埼玉県教育委員会と協議の上、指定業者に納入させる。文房具については、町内業者から調達する。

（４）　支給の費用・期間等

教科書の発行に関する臨時特別措置法第２条第１項に規定する教科書、及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している教材を供与するための実費や文房具、及び通学用品については、小学生及び中学生各１人につき「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に定める額以内とする。なお、給与の期間は、災害発生の日から教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具・通学用品については15日以内とする。

（５）　災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、町が県に請求する。

６　授業料等の減免、奨学金貸与の措置

（１）　被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料等減免の措置を講ずる。

（２）　被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずる。

第２　応急保育

地震災害時における保育所児童、及び保護者のいない児童の生命、及び身体の安全確保、並びに保育の確保を図るために必要な応急措置を講ずる。

実施担当	子育て支援課

１　応急保育の実施

保育所長（民間保育園長を含む）は、地震災害時における児童の生命及び身体の安全確保を図るため、町立保育所における必要な応急措置を講ずる。

２　地震災害時の対応

（１）　緊急避難の措置

所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

（２）　保育所の管理等の措置

所長はまず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育所の管理等万全な措置を講ずる。

３　応急保育の体制

（１）　児童の被災状況調査

所長は、児童の被災状況を調査する。

（２）　職員及び保護者に対する指示事項の徹底

所長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

（３）　応急保育計画に基づく保育

所長は、応急保育計画に基づき、受入可能な児童を保育所において保育する。

状況に応じ、保育所等では、両親の負傷や居住家屋の倒壊等で一時的に家庭による保育が困難な低年齢児童等の夜間保育を行う。

（４）　早急な保育再開の措置

避難所等に保育所を提供したため、長期間保育所として使用できないときは、本部事務局と協議して早急に保育ができるよう措置する。

（５）　平常保育の再開

所長は、災害の推移を把握し、本部事務局と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

４　育児用品の確保

関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県及び国を通じて、関係業者に提供等を要請する。

第３　公民館等の文教施設の対策

地震災害時における入館者、施設利用者及び職員の生命並びに身体の安全確保を図るために必要な応急措置を講ずる。

実施担当	教育総務課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館

１　地震災害時の対応

施設の管理者は、地震発生時には、状況に応じた適切な指示を行い、入館者、施設利用者及び職員の安全を確保する。

２　入館者等の安全確認

施設の管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講ずる。

３　被害状況の把握

被害状況を把握し、災害対策本部及び町教育委員会に報告する。

４　避難所の開設及び運営の協力

当該施設を避難所として提供した場合は、町及び地域の自主防災組織等と連携して避難所の開設及び運営に協力する。

第４　文化財対策

国、県及び町指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

実施担当	教育総務課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館

１　情報の収集・伝達

（１）　被害情報の把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を与える。

（２）　将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

２　入館者の安全対策

（１）　展示施設では入館者の避難誘導等を行い、入館者の安全を確保する。

（２）　負傷者には応急手当を施すとともに、医療機関と連携のもと、適切な対応を行う。

３　収蔵・保管施設の応急対策

（１）　収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。

（２）　災害の拡大を防止し、震災応急対策が円滑に実施できるように、危険物・障害物を撤去する。

４　応急対策

（１）　国、県指定文化財は、埼玉県教育委員会に報告し、指示を受ける。所有者又は管理者は、県教育委員会の指示に従って応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。

（２）　上記のことを進めるに当たっては、被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。

（３）　町指定文化財に当たっては、所有者又は管理者が町教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記（１）、（２）に準じて措置する。

（４）　移動可能な指定文化に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第７節　交通対策

震災時に、交通の混乱を防止し、消火活動、救急・救助活動、支援物資の供給等の緊急輸送が迅速に行えるよう、被災の状況、交通の確保状況により緊急性及び重要度の優先順位を見極めた緊急輸送を実施する。

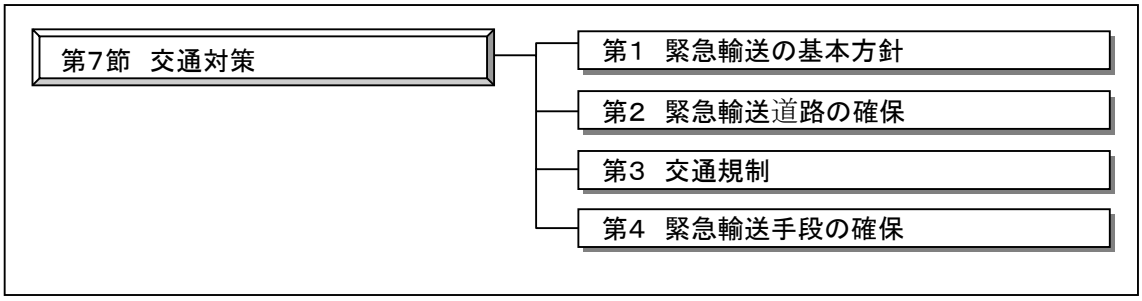

第１　緊急輸送の基本方針

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

実施担当	管財契約課、危機管理課、都市施設整備課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、関東運輸局埼玉運輸支局、関東地方整備局、陸上自衛隊、日本通運株式会社埼玉支店、東武鉄道株式会社東武動物公園駅・杉戸高野台駅、（一社）埼玉県トラック協会、（一社）埼玉県バス協会、（一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

１　基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

（１）　町民の安全を確保するために必要な輸送

（２）　被害の拡大を防止するため必要な輸送

（３）　災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

２　輸送対象

各段階における輸送対象は、おおむね表 2-７９に示すとおりである。

表 ２−７９　輸送対象

第1段階 （被災直後）	第2段階 （おおむね被災から1週間後まで）	第3段階 （おおむね被災から1週間後以降）
①救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	①食料、水等生命の維持に必要な物資 ②疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		①災害復旧に必要な人員及び物資 ②生活必需品

第２　緊急輸送道路の確保

災害発生後、消火活動、救急・救助活動、支援物資の供給等の緊急輸送を迅速に行うため、緊急輸送道路の確保に努める。

実施担当	危機管理課、都市施設整備課
防災関係機関	杉戸警察署、関東運輸局埼玉運輸支局、関東地方整備局

１　被害情報の収集・伝達

（１）　国道・県道については、杉戸警察署及び各道路管理者は地震発生後直ちに災害時緊急輸送道路（国道４号、国道４号バイパス等）の被害情報（道路、橋りょう等の被害状況、交通規制の状況、渋滞状況等）を収集し、速やかに県警察本部及び関係機関に連絡する。

（２）　町道については、杉戸警察署及び都市整備班が緊急に調査を行い、災害対策本部及び関係機関に報告する。

２　交通障害物の除去

各道路管理者は、道路上の落下物や倒壊家屋等の障害物の除去等を行う。

緊急車両の通行を確保する必要がある場合、各道路管理者は、区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者の不在時等には、各道路管理者自ら車両を移動するものとする。その際、やむを得ない限度での破損については損失補償規定に基づいて容認するものとする。

また、やむを得ない必要がある場合には、各道路管理者は、他人の土地の一時使用し、竹木その他の障害物を処分するものとする。

なお、道路等の障害物の除去は、各道路管理者と協議して緊急輸送道路（国道４号、国道４号バイパス等）を優先して実施する。

３　迂回路の選定

緊急輸送道路が一部損壊している場合は、迂回路を選定して輸送経路を確保する。ただし緊急輸送道路に指定されている国道・県道については、各道路管理者と協議して迂回路を選定する。

第３　交通規制

地震発生直後の町民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、交通規制を実施する。

実施担当	都市施設整備課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、関東運輸局埼玉運輸支局、陸上自衛隊

１　災害発生直後の交通規制の実施要領

町は、地震発生直後に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保するため、直ちに次のような交通規制等の措置を実施する。

（１）　交通規制実施要領

ア　交通要員にあっては、広報、検問、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。

イ　規制路線にあっては、通行止め用の道路標識を設置するほか、ロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。

ウ　緊急輸送道路において、被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

（２）　町民への自動車使用の自粛及び交通規制の周知

町は、避難等に際して自動車を利用しないよう強く町民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。

また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

（３）　町内の交通規制

町は、町内の道路が次のような場合、交通規制を実施し、警察署長及び関係機関に報告する。

ア　町内の道路破損、決壊

イ　除去できない障害物がある場合
ウ　沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
エ　その他の事由により交通が危険であると認められた場合
オ　町内の緊急輸送道路を確保する場合

（４）　被災地区への流入抑制

道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。

２　交通規制の方法

交通規制の方法には、次のような場合がある。

（１）　災害対策基本法に基づいて標識を設置して実施する場合

災害対策基本法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。

（２）　現場警察官の指示により実施する場合

緊急を要するため、標識を設置する時間がない場合、又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

（３）　道路法による町道の交通規制の場合

ア　標識を設置して実施する場合

町道において道路法による交通規制を実施した場合、警察署長に連絡の上、規定の規制標識を立てる。

イ　現場職員等の指示により実施する場合

緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。

３　交通規制の実施時期と法適用

（１）　災害発生直後の交通規制（地震発生直後から1週間程度）

災害発生直後は、人命の救助、混乱の防止等を目的として、交通規制を実施する。

地震発生直後の時期は、道路交通は混乱し、被害が拡大するおそれがある。このような混乱状況の中では、町民等の安全かつ迅速な避難、負傷者の救援救護、消防車等のための緊急輸送道路の確保が中心となるので、道路被害の状況に応じて交通規制を迅速に実施する。

（２）　復旧期の交通規制（地震発生から1週間後以降）

ア　交通規制法の切替え

復旧期に入ると、被災者への生活物資の補給、復興物資の輸送、ライフラインの復旧等の活動が本格化し、道路の補修も進み、道路交通利用者も増大することから、応急対策を中心とした災害対策基本法による交通規制から道路交通法による交通規制に切り替える。

イ　交通規制の緩和等の見通し

災害の復旧状況及び被災地域のニーズを把握し、復旧期の輸送事情に対応した交通規制の強化、又は段階的な規制緩和等の見直しを実施する。

ウ　交通規制の解除

復旧活動のための優先交通が必要でなくなったときは規制を解除する。規制の解除は、災害の規模、被災状況及び道路の復旧状況に応じて弾力的に運用する。

４　交通規制の法的根拠

交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

表 ２-８０　交通規制の法的根拠

根拠法令	実施者	範囲
災害対策基本法 第76条～第76条の4	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。
道路交通法 第4条～6条	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。
道路法　46条	道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認めるとき。

第４　緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、円滑な輸送を行う。

実施担当	管財契約課、危機管理課、都市施設整備課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、日本通運株式会社埼玉支店、東武鉄道株式会社東武動物公園駅・杉戸高野台駅、（一社）埼玉県トラック協会、（一社）埼玉県バス協会、（一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

１　緊急輸送車両の確保

（１）　実施方法

ア　町有車両を充てるが、不足する場合は民間輸送業者等の協力を得て補充する（資料編　資料２３、２４）。

イ　燃料の調達・供給は、町内の業者等に協力を要請しておき、給油場所を指定し供給する。

（２）　緊急通行車両の確認申請

町は、交通規制が実施された場合に備え、町が使用する緊急車両について、事前届出を県公安委員会に申請する（資料編　法令８）。

（３）　応援要請

車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町及び県に対して応援を要請する。

２　緊急輸送車両の確認

大規模地震の発生時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両を優先して通行させる。

（１）　緊急通行輸送車両の要件

緊急通行車両は、次の事項に該当する。

ア　警報の発令及び伝達、並びに避難指示に関するもの

イ　消防、水防、その他の応急措置に関するもの

ウ　被災者の救援、救助、その他の保護に関するもの

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ　施設及び設備の応急の復旧に関するもの

カ　清掃、防疫、その他の保健衛生に関するもの

キ　犯罪の予防、交通の規制、その他災害時における社会秩序の維持に関するもの

ク　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御、又は拡大の防止のための措置に関するもの

（２）　確認機関

危機管理防災部（埼玉県）　公安委員会（各警察署）

（３）　確認手続き等

緊急通行（輸送）車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、確認機関による審査を受け、災害対策基本法施行規則第６条に規定する標章及び証明書の交付を受ける（資料編　様式１８～２２）。

なお、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出する。

３　その他の輸送手段

（１）　鉄道

町長は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について、東武鉄道（株）に車両の増発等の協力を要請する。

（２）　ヘリコプターによる輸送

町長は、陸上輸送による緊急輸送が難しい場合や緊急を要する場合は、県にヘリコプター派遣を要請する。なお、ヘリポートのマーク、指定地及びヘリコプター搭乗時の注意事項は、次のとおりとする（図 2-１８、表 2-８１～表 2-８３）。

図 2-１８　陸上ヘリポートの接地帯標識

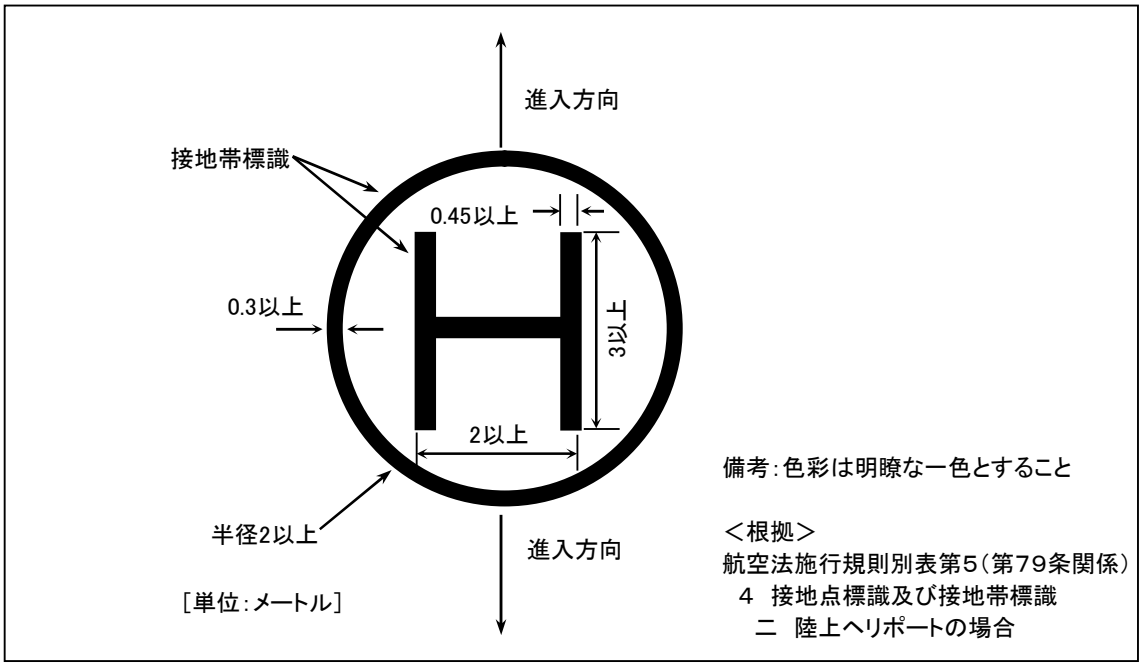

表 2-８１　災害時緊急離着陸場

名　称	所在地	電話	防災訓練時の使用
杉戸西近隣公園	高野台西４－１	35-0419	可（条件付）
大島新田グラウンド	大字本島2467-6付近	－	可

表 2-８２　飛行場外離着陸場

名　称	所在地	電話	防災訓練時の使用
杉戸第二小学校	大字倉松 600	34-6231	可
杉戸第三小学校	大字堤根2777	32-0909	可

表 ２-８３　ヘリコプター搭乗時における注意事項

①ヘリコプターが離着陸するときは、絶対に着陸帯に近づかない。
②安全地帯であっても飛散物（帽子、書類等）は、手で押さえ飛ばされないようにする。万一飛ばされた場合については、勝手に拾いに行く等の行動はしない。
③ローター回転中のヘリコプターは大変危険でありヘリポート内に入ったとき、また入ってからの行動については、すべて隊員の指示に従う。
④ヘリコプターの後方へは絶対に近づかない。
⑤衣服のボタンやチャックはきちんと閉める。
⑥乗り降りは姿勢を低くし、隊員の誘導に従う。
⑦ドアの開閉は隊員が行うので、不必要な所には手を触れない。
⑧その他、不明な点があれば隊員の指示に従う。

４　災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施する。

（１）　実施責任者

町長

（２）　輸送の範囲

被災者の避難・医療及び助産・被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、死体の捜索及び遺体処理のための人員資材の輸送

（３）　費用

当該地域における通常の実費

（４）　期間

当該救助の実施が認められる期間

第８節　都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、地震により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

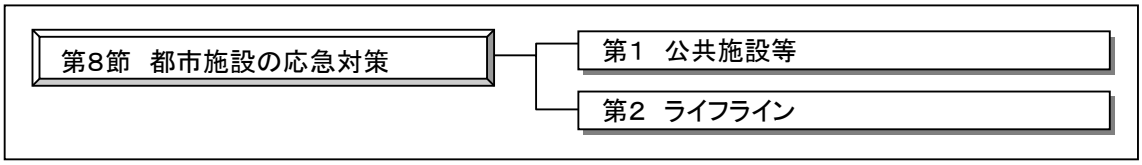

第１　公共施設等

道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合は災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を期する。

実施担当	都市施設整備課、建築課
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所、関東地方整備局、東武鉄道株式会社　東武動物公園駅・杉戸高野台駅、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、その他関係機関

１　公共建築物

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平時より耐震性を高め万一被災した場合には優先的に復旧し、災害応急対策に支障をきたさないようにする。

（１）　安全性の調査

被災建築物応急危険度判定により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点としての使用が可能であるかの判断を行う。

（２）　優先復旧

調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。

（３）　応援協力

応急措置を行うに当たり、人員、資機材が不足する場合は、県災害対策本部に要請を行う。

２　道路及び橋りょう

道路及び橋りょうは、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たすことから、速やかに応急措置を実施する。

また、災害応急対策に際しては、東京湾北部地震の被害を想定した「埼玉県道路啓開計画」に基づき、道路ネットワークの確保を行うとともに、緊急輸送道路となる道路を優先的に行う。

また、県は、指定区域外の国道、県道又は県が管理する道路と交通上密接である町道について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により，支援を行う。

（１）　国、県道

関東地方整備局北首都国道事務所杉戸国道出張所、大宮国道事務所及び杉戸県土整備事務所に通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

（２）　町道

ア　道路のパトロール、道路被害状況の把握

町道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講ずる。パトロール要員が不足するときは、町内の建設業関連の業者に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

イ　応援の要請

関東地方整備局に対し橋りょう等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する（災害対策基本法29条）。

ウ　応急対策

ａ　復旧の基本方針

○　管内道路について災害時に活用する路線図等を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。

○　救助活動のための道路及び避難者の通路に当たる道路は、優先的に復旧する。

○　道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、瀝青乳剤舗装作業等、その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。

○　被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡の上、通行止め又は交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。

○　上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡する。

○　復旧資材・材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保する。

ｂ　町道の応急対策

○　路面の亀裂・地割れについては、土砂、砕石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。

○　路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により盛土する。

○　路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。

○　崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。

○　落下した橋りょう若しくはその危険があると認められた橋りょう、又は被害状況により応急復旧ができない橋りょうについては、所轄警察署等関係機関に連絡の上、通行止め、若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。

なお、応急復旧は、建設業界と連携・協力し、落橋部分に、木資材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせるなどにより実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

エ　広報

通行不能箇所、迂回路、復旧見込み等の広報を行う。

３　河川・水路

（１）　河川施設のパトロール、河川被害状況の把握

水防活動と並行して町内の河川施設、特に危険な箇所を重点的にパトロールする。堤防及び護岸が被害を受けた場合、一級河川については関東地方整備局利根川上流河川事務所・江戸川河川事務所、及び杉戸県土整備事務所に通報する。

（２）　町管理河川施設の災害応急対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による破損を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。

また、水門及び排水機等の破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に仕切りを実施するとともに、内水の排除を実施する。

４　鉄道

鉄道施設が被災した場合については、最寄りの駅、又は当該鉄道施設の管理者に通報し、災害応急対策の実施を依頼する。

また、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と平行して列車の折り返し運転、又は自動車輸送等の対策を講ずる。

５　その他公共施設等

（１）　不特定多数の人が利用する公共施設

ア　施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

イ　施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

（２）　医療救護活動施設

ア　各施設であらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

イ　施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

（３）　社会福祉施設

ア　社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

イ　施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて施設の応急計画を策定する。

ウ　施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

エ　被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第２　ライフライン

住民の生活確保、速やかな応急・復旧活動の基本として、被害を受けた水道、電気、通信等のライフラインの速やかな応急修理と、調整を行う。

実施担当	上下水道課、その他関係各課
防災関係機関	東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会

１　上水道

（１）　町（上下水道班）は、速やかに被害状況を把握して応急復旧計画をたてる。

（２）　原則として、配水場に近い水道管から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。

（３）　震災後、直ちに町内の水道工事業者を確保するとともに、必要な管類等の資器材を確保する。

（４）　応急復旧資器材が不足する場合は、指定水道工事業者及び他市町村の支援を受け、資器材を確保する。

（５）　電気、ガス、下水道等の施設間で被災状況等を相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。
（６）　避難所等に仮設給水栓を設置する。

２　下水道
（１）　町（上下水道班）は、速やかに被害状況を把握して応急復旧計画をたてる。
（２）　原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。
（３）　震災後、直ちに町内の下水道工事業者を確保するとともに、必要な管類等の資器材を確保する。
（４）　応急復旧資機材が不足する場合は、指定下水道工事業者及び他市町村の支援を受け、資機材を確保する。
（５）　電気、ガス、上水道等の施設間で被災状況等を相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

３　電気
（１）　東京電力パワーグリッド（株）春日部支社は、災害時に、速やかに応急修理ができるよう、被害状況の早期把握体制を確立する。
（２）　東京電力パワーグリッド（株）春日部支社は、復旧計画の策定に当たって、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。
（３）　東京電力パワーグリッド（株）春日部支社は、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心にテレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報活動を行う他、広報車等により直接当該地域へ周知する。
ア　無断昇柱、無断工事をしないこと。
イ　電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
ウ　断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
エ　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
オ　屋外に避難する時は安全器またはブレーカーを必ず切ること。
カ　電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
キ　その他事故防止のため留意すべき事項。

４　通信

（１）　ＮＴＴ（東日本電信電話（株）埼玉事業部）

県を通じて、災害時の通信利用制限と緊急通話の優先・確保、特設公衆電話の設置、速やかな被害状況の把握、復旧計画の作成と広報、早期の復旧工事の実施等を要請する。

（２）　町防災行政無線

ア　防災行政無線移動系親局が被災した場合には、車載型移動局を代用するとともに、基地局の仮復旧を行う。

イ　防災行政無線固定系親局が被災した場合は、広報車等で代用するとともに、至急、復旧を図る。

（３）　県防災行政無線

万一通信施設が被災した場合は、可搬型移動局を代用するとともに、県職員による仮復旧を行う。

５　都市ガス（幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株））

（１）　町（災害対策本部）への震災による被害状況の情報提供と、復旧計画の広報を要請する。

（２）　二次災害のおそれがある場合は、ガスの供給を停止し、安全を確認する。

６　現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

第９節　廃棄物対策

被災地における生活ごみ、し尿及び災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という）を迅速かつ適切に処理し、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

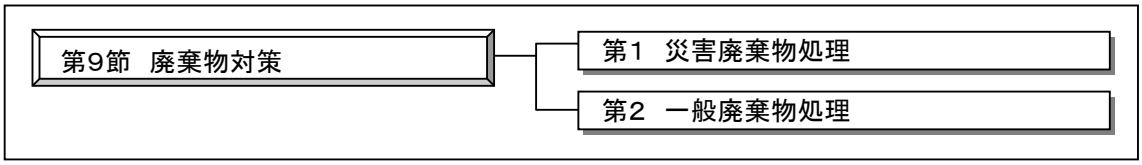

第１　災害廃棄物処理

震災時には家屋の倒壊や火災等により、災害廃棄物が大量に発生するため、これらを速やかに処理し二次災害を防止するとともに、応急対策活動の円滑な実施を図る。

実施担当	環境課、都市施設整備課
防災関係機関	埼玉県東部環境管理事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所

１　住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居、又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後の瓦礫等とは異なる。

なお、必要に応じて、埼玉県杉戸県土整備事務所に応援要請を行う。

（１）　活動方針

ア　障害物の除去は、町長が行う。

イ　一時的に、町保有の器具及び機械を使用して実施する。

ウ　労力又は機械力が不足する場合は、県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町からの派遣を求める。

エ　労力又は機械力が大幅に相当不足する場合は、建設業界からの資機材・労力等の提供を求める。

オ　効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

（２）　災害救助法を適用した場合の実施基準

ア　対象

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査した上で実施する。

ａ　障害物のため、当面の日常生活を営むことができない状態にあるもの。

ｂ　障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。

ｃ　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
ｄ　住家が半壊又は床上浸水したものであること。
ｅ　原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

イ　対象者の選定

障害物除去対象者の選定は町で行う。

また、障害物除去戸数は半壊及び床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

（選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。）

ウ　費用

ロープ、スコップ等の必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費及び人夫賃等とし、1戸当たり137,900円以内とする。

エ　期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとし、町長は、その結果を県へ報告する。

（３）　実施方法

ア　町長は消防団､建設業者等の協力を得て作業班を編成して障害物の除去に当たる。
イ　必要に応じて住民の協力、自衛隊の派遣を要請する。
ウ　障害物除去に必要な機械・器具は、町内建設業者等から調達する。

（４）　障害物の処理場

交通に支障のない、国・県・町有地（倉松集積場等）とするが、適当な場所がない場合は民有地を使用する。この場合、所有者に速やかに連絡、承諾を受ける。

２　災害廃棄物処理

地震災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。そこで、町は以下に示す計画に従い、廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

（１）　災害廃棄物発生量の推定

震災時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、町は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて必要な機材や仮置場（倉松集積場等）の確保を図る。

（２）災害廃棄物の仮置き場候補地の選定

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

（３）　処理体制の確保

ア　災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。また、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

併せて、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

イ　実施体制

瓦礫等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する（表 2-８４）。

表 2-８４　災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅･建築物系（個人中小企業）	原則として建物の所有者が解体･処理を実施するものとし、町は処理･処分に関する情報の提供を実施する。
大企業の事業所等	自己で処理する。
公共･公益施設	施設の管理者において処理する。

ウ　災害廃棄物の排出

町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。その際に、倒壊家屋から、モルタル、コンクリートブロック、瓦等がかなり排出されるので、町内会・自治会単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。廃棄物の排出場所と方法について町民に広報する。

加えて、応急対応時においても、町は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

エ　処理の推進と調整

国、県、関係市町及び関係者の協力により「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

（４）　処理対策

災害廃棄物はリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに最終処理を実施する。

表 ２-８５　分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	○木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。 ○可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は焼却する。 ○必要に応じ、相互応援協定を締結している市町に処分を要請する。
コンクリート系廃棄物	○コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。 ○不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。
有害廃棄物	○倒壊家屋等の解体によって発生するアスベスト等の有害廃棄物は、解体業者等に適正な処理を行うよう埼玉県東部環境管理事務所と連携し対応する。 ○大気汚染・水質汚染物質等の有害物質の対策については、埼玉県東部環境管理事務所と連携して対応する。

（５）広域連携による廃棄物処理

大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、ＮＰＯ法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

（６）　費用の負担

町長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

第２　一般廃棄物処理

被災地のごみ及びし尿を迅速かつ適切に処理し、環境衛生の万全を図る。

実施担当	環境課
防災関係機関	埼玉県東部環境管理事務所

１　ごみ処理

地震災害時には、避難所ごみや通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

（１）　実施体制

災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。なお、本町の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。また、生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

（２）　施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化等の地盤災害による被害状況を調査把握し、必要な措置を講ずる。

（３）　ごみ収集の方法

ア　ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を町内会・自治会又は報道機関を通じて、町民に対し協力を呼びかける。

イ　腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

ウ　ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集に当たっては、適切な広報により、町民に分別排出を呼びかける。

エ　夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

オ　避難場所のごみ対策

避難場所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

（４）　ごみの仮置場

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。ただし、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

（５）　ごみ処理・処分

ア　ごみ処理施設での処理

ごみ処理施設が受入可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。

イ　隣接市町へのごみ処理の要請

町長は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、あるいはごみ処理施設が被害を受け稼働しない場合は、近隣市町等へごみ処理を要請する。

表 ２-８６　ごみ貯溜所

名称	所在地	電話	処理能力
環境センター	大字木津内577	38-0401	126トン/24h
倉松集積場	大字清地1331-1	32-5374	―
リサイクルセンター	大字木津内413-1	38-4183	3トン/5h

２　し尿処理

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害等によりし尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

（１）　実施体制

地震災害時のし尿収集が町の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等の許可業者の協力を得るほか、近隣市町及び県へ応援を要請する。

（２）　施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化等の地盤災害による被害状況を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

（３）　収集方法

被災地域の状況に応じて町の委託業者と緊密な連絡を図り、避難場所等、被災集中地区を重点的に収集を行う。

（４）　処理等の方法

町長は近隣市町に対して、し尿処理の応援を要請する。

（５）　仮設トイレの設置・管理

ア　避難場所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難場所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

イ　在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所とあわせてし尿を処理する。

ウ　要配慮者への配慮

必要な仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者に配慮して行う。

（６）　仮設トイレの調達

町が備蓄している仮設トイレが不足したとき、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

ア　流通在庫の調達

仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。

イ　県及び隣接市町等への要請

県及び相互応援協定を締結している隣接市町等へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

第１０節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第１　基本方針

１　趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成２５年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成２６年３月２８日現在で、１都２府２６県７０７市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成２４年８月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５弱から５強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当）を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

＜参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について＞

本県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度５弱から５強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成２９年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

第２　実施計画

１　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

（１）南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた町及び防災関係機関は、庁内、機関内等に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

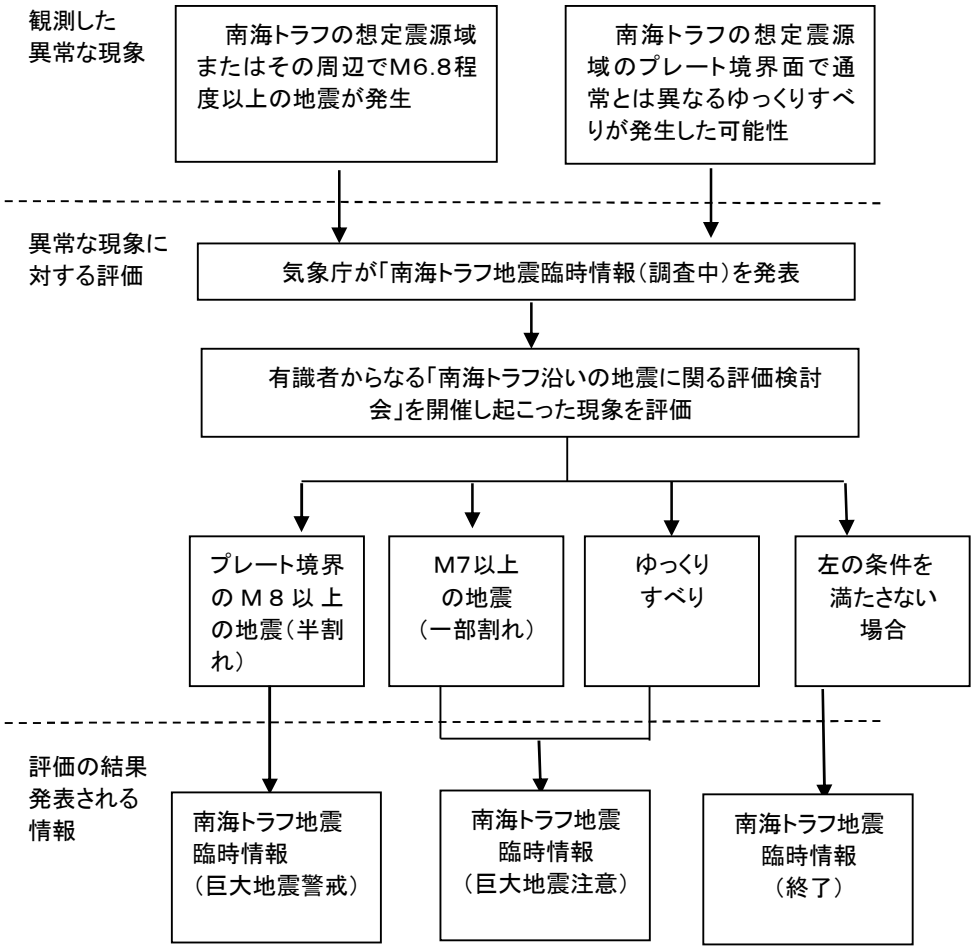

（２）町民、企業等への呼びかけ

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

表 ２-８７　南海トラフ地震臨時情報の発表

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間 （警戒:1週間） （注意:1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

〇日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認　等

〇日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない　等

■企業等の防災対応

〇日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認　等

２　地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、町及び防災関係機関は、「震災編」に基づき災害対応を行うものとする。

震 災 編

第３章　災害復旧・復興計画

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設の災害復旧・復興

災害により被害を受けた道路・河川・上下水道、各種公共建物等の公共施設については、施設の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備え、必要な基準を満たすよう改良復旧・復興事業計画を立て、早期に実施を図る。また、迅速・計画的な復旧を目指し、関係機関の連携を強化するとともに、住民の協力を得られるよう復興計画の周知徹底に努める。

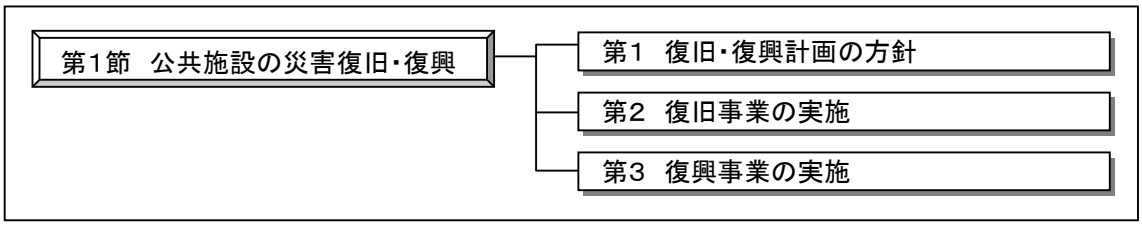

第１　復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。その際には、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる町民が住みやすい共生社会を実現する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課、その他関係各課

１　復旧・復興の基本方針

町は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指す災害に強い都市づくり等、中長期的課題への取組についても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

（１）　迅速な意思決定等

地震発生後、町の被害状況を的確に把握・分析し、現状復旧を進める。町長は、復旧の見通しが立った時点において直ちに「(仮称)震災復興検討委員会」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施する。

（２）　事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続き、事業実施に伴う人材の確保、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事

前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については事前対策を実施する。

（３）　機動的・弾力的な取組

町は迅速な復旧・復興に向けて、特に必要な場合には、町の実情にあった町独自の支援事業等を検討し、機動的、弾力的な方法を採用する。

（４）　関係機関との連携

町は防災の観点だけでなく、将来の地域環境や景観、観光・レクリエーション資源の保全・回復、地域産業の発展等を考慮に入れ、関係各課が連携して復旧・復興に当たるとともに、迅速な復旧・復興に向けて、事前にライフライン関係の各事業の調整やゴミ処理等、関係機関との連携強化を図る。

２　計画への住民の意向反映

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

（１）　町民ニーズの把握

町民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

（２）　復興計画への反映

防災に強いまちづくりを踏まえた復興計画は町民の利害関係に大きく影響することから、町民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

３　財政支援の検討

町の災害応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

４　計画推進のための職員の派遣の要請

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第２　復旧事業の実施

公共施設の復旧事業について、以下のように定める。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課、管財契約課、会計課、その他関係各課
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、埼玉県春日部農林振興センター、関東地方整備局、関東財務局、関東農政局、日本郵便（株）、東武鉄道株式会社　東武動物公園駅・杉戸高野台駅、土地改良区、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人

１　復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、町は実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

２　災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

（１）　災害復旧事業計画の種類

災害復旧事業計画の種類は、表 3-1に示すとおりである。

表 3-1　災害復旧事業計画の種類

①公共土木施設災害復旧事業計画
②農林水産業施設災害復旧事業計画
③都市災害復旧事業計画
④上下水道災害復旧事業計画
⑤住宅災害復旧事業計画
⑥社会福祉施設災害復旧事業計画
⑦公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑧学校教育施設災害復旧事業計画
⑨社会教育施設災害復旧事業計画
⑩復旧上必要な金融その他の資金計画
⑪その他の計画

（２）　災害の再発防止

町は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

（３）　緊急査定の促進

町は、緊急の場合には、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

（４）　災害復旧事業期間の短縮

町は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

（５）　復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

（６）　公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、道路等）の取扱い手続き

ア　国庫負担災害

国庫負担災害については、以下の手続きによる。

災害復旧事業として採択される限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針による。

図　３－１　公共土木施設災害復旧の取扱い手続き（国庫負担災害）

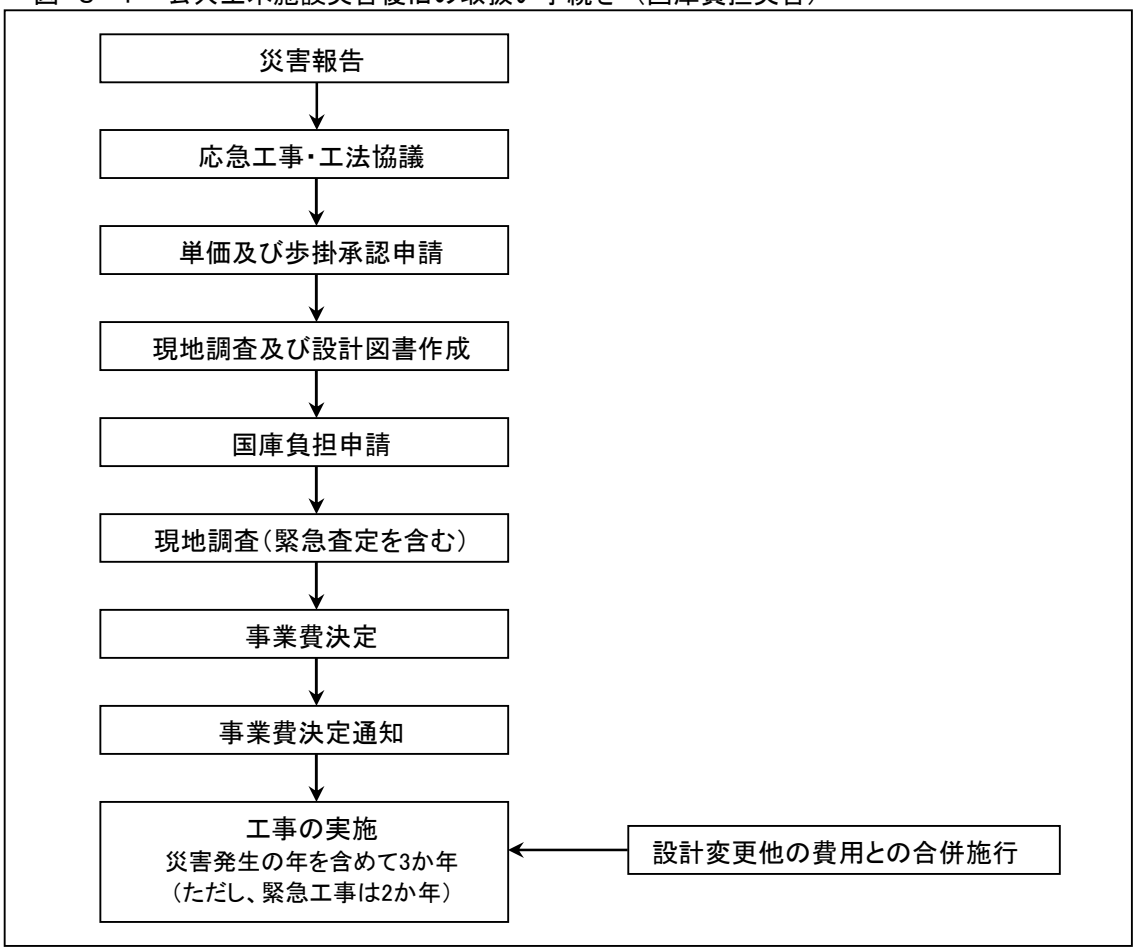

イ　権限代行制度

国〔国土交通省〕は、町が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町から要請があり、かつ本町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、本町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は町が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、本県又は町から要請があり、かつ本県又は町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を本県又は町に代わって行うことが適当と認められるときは、

その事務の遂行に支障のない範囲内で、本県又は町に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

ウ　小災害

前記ア以外の小災害で、将来再び被害の原因となると認められるものは、町単事業として災害復旧を速やかに実施する。また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業費は、町長、県知事の報告、資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される。

（１）　法律に基づき一部負担又は補助するもの

国は、法律又は予算の範囲内において、災害復旧事業の全部又は一部を、負担又は補助する。財政援助根拠法令及びその対象となる事業は、表 3-2のとおりである。

表 3-2　財政援助根拠法令と対象となる事業

根拠法令	対象となる事業
①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、道路、下水道等法令で定める公共土木施設の災害復旧事業
②公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校の建物、建物以外の工作物、土地及び設備の災害復旧事業
③公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
④土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業
⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に係る費用
⑦予防接種法	臨時に行う予防接種
⑧農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の災害復旧事業
⑨都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市災害復旧（予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する）

（２）　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しい激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合には、町は災害と状況を速やかに調査し実状を把握して早期に激甚災

害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害に係る財政援助措置の対象となる事業については、「第３章　第３節　激甚災害の指定」を参照のこと。

４　災害復旧資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる。

（１）　災害復旧経費の資金需要額の把握

（２）　歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期す。

（３）　普通交付税の繰上交付及び特別交付を国に要請する。

（４）　一時借入金及び起債の前借り等により災害関係経費を確保する。

第３　復興事業の実施

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に係わる復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体問の連携、国との連携、広域調整）を行う。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課、その他関係各課

１　震災復興本部の設置

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする震災復興本部を設置する。

また、震災復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて県職員の派遣を要請する。

２　震災復興計画の策定

（１）　震災復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員で構成される「（仮称）震災復興検討委員会」を設置し、震災復興方針を策定する。

震災復興方針を策定した場合は、その内容を町民に公表する。

（２）　震災復興計画の策定

震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、町は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

３　震災復興事業の実施

（１）　市街地復興計画のための行政上の手続きの実施

ア　建築基準法第84条建築制限区域の指定

町は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

イ　被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

（２）　震災復興事業の実施

町は、震災復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を実施する。

（３）　復興手続きの検討

町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続きについて検討を行う。

第２節　民生安定のための措置

大規模な地震により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そこで、地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

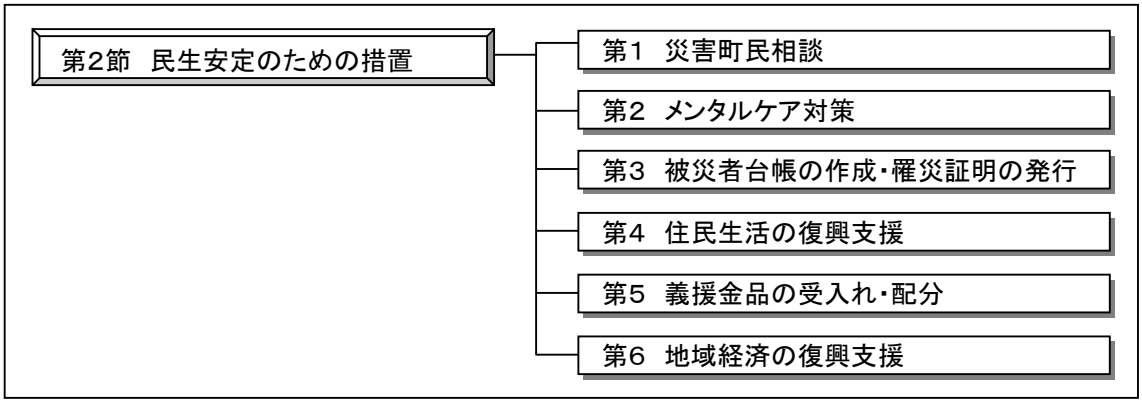

第１　災害町民相談

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できる総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図る。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課、町民課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、その他関係機関

１　町民相談室の開設

被災者は､被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するため、町は「(仮称）町民相談室」を開設する。

町民相談室では、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等、柔軟に対応する。

（１）　各種手続きの総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

（２）　各専門分野での相談

ア　医療、保健（精神保健含む)、福祉、住宅に関する相談を受ける。

イ　相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、専門家の派遣を要請する。また、ライフライン関係者もスタッフに加える。

（３）　法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

（４）　情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報紙等を通じ、情報を提供する。

（５）　その他

ア　必要に応じて避難所の巡回相談を行う。

イ　要配慮者に対応する専任職員を配置する。

２　尋ね人相談

（１）　相談窓口の開設

ア　正確な情報の把握

災害発生直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、町民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集する。

イ　町民からの相談対応

収集した被災者に関する情報を整理し、尋ね人に関する「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を「町民相談室」に移設する。

（２）　情報の提供

ア　新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用

イ　臨時広報等の発行、避難所等への掲示

ウ　ホームページの活用

エ　東日本電信電話（株）の「災害用伝言ダイヤル（171）」の活用

オ　「彩の国災害時用伝言板ネットワークシステム」の活用

第２　メンタルケア対策

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることが予想される。

そこで、被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずる。

実施担当	健康支援課
防災関係機関	幸手保健所、杉戸町医師会、杉戸町歯科医師会、杉戸町薬剤師会、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）

１　被災者のメンタルケア

（１）　被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

ア　呆然自失、無感情、無表情な状態反応

イ　耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応

ウ　現実否認による精神麻痺状態

エ　家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀

オ　被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（ＰＴＳＤ）

カ　心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

（２）　メンタルケア

前記（１）の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずる。

ア　精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談

イ　幸手保健所等による精神保健相談

ウ　小・中学校での子供への精神的カウンセリング

エ　専門施設での相談電話の開設

オ　情報広報紙の発行による、被災者への情報提供

カ　避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

２　災害対策要員のメンタルケア

災害対策要員は、精神的にも肉体的にも過度の疲労を抱えることになる。職員の心身の健康維持のため、ストレス軽減対策を図る。

第３　被災者台帳の作成・罹災証明の発行

町長は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による家屋等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、家屋等の程度を調査し、被災者に罹災証明書を発行するものとする。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、税務課、建築課、その他関係各課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、農業協同組合（ＪＡ）、商工会等商工業関係団体

１　家屋等被害調査

町は、町域全体を対象として、棟単位で被害状況調査を実施し、その個別調査結果をもとに、罹災台帳（罹災者調査票）を作成する。

調査に際して、火災による被災については、埼玉東部消防組合、農業・商業にかかる被災については農業協同組合（ＪＡ）及び商工会等商工業関係団体と連携して行うとともにまた、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

２　応援要請

被災の程度により、町職員のみでは人員が不足すると予想されるときは、県に対して応援要請を依頼する。

３　罹災証明を行う者

罹災証明は、町長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、税務課が担当する。

ただし、火災による罹災証明は、埼玉東部消防組合が行う。

４　罹災証明書の発行

罹災証明は、被災者の申請に基づき、罹災台帳で確認することによって発行する（資料編　様式２６、２７）。

罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに必要な場合は再調査の上客観的に判断する。

５　罹災証明の範囲

罹災証明で証明する範囲は、災対法第２条第１号に規定する災害で、表 3-3の被害とする。

表 3-3　罹災証明の範囲

人的被害	死亡、行方不明、負傷
物的被害	全壊又は全焼、流出、半壊又は半焼、床上浸水、床下浸水、一部破損、 その他の物的被害

６　証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

７　罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

税務課は、罹災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。

特に、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査は混同されやすいため、その違いを正確に被災者へ伝達することに留意する必要がある。

また、罹災証明書に関する相談窓口を町庁舎に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

８　被災者台帳の作成

被災者台帳で記載する内容は次のとおりとする。

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
カ　援護の実施の状況・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
キ　その他（内閣府令で定める事項）

９　被災者台帳の利用

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

10　被災者支援業務の標準化

町は、県及び関係団体と連携して、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

第４　住民生活の復興支援

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また、災害によって家族が死亡したり、負傷したり、あるいは住宅や家財を失ったりした場合に、また職場や生産施設等に被害を受けた住民が速やかに生活復興できるよう、住宅の再建、補修、仕事のあっせん、失業給付や租税の徴収に係る特例措置等を行い、住民とともに早期の生活復興を図る。

実施担当	税務課、産業振興課、福祉課、子育て支援課、会計課、その他関係各課
防災関係機関	関東財務局、関東経済産業局、埼玉労働局（春日部労働基準監督署）、日本郵便(株)、金融機関

１　災害弔慰金等の支給（表 3-4～表 3-6）

災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金である。

町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

表 3-4　災害弔慰金の支給

対象災害	①県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む） 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	①生計維持者が死亡した場合　　500万円以内 ②①以外の場合　　250万円以内
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

表 3-5　災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者とする。
支給額	①生計維持者　250万円　　②①以外の場合　125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

表　３－６　災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象者とならない。 ①世帯員が1人　220万円 ②世帯員が2人　430万円 ③世帯員が3人　620万円 ④世帯員が4人　730万円 ⑤世帯員が5人以上　730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	①療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ②住居の全壊、半壊又は家財の被害の価格が時価の1/3以上の損害
貸付金額	①世帯主の1か月以上の負傷　限度額　150万円 ②家財の1/3以上の損害　〃　150万円 ③住居の半壊　〃　170（250）万円 ④住居の全壊　〃　250（350）万円 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失　〃　350万円 ⑥①と②が重複　〃　250万円 ⑦①と③が重複　〃　270（350）万円 ⑧①と④が重複　〃　350万円 ※（　）は特別の事情がある場合の額
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間
利率	年３%以内で町の条例により決定。ただし据置期間は無利子
費用	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

２　災害援護資金の貸付

災害によって被害を受けた低所得者の速やかな自立更生を目的に、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度によって、民生委員児童委員、町の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を行う。

（１）　生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自立更正させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員児童委員、町の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う（表 3-7、表 3-8）。

表 3-7　生活福祉資金貸付制度に基づく住宅の補修等に必要な経費

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内
	利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年12月

表 3-8　生活福祉資金貸付制度に基づく災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内
	利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年12月

（２）　資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金及び住宅資金は、借入者の自立更生を推進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸し付けることができる。

また、被害の状況によって据置期間を2年以内の期間で延長することができる。

なお、この資金は他の資金から借入れることができない者に対し貸し付けるものである。

３　災害見舞金等の支給

杉戸町災害見舞金等支給条例に基づき、町民が災害により被害を受けたとき、町民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、被災者又はその遺族等に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。

町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

表 ３-９　災害見舞金等の概要

対象災害	火災及び風水害、地震その他の自然災害
支給対象	災害発生時に本町において、住民基本台帳法の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者
見舞金等の種類	①災害見舞金　町民が災害により現に居住する住居に被害を受けたとき ②災害死亡弔慰金　町民が災害により死亡したとき ③災害負傷見舞金　町民が災害により負傷したとき
支給対象者	災害により被害を受けた町民 ただし、災害死亡弔慰金を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者
支給額	①住宅の全焼、全壊又は流失　1世帯につき　100,000円 ②住宅の半焼又は半壊　1世帯につき　50,000円 ③住宅の床上浸水等　1世帯につき　20,000円 ④死亡者　1人につき　100,000円 ⑤重傷者　1人につき　30,000円

４　被災者生活再建支援制度

（１）　制度の概要（表 ３-１０）

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成11年度から制度化されたが、平成19年度に住宅再建方法に応じて定額で支給する基礎支援金、加算支援金制度が創設された。

なお、県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託している。

表 ３-１０　被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害：暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

<table>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの
①住宅が全壊した世帯
②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③災害が継続し、住宅に居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
⑤　中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※　全壊：損害割合50%以上
半壊：損害割合20%以上50%未満
大規模半壊：損害割合40%以上50%未満
中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</td></tr>
<tr><td>支援金の内容</td><td>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額
ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td colspan="3">100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
＜全壊等＞
<table>
<tr><td>住宅の
再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
＜中規模半壊＞
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</td></tr>
<tr><td>申請窓口</td><td>市町村</td></tr>
<tr><td>申請時の
添付書類</td><td>①基礎支援金：罹災証明書、住民票　等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等</td></tr>
<tr><td>申請期間</td><td>①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内</td></tr>
<tr><td>基金と国の
補助</td><td>○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円）。
○基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助。</td></tr>
</table>

市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

（２）　支援金の支給（図 3-2）

税務課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

図 3-2　支援金の支給手続き

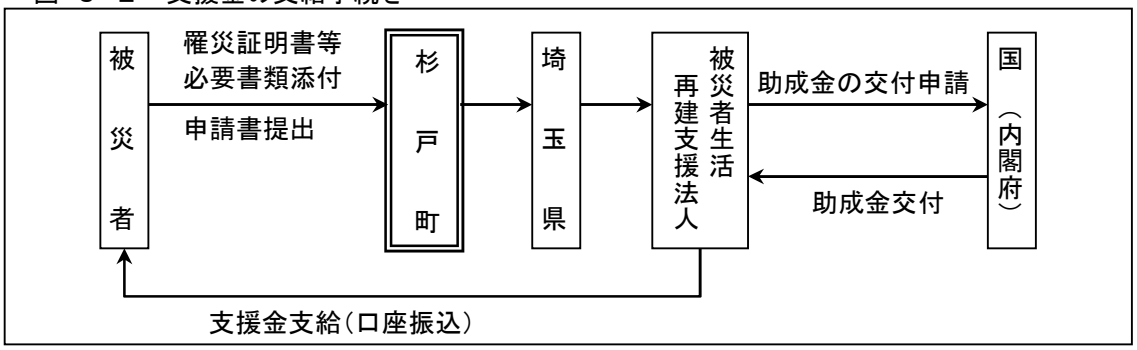

５　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関らず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年４月１日以降に発生した自然災害から適用する。ただし、半壊特別給付金については令和２年４月１日以降に発生した自然災害から適用する。

表　３－１１　埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱
第2条第1項（2）ア～エで定めるもの
①住宅が全壊した世帯
②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>町</td><td>①住宅の被害認定
②罹災証明書等必要書類の発行
③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</td></tr>
<tr><td>県</td><td>①被害状況のとりまとめ
②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定
③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付
④被災世帯主へ支援金の支給
⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求
⑥申請期間の延長決定</td></tr>
</table>

表　３－１２　埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	50万円 （※世帯人数が1人の場合は、37万5千円）
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

※支給手続きは、埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

図　３－３　埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続き

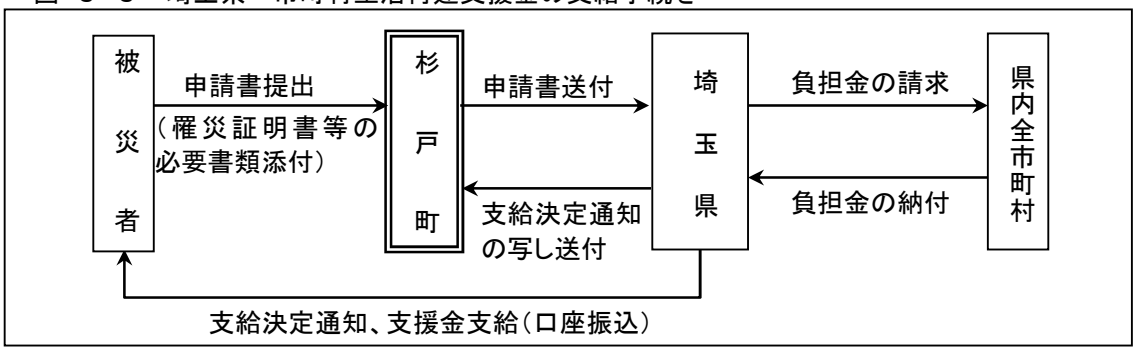

表　３－１３　埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、町又は県が提供し、又はあっせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ①全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由。
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
町	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

図　３－４　埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続き

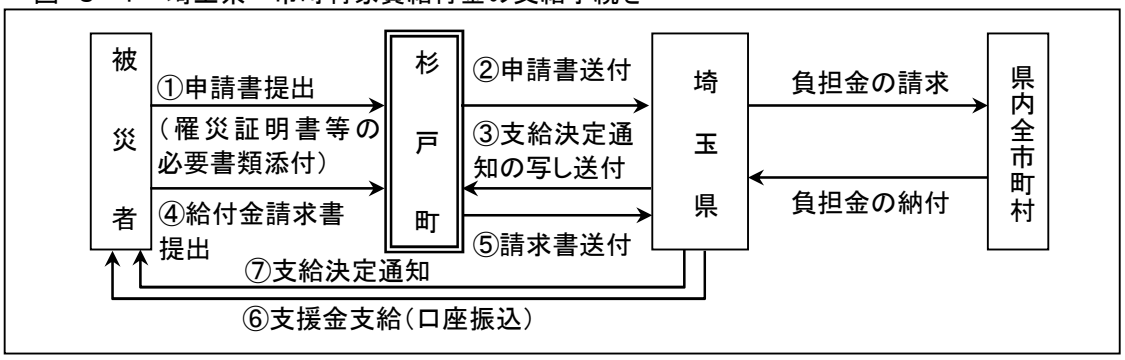

表　３－１４　埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 （要請市町村）	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受け入れ
被災市町村以外の市町村 （派遣市町村）	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 （総括部、支部）	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

図　３－５　埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続き

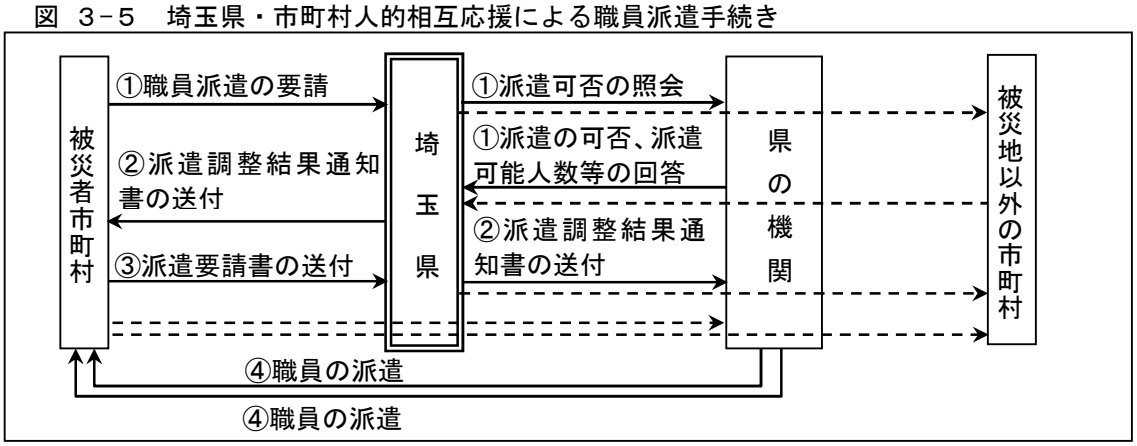

６　住宅復興資金

（１）　災害復興住宅融資（表 ３-１５、表 ３-１６）

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

表 ３-１５　建設資金融資

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	①建設資金（基本融資額）　1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額）　450万円以下 ③土地取得資金（基本融資額）　970万円以下 ④整地資金（基本融資額）　390万円以下
利率	基本融資額年1.20%、特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内、木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要）。
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

表 ３-１６　補修資金融資

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、罹災証明書（罹災の程度は問わない）を交付されている者。 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	①補修資金　640万円以下 ②引方移転資金・整地資金　390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要）。

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

（２）　町の措置

ア　災害復興住宅資金

町は、県及び関係団体と連携して、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調

査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの推進を図るように努める。

イ　災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね10戸以上となった場合は、町長は、罹災者の希望により災害の実態を調査した上で、罹災者に対する貸付金の融資を住宅金融公庫に申出るとともに、罹災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込み希望者に対しての借入れ指導を行う。

７　職業のあっせん

町は、災害により離職を余儀なくされた罹災者に対する職業のあっせんについて、離職者の状況を把握し、埼玉労働局（春日部公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施を埼玉労働局（春日部公共職業安定所）に要請する。

（１）　公共職業安定所による職業のあっせん

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を推進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、表 3-１７に示す措置を講ずるものとする。

表 3-１７　公共職業安定所の措置

○被災者のための臨時職業相談窓口の設置 ○公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施 ○職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

（２）　雇用保険の失業等給付に関する措置

ア　証明書による失業の認定

被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、求職者給付を支給する。

イ　激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給

激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給被災地域を管轄する職業安定所の長は、地震災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保健の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして求職者給付を支給するものとする。

（３）　被災事業主に関する対策

被害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除、又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

（４）　災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続きを速やかに行う。

８　租税の徴収猶予及び減免等

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告・申請・請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日等の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

９　生活の保護

被災者の生活保護のため、低所得者に対し、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査し、困窮の程度に応じて最低生活を保障する措置をとる。

１０　郵便関係の援護対策

郵便関係では、被害状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策（表 3-１８）を行うため、県本部を通して依頼する。

表　３－１８　郵便関係の援護対策

郵便関係	①郵便はがき等の無償交付 　災害救助法が発動された場合、被災１世帯当たり、郵便はがき５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付を行う。 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ③被災地宛て救助用郵便物の料金免除 　地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする郵便及び救助用、又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。
預金関係	以下の事項につき、町内の金融機関（ゆうちょ銀行を含む）と協議して実施する。 ①被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための振替の料金免除 　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための振替の料金免除を実施する。 ②預金業務の非常取扱い 　取扱い金融機関、取扱い預金の範囲を指定して、非常払渡し等非常取扱いを実施する。
簡易保険（かんぽ）関係	①簡易保険（かんぽ）業務の非常取扱い 　取扱い局、取扱い機関、取扱い事務の範囲を指定して、保険料及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。

第５　義援金品の受入れ・配分

町は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入体制を確保する。

また、配分委員会を組織して十分に協議の上、配分計画を定める。

実施担当	管財契約課、税務課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、産業振興課、会計課
防災関係機関	日本赤十字社埼玉県支部

１　受付窓口の開設

町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行に災害対策本部名義の預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

２　義援金品の受入れの周知

町は義援金品の受入れについて、一般への周知が必要と認められる場合は、県災害対策本部、日本赤十字社埼玉県支部及び報道機関等を通し、次の事項を公表する。

表 ３-１９　義援金品の受入れの周知

①受入窓口 ・振込指定された銀行口座 ・受入窓口（町、町社会福祉協議会、日赤杉戸町地区）の開設 ・送付先 ②受入れを希望する物資及び希望しない物資のリスト

３　義援金品の受入れ・保管

（１）　受入要員を確保する。

（２）　輸送、保管に適した義援品はあらかじめ定めておいた保管場所（すぎとピア）に保管する。

（３）　義援金については、寄託者へ受領書を発行する（資料編　様式２３）。

４　義援金品の配分

（１）　義援金の配分（義援金募集配分委員会）

義援金の配分については、（仮称）義援金募集配分委員会を設置し、配分率及び配分方法を決定し、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

（２）　義援物資の配分

義援物資については、生活物資班の責任において適宜配分する。

（３）　配分の時期

配分はできる限り受付から引継ぎを受けた都度行うことを原則とする。義援金品が少量・少額のときは、腐敗・変質のおそれがある物質を除き、一定量に達したときに行う。

５　義援金品の管理

義援金及び救援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理する。

（１）　金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理し、現金出納簿により出納の状況を記録し管理する。

なお、預金に伴う利子収入は義援金に含めて扱うものとする。

（２）　てん末の記録

義援金品の募集配分機関は義援金品受払簿を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

６　費用

義援金品の募集、配分等はできるだけ無料奉仕によるものとするが、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当し、経費の証拠記録を整備保管する。

第６　地域経済の復興支援

災害により被害を受けた農業、中小企業の復興を推進し、生産力の維持増進と経営の安定を図る。

実施担当	産業振興課
防災関係機関	埼玉県春日部農林振興センター、関東財務局、関東農政局、関東経済産業局、農業協同組合（ＪＡ）、商工会等商工業関係団体、金融機関

１　農業の復旧

災害により被害を受けた農業者又は団体に対し、復旧を推進し、農業の生産の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、自作農維持資金融資法等により融資及び補助金の活用を図る。

（１）　天災融資法に基づく資金融資

表　３−２０　天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資期間	農業協同組合（JA）、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

（２）埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条に基づく資金融資

表　３−２１　埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼育・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金・ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用資材製造施

	設・作業場の復旧に必要な資金
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	被害農業者6年以内（据置1年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は被害農業者500万円のいずれか低い額
融資期間	農業協同組合（JA）
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	町長の被害認定を受けたもの

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

（３）　農業災害の補償等

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済会の支払いができるように措置する。

表 3-２２　農業災害補償

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済・事業対象物	農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

２　中小企業の復興

被災した中小企業の再建を推進するために、銀行等の一般金融機関及び日本政策金融公庫等の政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、町は次の措置を実施し、県・国に対しても要望する。

（１）　資金需要の把握

あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

また、災害発生時には、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需用について速やかに把握する。

（２）　資金貸付の簡易、迅速化、条件の緩和等

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易・迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

また、県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し、資金の円滑化を図る。

（３）　中小企業者に対する金融制度の周知

町は、中小企業関係団体等を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

表　３－２３　経営安定資金（災害復旧関連）

融資対象		県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ①原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと。 ②保証対象業種に属する事業を営むものであること。 ③経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること。
融資限度額		設備資金5,000万円（組合の場合　1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合　6,000万円）
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内　運転資金7年以内
	利率	大臣指定等貸付　年1.0%以内（令和2年度） 県知事指定等貸付　年1.1%以内（　〃　）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
	保証人	個人　原則として不要 法人　原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法		元金均等月賦償還　据置期間2年以内
申込受付場所		中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

第３節　激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という）は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

特に、町域に大規模な災害が発生した場合、町として迅速かつ適切な災害復旧事業を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが重要である。

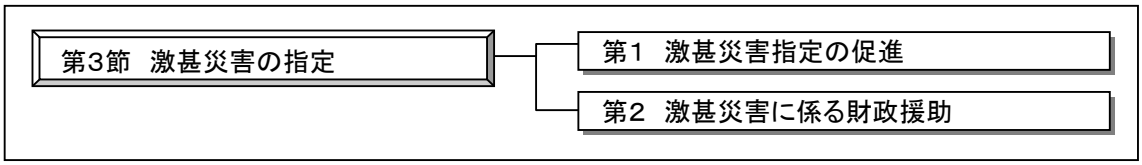

第１　激甚災害指定の推進

激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続きについて、以下のように定める。

実施担当	危機管理課、その他関係各課

１　激甚災害指定の手続き（図 3-6）

町長は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況、及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告し、県知事は、内閣総理大臣に報告することとされている（災対法第53条）。

内閣総理大臣は、これを受けて、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定し、その災害に対して採るべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置が採られることとなる。

図 ３－６　激甚災害指定の流れ

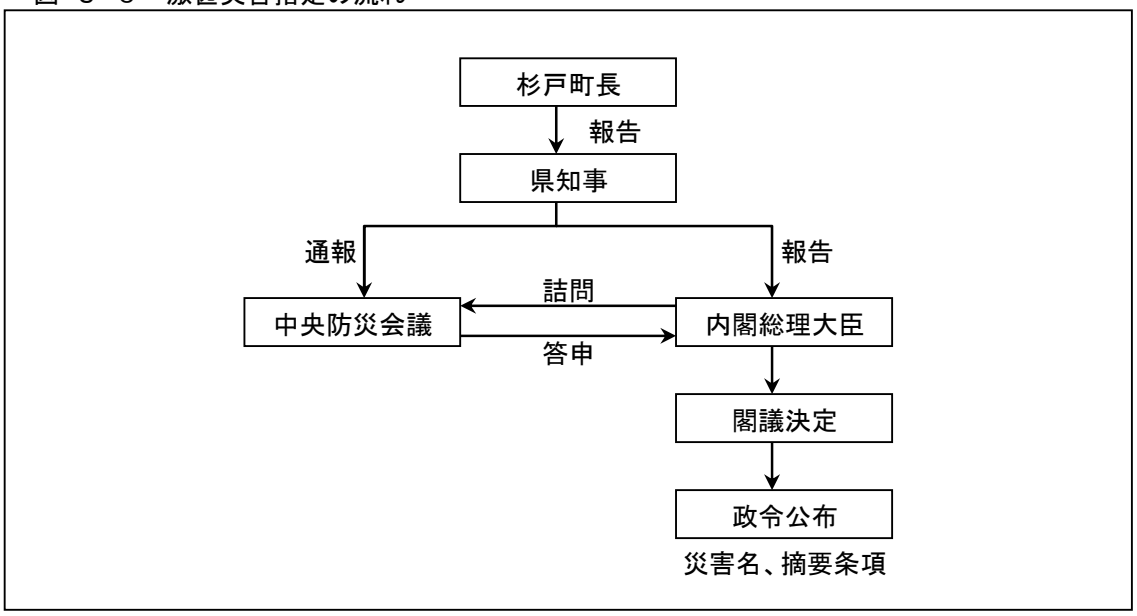

２　激甚災害に関する被害状況等の報告

（１）　県知事への報告

町長は、町域内に災害が発生した場合は法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を県知事へ報告する。

（２）　報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

表 ３－２４　報告事項

○災害の原因
○災害が発生した日時
○災害が発生した場所又は地域
○被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
○災害に対してとられた措置
○その他必要な事項

第２　激甚災害に係る財政援助

激甚災害の指定を受けた場合、町長は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出する。

実施担当	危機管理課、その他関係各課

１　激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に係る財政援助措置の対象は、表 ３-２５～表 ３-２８のとおりである。

表 ３-２５　公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助（激甚法第3条、同法施行令第2～3条）

①公共土木施設災害復旧事業	公共土木負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
②公共土木施設災害関連事業	前項①と合併施行する同法施行令第１条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担が2／3未満のもの（道路、砂防を除く）
③公立学校施設災害復旧事業	公立学校負担法の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
④公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条第2項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設、又は補修に関する事業
⑤生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業
⑥児童福祉施設復旧事業	児童福祉法第35条第2～4項の規定により設置された施設の災害復旧事業
⑦老人福祉施設復旧事業	老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
⑧身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項の規定により、県又は町が設置した施設の災害復旧事業
⑨障害者支援施設等災害復旧事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は町が設置した施設の災害復旧事業
⑩女性保護施設災害復旧事業	売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
⑪感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）
⑫感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業及び同法第57条の規定により市町村長が行う感染症予防事業

⑬堆積土砂排除事業	a. 公共施設の区域内の排除事業 　激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。 b. 公共的施設区域外の排除事業 　激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの、又は町長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業。
⑭たん水排除事業	激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が、引き続き1週間以上に渡り30ヘクタール以上に達するものの排除事業で町が施行するもの。

表　３－２６　農林水産業に関する特別の助成

①農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置	その年に発生した激甚災害の災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業は暫定措置法（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。
②農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を3万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大した。
③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1施設の工事費用が13万円以上のものに要する費用につき都道府県が10分の9以上を補助する場合には、国が補助する。
④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置	a. 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額について 600万円、償還期限は政令で定める経営資金について、7年以内とする。 b. 政令で定める地域において被害を受けた農業共同組合等又は農業共同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額は農業協同組合（JA）等は5,000万円、農業協同組合（JA）連合会については7,500万円とする。
⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	林業用施設の区域において、堆積泥土等の量が10,000立方メートル以上である林業用施設の区域とする。
⑥土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、１週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所を対象とする。

表　３－２７　中小企業に関する特別の助成

①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
a. 激甚災害の災害救助法適用地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。
b. 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80。
c. 保証料率を2／3に引き下げる。
②小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期限の特例
③事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
④中小企業者に対する資金の融通に関する特例
商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸し付ける。また、閣議決定により、中小企業金融公庫及び国民金融公庫においても低利融資を行う。

表　３－２８　その他財政援助及び助成

①公立社会教育施設災害復旧事業の補助
激甚法第3条第1項の町が設置する公民館、体育館、運動場、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設でその災害の復旧に要する経費の額が1施設ごとに20万円以上が対象。
②私立学校施設災害復旧事業に対する補助
③日本私学振興財団の業務の特例
④町が施行する感染症予防事業に関する特例
⑤母子福祉資金に関する国の貸付の特例
⑥水防資材費の補助の特例
当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域（補助率2／3）
⑦罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
⑧産業労働者住宅建設資金融通の特例
⑨公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
⑩雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業保険の支給

２　局地激甚災害に係る財政援助措置の対象

局地激甚災害に係る財政援助措置の対象は、表 ３-２９のとおりである。

表 ３-２９　局地激甚災害に係る財政援助の対象

①公共施設災害関係 災害に係る公共施設災害普及事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までにかかげる事業をいう）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の1倍を超える災害。ただし、該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ②農地、農業用施設等災害関係 農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ③中小企業施設災害関係 中小企業関係被害額が当該年度の中小企業所得推定額の10%をこえる市町村（当該経費の額が１千万円未満のものを除く）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

震 災 編

第４章　火山噴火降灰対策計画

第４章　火山噴火降灰対策計画

第１節　火山噴火降灰の概況

町内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、最大で約２～10cmの堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で２cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明３年（1783年）の大噴火において、県北西部にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1節　火山噴火降灰の概況
第1　富士山が噴火した場合
第2　その他近隣の火山

第１　富士山が噴火した場合

本町内は、２cm未満の降灰の可能性がある。

図　４－１　富士山の降灰の可能性マップ

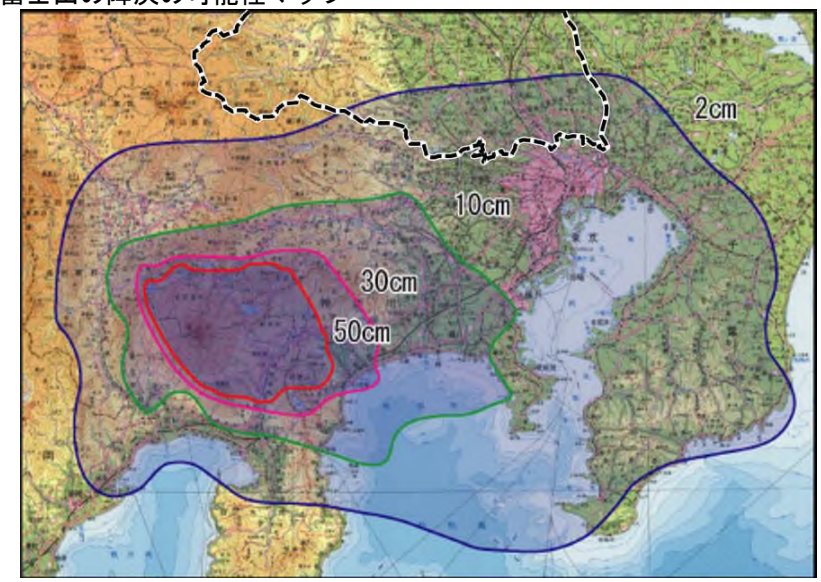

資料：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

第２　その他近隣の火山

浅間山、草津白根山などが噴火した場合にも、状況によっては降灰の可能性が考えられる。

表　４－１　降灰及び火山灰の解説

降灰

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

火山灰の特徴

○粒子の直径が2mm より小さな噴出物（2～0.063mm を砂、0.063mm 未満をシルトと細分することもある）
○マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
○亜硫酸ガス（SO2）、硫化水素（H2S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
○水に濡れると硫酸イオン等が溶出
○乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
○硫酸イオンは金属腐食の要因
○溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
○火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 1,000℃と低い
○粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
　苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
　珪長質（シリカに富む）マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

資料：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

第２節　予防・事前対策

富士山及び浅間山の噴火が町民の生活等に与える影響を最小限にするため、火山噴火に関する知識の普及を図るとともに、事前対策の検討や、食料等の備蓄を推進する。

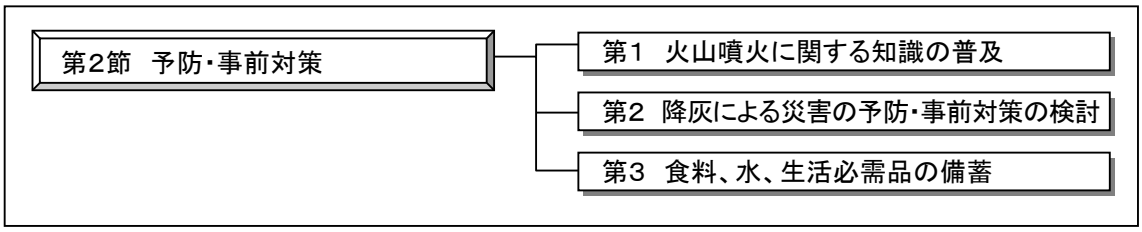

第１　火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及・啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、福祉課、子育て支援課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　噴火警報・予報、降灰予報

（１）　噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

（２）　噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第４条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

表　４－２　埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

表　４－３　噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（キーワード）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5（避難）
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル4（避難準備）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3（入山規制）
	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2（火口周辺規制）
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1（活火山であることに留意）

表　４－４　噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（警戒事項等）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域厳重警戒
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意

（３）　噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

（４）　火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（５）　噴火予報

気象庁が、火山活動が静穏な状態である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

（６）　降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

ア　降灰予報（定時）

- 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表
- 18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ　降灰予報（速報）

- 噴火が発生した火山※１に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10分程度で発表
- 噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

※１　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

ウ　降灰予報（詳細）

- 噴火が発生した火山※２に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後２０～３０分程度で発表
- 噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

※２　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

（７）　火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

（８）　火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

２　町及び県が行う火山噴火に関する知識の普及

町は、県と協力し、次の事項について町民への普及・啓発に努める。

表　４－４　町民への普及啓発事項

①火山現象や前兆現象に関する知識
②火山情報の種類と発表基準
③降灰予想や備蓄品目、噴火時にとるべき行動等
（マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品）

第２　降灰による災害の予防・事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、管財契約課、税務課、上下水道課、杉戸町消防団
防災関係機関	埼玉県利根地域振興センター、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、埼玉県杉戸県土整備事務所、関東総合通信局、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド(株)春日部支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部、ＮＨＫさいたま放送局、(株）テレビ埼玉、(株）エフエムナックファイブ、(一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

降灰によって生じることが想定される健康被害、空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農作物等への被害、上下水道施設等への影響、降灰処理について、予防・事前対策を検討する。

第３　食料、水、生活必需品の備蓄

Ｐ１６９　「震災編　第２章 第５節 救援・救護活動」を準用する。

第３節　応急対策

町は、富士山等の噴火により町内で降灰が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、関係機関の協力を得て、以下の応急対策を実施し、町民の安心・安全な生活を確保する。

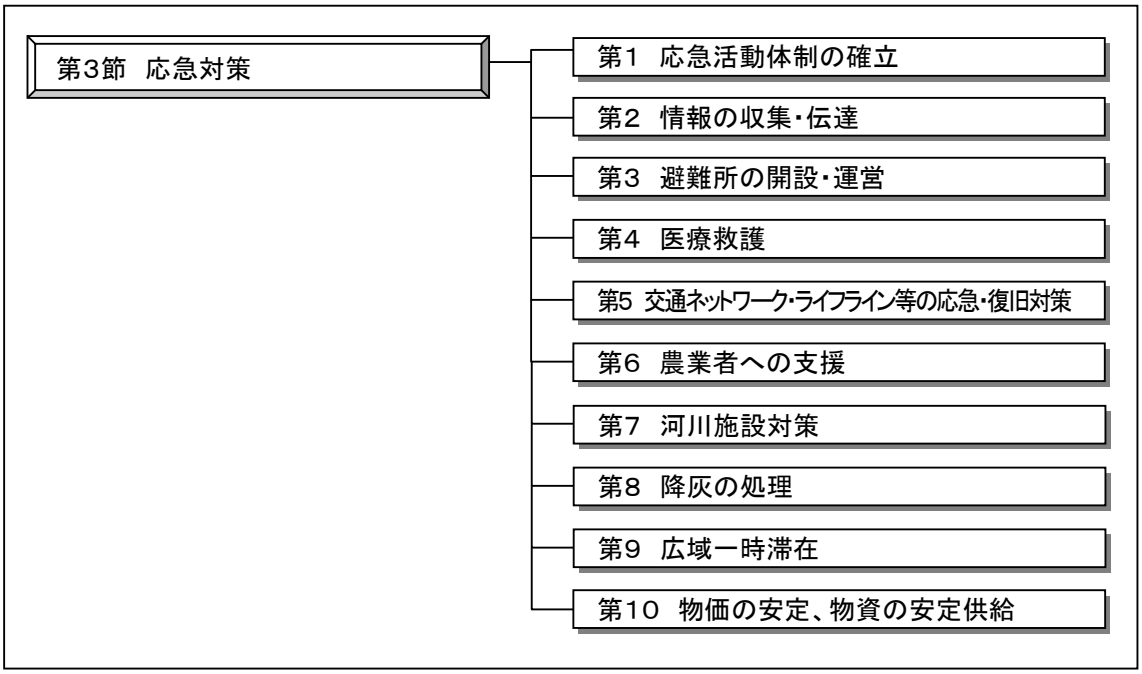

第１　応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、防災機関及び県などの協力を得て災害応急対策を実施する。

実施担当	関係各課

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

第２　情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課、管財契約課、税務課
防災関係機関	埼玉県利根地域振興センター、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、埼玉県杉戸県土整備事務所、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東総合通信局、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、（一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

１　降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは町内に降灰があったときは、町は県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を町民等へ周知する。発信手段は、Ｐ１２８　「震災編　第２章 第２節 情報収集・伝達」を準用する。災害オペレーション支援システムで取得する情報は次のとおりとする。

表 ４−５　災害オペレーション支援システムで取得する情報

①噴火警報・予報
②火山の状況に関する解説情報
③噴火に関する火山観測報
④火山に関するお知らせ

２　降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおり。

表 ４−６　降灰調査項目

①降灰の有無・堆積の状況
②時刻・降灰の強さ
③構成粒子の大きさ
④構成粒子の種類・特徴等
⑤堆積物の採取

⑥写真撮影
⑦降灰量・降灰の厚さ
⑧構成粒子の大きさ

３　降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、町民に発信する。町民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、防災行政無線、エリアメール、ＳＮＳ、データ放送など）も活用する。

表　4－7　町民のとるべき行動

（行動例）
○外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。
※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してからは作動させる。

第３　避難所の開設・運営

Ｐ１８１　「震災編　第２章 第５節 第４ 避難所の開設・運営」を準用する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

第４　医療救護

Ｐ１７２　「震災編　第２章 第５節 第２ 医療救護」を準用する。

第５　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

Ｐ２３１　「震災編　第2章 第８節 都市施設の応急対策」を準用する。

表 ４-８　他県における被害の例

電気設備	・降灰の荷重により、電線が切れる。 ・雨を含んだ火山灰が付着した碍子（がいし）の絶縁不良によってショートする。
上水道	・火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
道路	・降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道	・分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

なお、道路への降灰により、通行障害や道路上の降灰の処分地確保が必要になることも考えられることから、必要に応じて以下の取組を実施する。

１　交通規制の検討と実施

交通事故等の恐れがある場合は、交通管理者と連携し通行規制を実施する。

２　降灰除去の実施

町内業者（路面清掃車、散水車保有業者）に降灰の除去を依頼する。また、平時から路面清掃車等の保有状況を把握するとともに、処理能力の不足が見込まれる場合は、国土交通省や県に応援要請を行う。

なお、効果的な降灰除去を行えるよう優先路線の考え方などを整理しておくものとし、降灰処分候補地においても事前検討を行い道路の降灰仮置き場の確保に努めるものとする。

第６　農業者への支援

降灰による農作物や被覆施設等の被害については、以下のように定める。

実施担当	産業振興課
防災関係機関	埼玉県春日部農林振興センター、関東財務局、関東農政局、関東経済産業局、農業協同組合（ＪＡ）、商工会等商工業関係団体、金融機関

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するよう町は県と協力し、支援する。

また、火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

第７　河川施設対策

降灰の堆積により、河川の流下能力の低下や水門・排水機場等の設備関係について不具合が生じる可能性がある。河川や河川施設等については、以下のように定める。

実施担当	都市施設整備課
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東地方整備局

１　河川への降灰影響調査

降灰後速やかに流下能力が低下している箇所がないか調査を実施する。

調査の結果、流下能力が低下している箇所を発見した場合は、気象状況等を踏まえ速やかに撤去の要請を行う。

２　河川管理設備の動作確認

水門、排水機場等の設備関係については清掃を行い、動作確認を実施する。

第８　降灰の処理

降灰の処理については、以下のとおりとする。なお、宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。

実施担当	環境課、都市施設整備課
防災関係機関	埼玉県東部環境管理事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所

１　火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には各道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

２　降灰の収集

町は、家庭から排出された灰の回収を実施する。また、住民に対する排出方法を周知する。

なお、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

また、町は火山灰の処分場所を事前に選定する。

第９　広域一時滞在

Ｐ１４６　「震災編　第２章 第３節 応援要請・要員確保」を準用する。

第１０　物価の安定、物資の安定供給

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、町民や事業者に冷静な行動を求める。

実施担当	関係各課
防災関係機関	商工会等商工業関係団体、その他関係機関

町は県と連携し、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

震 災 編

第５章　最悪事態（シビアコンディション）への対応計画

第５章　最悪事態（シビアコンディション）への対応計画

第１節　最悪事態（シビアコンディション）への対応

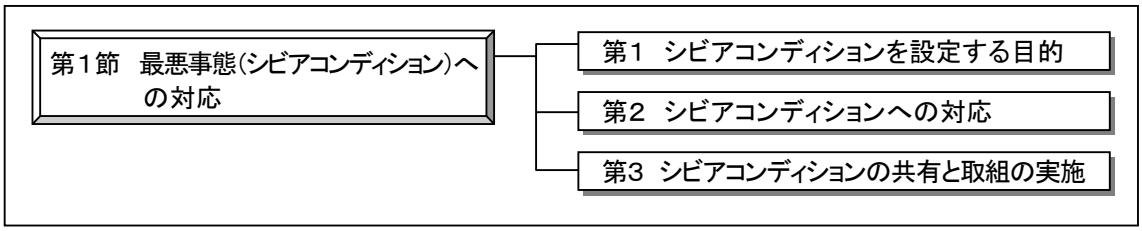

第１　シビアコンディションを設定する目的

実施担当	関係各課

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、町及び県等の防災対策は、比較的局地的な地震を想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第２　シビアコンディションへの対応

実施担当	関係各課

震災編の第１章から第４章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。

また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、そのうえで生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守るうえで有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第３　シビアコンディションの共有と取組の実施

実施担当	関係各課

町は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を着実に進めながら、そのうえで、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や町民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることよって、なんとしても町民の命を守ることが重要である。

①命を守るのは「自分」が基本～大震災では家具が凶器になります～	
シビアな状況	町や県、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れていますが、阪神・淡路大震災で亡くなった方の８割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われています。 震度６弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。 新たな被害想定調査では、茨城県南部地震により町内に80人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では３万人以上の重傷者が発生する見込みです。緊急医療の収容能力や輸送能力を考えると、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。 町民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。 そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。
課題	○家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。 ○室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。
対策の方向性	○家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。 ○家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 ○地震に備えた防災総点検を行う。

②支援者の犠牲はあってはならない	
シビアな状況	総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。 阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。 大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員児童委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。 しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。 「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要です。
課題	○発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。 ○現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。
対策の方向性	○救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。 ○支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 ○必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。 ○防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③火災から命を守る	
シビアな状況	関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15ｍの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800ｍの速さで延焼していきました。 延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。 関東大震災では100か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。 一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約１万６千人、建物倒壊と合わせ最大約２万３千人の死者とされています。 シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、大規模な延焼火災に至ることです。 また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱い施設や毒劇物取扱い施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、町民への被害が多大になります。
課題	○消防機関に頼らない初期消火を確実に行い、火災を拡大させない。 ○消防機関の現場到達を早める。 ○火災から逃げ遅れる人をなくす。
対策の方向性	○自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。 ○安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。 ○被害や危険地域の正確な把握と、町民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。 ○道路啓開や交通規制を行うため県警、町、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

④首都圏長期大停電と燃料枯渇	
シビアな状況	東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。 発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要しました。 これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければなりません。 大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます。 公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。 製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し町災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響が出ます。
課題	○災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。 ○電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。 ○首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。
対策の方向性	○災害対策本部が設置される町役場庁舎等には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。 ○災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。 ○非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。 ○ライフライン事業による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。 ○県外からの避難者の受入れについて、県と連携を図り、実効性のある避難者支援に努める。

⑤その時、道路は通れない	
シビアな状況	国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。 走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。 各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。 一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。 また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。 レッカー車の不足及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。 鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。 これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。
課題	○被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。 ○緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。 ○道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。
対策の方向性	○都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。 ○災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。 ○既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥デマやチェーンメールは新たな災害	
シビアな状況	東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。 その中で、SNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。 しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。 これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渇望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。 東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。 デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。 「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。
課題	○情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。 ○政府、行政による正確な情報発信が不足する。 ○不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。
対策の方向性	○電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。 ○正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。 ○政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑦超急性期医療と慢性疾患の同時対応	
シビアな状況	阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。 一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。 首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。 国の被害想定では、首都圏で最大約12万３千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。 医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（１週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。 しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。 また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。 さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。
課題	○首都圏約12万３千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入れ医療機関を確保する必要がある。 ○道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ○電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。
対策の方向性	○国や県と連携して、広域的な防災対策の支援に努める。

⑧都心からの一斉帰宅は危険	
シビアな状況	県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行いました。 まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計しました。 そのうち88万人は東京23区内で被災します。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になります。 例えば、都内にいる県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となりました。 帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測されます。 その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられます。 発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になります。
課題	○余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。 ○徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる ○緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。
対策の方向性	○近隣市町及び近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。 ○慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。 ○都内にいる町民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。 ○主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。 ○公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

⑨危険・不便な首都圏からの避難	
シビアな状況	国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で１日後に約300万人、２週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。 １か月後に１都３県の約９割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。 また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。 道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。 特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。
課題	○避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。 ○緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。 ○観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。 ○他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。
対策の方向性	○都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないよう、県と連携しあらかじめ受入れ先や輸送手段等を確保する。 ○計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。 ○県と連携し九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入れ調整を行い、県内または群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。 ○発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。 ○被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

⑩助かった命は守り通す	
シビアな状況	大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。 その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。 東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。 死亡に影響のあった事由しては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。 例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。 万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。
課題	○配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。 ○福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。 ○在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。
対策の方向性	○被災地外の都道府県において、受入れ可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。 ○避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 ○発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。 ○被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

⑪食料が届かない	
シビアな状況	東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。 東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道４号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確保し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災４日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災７日後でした。 そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。 例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後３日間県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。 また、国の物資調達は、発災１週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、６日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、１人１日約１食になります。 道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。 また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。 シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。 安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。 南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。
課題	○広域物資供給体制の整備 ○広域緊急輸送体制の整備
対策の方向性	○被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。 ○国や他都道府県からの応援を県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。 ○原則３日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 ○複合災害も視野に入れ、町、県と合わせた備蓄を十分に行う。

⑫災害の連鎖を防止せよ	
シビアな状況	災害の連鎖の防止することが重要です。 一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。 例えば、次のような最悪シナリオがあります。 ①東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。 ②港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。 ③工場や店舗等の喪失、従業者の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。 ④日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。 すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。 しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度ですが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。
課題	○災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。
対策の方向性	○各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。 ○各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

風水害等対策編

第１章　災害予防計画

第１章　災害予防計画

第１節　風水害に強いまちづくり

風水害等による被害を最小限にとどめ、災害発生後速やかな応急対策を実施できるよう、以下の施策を実施する。

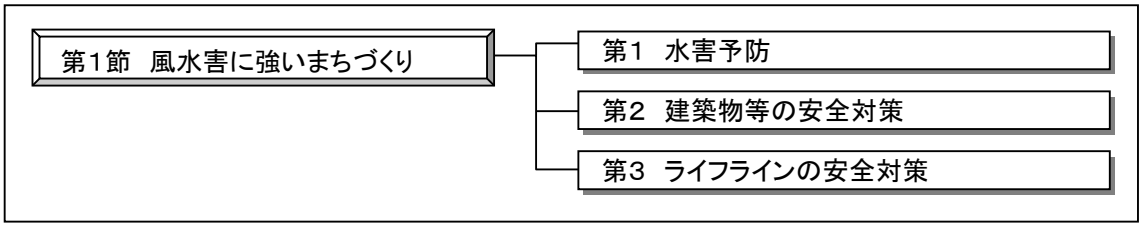

第１　水害予防

本町の位置する関東地方は、過去何回も台風等による大雨で利根川、荒川、渡良瀬川等の河川の氾濫により、大きな浸水被害が出ている。本町も大落古利根川と江戸川に挟まれた低湿地で、その中を中川、倉松川、安戸落等の中小河川、農業用水路等が流れていることから、いったん浸水すると水が引きにくい地形となっている。

そこで、浸水による被害を最小限にとどめるため、総合的な治水対策を推進するとともに、道路、河川、橋りょうの整備を計画的に進める。

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

国、公共機関、町、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

実施担当	都市施設整備課、産業振興課、上下水道課
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所、関東地方整備局、関東農政局、利根川栗橋流域水防事務組合、埼玉東部消防組合

１　総合治水対策の推進

治水水準をできるだけ早期に向上させるため、河川及び下水道の整備に加えて、雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策を推進する（図 １-１）。

図 １-１　総合的な治水対策の概念

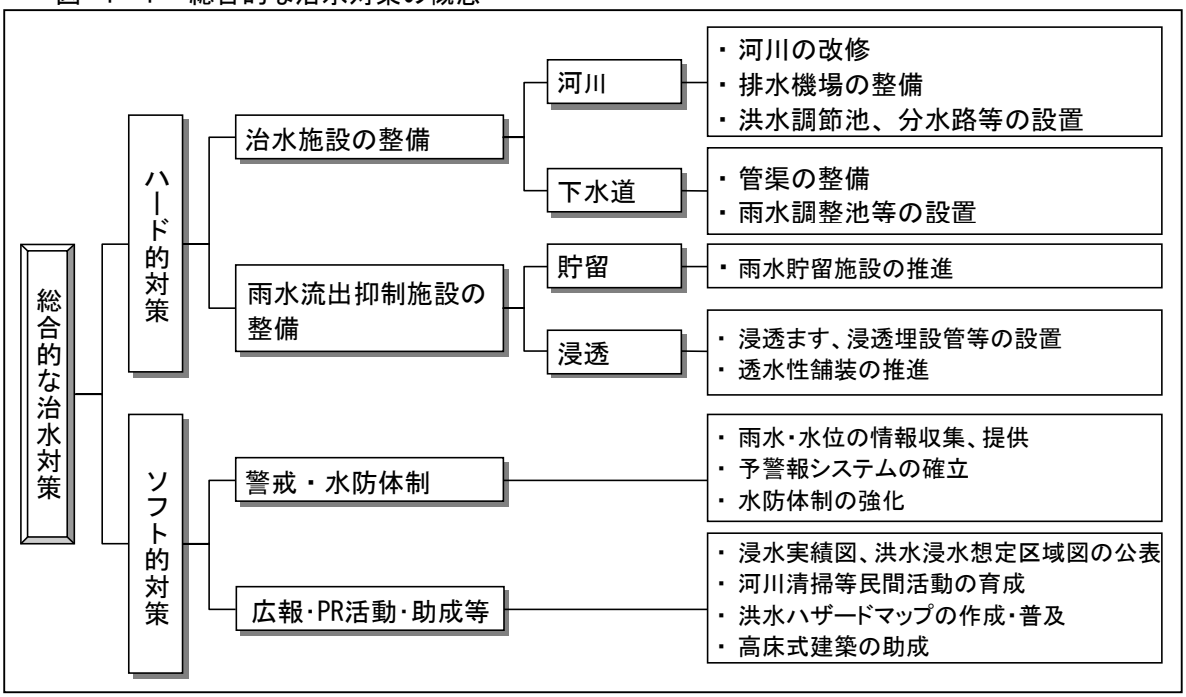

（１）　治水施設整備の推進

町は、国や県が管理する河川について、１時間50mm程度の降水に対する治水上の安全を早急に確保するための対策をするよう要請する。あわせて、排水機場の整備等による河川治水施設の整備、及び管渠、雨水調節池の整備等による下水道施設整備を推進する。

ア　放水路・遊水池等、治水事業を促進する。

イ　公共下水道（雨水）の整備を進める。

ウ　遊水施設の設置と浸透舗装の実施を促進する。

エ　盛土の抑制

（２）　水防法に基づく浸水想定区域の指定等（資料編　法令４）

ア　浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域のうち、本町が関係する区域は利根川、江戸川、荒川、大落古利根川及び中川である。

洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

イ　洪水ハザードマップの作成・普及

洪水浸水想定区域の指定があった場合、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路等、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成しなければならない（水防法第15条）。

河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

本町では、令和３年３月に「杉戸町洪水ハザードマップ」を改訂し、利根川、江戸川、荒川及び大落古利根川が氾濫した場合の浸水深区分（想定最大規模）や避難時の心得、避難場所等を周知している。

今後、洪水ハザードマップの活用及び普及を図る。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

ウ　洪水浸水想定区域内の施設等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の推進

洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについては、水防法第15条第４号に基づき、施設の名称及び所在地を地域防災計画内に定める（資料編　資料１７）。

本計画に定められた要配慮者利用施設に対しては、町が電話等を使用して洪水予報等を伝達できるよう、体制の整備に努める。

これらの施設の所有者または管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

＜要配慮者利用施設＞
・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）
・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
・自衛水防組織の設置（努力義務）

２　道路・橋りょうの整備

水害による道路又は橋りょうの被災状況には、道路決壊、道路埋没、路面流失の直接災と、道路冠水による交通不能となる間接災がある。このうち、間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本となる。

表　1－1　道路・橋りょう等の整備方針

道路	○道路決壊、道路埋没、路面流出、道路冠水等を防ぐため、道路の維持補修を進める。 ○道路の機能を保全し、安全で円滑な交通を確保するとともに、災害を未然に防止するため、杉戸県土整備事務所等による道路パトロールを促進する。道路パトロールは、通常パトロール等のほか、異常気象時にも随時実施し、道路危険箇所の点検等を行う。
橋りょう	○架設年次の古い橋りょうについては、必要な維持補修、長寿命化を計画的に進める。
河川工作物	○樋門、堰（せき）、排水施設等の管理者、管理受託者、操作責任者は施設の点検整備を行い、特に出水期中は厳重に注意し、操作の支障排除に努める。 ○用排水路については、浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理、水路中の各種ゲートの点検整備、操作を確実に行う。

３　地盤沈下対策

（１）　地下水の採取規制の促進

井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口の断面積が6cm^{2}を越える動力付きのものについて、工業揚水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、県公害防止条例により地下水の採取の規制を行っており、水使用の合理化指導とあわせて揚水量の削減を促進する。

（２）　地盤沈下緊急時の措置

本町は、埼玉県生活環境保全条例により地下水採取規制地域に指定（第１種指定地域）されている。地盤沈下緊急時の発令があった場合、町長及び許可揚水施設使用者等は「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」に基づく県の要請に応じて、必要な措置を講ずる。

４　水防施設の整備

水防施設の整備状況は、表 １-２のとおりである。

風水害に対処するため、水防法の規定により、水防倉庫、水防資機材等の水防施設・設備を充実強化する。

また、水防用資機材は堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧等にも対応できるよう整備に努めるものとする。

（１）　利根川栗橋流域水防事務組合の水防倉庫（木津内、鷲巣、木野川）の維持管理に努める。

（２）　水防用資機材の定期点検に努めるとともに、逐次、整備充実を図る。むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予想して、収集の方法を検討しておく。

（３）　地震等により崩壊の可能性のある河川管理施設の整備を進める。

表　1－2　水防倉庫の備蓄資材機具

品名 / 置場	鋸	掛矢	スコップ・シャベル	照明具	斧	鎌	ブルーシート	木材	鉄線	予備土	竹	フルコン土のう（麻）
備蓄基準	4	10	30	3	5	10	枚 100	m^2 4	kg 50	若干	本 15	袋 3,000
木津内	6	20	39	0	8	17	30	0	500	0	0	3,000
鷲巣	7	19	39	0	6	18	45	0	200	0	0	4,000
木野川	6	10	45	0	8	16	30	0	500	0	0	1,800

資料：埼玉県令和3年度水防計画

器具名 / 保管地区	ツルハシ	ナタ	ハンマー	ペンチ	唐鍬	竹尖鎌	タコ	作業灯	一輪車	船外機	天幕	ボート	
												アルミ折りたたみ	FRP
杉戸町内	0	4	16	0	0	0	4	0	9	2	4	1	1

資料：利根川栗橋流域水防事務組合

第２　建築物等の安全対策

工場や商業施設等の立地の増加、建造物の高層化・大型化、設備の多様化、新建材の多様化等により、建築物災害発生時には人身事故につながることが予想されるため、次のような施策を推進し、災害の発生を防止する。

実施担当	都市施設整備課、建築課、教育総務課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	関東地方整備局、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、埼玉東部消防組合

１　公共建築物対策

学校、庁舎、公民館等多人数を収容する公共建築物については、災害時において避難救護施設として利用することが予想されるので、今後新増改築をする場合には、とくに不燃化、耐震化等の促進に努める。

（１）　現在の木造建築物の不燃化堅牢化を図る。
（２）　耐震性防火水槽等を設置し、水利の整備を図る。
（３）　自家発電装置の設置により停電時に備える。
（４）　火災報知機、消火栓、その他消火設備等の整備に努める。

２　共同住宅等の防火対策

共同住宅等では火災の延焼拡大等により被害が大きくなるおそれがあるため、防火対策を図る。

（１）　建築確認申請に伴う事前協議の際に、関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。
（２）　「消防法」（昭和23年法律第 186号）による消防設備等の設置及び建築物の内装の不燃化、避難対策について指導する。

３　水利の確保と防災道路整備の促進

防災対策上、各区域の要所において水利の確保に努めるとともに、水利の不足している区域及び消防車両等進入不可能の箇所については、防災道路の整備を促進する。

４　商工業建築物対策

市街地に密集している商店、工業団地等では火災の延焼拡大や大きな災害が発生することが想定されるため、防災化を図る。

（１）　防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

（２）　既存の杉戸町都市計画マスタープランの見直しを図り、市街地再開発事業等での整備手法の検討や必要な調査等を進め、防火帯道路や避難路の整備、公園や緑地等のオープンスペースの確保を図る。
（３）　火災報知器、消火栓、その他消防水利施設の整備充実を促進する。
（４）　工場の管理者に対しては、防災知識の普及、防災体制の強化の指導、防火管理者の講習会等を行い、防災体制の強化を促進する。

第３　ライフラインの安全対策

道路、鉄道、電力、上下水道、ガス等のライフライン施設は、災害予防活動、災害時の救助救援活動等に欠かせない施設であり、災害に耐えられるよう整備・維持・補修等予防に努めるとともに、速やかに復旧できるよう、体制の整備に努める。

実施担当	都市施設整備課、上下水道課、環境課
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、東武鉄道株式会社　東武動物公園駅・杉戸高野台駅、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会

１　道路・橋りょう

災害に備え、道路・橋りょう等の被害を防止するために維持補修に努めるとともに、被害を受けた場合に、速やかに補修できる体制を整備する。

（１）　道路改良事業等

ア　特に、国道・県道にかかる橋りょうについては、必要な強度の確保を要請する。
イ　既設町道の改良を行い、路面の強化を図ることや、道路修繕計画等に基づき、道路損傷の修繕を行い、適切な維持管理を図る。
ウ　水害により路面が水没する箇所等に対し、嵩上げ工事等を図る。
エ　緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
オ　避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

（２）　災害発生前の緊急予防対策

ア　道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに、道路の路肩崩壊、浸水等の可能性があると認められたときは、通行人や車両等の安全を確保するため、注意標識、通行規制標識、通行止標識を設置する。

イ　流失のおそれ、又は流水を阻害して附近に溢水を及ぼすおそれのある橋を保全、又は改善するため、橋脚の塵芥排除及び補修、橋台、石積等の補強及び改良等を行う。

ウ　冠水するおそれのある道路及び冠水によって民家に浸水をきたすおそれのある道路については、冠水原因となる側溝、水路、河川等の溢水を防ぐため土のう積み等による応急予防措置をとる。

（３）　速やかな応急補修の体制の整備

災害発生時に速やかな応急補修ができるよう、被害調査体制を整備するとともに、資材（砂・砂利等）の確保、必要な重機材を持つ建設業者への依頼体制の整備、瓦礫等の仮置場の確保を行う。

２　鉄道施設

東武鉄道（株）東武動物公園駅・杉戸高野台駅は、鉄道施設の災害の防止と、災害後の速やかな復旧に向けて、線路諸設備の実態把握と諸施設の整備を行う。

（１）　橋りょうの維持補修並びに改良強化

（２）　法面、土留の維持補修及び改良強化

（３）　線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化

（４）　災害後の速やかな復旧体制の整備

（５）　その他防災上必要な設備改良

３　電力施設

東京電力パワーグリッド（株）春日部支社は、安定した供給電力の確保を図るため、台風、洪水、雷、雪害に対し、防災業務計画に基づき、施設の維持・管理・改良、計画的な巡視点検・測定等により、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な体制づくりを図る。

（１）　災害予防対策

ア　水害対策

ａ　送電設備（架空線）

土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

ｂ　変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ　風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

ウ　雷害対策

ａ　送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

ｂ　変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

ｃ　配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付け対処する。

エ　雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ａ　送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は耐張型にするとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。着雪しやすい地域の電力線及び架空地線には難着雪対策（リング等）を施す。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。

ｂ　変電設備

機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

ｃ　配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

（２）　災害対策用資材の確保並びに輸送力確保

東京電力パワーグリッド（株）春日部支社は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努める。

また、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

４　上水道

本町の水道は、広域水道（県営水道）と地下水を水源とし、普及率はほぼ100％に達している。町民の生活に欠くことのできない施設であり、災害時に被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、水道施設の維持・管理、改修に努める。

（１）　老朽配水管の改良を計画的に推進するとともに、風水害・火災・地震等の災害対策の観点から、水道施設の保守、点検、整備を計画的に行う。特に、長期間の停電等に対応できるよう、点検体制の確立、自家発電施設の整備、燃料・冷却水等の確保に努める。

（２）　災害時に速やかに復旧工事にかかれるよう、水道工事業者、資材の確保に努める。

（３）　応急給水に備え、必要な資器材の確保に努める。

５　下水道

公共下水道は整備が進み、平成25年度末時点の整備率は92.1％、普及率は66.1％となっている。今後さらに整備を進めるとともに、災害時には被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、必要な体制づくりを図る。

（１）　風水害・火災・地震等の災害対策の観点から、浄化施設、中継ポンプ場の施設・設備の保守・点検、整備を行う。

（２）　災害時に排水機能が確保されるよう、下水管の閉塞・陥没等の被害を受けやすい側溝等の管路、施設の清掃、浚渫、補修等に努める。

（３）　災害時に速やかに復旧工事にかかれるよう、下水道工事業者、資材の確保に努める。

６　都市ガス施設及びプロパンガス

都市ガスは幸手都市ガス（株）により高野台に約3,000戸、東彩ガス（株）により内田・倉松・清地地内の約300戸に供給されており、その他の地域はプロパンガスを利用している。風水害による導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発事故の二次災害が予想され、施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制、応急復旧体制の整備・充実を進める。

プロパンガスについては、容器バルブを閉め、ロープ等で転倒防止を図る等の対策を利用者に周知するとともに、点検・調査、機器の安全性の向上に努める。

７　産業廃棄物処理施設

施設の耐震化、不燃堅牢化を図りつつ、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。併せて、処理に必要な薬剤や予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

第２節　地域防災力の向上

災害発生時には、町民一人ひとりが自らの安全は自らが守ることを基本として、災害時には自ら身を守り、確実に避難できるよう行動することが重要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは行政が行う防災活動に協力するなど、災害への対処や防災への寄与（自助）に努めるとともに、地域での助け合い（共助）を進めることが不可欠である。

併せて、町は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進する。

そのため、以下の施策を実施する。

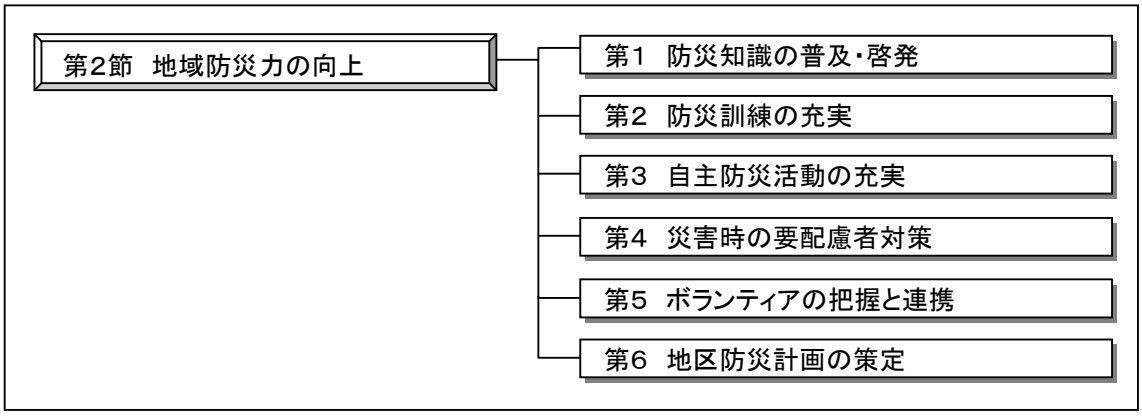

第１　防災知識の普及・啓発

防災関係機関は、全職員に対して研修・訓練等を通して防災知識の普及に努めるとともに、住民に対して防災知識の普及、防災意識の高揚に努める。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、福祉課、子育て支援課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　一般町民に対する普及・啓発

（１）　実施期間

防災知識の普及は、次の時期に重点的に実施する。

ア　風水害予防関係　　５月～９月

イ　火災予防関係　　３月１日～３月７日（春季）

11月9日～11月15日（秋季）

（２）　実施方法

防災知識の普及はおおむね次の方法で実施する。

ア　広報紙、パンフレット、ビデオ、講演会、出前講座、防災行政無線・広報車等による広報

イ　新潟・福井豪雨災害等の教訓を踏まえた普及活動

ウ　アンケート調査、結果報告等による意識喚起

エ　地区ごとの自主防災組織等での話合い、説明会、地区防災計画の策定促進

オ　学校教育・社会教育・職場での学習

（３）　広報すべき内容

防災知識の普及は、おおむね次の次項を重点に、その徹底を図る。

ア　町地域防災計画の概要

イ　災害予防対策

ａ　非常時持出品、備蓄食料等の整備（食料は最低３日分（推奨１週間））

ｂ　家族の連絡体制

ウ　災害時の心得

ａ　気象予警報の種類と対策

ｂ　避難する場合の携帯品

ｃ　避難予定場所　等

（４）　要配慮者等への配慮

防災知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、災害時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、指定避難所外に避難した要配慮者は、福祉避難所、医療機関へ搬送できるよう努める。

その他の事項については、Ｐ５２　「震災編 第１章 第２節 第１ 防災知識の普及・啓発」を準用する。

第２　防災訓練の充実

全職員が防災計画に従って行動できるようにするとともに、関係機関との連携を強化し、町民との協力体制の確立を図るために、防災訓練を実施する。

実施担当	関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合、病院等経営者、社会福祉施設経営者、学校法人、自主防災組織

１　総合防災訓練

町が防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て、防災関係機関の連携、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、総合的な防災訓練を適宜実施する。

２　各機関が個々に実施すべき訓練

（１）　水防訓練

水防法第４条の規定により指定された水防管理団体が出水期前に、単独あるいは必要に応じて広域洪水等を想定して訓練を毎年実施する。

なお、水防管理者が要領を定める。

（２）　消防訓練

町及び消防関係機関が、消防に関する訓練を単独で実施する。

（３）　災害情報収集等の訓練

町及び関係機関が、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保つとともに、災害発生時の体制の確立を迅速に行うため、災害情報収集・伝達、通信連絡、非常通信、動員等について訓練を実施する。

（４）　避難訓練

町は、立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、年１回以上の避難訓練を実施する。

３　事業所、自主防災組織等への指導、支援

町及び消防機関その他防災関係機関は、学校、病院、社会福祉施設、工事事業所、作業場、工場、商業施設等に対し、避難施設の整備と訓練の実施を促進するとともに、必要な助言と指導を行う。

また、町民、団体、企業等が行う要配慮者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

その他の事項については、Ｐ５２　「震災編 第１章 第２節 第１ 防災知識の普及・啓発」を準用する。

第３　自主防災活動の充実

被害が広域に及ぶ大災害が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が対応できない可能性がある。被害の防止又は軽減を図るとともに、迅速な救助活動等を行うためには、町民の自主的な防災活動が必要かつ重要である。このため町は、町民及び事業所等による自主的な防災体制の強化に努めるものとする。

実施担当	危機管理課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、自主防災組織

１　町民の役割

Ｐ５２　「震災編 第１章 第２節 第１ 防災知識の普及・啓発」を準用する。

２　自主防災組織の育成

Ｐ５２　「震災編 第１章 第２節 第１ 防災知識の普及・啓発」を準用する。

３　事業所等の防災体制の充実

風水害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所は災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定と、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の推進に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減殺対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（１）　要配慮者利用施設の防災体制

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた計画（「避難確保計画」）の作成と、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努める。

当該施設の所有者又は管理者は、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

ア　防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項
イ　浸水の防止のための活動に関する事項
ウ　避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
エ　防災教育・訓練に関する事項
オ　自衛水防組織の業務に関する事項

４　自主防災組織連絡協議会

各自主防災組織の責任者による自主防災組織連絡協議会の拡充に努め、全町的連携体制の整備を図る。

第４　災害時の要配慮者対策

Ｐ６０　「震災編 第１章 第２節 第４ 災害時の要配慮者対策」を準用する。

第５　ボランティアの把握と連携

Ｐ６９　「震災編 第１章 第２節 第５ ボランティアの把握と連携」を準用する。

第６　地区防災計画の策定

Ｐ７１　「震災編 第１章 第２節 第６　地区防災計画の策定」を準用する。

第３節　風水害に強い体制づくり

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、町、防災関係機関、住民、事業所等が迅速的確に対応できる体制を確立する。

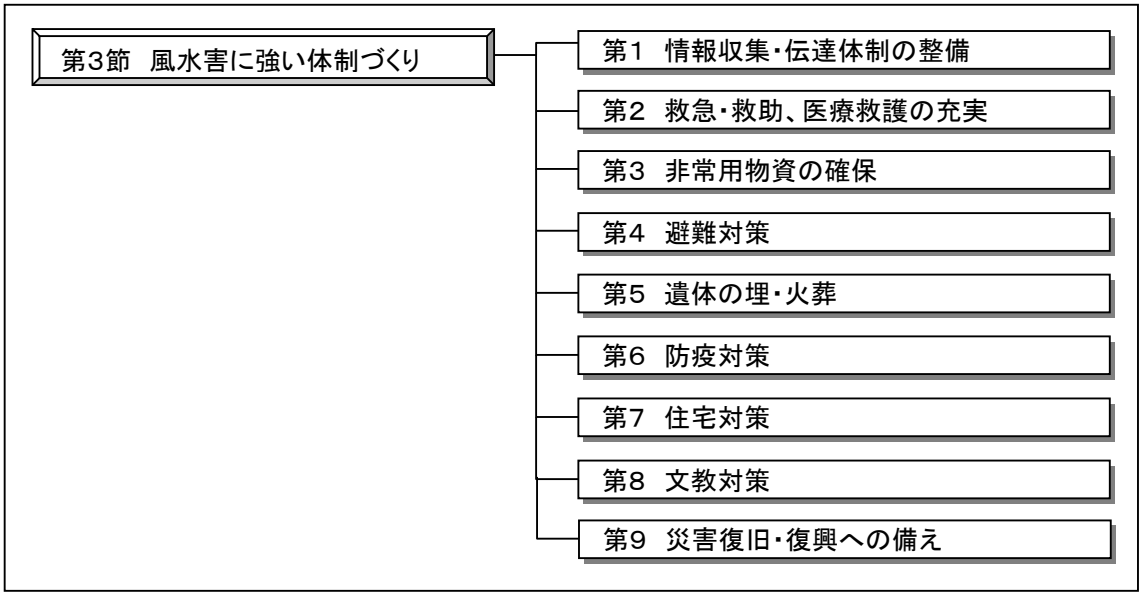

第１　情報収集・伝達体制の整備

Ｐ７３　「震災編 第１章 第３節 第１　情報収集・伝達体制の整備」を準用する。

第２　救急・救助、医療救護の充実

Ｐ７９　「震災編 第１章 第３節 第３　救急・救助、医療救護の充実」を準用する。

第３　非常用物資の確保

Ｐ８４　「震災編 第１章 第３節 第５　非常用物資の確保」を準用する。

第４　避難対策

風水害による家屋の浸水等により生活の場を失った被災者及び危険性の迫った地域の町民を安全に避難させる必要がある。そこで、避難計画の策定、避難場所の整備及び避難誘導体制の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図る。

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、都市施設整備課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館、会計課、議会事務局、行政委員会
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　避難計画の策定

（１）　町の避難計画

町は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、災害時に適切な避難の指示、誘導が行えるよう避難計画を作成するとともに、地区ごとの自主的な避難誘導体制づくりを促進する。

また、避難所の開設、運営、閉鎖等、管理運営に関して定めたマニュアル等を整備する。

避難に当たっては、指定緊急避難所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと、さらには緊急安全確保が発令された場合は命の危険があり直ちに「緊急安全確保措置」をとるべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。併せて、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

ア　実施責任者

避難指示及び避難場所の開設は、原則として町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は原則として県知事が行うが、その職権の一部を委任された場合、又は県知事の実施を待つことができない場合は町長が行う（表 １-３）。

表　1－3　避難に係る実施責任者

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	要件
指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生若しくは発生するおそれがある場合又は町民の生命若しくは身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるとき及び急を要するとき。（必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し）
	県知事、県知事の命を受けた県職員	水防法第29条、地すべり等防止法第25条	洪水 地すべり	河川の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者	水防法第29条、	洪水	危険が切迫した場合において町長が避難の指示をすることができないと判断したとき、又は町長からの要求があったとき。
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第４条	災害全般	
	派遣自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。
※災害対策基本法第60条又は第61条に基づく避難の指示は、立退き避難の指示と、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときの緊急安全確保措置の指示がある。 ※緊急安全確保措置とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指す。				

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。

イ　避難指示等の発令基準

町は、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行う。

避難指示等の発令基準は、以下に示すとおりである。

表　1－4　避難指示等の発令基準

種別	発令基準
緊急安全確保【警戒レベル5】	○利根川（8.80m）、江戸川（8.70m）、荒川（5.50m）、大落古利根川（7.91m）の水位が氾濫危険水位に到達したとき ○国管理河川（利根川、江戸川、荒川）の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で氾濫している可能性（黒）になったとき ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったときとき ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ○大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ○土砂災害の発生が確認されたとき
避難指示【警戒レベル4】	○利根川（栗橋）が避難判断水位（6.90m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○江戸川（西関宿）が避難判断水位（7.90m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○荒川（熊谷）が避難判断水位（5.00m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○決壊につながるような漏水等が発見されたとき。 ○内水氾濫により、近隣で浸水が拡大したとき。 ○その他人命に危険があると認められるとき。
高齢者等避難【警戒レベル3】	○利根川（栗橋）が氾濫注意水位（5.00m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○江戸川（西関宿）が氾濫注意水位（6.10m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○荒川（熊谷）が氾濫注意水位（3.50m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。 ○大落古利根川(杉戸)が氾濫注意水位(7.70m)に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
【警戒レベル2】	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
【警戒レベル1】	早期注意情報（気象庁）

（用語の説明）
■避難　：災害から命を守るための行動
■立退き避難　：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難
■近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
■緊急安全確保措置：災害が発生・切迫した段階において、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指す。

ウ　避難の伝達方法

危険地域の住民に対する命令等の伝達は、町防災行政無線（固定系）のほか、サイレン、警鐘、広報車等を利用して迅速的確に行う。また、伝達に当たっては、冷静な情報提供に努めるとともに、火災の予防についても警告するものとする。

表　1－5　避難指示の際の明示事項

○避難の対象地域	○避難指示の理由	○避難経路
○避難場所	○その他必要事項	

なお、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

エ　避難の方法

避難は、原則として町内会・自治会や自主防災組織を通じて町民が自主的に行う。

ただし、自力による避難が困難な場合や混乱が予想される場合等には、その状況に応じて町、警察、消防機関等により、自主防災組織の協力を得て避難誘導を行う。

オ　避難誘導体制

避難誘導体制の確立に際しては、次の点に留意するものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

カ　適切な避難行動に関する普及啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、町民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることできる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

【マイ・タイムライン作成のポイント】
～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より
1．事前の確認
①住んでいる場所の特徴
住んでいる場所が浸水エリアや土砂災害警戒区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認
②避難先の想定
住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」
2．情報の入手
気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。
3．早めの避難

表　1－6　避難誘導の留意点

避難順位	危険性の高い地区の居住者あるいは要配慮者を優先的に避難させる。
集団避難	避難はできるだけ町内会・自治会等、地区ごとに集団で行う。
誘導者の配置	集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につく。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期する。
傷病者等の避難	避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、高齢者、障がい者、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送する。

（２）　防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

表　1－7　各施設の避難計画における留意点

病院	患者をほかの医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、移送の実施方法等
高齢者、障がい者及び児童施設等	それぞれの地域の特性等を考慮した避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
ビル、駅等の不特定多数の人間	それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した避

が出入りする都市施設等	難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
工場、危険物保有施設	従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、警察署、埼玉東部消防組合との連携等

（３）　学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を講ずる。

また、私立学校等については、この対策に準じて自主的に対策を講ずるよう指導する。

ア　防災体制の確立

ａ　防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則、県立高等学校管理規則及び県立盲学校・ろう学校・特別支援学校管理規則による学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

また、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

ｂ　防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

ｃ　施設及び設備の管理

学校等における施設及び設備の管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

イ　避難誘導

学校等は、長時間に渡って多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応した的確な判断の下に、統一のとれた行動ができるようにする。そのため、避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに日ごろから避難訓練を実施し、園児、児童及び生徒に災害時の行動についての周知に努める。

また、町における防災計画に基づき、埼玉東部消防組合、警察署、町及び町内会・自治会等との密接な連携の下に、園児、児童及び生徒の安全確認に努めるとともに、避難所等については保護者に連絡して周知徹底を図る。

２　指定緊急避難場所・指定避難所等の選定と確保

避難所は、風水害等による家屋の倒壊や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域住民が、安全な避難活動を行えるようにするためには欠かすことのできないものである。

そのため、災害発生時における被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、平常時から必要な数、規模の施設等の場所、収容人数等をあらかじめ指定し、町民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。その際には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

（１）　指定緊急避難場所等の選定

町は、地震、洪水、内水氾濫、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、町民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を事前に選定確保する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

また、町民は、災害発生直後、最初に避難者が集合する場所として、集会所や広場等を活用し、一時集合避難場所を、地区ごとに定めるものとする。

なお、指定に当たってはおおむね次の基準を参考に整備する。

表　１－８　指定緊急避難場所及び一時集合避難場所の指定基準

指定緊急避難場所
地震以外の災害を対象とする避難場所は、最初の3項目の条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所については、次の全ての条件を満たすこと
○災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
○他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
○周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
○耐震基準を満たしており、安全な構造であること
○地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること
一時集合避難場所
○集会所や広場等を地区ごとに町民が定めるものとする

（２）　避難路の選定と確保

避難路は、被災地から避難所を結ぶ道路であり、おおむね次の基準により指定し、日ごろから町民への周知徹底に努める。避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について、町に協力するよう努める。

また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を促進する。

表　１－９　避難路の要件

○避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
○避難路は、相互に交差しないものとする。
○避難路沿いには、火災・爆発物等、危険が伴う工場がないよう配慮する。
○避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
○避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

（３）　指定避難所の指定

町は、あらかじめ学校、公民館等の公共施設を活用し、おおむね表　１－１０に示す基準により指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する（資料編　資料１３、１４）。

なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避

難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係各課や町民等の関係者と調整を図る。

併せて、指定避難所として指定された施設の管理者等は、町が当該施設を災害時に迅速・円滑に指定避難所として管理・運営できるように、役割分担、通信連絡手段等について確認するものとする。

福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制を整備し要配慮者を滞在させるために必要な居室を可能な限り確保するものとする。

また、町は、福祉避難所において、当該施設に受入れを想定していない避難者が避難してくることのないよう、福祉避難所へ避難可能な対象者（要配慮者及びその家族）を限定し、受入れ対象者を特定して指定福祉避難所として公示に努める。

この公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際、要配慮者の避難が円滑にできるよう努める。

表　1-１０（１）　指定避難所の指定基準

○原則として、町内会・自治会又は学区を単位として指定すること
○原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること
○建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ＡＬＣ板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること
○余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること
○避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること
○発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること
○物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること
○主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること
○二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること
○環境衛生上、問題のないこと
○大規模な洪水があった場合の避難所は、建物が２階以上あり、避難スペースもあること

表　１−１０（２）指定福祉避難所の指定基準

○施設自体の安全性が確保されていること ・耐震性が確保されていること ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。 ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと ○施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。 ・原則として、バリアフリー化されていること ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。 ○要配慮者の避難スペースが確保されていること ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

（４）　避難所設備の整備

指定された避難所については、以下の点に配慮しながら整備を進める。

ア　食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するとともに、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備を整備し、復旧・復興に向けて体力・気力の維持を図れる水準を確保するよう努める。

イ　耐震性を確保するとともに、換気、照明、防寒・避暑対策、環境衛生対策等、良好な室内環境の確保に努める。

ウ　避難者のプライバシーの確保に努めるとともに、男女のニーズの違い等にも配慮した設備の整備に努める。

エ　要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

オ　避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

表　１−１１　避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例

○ＬＰガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置 ○停電対応型空調機器の設置 ○ガスコージェネレーションの設置 ○太陽光発電や蓄電池 ○ソーラー付ＬＥＤ街灯

（５）　公営住宅の空室の利用

災害発生時に一時的に退避するための場所として、県及び町営住宅の空室を利用する。

（６）　隣接市町への避難

隣接市町への避難が望ましい場合（又はその逆の場合）に住民が円滑に避難できるよう、隣接市町と災害時における応援協定等を締結している。

これを住民に周知するとともに、他地区への避難者の移送体制についても整備を図る。

（７）　福祉避難所の指定

要配慮者に対する必要な生活支援等を一時的に行うために、「福祉避難所」の指定についても促進を図る。福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定する。

また、災害時の受入体制及び移送体制等について協定を締結し、体制の整備に努める。

（８）　避難場所等の町民への周知

指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、災害危険箇所等（浸水想定区域）の所在等について、平常時から以下の方法により周知徹底を図る。

また、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障をきたさない最小限度のものにすることや夜間又は停電時の避難に備え、日ごろから懐中電灯、非常灯などを準備することについても周知を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、民間施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと、また、緊急安全確保が発令されている場合は「緊急安全確保措置」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

表　1-１２　町民への周知方法

○広報紙・パンフレット等の印刷物、インターネット
○誘導標識、避難施設案内図、避難施設表示板等の設置
○防災訓練の実施

（９）　杉戸町避難所運営マニュアルの策定

町は、杉戸町避難所運営マニュアルの見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

表　1-１３　杉戸町避難所運営マニュアルの留意点

○避難所の開設手順
○避難所での物資・資機材の管理
○避難所の管理・運営体制
○災害対策本部との情報連絡体制
○避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
○生活再建の支援体制
○感染症対策

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

（10）　避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、町民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

３　発災前の避難決定及び住民への情報提供

台風、豪雪、洪水等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。

町は県と連携し、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第５　遺体の埋・火葬

Ｐ１０２　「震災編 第１章 第３節 第８　遺体の埋・火葬」を準用する。

第６　防疫対策

Ｐ１０２　「震災編 第１章 第３節 第９　防疫対策」を準用する。

第７　住宅対策

Ｐ１０３　「震災編 第１章 第３節 第１０　住宅対策」を準用する。

第８　文教対策

Ｐ１０５　「震災編 第１章 第３節 第１１　文教対策」を準用する。

第９　災害復旧・復興への備え

Ｐ１０７　「震災編 第１章 第３節 第１３　災害復旧・復興への備え」を準用する。

第４節　事故災害予防対策

町民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすおそれのある災害を未然に防ぐとともに、災害発生後速やかな応急対策を実施できるよう、以下の施策を実施する。

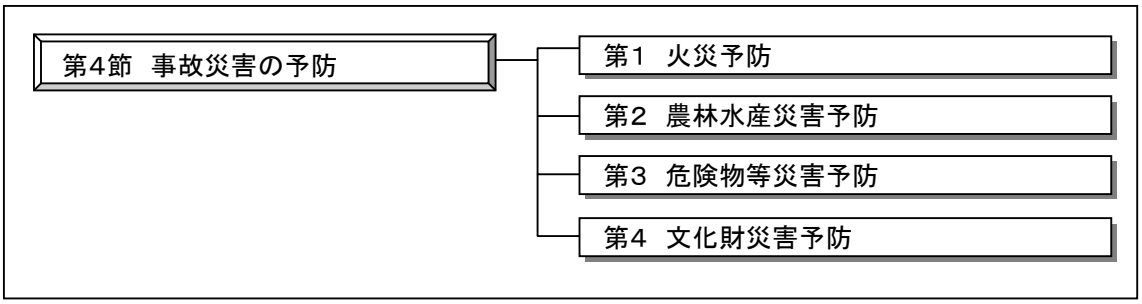

第１　火災予防

火災の発生を未然に防止するとともに、火災が発生した場合には被害の軽減を図るために、火災予防及び消防体制の整備を進める。

実施担当	危機管理課、その他関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、陸上自衛隊、自主防災組織、その他関係機関

１　予防消防の充実強化

消防法に定める対象物に対する防災管理制度と消防用設備の設置及び火災予防の徹底を図るため、埼玉東部消防組合及び杉戸消防署と連携し予防消防の充実を図る。

（１）　予防査察

防火管理者をおく対象物、又はこれに準ずる防火対象物について、年間を通じて定期的に予防査察を実施するとともに、特に必要と認めた対象物については、緊急又は特別に査察を実施する。また、一般家庭については、身体障がい者及び独居老人家庭を中心に、随時住宅防火診断の実施に努める。

（２）　防火講習

ア　防火管理者を育成するための講習会の受講を促す。

イ　危険物取扱い者の資格取得を促す。

ウ　事業所、民間自衛防災組織及び一般家庭に対して適時、防火講習会、座談会を開く。

（３）　火災予防の広報活動

事業計画に基づき、春秋の火災予防運動期間中はもとより、年末及び気象警報発令時並びに強風時等で、火災発生のおそれがあるときは、消防署及び消防団の各消防車両等により広報活動を行う。

２　消防力の整備強化

本町の常備消防は、埼玉東部消防組合として、消防車両の相互活用や災害活動の強化など広域化のメリットを発揮している。今後も、以下について消防組合と連携しながら、また消防団については町として整備強化を図る。

（１）　消防団員の確保と資質の向上

ア　団員の確保

イ　消防団員としての規律の保持

ウ　埼玉県消防学校及び杉戸消防署等での研修や訓練の実施

（２）　消防機械器具、消防施設の整備

消防団車両及び機械器具の老朽化等に対応すると共に高度資機材の整備を図る。

（３）　消防水利の整備

本町における消防施設の整備状況は、表 １-１４のとおりである（資料編　資料１５）。

今後も、消防水利の基準に基づき消火栓及び耐震性防火水槽の設置・維持管理等計画的に整備を図る。

表 １-１４　消防施設の整備状況（令和3年11月1日現在）

杉戸消防署	・水槽付ポンプ車　1台 ・ポンプ車　1台 ・化学車　1台 ・救急車　2台 ・資機材搬送車　1台 ・指令車　1台	
泉出張所	・ポンプ車　1台 ・救急車　1台 ・指令車　1台	
杉戸町消防団	・ポンプ車　8台	（1～8、各分団に1台）
消火栓	・公設　709基	
防火水槽	・公設（飲料水兼用含む）　247基	
指定水利	・防火水槽・プール・池・その他　201か所	

（４）　消防団員の確保と資質の向上

町外通勤者の増加に伴って消防団員の確保は厳しい状況であり、高齢化が進んでいる。

町は、消防団活性化総合計画を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、消防団員の確保を図るとともに、教養訓練への参加等により消防団員の資質の向上を図る。

消防団は、自主防災組織、自衛消防組織との連携を強化する。

３　大規模火災予防

（１）　災害に強いまちづくり

ア　災害に強いまちの形成

町は、火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

イ　火災に対する建築物の安全化

ａ　消防用設備等の整備、維持管理

埼玉東部消防組合は、多数の者が出入りする施設等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を指導する。事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行う等、適正な維持管理を行う。

ｂ　建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進するものとする。

○　都市計画法第８条第１項第５号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

○　消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用

ウ　火災発生原因の制御

ａ　建築物の防火管理体制

埼玉東部消防組合は、法令で定められた防火対象物について、防火管理者を選任させるよう指導する。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図る。

また、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の能力向上を図る。

ｂ　予防査察指導の強化

埼玉東部消防組合は、消防法の規定に基づき、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、安全の確保に万全を期するよう指導する。

また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導する。

ｃ　社会福祉施設等の火災予防対策

社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

ｄ　火災予防運動の実施

町民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関と連携して年２回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

（２）　消防活動体制の確立

ア　情報の収集・連絡

ａ　情報の収集・連絡体制の整備

町は県を通じて、他市町村、警察、消防機関等の関係機関と夜間・休日等においても対応可能な情報の収集・連絡体制を整備する。

ｂ　通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、県との連携の下、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

イ　災害応急体制の整備

ａ　職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害発生現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指定する。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、ほかの職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

ｂ　防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化する。

ウ　消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平常時から埼玉東部消防組合、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

エ　緊急輸送活動への備え

町は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

警察は、平素から関係機関と連絡をとり、道路状況及び交通機関の実態を把握し、災害時に適切な交通確保（規制）措置がとれるよう交通対策を樹立しておくものとする。

オ　避難収容活動への備え

ａ　避難誘導

町は、避難所・避難路を指定し、日ごろから地域住民に周知徹底するとともに災害発生時の避難誘導に係る計画を作成する。

また、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

ｂ　避難所

町は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、町民への周知徹底に努める。

また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、避難所の運営管理のために必要な知識等の町民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、広域避難地を選定・確保する。

カ　施設、設備の応急復旧活動

町、その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を整備する。

キ　被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、町民等からの問い合わせに対応する体制について、計画を作成する。

ク　防災関係機関等の防災訓練の実施

町は県及び事業者等と連携して、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況等を加味し、適切な訓練実施時間を設定する等、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

（３）　防災知識の普及、訓練

ア　防災知識の普及

町は、県及び関係機関の連携の下、火災予防運動を実施し、町民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

また、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、町民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、町民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

学校等の教育機関や自主防災組織、町内会・自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

イ　防災関連設備等の普及

町は、町民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

ウ　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第２　農林水産災害予防

農地や農業用施設、農作物等は風水害等の被害を受けやすいため、災害予防事業の推進と、防災的見地からの営農指導に努める。

実施担当	都市施設整備課、産業振興課
防災関係機関	埼玉県春日部農林振興センター、関東農政局、土地改良区、農業協同組合（ＪＡ）

１　農地・農林漁業用施設対策

（１）　農業用の用排水路、河川等の整備に努めるとともに、農業団体の協力を得て、監視警戒体制、排水等の応急措置体制等の整備を促進する。

（２）　農地が冠水した場合に、速やかに移動ポンプで排水できるよう、県、関係団体等に協力を要請する体制を整備する。

２　農作物等対策

風水害、凍霜、干害等が予想される場合には、農業協同組合（ＪＡ）等関係団体を通して速やかに予報の徹底を図るとともに、関係機関・団体と連携をとり、水稲、野菜、果樹、畜産等について、栽培時期・品種・栽培方法・収穫時期等の調整、施肥、水管理、施設の補強、凍霜防除対策、病虫害の発生防止等、きめ細かな指導を行う。

第３　危険物等災害予防

危険物施設、高圧ガス施設、毒物・劇物取扱い施設による災害の発生及び拡大を防止するため、埼玉東部消防組合をはじめとする関係機関と連携し、保安体制の強化、法令に従った適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱いの基準の遵守、保安教育と訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防火思想の普及徹底を図る。

防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、関東経済産業局、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会

１　危険物施設

本町における危険物施設の設置状況は、表 １-１５のとおりである。

石油類をはじめ各種の危険物は、現在、重要なエネルギー源、原材料等として欠くことができず、また生活様式の高度化により広く一般家庭においても利用されている。

危険物施設が年々増加し、大規模化・集積化していること、また、危険物積載車両も増加していること等から、災害発生時においては甚大な被害が予想される。

表 1-１５　危険物施設数

危険物施設		施設数
貯蔵所	屋内貯蔵所	16
	屋外タンク貯蔵所	4
	屋内タンク貯蔵所	1
	地下タンク貯蔵所	20
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	36
	屋外貯蔵所	0
取扱い所	給油取扱所	26
	販売取扱所	0
	一般取扱所	20
総　数		123

資料：消防年報　令和２年版

（１）　保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱い者等に対し、保安管理の向上を図るため、埼玉東部消防組合は講習会、研修会等の保安教育を実施する。

（２）　規制の強化

埼玉東部消防組合は、危険物施設の立入検査を適時実施し強力な行政指導を行う。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化

イ　危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化

ウ　危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化

エ　危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

（３）　自衛消防組織の強化促進

ア　自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ　隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る

（４）　化学消防器材の整備

ア　埼玉東部消防組合に整備された化学車等の充実を図り、化学消防力の強化を促進する。

イ　危険物事業所における化学消火薬剤及び必要器材の備蓄を促進する。

２　高圧ガス施設

町内には液化石油ガス（ＬＰガス）などの高圧ガス施設が57施設ある。貯蔵タンクの大型化、設備の大規模化等が進んでおり、災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備等を推進する。

（１）　保安思想の啓発
　ア　高圧ガス保安法の周知徹底
　イ　各種講習会、研修会の開催
　ウ　高圧ガス取扱いの指導
　エ　危害予防週間の実施
（２）　規制の強化
　ア　製造施設、貯蔵所又は消費所等の推進
　イ　各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
　ウ　関係行政機関との緊密な連携
（３）　自主保安体制の整備
　ア　自主保安教育の実施
　イ　定期自主検査の実施と責任体制の確立

第４　文化財災害予防

本町には、文化財保護法により指定された文化財が１点、県文化財保護条例により指定された文化財が３点、町文化財保護条例により指定した文化財が22点、合計26点ある。

予想されるあらゆる災害に対しての予防対策を計画し､施設の整備を推進するとともに、保護思想の啓発、防災訓練等を行う。

実施担当	教育総務課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	埼玉東部消防組合

１　防災体制及び施設の整備

現在、国・県・町指定文化財のうち、消火警報設備がなく、博物館等や保存庫に収納されていない文化財がある（資料編　資料２６）。

そこで、火災、防雷対策と史跡の保護のため、以下の対策に努める。

（１）　体制整備
　ア　防火管理体制の整備
　イ　文化財に対する環境整備（危険物除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）、薬剤処理（蟻害、虫害、かび害の予防）
　ウ　火気の使用制限、たき火・禁煙区域の設定
　エ　火気の厳重警戒と早期発見
　オ　自衛消防と訓練の実施
　カ　火災発生時における措置の徹底

（２）　施設整備

ア　自動火災報知設備の設置、避雷針の設置

イ　消火器、消火栓、スプリンクラー等の整備

ウ　防護網防護柵等の設置、収蔵庫の整備（金庫式を含む）、施設への委託保管

エ　電気的安全性の定期検査励行

オ　防災施設の定期的な点検

カ　非常通報設備の点検等

２　現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

３　保護思想の普及及び防火訓練

（１）　文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じて、防災・防火意識の高揚を図る。

（２）　埼玉東部消防組合は町教育委員会と共に、防火訓練及び防火査察を行う。

風水害等対策編

第２章　災害応急対策計画

第２章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制

風水害等による災害が発生、又は発生するおそれがある場合に迅速な応急対策を行うため、町の活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整えて、応急対策活動を実施する。

また、大規模災害時には自衛隊と連携し、町民の安全を図り、被災者の救助に努める。

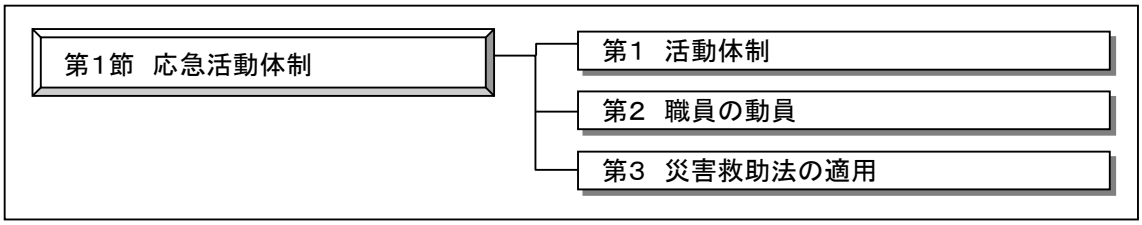

第１　活動体制

本町に大きな被害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、町がとる活動体制、応急活動対策を行うための動員計画及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。

実施担当	関係各課

１　初動対応

風水害等により災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、図 2-1に掲げる手順に従って活動体制に移行する。

図 2-1　活動体制の流れ

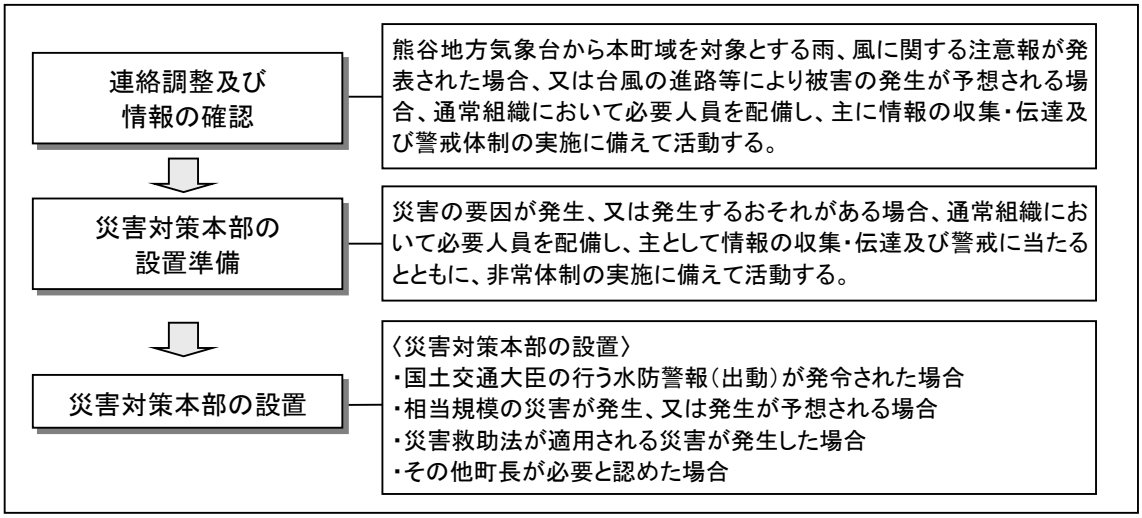

２　配備体制と配備基準

配備体制と配備基準は、表 ２-１のとおりである（資料編　様式１、２）。

表 ２-１　配備体制と配備基準

配備体制		配備基準	活動内容	配備体制決定権者	本部設置の有無
待機体制		○大雨・雷雨・洪水等の各注意報が発表されたとき。 ○台風の接近等が予想されるとき。	主に情報収集及び報告を任務として活動する体制	危機管理課長	×
小規模災害対応		○災害リスクが高い場合。	初動体制の確保	危機管理課長	×
水防本部		○大雨・洪水・強風等の発生するおそれがあるとき。	災害対応方針の判断	副町長	×
警戒体制	第一配備	○大雨・洪水・強風等の注意報が発令され、かつ災害の発生が予想されるとき。 ○台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき。 ○国土交通省の行う水防警報（待機）が発表されたとき。	災害の要因が発生するおそれがある場合、限られた少数の人員をもって当たるもので、情報の収集、警報等の伝達及び応急対応を任務として活動する体制	副町長	×
	第二配備	○暴風（台風）・大雨・洪水等の警報が発令され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ○台風又は集中豪雨の接近が予想され、災害が発生するおそれがあるとき。 ○国土交通省の行う水防警報（準備）が発表されたとき。	災害の要因が発生した場合、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は災害が発生した場合において、災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制	副町長	×
非常体制	第一配備	○国土交通省の行う水防警報（出動）が発表されたとき。 ○中規模の災害が発生、又は災害の発生が予想されるとき。 ○暴風（台風）、大雨、洪水等の特別警報が発令され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいとき。	中規模な災害が発生し、被害が予想される場合、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制	町長	○
	第二配備	○災害救助法が適用される災害が発生したとき。 ○大規模の災害が発生、又は発生が予想されるとき。 ○その他、町長が必要と認めたとき。	激甚な災害が発生した場合、町の全職員を動員し、町の組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制	町長	○

なお、職員の配備体制別職員動員計画書は表２－４のとおりとする。

３　災害対策本部の設置・運営

（１）　災害対策本部の設置

町長は、町域で風水害による災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第２３条の２第８項の規定に基づき災害対策本部を設置する(資料編　法令１、３)。

ア　設置基準

ａ　国土交通省の行う水防警報（出動）が発表されたとき。

ｂ　相当規模の災害が発生、又は災害の発生が予想されるとき。

ｃ　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生したとき。

ｄ　その他町長が必要と認めたとき。

イ　杉戸町水防本部の吸収

すでに、杉戸町水防本部（水防本部の組織体制は災害対策本部に準ずる）が設置されている場合には、災害対策本部に吸収する。

ウ　設置場所

災害対策本部は役場に設置する。ただし、役場が被災した場合は、すぎとピアに設置する（資料編　資料１）。

災害対策本部において用意すべき備品は、以下のとおりである。

表 2-2　災害対策本部に用意すべき備品

○優先電話及びFAX	○防災行政無線、消防無線	○災害対応用臨時電話
○複写機	○庁内放送設備	○テレビ、ラジオ
○災害処理表その他書類一式	○ハンドマイク	○筆記用具等事務用品
○懐中電灯	○防災関係機関一覧表	○その他必要資機材
○発電機(非常用電源)及び燃料	○災害時の町内応援協力者名簿	○パソコン
○プロジェクター	○職員名簿	
○被害状況図板、住宅地図及びその他地図		

エ　実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という）は町長とし、不在の場合は副本部長（副町長、教育長）とする。副本部長も不在の場合は、杉戸町役場組織規則第１２条（町長の職務代理）に定める以下の順位により代理する。

第１順位　総務課長

第２順位　杉戸町職員の給与に関する条例第3条に規定する職務の等級の上位の者

第３順位　職級が同じ場合は給与条例に規定する号給の多い者

（平時において職務代理者の順位を確認しておく）

オ　解散基準

ａ　町内において災害発生のおそれが解消したとき。

ｂ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ｃ　その他本部長（町長）が適当と認めたとき。

カ　設置・解散の通知

町長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、県知事、防災会議構成機関、その他の関係機関にその旨を通知する。

表 2-3　災害対策本部設置及び解散の通知

通知先	通知方法	連絡担当
職員	庁内放送、メール連絡網、電話、口頭	総務課、危機管理課、秘書広報課
埼玉県	災害オペレーション支援システム （使用できない場合は防災行政無線、FAX等）	
防災関係機関	県防災行政無線、電話、FAX	
一般住民	町防災行政無線、広報車、メール配信	
報道機関	県防災行政無線、口頭、FAX	
隣接市町	県防災行政無線、口頭、FAX	

（２）　災害対策本部の組織編成、事務分掌

Ｐ１０８　「震災編 第２章 第１節 第１ 活動体制」を準用する。

第２　職員の動員

待機体制、警戒体制及び非常体制ごとの職員の動員体制は以下のとおりである。

実施担当	関係各課

１　配備体制の確立

配備体制ごとの各部の動員数は原則として表 2-4のとおりとし、災害の状況に応じ、臨機応変に動員する（資料編　資料３）。

（１）　各部・各班で職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を明示して総務班に要請する。

ア　応援の場所

イ　応援に必要な人員

ウ　作業内容及び携帯品その他必要事項

（２）　要請を受けた本部総務班は各班の協力を得て動員派遣する。対応できないときは、他の市町又は県の職員の派遣を要請して応援を受ける。

表 ２−４　配備体制別職員動員計画表

災害対策本部の組織等	担当部署等	待機体制	※小規模災害対応	水防本部	警戒体制			非常体制	
					第一配備	災害対策本部	第二配備	第一配備	第二配備
本部統括班	危機管理課【班長】	○		○	○	○	◎	◎	◎
	住民協働課				○		○	◎	◎
総務政策班	秘書広報課【班長】			○		○		○	◎
	総合政策課						○	◎	◎
	総務課				○		○	◎	◎
	人権・男女共同参画推進課						○	○	◎
	管財契約課				○		○	◎	◎
	会計課						○	○	◎
	議会事務局						○	○	◎
	行政委員会						○	○	◎
町民班	町民課【班長】					○	○	○	◎
被害調査班	税務課						○	○	◎
	建築課【班長】				○	○	○	◎	◎
健康福祉班	福祉課【班長】				○	○	○	◎	◎
	子育て支援課				○		○	◎	◎
	高齢介護課						○	◎	◎
	健康支援課						○	○	◎
環境班	環境課【班長】					○	○	◎	◎
都市整備班	都市施設整備課【班長】	○		○	○	○	○	◎	◎
	市街地整備推進室						○	◎	◎
生活物資班	産業振興課【班長】			○	○	○	○	○	◎
避難所対策	教育総務課【班長】					○	○	◎	◎
	学校教育課						○	○	◎
	社会教育課						○	○	◎
	生涯学習センター・図書館・公民館						○	○	◎
	教育総務課（学校給食センター）						○	○	◎
上下水道班	上下水道課【班長】	○		○	○	○	○	◎	◎
消防班	杉戸消防署【班長】	埼玉東部消防組合の計画に基づく							

○：指定職員（必要な人員として、あらかじめ指定しておく）、◎：全職員
※小規模災害対応職員１１名については、別紙選出区分表の選出者より変動する。

２　動員の連絡系統

Ｐ１１８　「震災編 第２章 第１節 第２ 職員の動員」を準用する。

３　災害時の緊急措置

Ｐ１１８　「震災編 第２章 第１節 第２ 職員の動員」を準用する。

４　応急活動の留意点

Ｐ１１８　「震災編 第２章 第１節 第２ 職員の動員」を準用する。

第３　災害救助法の適用

Ｐ１２４　「震災編 第２章 第１節 第３ 災害救助法の適用」を準用する。

第２節　情報収集・伝達

本町域において災害が発生、又は予測された場合は、災害応急対策を行うための情報を収集・伝達、及び災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、町民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する計画を定める。

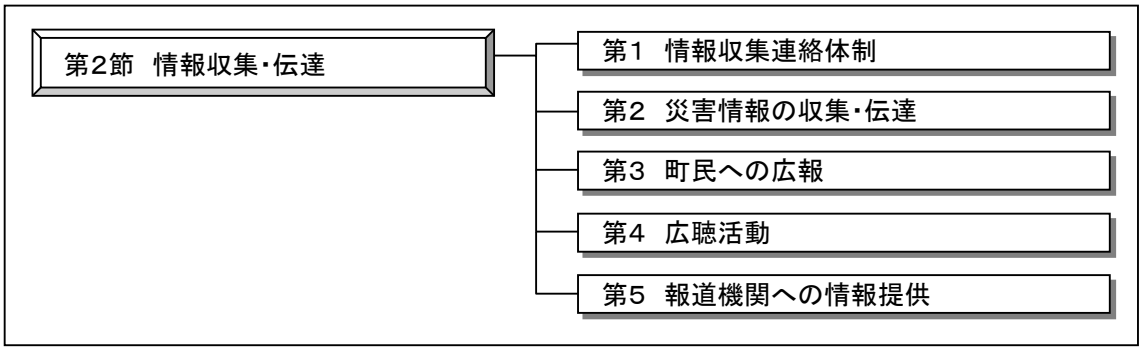

第１　情報収集連絡体制

Ｐ１２８　「震災編 第２章 第２節 第１　情報収集連絡体制」を準用する。

第２　災害情報の収集・伝達

風水害時には、町及び防災関係機関は相互に連携して、迅速かつ的確な災害情報の収集と共有化に努めるとともに、適切な広報を行う。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、管財契約課、危機管理課、税務課、福祉課、子育て支援課、
防災関係機関	埼玉県利根地域振興センター、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、埼玉県杉戸県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東総合通信局、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、ＮＨＫさいたま放送局、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、（一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

１　気象予報・警報等情報

（１）　気象情報の収集・伝達体制

町は、速やかに熊谷地方気象台等が発表する気象注意報、警報等の収集、分析に努め、災害警戒体制、災害対策本部の確立に努めるとともに、住民に的確に広報し、自主防災体制の確立を図る。

図　２－２　気象情報の収集・伝達体制

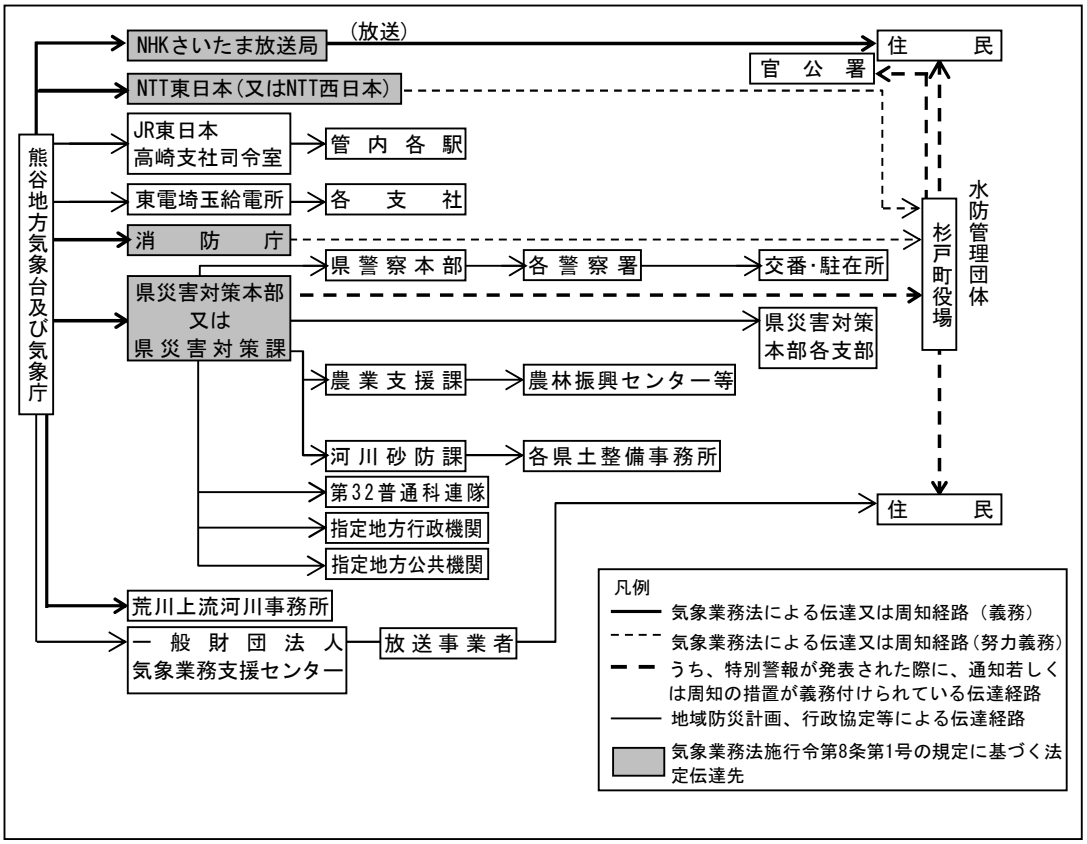

ア　熊谷地方気象台と町とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、町防災担当課責任者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、町長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、町が、避難指示の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求める。

また、県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時期を失することなく避難指示等が発令できるよう、町に積極的に助言するものとする。

表 2-5　熊谷地方気象台と町とのホットラインのタイミング

○既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合 ○特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合 ・台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合 ・実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は特別警報の切替えをした場合 ・特別警報を解除した場合 ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある

イ　各河川事務所と町とのホットラインの運用

各河川事務所は、下記の場合において水位現状、降雨状況及び今後の予測水位を伝えるため、町長へ情報提供する。

なお、大規模な漏水、法崩れなど堤防の決壊につながる恐れのある被害があり、広範囲に影響をおよぼす場合は、水位等の情報に加え詳細情報についても、第二のホットラインにより、町防災担当課責任者等へ情報提供する。

表 2-6　各河川事務所と町とのホットラインのタイミング

○ホットライン ・避難判断水位、氾濫危険水位への到達予測が出た時点 ・大規模な漏水、法崩れなど、堤防の決壊につながる恐れのある状況が発生した場合

（２）　注意報・警報等の種類及び発表基準等

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

ア　対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表に当たり市町村をまとめた地域（６地域）を用いることもある。天気予報は一時細分区域（３区域）に区分して発表する。

表 2-7　区分

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、**杉戸町**、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	（秩父地方）	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

イ　種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、表 2-9に掲げるとおりである。

ウ　気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

エ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

オ　記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、記録的な１時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、杉戸町の発表基準は100㎜以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながる

ような稀にしか観測しない雨量の雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

カ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻が発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

表　2－8　注意報・警報・特別警報の概要

注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

表 ２－９　注意報・警報・特別警報の発表基準

（一次細分区域：南部、二次細分区域：杉戸町）　令和3年6月8日現在

特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	18
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	－
	洪水		流域雨量指数基準	大落古利根川流域=15.4、中川流域=18.7、倉松川流域=11.7
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部[栗橋]、江戸川[西関宿]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	117
	洪水		流域雨量指数基準	大落古利根川流域=12.3、中川流域=14.9、倉松川流域=9.3
			複合基準	大落古利根川流域（6，12.3）、倉松川流域（6，9.3）
			指定河川洪水予報による基準	江戸川[西関宿]
	強風		平均風速	11m/s
	風雪		平均風速	11m/s雪を伴う。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		雷雨等で被害が想定される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%実効湿度 55%	
	なだれ			
	低温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合	
			冬期：最低気温-6℃以下※気温は熊谷地方気象台の値	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）で被害が想定される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

資料：市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説（気象庁ホームページより）

※1特別警報の発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

※2大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。

※3大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

※4表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

※5表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

※6大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図を参照（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_h.html）。

※7大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

※8土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料を参照のこと（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）。

※9洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。

※10高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

※11地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

表 ２－１０　大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「極めて危険」（濃い紫）：重大な洪水災害がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

（３）　消防法に基づく火災気象通報

当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたとき、熊谷地方気象台長が県知事に通報する。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

（４）　消防法に基づく火災警報

町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、基準により火災警報を発令してその周知徹底を図る。

表 ２－１１　火災警報等

種類	発表基準
火災警報	１　実効湿度60％以下,最低湿度40％以下になり、最大風速7m/sを超える見込みのときであって、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に発令する。 ２　平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのときであって、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に発令する。
烈風警報	平均風速15m/s以上となり、かつ警防上必要があると認めたとき発令する。
雷警報	熊谷地方気象台から雷注意報を受報したとき、気象の状況により発令する。
大雪警報	熊谷地方気象台から大雪注意報及び大雪警報を受報し、降雪の状況により必要と認めたとき発令する。

２　雨量と水位情報

町内の主要河川及び水路に水位計、町庁舎等に雨量計を設置し、雨量と水位情報の収集伝達を行い迅速な水害応急活動を実施する。

３　水防情報

（１）　洪水予報、水位到達情報及び水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、県内を3区域6地域に細分して熊谷地方気象台が発表するものと、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表するものとがある。

水防警報は、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣あるいは県知事が指定した河川について実施することとなっている。

以上のうち、本町に関係あるものは、次のとおりである。

ア　国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第２項により、国が管理する河川のうち、洪水予報を行う河川・区域は表 ２-１２のとおりである。

また、洪水予報により発表される情報の種類は、表 ２-１３のとおりである。

表 ２-１２　洪水予報を行う河川

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
利根川	栗橋	2.70	5.00	6.90	8.80
江戸川	西関宿	4.50	6.10	7.90	8.70
荒川	熊谷	3.00	3.50	5.00	5.50

表 ２-１３　洪水予報の種類

種類	解説
氾濫注意情報	当該河川の洪水予報基準観測所で水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。町は避難準備情報（要配慮者避難情報）発令を判断し、水防団は出動する。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報	当該河川の洪水予報基準観測所で水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。町は高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報	当該河川の洪水予報基準観測所で水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表する。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、町は避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報	当該河川の洪水予報区間で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、町は必要な場合は緊急安全確保を発令する。命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

イ　県知事が実施する水位周知（水防法13条第２項）

水防法第13条第２項により、県知事の行う水位周知の区域及び対象となる基準水標は、表 ２-１４のとおりである。

また、水位周知河川における水位到達情報の種類及び発表基準は、表 ２-１５のとおりである。

表 ２-１４　水位到達情報の通知を行う河川

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	氾濫危険水位（m）
大落古利根川	杉戸	7.25	7.70	7.91

表 ２－１５　水位到達情報の種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

ウ　国土交通大臣及び県知事が実施する水防警報（水防法16条）

水防法第16条により、国土交通大臣及び県知事の行う水防警報の区域及び対象となる基準水標は、表 ２－１６及び表 ２－１７のとおりである。

また、水防警報の種類及び水位の種類は、表 ２－１８及び表 ２－１９のとおりである。

表 ２－１６　河川及びその区域

水系	河川名	基準水位観測所	水防警報区域		発表を行う者
利根川	利根川	栗橋	左岸	自：茨城県古河市中田新田 至：同県猿島郡境町桐ヶ作	利根川上流河川事務所
			右岸	自：埼玉県久喜市栗橋 至：茨城県猿島郡五霞町大字山王	
	江戸川	西関宿	左岸	自：幹川分派点 至：千葉県野田市岡田	江戸川河川事務所
			右岸	自：幹川分派点 至：埼玉県春日部市新宿新田	
	大落古利根川	杉戸	左岸	自：埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野 至：埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩（中川合流点）	埼玉県
			右岸	自：埼玉県南埼玉郡宮代町和戸 至：埼玉県越谷市増森（中川合流点）	
荒川	荒川	熊谷	左岸	自：埼玉県深谷市荒川 至：埼玉県上尾市大字平方	荒川上流河川事務所
			右岸	自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜 至：埼玉県川越市大字中老袋	

表 ２－１７　水防警報の対象となる基準水標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
利根川	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	6.90	8.80
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市大字西関宿	4.50	6.10	7.90	8.70
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50
大落古利根川	杉戸	杉戸町大字杉戸	7.25	7.70	—	7.91

表　２－１８　水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	１　出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２　水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対策策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき。又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

表　２－１９　水位の種類

種類	内容
水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位
氾濫注意水位	法崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険性がある水位 水防団が出動して河川の警戒にあたる水位 町長による高齢者等避難の発令判断の目安であり、河川の氾濫に関する住民への注意喚起
避難判断水位	町長による避難指示等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位
氾濫危険水位	溢水・氾濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位

（２）　水防情報の収集・伝達

洪水予報及び水防警報の伝達系統は、図 ２-３、図 ２-４のとおりである。

図 ２-３　洪水予報の伝達系統（国土交通省と気象庁が共同して発表する洪水予報）

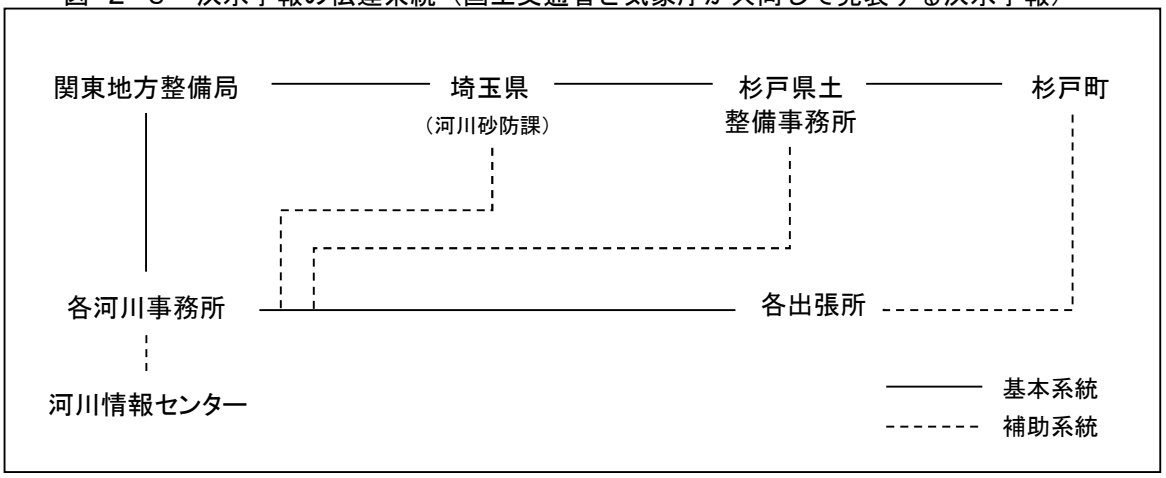

図 ２-４　水防警報の伝達系統（国土交通大臣が実施する水防警報）

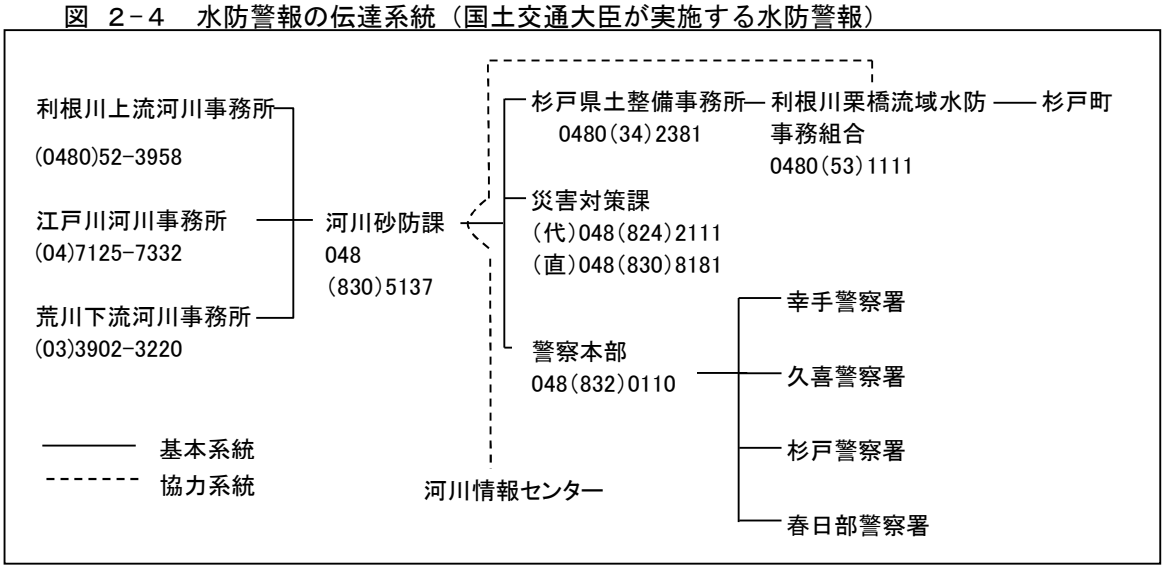

（３）　要配慮者関連施設への伝達

本計画に定められた要配慮者関連施設（資料編　資料１７）に対しては、町が電話、ＦＡＸ又は電子メールにより気象情報等洪水予報等を伝達に努める。

（４）洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合，混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから，災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

（５）局地的短時間豪雨

町は、避難指示発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する

４　異常な現象発見時の通報

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

（１）　発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条）。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第２項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第３項）。

（２）　町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、本計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（３）　前項通報の中で気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

ア　気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばたつ巻、強い雹（ひょう）等

イ　地震・火山に関する事項

ａ　火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

ｂ　地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

（４）　気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

（５）　現象の説明

ア　噴火現象

噴火（爆発、熔岩流、泥流、軽石流、熱雲流）及びそれに伴う降灰砂等。

イ　噴火以外の火山性異常現象

ａ　火山地域での鳴動の発生

ｂ　火山地域での地震の群発

ｃ　火山地域での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

ｄ　噴火口、火口の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量・色・温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化

ｅ　火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇・量・味・臭・濁度・温度の異常等顕著な変化

ｆ　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等

ｇ　火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量・臭・色・濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石・魚類等の浮上等

図　２−５　災害、異常現象通報伝達系統図

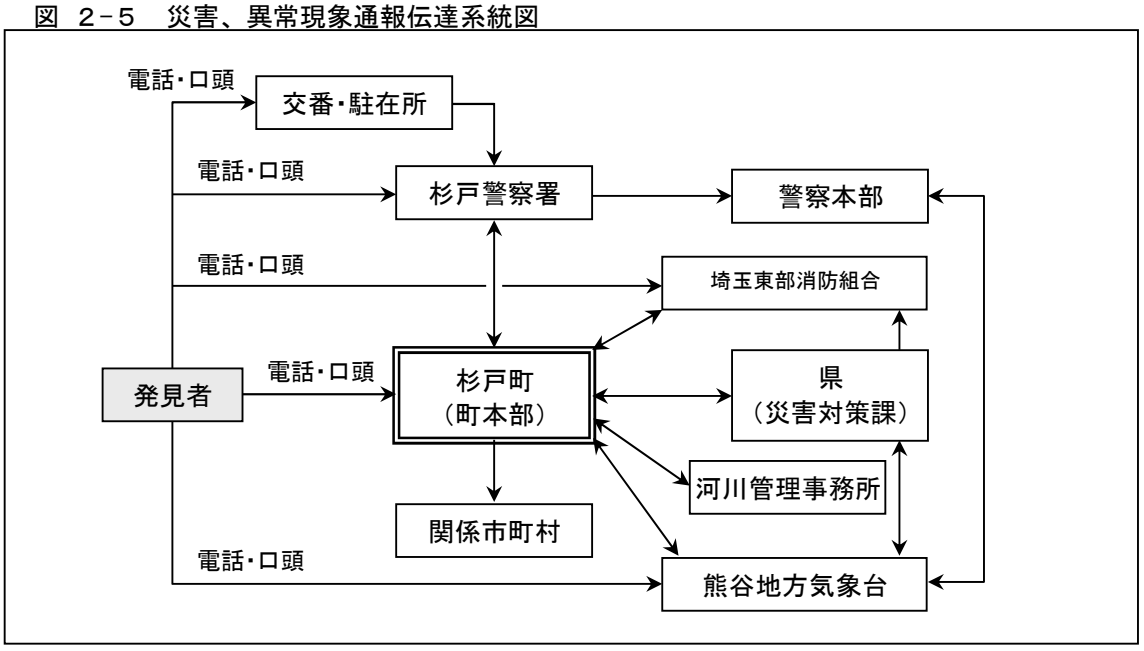

（６）　町災害対策本部への報告

各班長は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に災害対策本部長に報告する。

５　被害調査

（１）　調査班の編成

調査に当たっては、各部の調査班が各区長及び関係機関等の協力を得て実施する。災害の状況によって各部が合同で調査を実施した場合が有効である場合は各班長が協議し、合同調査班を編成する。

（２）　調査の応援

被害が甚大なため町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求める。

（３）　被害状況の報告

各調査班長は、被害状況等の状況を災害の推移に応じ、時間を区切って調査結果を取りまとめ、本部長に報告する。

（４）　被害状況写真

被害状況の写真は、被害状況が明瞭にわかるように撮影し、写真の裏面に撮影年月日、撮影時刻、撮影場所、被害者氏名等を記入する。

（５）　被害の確定

情報部は、災害応急対策を終了した時点で、調査班からの被害状況報告に基づき、関係各班と協議の上、最終の取りまとめを行う。

（６）　災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準は、「被害調査要領」（資料編　法令７）を準用する。

６　人的被害情報の収集・伝達

大規模な風水害発生時には、広域的あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想されるとともに、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるため、状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

そこで、各部は担当業務の被害調査に関連して速やかに人的被害を収集し、秘書政策課は各部からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づいて人命救助に関する情報を遺漏がないように把握するとともに、収集情報に基づいて人的被害の情報図を作成し、被害の発生状況を把握する（資料編　様式５、６）。

なお、被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。

７　一般建築物被害情報の収集・伝達

一般建築物の被害に関する情報は、災害応急対策の実施の上で重要であることから、町域全体の被害状況を速やかに把握する（資料編　様式６）。

８　公共土木・建築施設被害情報の収集・伝達

町が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は現地写真等により記録する。また、国、県等の管理する公共施設の被害については、各部が各関係機関から災害情報を把握する（資料編　様式６、８）。

９　ライフライン被害情報の収集・伝達

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の町民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する（資料編　様式６）。

１０　交通施設被害情報の収集・伝達

交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県及び東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

１１　その他被害情報の収集・伝達

その他の被害としては、商業、工業、農業等があげられ、被害の情報収集は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から把握する。

１２　被害調査の報告（資料編　様式４～６）

（１）　災害対策本部への報告

各部、防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、災害対策本部へ報告する。

（２）　県への報告

本部で把握した被害状況を、災害オペレーション支援システムにより県本部（設置前は埼玉県災害対策課及び埼玉県利根地域振興センター）へ報告する。災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、ＦＡＸ等により報告する。

あわせて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告するとともに、被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

なお、被害の程度の調査に当たっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。

表　２－２０　報告の種別

被害速報	発生速報	○「発生速報」により、発生直後から1時間程度で被害の概要を報告する。 ○この段階では、被害の種類や規模、職員動員体制の状況、災害対策本部活動の支障見込み等について、把握して報告する。
	経過速報	○「経過速報」により、被害状況の進展に伴い収集した被害状況について逐次報告するものとし、特に指示する場合のほかは2時間ごとに行う。 ○この段階では、人的・物的被害の把握数量と、措置状況、対策上の問題点等を、発信時間を明らかにして逐次報告する。
確定報告		○被害報告判定基準（資料編　法令7）を参考として、「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に報告する。 ○この段階では、最終的な被害数量を報告する。

表　２－２１　報告先

被害速報及び確定報告は、埼玉県災害対策課に報告する。 なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。 電話　048-830-8111（直通） 防災行政無線　6-8111

（３）　消防庁への報告

通信の途絶等のため県本部への報告が不可能な場合は、国（消防庁）に直接報告し、通信回復ののち、県本部へ報告する（表　２－２２）。

表　２－２２　報告先

手段＼報告先		平日（9:30～18:15） 消防庁応急対策室	左記以外 消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、回線選択番号を示す。

（４）　被害の判断基準

被害調査要領「被害報告判定基準」（資料編　法令７）に定めるところにより認定する。

第３　町民への広報

Ｐ１４０　「震災編 第２章 第２節 第３ 町民への広報」を準用する。

第４　広聴活動

Ｐ１４３　「震災編 第２章 第２節 第４ 広聴活動」を準用する。

第５　報道機関への情報提供

Ｐ１４５　「震災編 第２章 第２節 第５ 報道機関への情報提供」を準用する。

第３節　応援要請・要員確保

風水害による災害の規模が大きく、町単独では応急対策の実施が困難なときは、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している県、他市町村、各団体、自衛隊等に応援要請を行う。

また、災害応急対策を遂行する上で不足する労働力については、必要な要員を確保する。

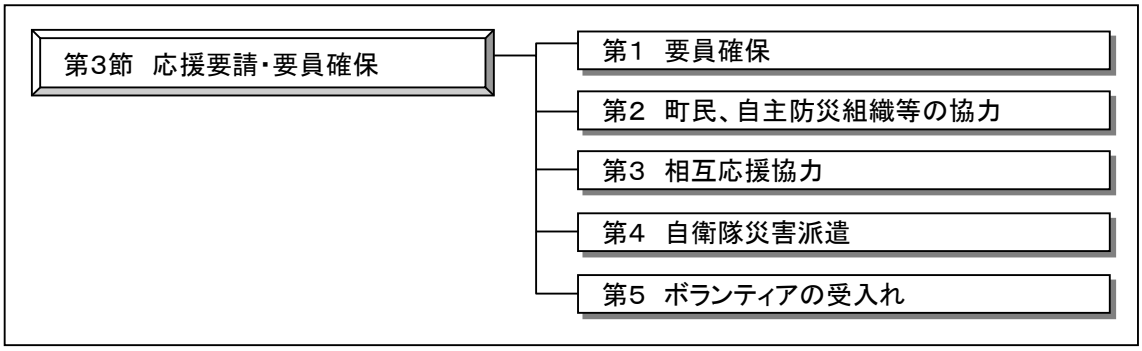

第１　要員確保

Ｐ１４６　「震災編 第２章 第３節 第１ 要員確保」を準用する。

第２　町民、自主防災組織等の協力

風水害が発生するおそれのあるとき、又は発生した場合、町民は速やかに避難活動を図り、自主防災組織は町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。

また、事業所は、防災コミュニティの一員として自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

実施担当	危機管理課、
防災関係機関	埼玉東部消防組合、自主防災組織

１　町民、事業所等の責務

町民、事業所等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努めなければならない。

２　町民としての活動

町民は、災害が発生したときは、次の活動を行う。

（１）　情報の入手

町民は、台風や集中豪雨等による避難活動を迅速に行うため、また、浸水等による家屋損壊等の被害を軽減するため、ラジオ・テレビ等により気象情報を入手するとともに、町や埼玉東部消防組合が行う防災行政無線等による情報の入手に努める。

また、近所に要配慮者が住んでいる場合は、入手情報の伝達等声掛けを行う。

（２）　家財道具等の避難

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域住民は、表 2-２３に示す対策を実施し、災害による被害の軽減に対処する。

表 2-２３　浸水対策

○畳は高い台の上に積み重ねる（押入の上段を利用する）。
○タンスは引き出しを抜き、高い所に置く。
○押入の下段のものは上段に移す。
○ガスの元栓を閉め、電源を切る。
○溝や下水は流れを良くしておく。

（３）　建物家屋の補修

台風等の到来に際しては、事前に自宅の屋根や塀等の修理、飛来物の撤去・固定及び排水側溝の清掃等を実施する。

（４）　二次的災害の防止対策

町民は、二次災害の発生を防止するため、表 2-２４に示す災害予防の実施を図る。

表 2-２４　二次的災害防止活動

○破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意
○危険物施設等での配管の破損、危険物の漏洩に対する注意
○倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立入禁止
○盗難、事故等の注意

（５）　浸水被害の後始末（資料編　資料２５）

台風や集中豪雨により浸水被害を受けた町民は、浸水に伴う危険性を充分に考慮して被災家屋等の後始末を行う（表 2-２５）。

特に道路冠水により、マンホール、窪地、水路等が不明確なため転落の可能性があることに十分に注意する。

また、要配慮者に対しては、家財道具の後片付け等を含め地域住民が協力して手助けする。

表 ２-２５　浸水被害の後始末

○家の中の水を掃き出す。
○消毒、汲み取りを依頼する。
○家中を開け放し、通風を良くして乾燥させ、石灰を散布する。
○床板、柱等は水洗いし、クレゾール水で拭く。
○水をかぶった食品は絶対に食べない。
○衣類を洗濯し、漂白できるものは次亜塩素酸ソーダで漂白する。
○水につかった畳は腐るので、取り替える。
○消毒薬での手洗いを行う。

３　事業所等としての活動

事業所等は、災害が発生したときは、次の活動を行う。

（１）　当該事業所等の出火防止、初期消火活動

（２）　従業員等の安全確保、避難及び帰宅困難者の措置

（３）　要請があった場合の地域における救助活動等の協力及び必要機材等の貸与又は譲与

（４）　要請があった場合の地域自主防災組織活動の協力

（５）　その他、要請があった場合の災害応急対策業務の協力

４　自主防災組織としての活動

自主防災組織は、防災コミュニティの核となり、地域における防災活動で大きな役割を担うことから、自主防災組織本部を設置して町災害対策本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努める（図 ２-６）。

（１）　自主防災組織の動員

自主防災組織の会長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、被害の規模等を考慮した上で、防災発令連絡網に従った連絡を実施する。

また、昼間だけでなく夜間においても必要最小限の人員の確保に努める。

（２）　自主防災組織本部の設置・運営

自主防災組織の会長は、災害が発生し、かつ相当規模の災害が予想される場合、被害状況の把握、設置場所の安全性の確認を行い、自主防災組織本部を設置するとともに、町災害対策本部に報告する。

自主防災組織本部の実施責任者は会長とし、不在の場合は副会長とする。

（３）　自主防災組織災害対策本部の設置基準

ア　地域で相当規模の被害が予想される場合。

イ　相当規模の災害が発生し、町災害対策本部が設置された場合。

図　2－6　自主防災組織の構成と活動モデル

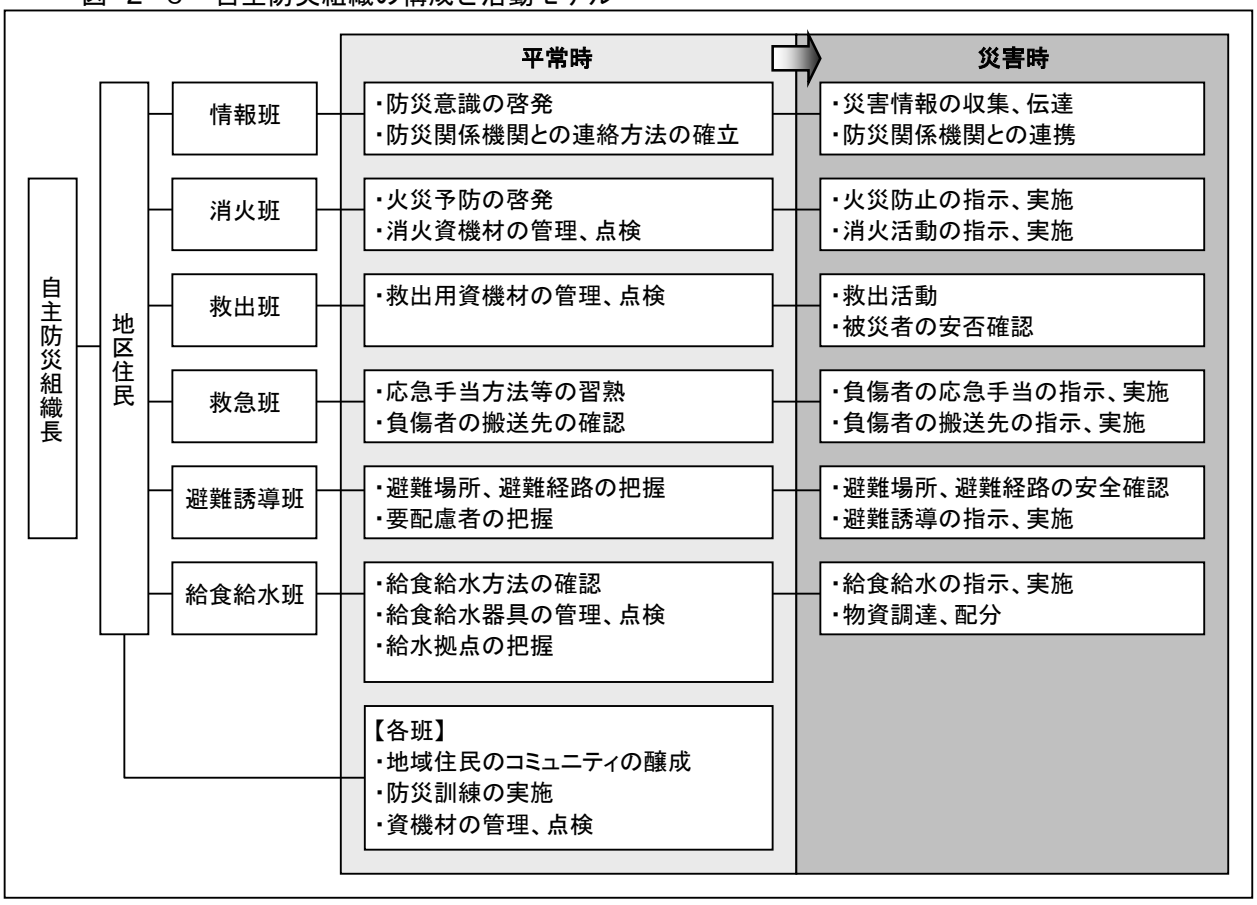

５　事業所・自主防災組織に対する活動の要請方法

（１）　事業所等に対する活動の要請方法

ア　活動の要請者

事業所等に対する活動要請は、災害対策本部の関係班においてその協力の必要を認めたとき、各班長が直接事業所等の責任者に対して行う。

イ　要請の手続き

活動要請を行う場合には次の点を明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮する。

ａ　活動の場所、時間（期間）

ｂ　協力希望の人員

ｃ　活動の内容

ｄ　資機材の貸与等の場合は、その必要とする機材等の品名、数量

ｅ　その他参考となる事項

ウ　活動決定後の報告

活動の協力が決定した場合、要請を行った班長等はその内容を本部長（本部統括班）に報告する。

（２）　自主防災組織に対する活動の要請方法

ア　活動の要請者

自主防災組織に対する活動要請は、災害対策本部の関係班においてその協力の必要を認めたとき、各班長が直接自主防災組織の責任者に対して行う。

イ　要請の手続き

活動要請を行う場合には次の点を明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮する。

ａ　活動の場所、時間（期間）

ｂ　協力希望の人員

ｃ　活動の内容

ｄ　調達を必要とする資機材等の品名、数量

ｅ　その他参考となる事項

第３　相互応援協力

Ｐ１５１　「震災編 第２章 第３節 第３ 相互応援協力」を準用する。

１　防災関係機関への応援要請

町は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、公共機関等と連携し被害の軽減に努める。

（１）　責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び本計画の定めるところによりその分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

（２）　活動体制

ア　組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務基準を定めておく。

イ　職員の派遣

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

第４　自衛隊災害派遣

Ｐ１５５　「震災編 第２章 第３節 第４ 自衛隊災害派遣」を準用する。

第５　ボランティアの受入れ

Ｐ１６０　「震災編 第２章 第３節 第５ ボランティアの受入れ」を準用する。

第４節　水防活動

洪水に際し、水害を警戒し、防御し、又はこれによる被害を軽減することを目的として、と杉戸町消防団水防出動計画（資料編　資料６）に基づき、水防活動を実施する。

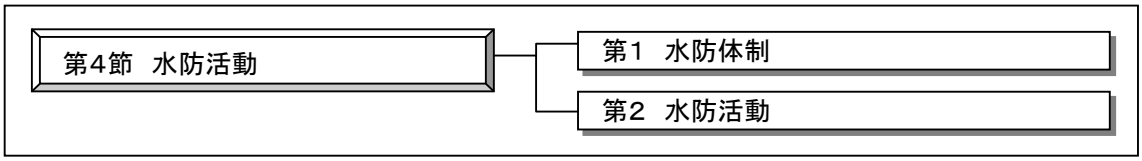

第１　水防体制

水防活動は、町、消防団、警察署等が綿密な連携を図り実施し、また、災害の発生状況に応じて組織を拡大、縮小する。

実施担当部署	危機管理課、都市施設整備課、産業振興課、 上下水道課、
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、関東地方整備局、関東農政局、 埼玉県総合治水事務所、利根川栗橋流域水防事務組合、 埼玉東部消防組合

１　実施責任

本町における水防活動は、江戸川については、利根川栗橋流域水防事務組合で実施し、町長は支部長として杉戸町水防本部を指揮する。他の河川については、町長を本部長とする杉戸町水防本部が水防活動を実施する。杉戸町水防本部の組織体系は災害対策本部に準ずる。

２　水防体制

（１）　水防本部の設置

県知事から洪水予報を受けた町長は、洪水のおそれがあると認めたときは、水防本部を設置する。水防本部が設置されるまでの間は、危機管理課で連絡業務を行う。

（２）　災害対策本部の設置

洪水警報が発令されたとき、すでに水防本部が設置されている場合には、災害対策本部に水防本部を吸収する。

３　水防団の出動

水防団の出動の基準は、次のとおりである。

（１）　洪水予報が発表され、洪水のおそれがある場合には、町長は必要に応じて、職員等の緊急動員を行う。

（２）　水防計画に基づき、水防団（消防団員）又は消防機関に出動命令を下すのは、おおむね次の場合とする。

ア　水防警報によって水防団（消防機関）に待機、準備、出動、指示、解除等の発表がなされたとき。

イ　県知事から出動の指示があったとき。

ウ　水防管理者が必要と認めたとき。

表　２−２６　水防団の出動

出動別	摘要
第1次出動	資材準備、点検、水こう門の開閉点検及び巡視
第2次出動	一部出動
第3次出動	全員出動

第２　水防活動

町長は、河川の氾濫、又はこれに準ずべき事態が発生するおそれがあると認める場合は、消防機関又は水防関係団体に対して出動を要請し、水害の警戒及び防御に当たらせる。

実施担当部署	危機管理課、都市施設整備課、産業振興課、 上下水道課、
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、関東地方整備局、関東農政局、 埼玉県総合治水事務所、利根川栗橋流域水防事務組合、 埼玉東部消防組合

水防作業、決壊通報、協力応援、水防報告については、杉戸町消防団水防出動計画及び埼玉県水防計画による（資料編　資料６）。

第５節　救援・救護活動

災害発生時には、被災者の生命の安全を確保するとともに、人心を安定させるため迅速な救援・援護活動を実施する必要がある。

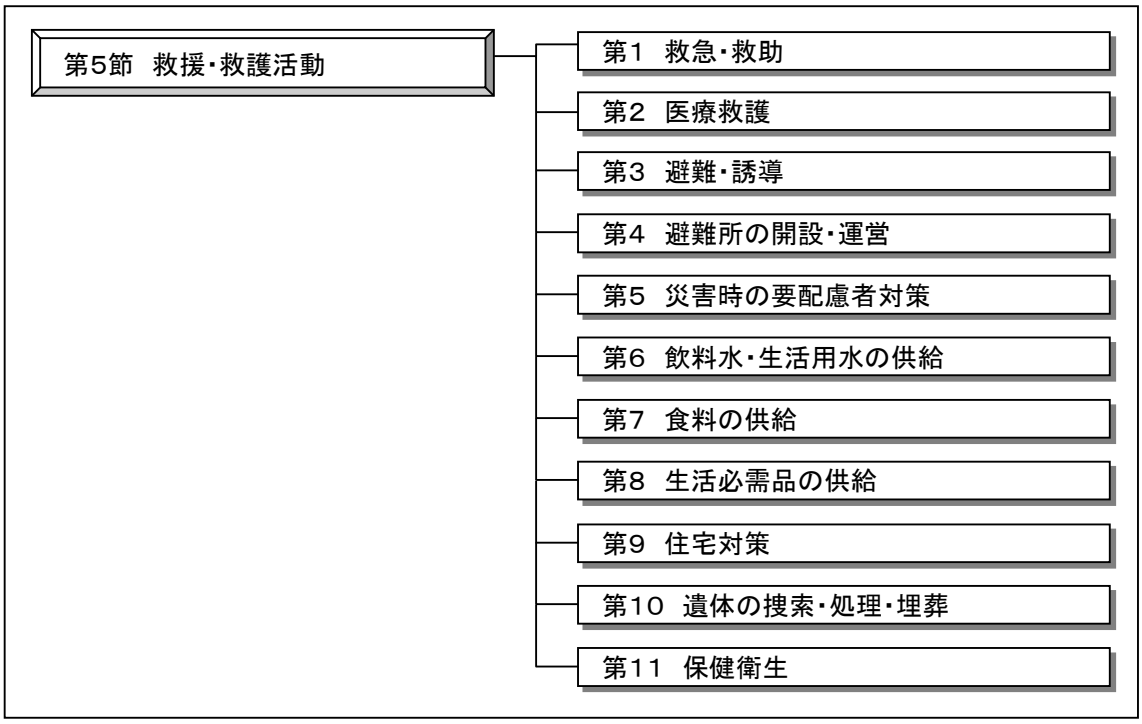

第１　救急・救助

災害のため、生命や身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対しては捜索を行い、救助・保護する。

災害発生直後においては、各地で多数の人命救助の要請が発生することが予想されるため、町は消防・防災関係機関との連携の下、総力をあげて救急・救助活動に当たる。

実施担当	危機管理課、町民課、
防災関係機関	幸手保健所、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、陸上自衛隊、自主防災組織

１　救急・救助活動の基本方針

（１）　救命活動の優先

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救命活動を優先して実施する。

（２）　重傷者優先の原則

救命を必要とする負傷者を優先して処置し、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携の上、救急・救助活動を実施する。

（３）　要配慮者優先の原則

負傷者が多数の場合の救急・救助活動は、幼児及び老人等の要配慮者を優先して実施する。

（４）　火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助事案が併発している場合は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を実施する。

（５）　救急・救助の効率重視の原則

同時に多数の救急・救助事案が併発している場合は、救命効果の高い事案を優先し、同時に多数の救急・救助事案が併発している場合は、多数の人命を救護できる事案を優先に効率的な救急・救助活動を実施する。

２　救急・救助出動

（１）救助出動の優先順位

複数の救助事案を覚知した場合の優先順位は、おおむね表 ２-２７による。ただし、事故の規模等からこれらにより難い場合はこの限りでない。

表 ２-２７　救助出動の優先順位

①危険物、毒劇物、可燃性ガスの流出及び漏洩事故
②不特定多数の者を収容する建築物の倒壊事故
③列車、電車の衝突事故、転覆事故
④一般建物、工作物（橋りょう等）の倒壊事故
⑤その他の事故

（２）　救急・救助事案の現場に出動途上の留意事項

救急・救助事案の現場への出動途上には、次の事項に留意する。

表 ２-２８　救急・救助事案の現場に出動途上の留意事項

○火災を発見した場合は直ちに本部に報告し、消防団、地域の住民に協力を求める。
○出動先の救助事案よりも重大で優先順位が高い救助事案を発見した場合は、その内容を本部に報告し、順位の高い現場に出動する。
○救急・救助出動の途上でも、災害事案の発見に努める。

３　救急・救助活動

埼玉東部消防組合の計画に基づくものとするが、基本的な活動は以下のとおりである。

（１）　救助の順位と効率の重視

消防署の救助は救命措置を必要とする者を優先に救出し、軽傷者は消防団及び付近の住民等に協力を求めて救出を行う。

ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は容易に救助できる者を優先とし、短時間に一人でも多く救出する。

（２）　火災現場付近における救出

救助事案が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

（３）　応急救護所の設置

負傷者が多数発生している場合は、現場に応急救護所を設置して救護活動を行う。

（４）　消防団員及び一般住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は消防団員及び付近の住民等に指示し、現場付近の応急救護所又は医療機関に搬送させる。

（５）　負傷者の搬送

負傷者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全かつ傷病に適応する医療機関等に搬送する。

（６）　負傷者に対する救急措置

負傷者に対する救急措置は救命の措置を必要とする者を優先とし、その他の負傷者は消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行わせる。

（７）　要配慮者の救出

高齢者、障がい者、病人等の要配慮者の状況確認を行い、必要に応じて、一時集合避難場所から避難所に誘導する。

（８）　危険が予想される地域の監視

危険の予想される地域については、消防署員及び消防団員による監視を行う。

（９）　救急・救助活動時の留意事項

救急・救助活動の実施に当たり、次の事項に留意する。

表　２−２９　救助・救出活動時の留意事項

○倒壊した家屋からの救出作業は、あらかじめ確保してある救助用資機材（チェーンソー、鋸、バール、かけや、ジャッキ、ロープ等）や身近な道具、器具等を利用し、救出作業を行う。
○救助活動に当たっては、二次災害を引き起こさないよう、できる限り革手袋・ヘルメット・長袖シャツ・防塵マスク等を着用するとともに、作業の安全性を確保する。

４　応援要請

災害の状況に応じて必要があると認めるときは、時期を逸することなく、「第５章　第２節　応援要請・要員確保」に基づいて、各機関への応援要請を行うとともに、各機関の動員数、場所、提供可能な資機材等について調整を図る。

５　行方不明者の捜索活動

建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者の発生が予想される場合は、速やかに行方不明者の安否を確認することが必要である。

（１）　行方不明者の安否確認

地域住民及び警察等の協力を得て、行方不明者の安否を確認する。行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合の上で行う。

（２）　行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、災害の規模等の状況を踏まえて、警察署、自衛隊等の関係機関や自主防災組織、ボランティア、地域住民の協力を得て実施する。

６　災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、県に請求する。

第２　医療救護

Ｐ１７２　「震災編 第２章 第５節 第２ 医療救護」を準用する。

第３　避難・誘導

風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域にある町民を安全地域に避難させるため、避難誘導を的確に実施するための対策を定める。

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館、
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　避難の流れ

災害発生時、町民が自ら避難する場合、又は町職員等が町民を避難誘導する場合は、以下のとおりとする（資料編　資料１３、１４）。

（１）　一時集合避難場所への避難

町民の自主的判断で避難が必要な状況が発生する場合、又は家屋の浸水等の危険が迫っている場合、町民は一時集合避難場所に避難する。

一時集合避難場所に避難した後は、速やかに浸水想定区域（洪水ハザードマップ）等を確認して、指定緊急避難場所及び指定避難所に移動する。

一時集合避難場所に集合した町民は、自主防災組織等を中心に組織化し、周辺の状況に注意する。

この段階で、浸水等の危険がなく、自宅が被害を免れた、又は自宅の被害が軽微な町民は、各自の自宅に帰宅する。

（２）　指定緊急避難場所（地震又は洪水による避難場所を指定（資料編　資料１３））への避難

一時集合避難場所で組織化した後、地域の危険が去っていない場合、又は避難指示が出されている場合、町民は一団となって指定緊急避難場所へ避難する。

また、避難所の安全性が確保された場合、浸水等により自宅に帰宅できない被災者を指定緊急避難場所で収容する。

引き続き長期の避難が必要な場合は、指定避難所に移動する。

（３）　指定避難所（滞在するための避難所を指定（資料編　資料１３））への避難

被害が大きい場合、又は避難所生活が長期化する場合、町民は指定避難所へ移動する。長期にわたる避難生活はここで行う。

（４）　浸水想定区域（洪水ハザード）内に含まれる要配慮者関連施設（病院、高齢者施設、身障者等福祉施設）の管理者は、危険が予想される場合、速やかに安全な避難施設へ移動する（資料編　資料１７）。

２　避難の指示

（１）　実施責任者

避難の指示及び避難場所の開設は、原則として町長が行う。ただし、避難場所の開設については、災害救助法が適用された場合は原則として県知事が行うが、その職権の一部を委任された場合、又は県知事の実施を待つことができない場合は町長が行う。

表　２－３０　避難に係る実施責任者

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	要件
指示	町長	災害対策基本法 第60条	災害全般	災害が発生、又は発生するおそれがある場合、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるとき。
	県知事、 県知事の命を受けた県職員	水防法第29条、 地すべり等防止法 第25条	洪水 地すべり	河川の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者	水防法第29条、	洪水	危険が切迫した場合において町長が避難の指示をすることができないと判断したとき、又は町長からの要求があったとき。
	警察官	災害対策基本法 第61条、警察官 職務執行法第4条	災害全般	
	派遣自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。

※災害対策基本法第60条又は第６１条に基づく避難の指示は、立退き避難の指示と、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときの緊急安全確保措置の指示がある。
※緊急安全確保措置とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指す。

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長にかわって実施しなければならない。

（２）　避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、表 ２-３１（１）・（２）に示すとおりである。

表２-３１（１）　避難情報の概要

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル５】緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況 ・立退き避難がかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に「緊急安全確保」の行動をとるよう促す状況 ＊緊急安全確保は必ず発令されるとは限らない。	○命の危険があることから直ちに安全確保 ・災害が発生、ひっ迫した段階での行動であり、立退き避難し遅れた居住者等のとるべき次善の行動である。 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置をとる。
【警戒レベル４】避難指示	・災害の発生する可能性が高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から全員避難するべき状況	○全員避難 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
【警戒レベル３】高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

表 ２-３１（２）　避難指示等の発令基準

種別	発令基準
緊急安全確保【警戒レベル5】	○利根川（8.80m）、江戸川（8.70m）、荒川（5.50m）、大落古利根川（7.91m）の水位が氾濫危険水位に到達したとき ○国管理河川（利根川、江戸川、荒川）の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で氾濫している可能性（黒）になったとき ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったときとき ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ○大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ○土砂災害の発生が確認されたとき
避難指示【警戒レベル4】	○利根川（栗橋）が避難判断水位（6.90m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○江戸川（西関宿）が避難判断水位（7.90m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○荒川（熊谷）が避難判断水位（5.00m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○決壊につながるような漏水等が発見されたとき。 ○内水氾濫により、近隣で浸水が拡大したとき。 ○その他人命に危険があると認められるとき。
高齢者等避難【警戒レベル3】	○利根川（栗橋）が氾濫注意水位（5.00m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○江戸川（西関宿）が氾濫注意水位（6.10m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○荒川（熊谷）が氾濫注意水位（3.50m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。 ○大落古利根川(杉戸)が氾濫注意水位(7.70m)に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
【警戒レベル2】	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
【警戒レベル1】	早期注意情報（気象庁）

（３）　避難のための指示の内容

避難のための指示の内容は次のとおりである（資料編　資料２９）。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。

表 ２-３２　避難のための指示の内容

○要避難対象地域
○避難先
○避難理由
○避難経路
○避難時の注意事項等

（４）　避難指示等の伝達方法

危険地域の住民に対する命令等の伝達は、町防災行政無線（固定系）のほか、サイレン、警鐘、広報車等あらゆる手段を通じ、迅速的確に行う。なお、伝達の際は、できるだけ町民の心を恐怖に陥らせないよう配慮するとともに、強風時の火災の予防についても警告する。また、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなったときも同様とする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（５）　警戒区域の設定

町長は、風水害等による災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限、若しくは禁止、又は当該地域からの退却を命ずることができる。

なお、警察官は町職員が現場にいない場合、又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は町職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限、禁止及び退却命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

県知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長にかわって実施しなければならない。

（６）　関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立退きを指示し、若しくは勧告をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は報告する（表 ２-３３、表 ２-３４）。

表 ２-３３　連絡方法

町長の措置	町長 → 県知事（災害対策課）
警察官の措置	○災害対策基本法に基づく措置 警察官 → 警察署長 → 町長 → 県知事（災害対策課）
	○警察官職務執行法（職権）に基づく措置 警察官 → 警察署長 → 県警察本部長 → 県公安委員会 → 町長 →県知事（災害対策課）
自衛官の措置	自衛官 → 町長 → 県知事（災害対策課）

表 ２-３４　県知事への報告事項

○災害の態様及び被害の状況 ○指示を発した日時 ○地域名又は対象人員 ○避難場所

３　避難誘導

町、警察、自主防災組織等が、避難誘導に当たる。

（１）　避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

ア　傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、児童等の要配慮者の避難を優先して行い、要配慮者が居宅に取り残されることがないよう配慮する。

イ　災害の状況に応じて、避難路及び避難所（一時集合避難場所から避難所に移動するかどうか）を検討・決定し、移動の場合は避難誘導を行う。決定後、災害対策本部に連絡する。

ウ　避難路は２か所以上とし、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ　避難所職員は消防団、警察と連携して、広報車あるいはメガホン等を利用して徒歩で、避難路及び避難所の周知を行う。

オ　危険な地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。

カ　避難は原則として徒歩によるが、傷病者、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、児童又は歩行困難者は状況によって車両等による輸送を行う。

キ　誘導中は、事故防止に努める。

ク　避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮し、できれば自治会、町内会等の単位で行う。

ケ　避難終了後、避難所職員、消防団、警察等は巡視を行い、立ち退きに遅れた者等の有無を確認し、救出する。

コ　避難指示に従わない者については、説得し緊急避難させる。説得に応じない場合で、人命救助のために必要があるときは、警察官の措置を要請する。

（２）　避難順位

避難順位は、おおむね次の順位による。

表 ２-３５　避難順位

①傷病者、障がい者 ②高齢者、妊産婦、乳幼児、児童 ③上記以外の一般住民

（３）　避難時の留意点

避難に当たっては、特に表 ２-３６に示す事項を遵守するように指導する。

表 ２-３６　避難時の留意点

○自主的な判断で避難が必要な状況が発生した場合は、避難指示を待たずに速やかに地区一時集合避難場所等、安全な場所に避難する。 ○避難するときは、ガスの元栓・電気のブレーカーを切る。 ○氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）を携行する。 ○3食分位の食料、着替え、水筒、タオル、チリ紙、照明具、救急薬品、携帯ラジオ等を携行する。 ○長靴は避け、ひもでしめられる運動靴や地下足袋等、水中でも歩きやすい履物を着用する。 ○長い棒等をつえ代わりにして、進路の安全を確認しながら歩く。 ○単独行動は避け、ロープでお互いの身体を結ぶ等して移動する。 ○貴重品以外の荷物は携行しない。 ○非常持ち出し品については、平素から用意しておく。 ○切れて垂れ下がった電線には、絶対に触らない。

（４）　要配慮者の避難誘導

健康福祉班は、高齢者、障がい者、乳幼児及び日本語を解さない外国人等の要配慮者が確実に避難できるよう、次の対策を講ずる。

ア　家族介護等で避難することができないが、避難所で生活できる人は、一般の避難所に収容する。

イ　家族介護等で避難することができず、避難所で生活できない人は、福祉避難所に収容する。

ウ　家族介護等で避難はできるが、避難所では生活できない人は、福祉避難所に収容する。

エ　寝たきり等施設での生活が必要な人は、社会福祉施設での対応を要請する。

オ　要配慮者に配慮した広報を実施する。

カ　その他、町民は、地域の要配慮者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

第４　避難所の開設・運営

Ｐ１８１　「震災編 第２章 第５節 第４ 避難所の開設・運営」を準用する。

第５　災害時の要配慮者対策

Ｐ１８８　「震災編 第２章 第５節 第５ 災害時の要配慮者対策」を準用する。

第６　飲料水・生活用水の供給

Ｐ１９５　「震災編 第２章 第５節 第７ 飲料水・生活用水の供給」を準用する。

第７　食料の供給

Ｐ１９７　「震災編 第２章 第５節 第８ 食料の供給」を準用する。

第８　生活必需品の供給

Ｐ２００　「震災編 第２章 第５節 第９ 生活必需品の供給」を準用する。

第９　住宅対策

Ｐ２０１　「震災編 第２章 第５節 第１０ 住宅対策」を準用する。

第１０　遺体の捜索・処理・埋葬

Ｐ２０５　「震災編 第２章 第５節 第１１ 遺体の捜索・処理・埋葬」を準用する。

第１１　保健衛生

Ｐ２１０　「震災編 第２章 第５節 第１２ 保健衛生」を準用する。

第６節　教育・保育対策

災害時において、幼児、児童及び生徒の生命並びに身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した幼児、児童及び生徒等への適切な措置を講ずる。

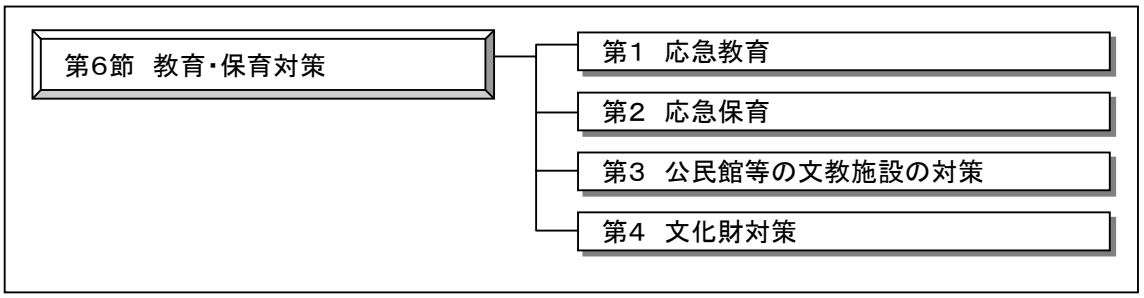

第１　応急教育

災害時においては、幼児、児童及び生徒の安全確保を最優先するとともに教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に講ずる。

実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館、学校給食センター
防災関係機関	学校法人

１　事前措置

（１）　校長等は、学校の立地条件等を考慮した的確な対策計画を立て、教職員に徹底を図る。

（２）　校長等は気象状況等に注意し、町・町本部と緊密な連絡を取り、注意報・警戒警報の発令等、災害発生のおそれのある場合は次の体制をとる。

ア　学校行事、会議、出張等の中止

イ　幼児、児童及び生徒への事前指導及び事後処置、保護者への連絡

ウ　県及び町教育委員会、警察署、消防署並びに保護者への連絡網の確認

エ　時間外の所属職員（緊急要員～全職員）の非常召集

（３）　防災用品、食料・医薬品等備蓄用品等の確認を行うとともに、園舎・校舎内外の施設・設備の点検を行い、危険箇所については、被害が最小限になるよう適切な処置を講ずる。

（４）　重要な書類は、耐火金庫等に収納する。

２　災害時の対応

町は、所管する学校及び幼稚園を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。校長等は、災害発生直後、次に掲げる措置を講ずる。

（１）　課業中の場合

ア　幼児、児童及び生徒の安全確保と被害状況の把握

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、教職員等は、幼児、児童及び生徒に状況に応じた適切な指示を行い、安全を確保する。

各火元責任者は危険箇所等の施設点検を行い、必要な対策を講ずる。

校長等は、災害の規模、幼児、児童、生徒及び職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに、災害対策本部と町教育委員会（高等学校の場合は県教育委員会）へ報告する。

また、校長等は、あらかじめ定められた方法により、保護者に被害状況と幼児、児童及び生徒の安否を知らせる。

イ　幼児、児童及び生徒の避難

校長等は状況に応じ、適切な避難誘導の指示を与え、教職員等は幼児、児童及び生徒を安全な場所に避難させる。

負傷者が出た場合、必要な応急手当てを行うとともに、医療措置が必要な場合には医療機関に搬送する。

ウ　臨時休校等の措置

校長等は、教育委員会等の指示により、通学路の安全を確認後、保護者の出迎え等適切な方法により下校等させる。また、状況に応じ、臨時休校等の適切な措置をとり、幼児、児童、生徒及び保護者に連絡する。

（２）　課業時間外の場合

ア　被害状況の把握

災害発生後、校長等及び非常召集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

イ　幼児、児童及び生徒の安全確保

非常召集した教職員は、幼児、児童、生徒及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

児童、生徒が登校中に災害が発生した場合は、電話、防災行政無線等により児童、生徒の安全を保護者に連絡する。

幼児、児童及び生徒が在宅中に災害が発生した場合には、電話連絡網を使い、学級担任等が家庭との連絡をとり、幼児、児童及び生徒の安否を把握する。必要に応じて、家庭訪問により、安否を確認する。

ウ　臨時休校等の措置

校長等は、被害状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じ、あらかじめ定められ

た方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

（３）　臨時休校等の措置に対する対策

ア　登校等前の措置

幼児、児童及び生徒の登校前に非常災害が予知され、その災害範囲が県下全域又は比較的広範囲に及ぶと予想される場合で、県教育委員会が幼児、児童及び生徒の非常措置を必要と判断したときは、電話連絡網、放送機関及び防災行政無線等を通じてその周知徹底を図る。

イ　登校後の措置

ａ　暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発表される等、災害の発生が予想されるときは、校長等の判断により町教育委員会等と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

ｂ　帰宅させる場合は気象状況、災害の状況等を充分に把握し、幼児、児童及び生徒の生命の安全について万全を期する。

ｃ　幼児、児童及び生徒を保護者に引き渡す時は、引き渡しカードで確認し、直接引き渡しを原則とする。

３　学校等施設の応急復旧

校長等は、災害発生後速やかに教育活動を再開できるよう必要な措置を講ずる。

（１）　学校等の応急措置

校長等は、教職員を非常召集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

（２）　施設の応急措置

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合はできるだけ速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎等の全部、又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎等の再建、仮校舎等の建設の計画を立て、この具体化を図る。

４　避難場所となった場合の措置

（１）　避難所開設の場合

ア　避難所が開設される小中学校では、避難所の開設及び運営に積極的に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。避難所に指定されている高等学校については、町は施設管理者の協力を要請する。

イ　避難者による自主的な運営やボランティアの協力がスムーズに図られるよう学校、地域、保護者間で十分に意志疎通を図る。

（２）　避難が長期にわたる場合、又は避難が全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合においては、災害対策本部は校長等と協議し、必要な措置をとる。

５　教育活動の再開

校長等は、災害状況に応じて臨機に応急教育計画を作成し、適切に指導する。応急教育については、町教育委員会に報告するとともに幼児、児童、生徒及び保護者に周知徹底を図る。

（１）　実施場所

学校等施設に被害が出た場合及び避難所として提供した場合には次の場所で教育を再開する。

ア　同一学校等内の被災をまぬがれ、利用できる教室等

イ　最寄りの学校等、又は公共施設

ウ　町が設置する応急仮設校舎等

（２）　教職員の確保

災害により教職員に不足が生じたときは、次の方法による。

ア　不足教職員は学校で確保し、できない場合は町内の学校で確保する。

イ　本町で確保できない場合は、県教育委員会に補充配置を要請する。

（３）　給食等の措置

ア　学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

イ　保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

ウ　学校が地域住民の避難所として使用される場合、学校給食施設・設備は被災者用炊き出しにも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。

エ　衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

オ　給食物資納入業者の被害状況を調査し、給食センターの被害状況とあわせて応急措置をとるとともに状況に応じて学校給食を中止する。

（４）　授業再開に当たっての留意事項

ア　教職員を掌握するとともに校舎等内外の整備を行い、幼児、児童及び生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。

イ　教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ　前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を図る。

エ　応急教育計画に基づき、学校等に収容できる幼児、児童及び生徒等を学校等に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒等指導に重点をおく。

オ　避難した幼児、児童及び生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情を把握し、避難先を訪問する等して、前記エに準じた指導を行う。

カ　避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

キ　校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早期に平常授業等を行うものとし、その時期については早急に保護者に連絡する。

ク　学校等以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が難しいことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業等が継続実施できるよう努める。

ケ　被害の程度により臨時休業の措置をとることも予想されるので授業等のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。

６　学用品等の調達及び支給

災害により教科書及び学用品等を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）については、町が調達及び支給を行う。

（１）　支給の方法

教育委員会は各校長等と緊密な連絡をとり、支給の対象となる幼児、児童及び生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品等の確保を図り、各校長等を通じて支給する。

（２）　支給品目

教科書、文房具、通学用品その他であるが、被災の状況により適宜実情に応じて調達支給する。

（３）　学用品等の調達

教科書については、埼玉県教育委員会と協議の上、指定業者に納入させる。文房具については、町内業者から調達する。

（４）　支給の費用・期間等

教科書の発行に関する臨時特別措置法第２条第１項に規定する教科書、及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している教材を供与するための実費や文房具、及び通学用品については、小学生及び中学生各１人につき「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に定める額以内とする。なお、給与の期間は、災害発生の日から教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具・通学用品については15日以内とする。

（５）　災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、町が県に請求する。

７　授業料等の減免、奨学金貸与の措置

（１）　被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料等減免の措置を講ずる。

（２）　被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずる。

第２　応急保育

Ｐ２２０　「震災編 第２章 第６節 第２ 応急保育」を準用する。

第３　公民館等の文教施設の対策

Ｐ２２１　「震災編 第２章 第６節 第３ 公民館等の文教施設の対策」を準用する。

第４　文化財対策

Ｐ２２１　「震災編 第２章 第６節 第４ 文化財対策」を準用する。

第７節　交通対策

災害時に早急に交通を確保し、被災者の避難、災害応急対策実施のため、緊急輸送が迅速、的確に行われるよう対策を講ずる。

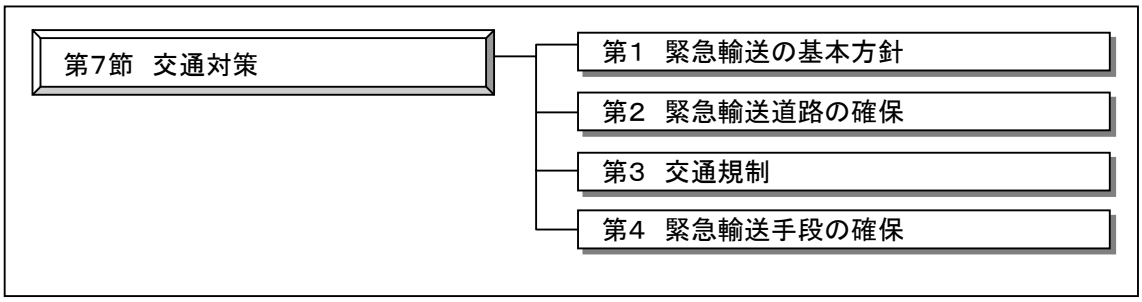

第１　緊急輸送の基本方針

Ｐ２２３　「震災編 第２章 第７節 第１ 緊急輸送の基本方針」を準用する。

第２　緊急輸送道路の確保

災害発生後、消火活動、救急・救助活動、支援物資の供給等の緊急輸送を迅速に行うため、緊急輸送道路の確保に努める。

実施担当	危機管理課、都市施設整備課
防災関係機関	杉戸警察署、関東運輸局埼玉運輸支局、関東地方整備局

１　被害情報の収集・伝達

（１）　国道・県道については、杉戸警察署及び各道路管理者は災害発生後直ちに災害時緊急輸送道路（国道４号、国道４号バイパス等）の被害情報（道路、橋りょう等の被害状況、交通規制の状況、渋滞状況等）を収集し、速やかに県警察本部及び関係機関に連絡する。

（２）　町道については、杉戸警察署及び各道路管理者が緊急に調査を行い、災害対策本部及び関係機関に報告する。

２　道路、橋りょうの危険箇所の把握及び発見者の通報

（１）　降雨等により道路、橋りょうに危険箇所の発生が予想されるとき、道路巡視を実施し、道路の破損、決壊、橋りょう流出その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速適切な措置が取れるよう努める。

（２）　道路、橋りょう等交通施設の被害その他交通の異常な混乱を発見したものは、町長、警察官、道路管理機関等に通報する。

３　交通障害物の除去

各道路管理者は、道路上の落下物や倒壊家屋等の障害物の除去等を行う。

緊急車両の通行を確保する必要がある場合、各道路管理者は、区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者の不在時等には、各道路管理者自ら車両を移動するものとする。その際、やむを得ない限度での破損については損失補償規定に基づいて容認するものとする。

また、やむを得ない必要がある場合には、各道路管理者は、他人の土地の一時使用し、竹木その他の障害物を処分するものとする。

なお、道路等の障害物の除去は、各道路管理者と協議して緊急輸送道路（国道４号、国道４号バイパス等）を優先して実施する。

４　迂回路の選定

緊急輸送道路が一部損壊している場合は、迂回路を選定して輸送経路を確保する。ただし緊急輸送道路に指定されている国道・県道については、各道路管理者と協議して迂回路を選定する。

第３　交通規制

災害発生直後の町民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、交通規制を実施する。

実施担当	都市施設整備課
防災関係機関	杉戸警察署、関東運輸局埼玉運輸支局、陸上自衛隊

１　災害発生直後の交通規制の実施要領

町は、災害発生直後に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保するため、直ちに交通規制等の措置を実施する。

各道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

その他の項目については、Ｐ２２５　「震災編 第２章 第７節 第３ 交通規制」を準用する。

第４　緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため・必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、円滑な輸送を行う。

実施担当	管財契約課、危機管理課、都市施設整備課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、日本通運株式会社埼玉支店、東武鉄道株式会社東武動物公園駅・杉戸高野台駅、（一社）埼玉県トラック協会、（一社）埼玉県バス協会、（一社）埼玉県乗用旅客自動車協会

１　緊急輸送車両の確保

Ｐ２２７　「震災編 第２章 第７節 第４ 緊急輸送手段の確保」を準用する。

２　緊急輸送車両の確認

Ｐ２２７　「震災編 第２章 第７節 第４ 緊急輸送手段の確保」を準用する。

３　その他の輸送手段

（１）　ボート

浸水状況に応じて、埼玉東部消防組合が所有するボートを活用する。

（２）　鉄道

町長は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について、東武鉄道（株）に車両の増発等の協力を要請する。

（３）　ヘリコプターによる輸送

町長は、陸上輸送による緊急輸送が難しい場合や緊急を要する場合は、県にヘリコプター派遣を要請する。なお、ヘリポートのマーク、指定地及びヘリコプター搭乗時の注意事項は、次のとおりとする（図2-7、表 2-３７～表 2-３９）。

図 ２-７　陸上ヘリポートの接地帯標識

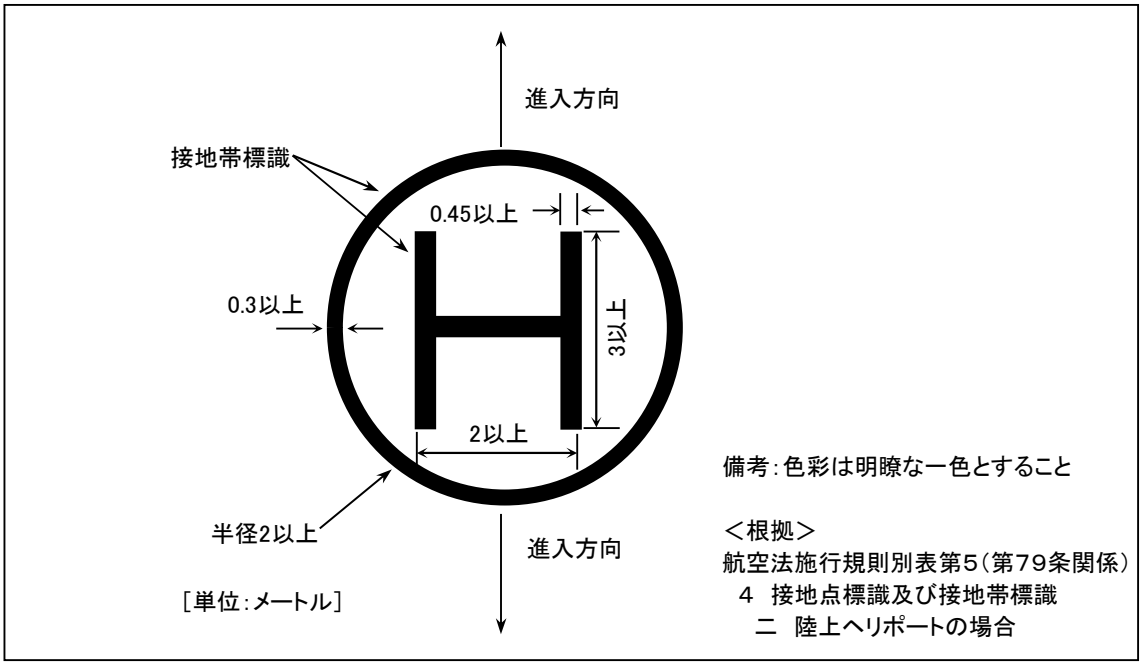

表 ２-３７　災害時緊急離着陸場

名　称	所在地	電話	防災訓練時の使用
杉戸西近隣公園	高野台西４－１	35-0419	可（条件付）
大島新田グラウンド	大字本島2467-6付近	ー	可

表 ２-３８　飛行場外離着陸場

名　称	所在地	電話	防災訓練時の使用
杉戸第二小学校	大字倉松 600	34-6231	可
杉戸第三小学校	大字堤根2777	32-0909	可

表 ２-３９　ヘリコプター搭乗時における注意事項

①ヘリコプターが離着陸するときは、絶対に着陸帯に近づかない。
②安全地帯であっても飛散物（帽子、書類等）は、手で押さえ飛ばされないようにする。万一飛ばされた場合については、勝手に拾いに行く等の行動はしない。
③ローター回転中のヘリコプターは大変危険でありヘリポート内に入ったとき、また入ってからの行動については、すべて隊員の指示に従う。
④ヘリコプターの後方へは絶対に近づかない。
⑤衣服のボタンやチャックはきちんと閉める。
⑥乗り降りは姿勢を低くし、隊員の誘導に従う。
⑦ドアの開閉は隊員が行うので、不必要な所には手を触れない。
⑧その他、不明な点があれば隊員の指示に従う。

４　災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

Ｐ２２７　「震災編 第２章 第７節 第４ 緊急輸送手段の確保」を準用する。

第８節　都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

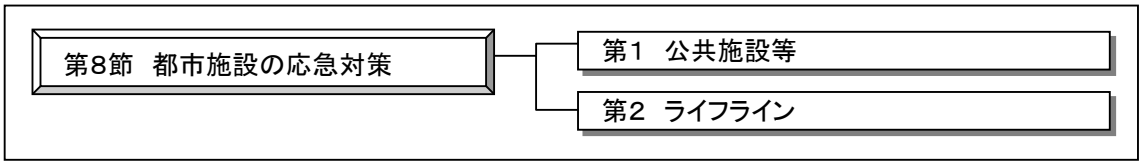

第１　公共施設等

Ｐ２３１　「震災編 第２章 第８節 第１ 公共施設等」を準用する。

第２　ライフライン

Ｐ２３４　「震災編 第２章 第８節 第２ ライフライン」を準用する。

第９節　廃棄物対策

被災地における生活ごみ、し尿及び災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

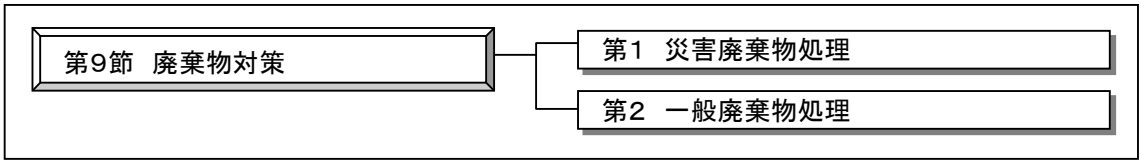

第１　災害廃棄物処理

Ｐ２３７　「震災編 第２章 第９節 第１　災害廃棄物処理」を準用する。

第２　一般廃棄物処理

Ｐ２４１　「震災編 第２章 第９節 第２　一般廃棄物処理」を準用する。

第１０節　事故災害対策

町民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすおそれのある災害を未然に防ぐとともに、災害発生後速やかな応急対策を実施できるよう、以下の施策を実施する。

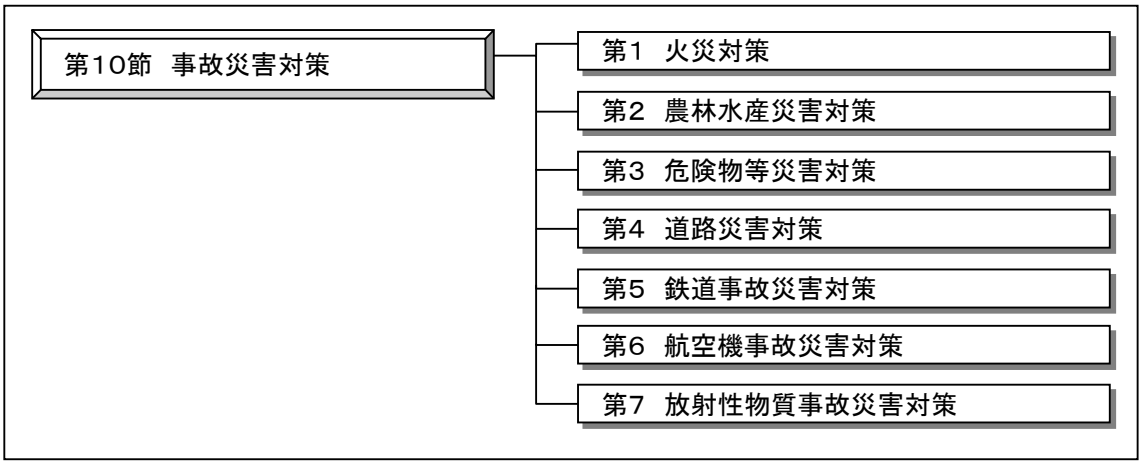

第１　火災対策

火災、爆発及び大規模災害、その他異常気象による災害発生、又は発生のおそれのある場合において出動、召集、通信体制等を迅速かつ的確に行い火災現場等における消防隊の活動を最も効果的に行い、その火災を鎮圧し、又は被害の拡大防止に努め、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

実施担当	危機管理課、その他関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、陸上自衛隊、自主防災組織、その他関係機関

１　消防署の消防活動

消防署の消防活動は、埼玉東部消防組合消防計画による。

２　他の消防機関に対する応援要請

Ｐ１５１　「震災編　第２章　第３節　第３　相互応援協力」を準用する。

３　非常時の対策

暴風雨、豪雨等により、消防施設損壊、車両の通行傷害、通信不能等によって消防力は著しく低下するとともに、消防活動が大幅に制約されることが予測される場合の消防活動等は、おおむね次のとおりとする。

（１）　初期活動

風水害等で道路橋りょうの損壊等で通行不能となり地域が孤立した場合、消防団員は巡回により出火防止等の広報に当たり、消防機械器具及び消防水利の点検整備をし、万一の火災に備える。

（２）　火災防御

風水害等による孤立時に火災が発生した場合は、消防団員は住民の協力を得て火災の早期鎮圧、拡大防止に努める。

（３）　非常時の救急、救助

大火災等の非常時には、集中的な救急・救助活動が必要であり、次の要領で救急、救助活動を実施する。

ア　人命救助の原則

ａ　人命救助は、火災防御行動よりも優先するが、両者は原則として併用行動を取る。

ｂ　救急、救助活動は、人的被害規模の大きい現場を優先して実施する。

ｃ　負傷者が多い場合は、幼児、老人又は重症者を優先して救助する。

イ　孤立時での救急・救助対策

孤立時の救急・救助は消防団員が中心となり、地域住民の協力を得て応急的な救助隊を編成して実施する。

（４）　救急・救助隊への協力

人的被害が大きく、救急・救助活動が消防署をもって措置できない場合は、消防団員及び災害対策本部員、自主防災組織等の協力を求める（資料編　資料５）。

（５）　非常時における救急応援要請

人的被害が大きく救急・救助活動が消防機関及び町内関係機関の総力を上げても対処不能と判断した場合は、関係機関及び救急指定病院等に連絡して応援を求める。

４　大規模火災対策

（１）　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア　災害情報の収集・連絡

ａ　大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ｂ　大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする（図 2-8）。

図 2-8　大規模火災情報の収集・連絡系統

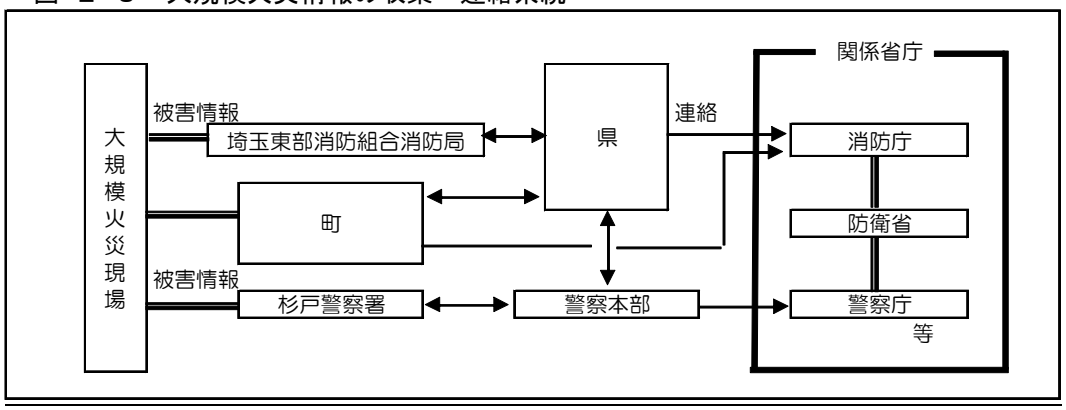

ｃ　応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するとともに、国（消防庁）に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。

県、町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

イ　通信手段の確保

県及び町等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

（２）　活動体制の確立

ア　町の活動体制

町は、火災発生後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

イ　事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、災害発生後速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常招集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等、必要な対策を講ずる。

ウ　自衛隊の災害派遣要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を行う。

（３）　消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づいて他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う指揮本部を設置する。

（４）　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア　緊急輸送活動

県及び町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

イ　交通の確保

各道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は各道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

（５）　避難収容活動

Ｐ１７６　「震災編　第２章　第５節　第３　避難・誘導」を準用する。

（６）　施設・設備の応急復旧活動

県、町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等の活用等により、それぞれの所管する施設設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

（７）　被災者等への的確な情報伝達活動

ア　被災者等への情報伝達活動

県、町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関等の情報、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を、適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮する。

イ　町民への的確な情報の伝達

県及び町は、町民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

ウ　関係者等からの問い合わせに対する対応

県及び町は必要に応じて、火災発生後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第２　農林水産災害対策

風水害等の被害を受けやすい農地や農業用施設、農作物等について、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置を定める。

実施担当	産業振興課
防災関係機関	埼玉県春日部農林振興センター、関東農政局、土地改良区、農業協同組合（ＪＡ）

１　農作物・農業生産施設

被害実態に応じて草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講ずる。

２　農地及び農業用施設

被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講ずる。

３　その他

卸売市場、農林業関係団体の施設等、上記以外についても被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講ずる。

第３　危険物等災害対策

危険物、高圧ガス施設、毒物・劇物施設による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり、関係機関は密接に連絡協力し、迅速・的確な災害応急対策を実施する。

実施担当	関係各課
防災関係機関	幸手保健所、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会、その他関係機関

１　危険物施設応急対策

危険物による災害の発生に際しては、当該事業所等は直ちに埼玉東部消防組合等に通報の上、所定の計画により応急対策を実施する。災害の規模、態様においては、関係機関による総合的応急対策を実施する。

（１）　事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有するもの（以下「責任者」という）及び危険物移送運搬中のものは、災害発生時と同時に直ちに次の措置を講ずる。

ア　連絡通報

ａ　災害発生時には、直ちに119番に通報する。

ｂ　住民及びに近隣企業に通報する。

ｃ　責任者は被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、関係機関に通報する。

イ　各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防御を行うとともに、近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講ずる。

ウ　企業内救護班により応急救護を実施する。

エ　企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

（２）　町、県その他公共機関

災害の規模、態様に応じ町、県及び関係機関は相互の密接な連絡体制の下に次の応急対策を実施する。

ア　町長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに県その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ　災害による不安、混乱を防止するために広報車等により広報活動を行う。

ウ　被災地における傷病者等の救出は当該事業所、埼玉東部消防組合等が実施し、町内の救急指定病院等の協力の下に救護医療業務を実施し、必要に応じて県に応援を求める。

エ　埼玉東部消防組合及び消防団は、危険物火災の特性に応じた消防活動を実施し、必要に応じて他の消防機関及び県に応援を求める。

オ　町長は、杉戸警察署と協力して、周辺家屋等に対して避難のために立ち退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

カ　杉戸警察署は、関係機関の協力の下に被災地における社会秩序の維持を図る。

キ　交通の安全、緊急輸送の確保のため、各道路管理者、杉戸警察署その他関係機関は被災地域の交通対策を行う。

２　高圧ガス施設

（１）　関係機関等の連携

災害の規模、態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件を考慮し、施設の管理者、杉戸警察署、埼玉東部消防組合等と連絡を密にして迅速適切な措置を取る。

（２）　災害時の措置

爆発火災又は可燃性、毒性のガス漏えいに際しては、状況に応じて次の措置を取る。

ア　負傷者の救出救護

イ　立入禁止区域の設定及び交通規制

ウ　避難誘導及び群衆整理

エ　遺体の処理

オ　消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

カ　緊急輸送道路の確保

キ　引火性、発火性、爆発性物の移動

３　毒物・劇物施設

（１）　取扱い責任者の措置

災害発生時における毒物、劇薬の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、取扱い責任者において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講ずるとともに、幸手保健所、埼玉東部消防組合（杉戸消防署）又は杉戸警察署、その他関係機関に届け出る。

（２）　緊急措置

毒物、劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合は、町、県等が協力し、周辺住民の人命安全措置を講ずるとともに中毒防止等の広報活動を行う。

第４　道路災害対策

風水害その他の理由により橋りょうの落下や道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

実施担当	**危機管理課、都市施設整備課**
防災関係機関	**杉戸警察署、埼玉東部消防組合、関東運輸局埼玉運輸支局、関東地方整備局**

１　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

（１）　災害情報の収集・連絡

ア　事故情報等の連絡

各道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、町、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

イ　災害発生直後の被害情報の収集・連絡

各道路管理者は、被害状況を県、町、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡する。

ウ　道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

図　２－９　道路災害情報の収集・連絡系統

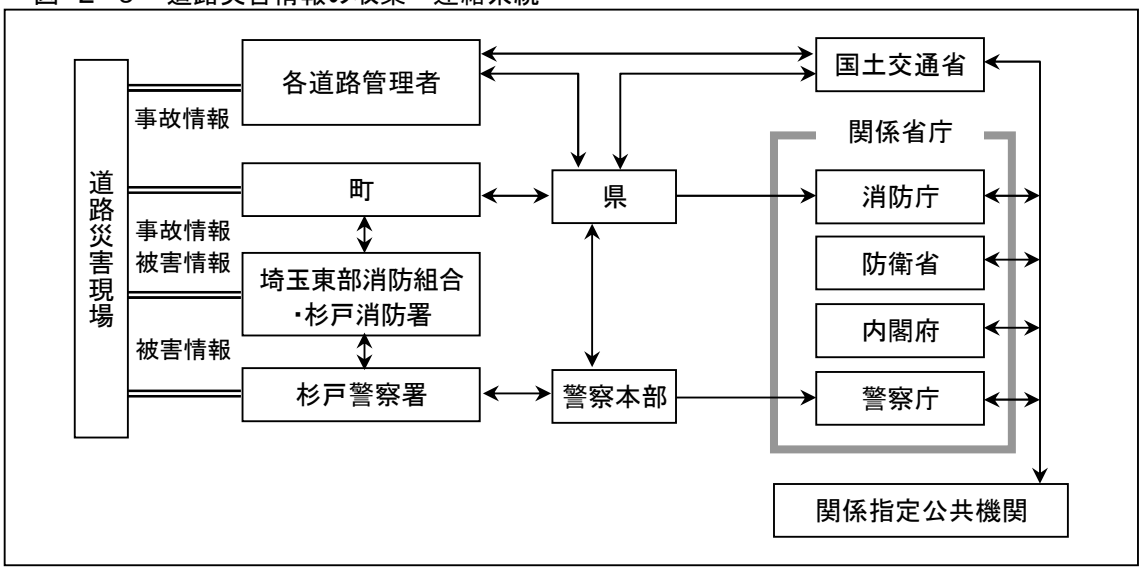

エ　応急対策活動情報の連絡

各道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

（２）　通信手段の確保

県及び町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

２　活動体制の確立

（１）　警察の活動体制

警察は、道路災害が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動する。

（２）　町の活動体制

町は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携の下、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

（３）　各道路管理者の活動体制

各道路管理者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講ずる。

３　消火活動

（１）　道路管理者

各道路管理者は、県、警察及び町等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

（２）　消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速な消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（１）　緊急輸送活動

県及び町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

（２）　交通の確保

各道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は各道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

交通規制に当たっては、各道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取る。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

５　危険物の流出に対する応急対策

（１）　各道路管理者

各道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

（２）　消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防御活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

（３）　警察

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒区域を設定し、避難誘導活動を行う。

６　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

（１）　各道路管理者

各道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

（２）　警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。

また、警察は、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施する等、必要な措置を講ずる。

７　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）　被災者等への情報伝達活動

県、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

（２）　県民への的確な情報の伝達

県及び町は、県民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

（３）　関係者等からの問い合わせに対する対応

県及び町は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

８　道路災害からの復旧

各道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に、被災した道路施設の復旧事業を行う。

各道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第５　鉄道事故災害対策

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策及び復旧等の諸対策について定める。

実施担当	危機管理課、その他関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、 東武鉄道株式会社　東武動物公園駅・杉戸高野台駅

１活動体制

（１）　事業者

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずる。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

（２）　町

町は、当該の地域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

２　応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、特に次に掲げる項目について万全を期する。

（１）　情報収集

町は、町内において鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して町が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

（２）　乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア　事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ　警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講ずる。

ウ　消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講ずる。

（３）　災害現場周辺の住民の避難

Ｐ１７６　「震災編　第２章　第５節　第３　避難・誘導」を準用する。

（４）　救出、救助

Ｐ１６９　「震災編　第２章　第５節　第１　救急・救助」を準用する。

（５）　消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が行う。

（６）　応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な救急・救助を実施する。

（７）　医療救護

Ｐ１７２　「震災編　第２章　第５節　第２　医療救護」を準用する。

３　災害復旧

事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

第６　航空機事故災害対策

航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、町又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が実施する事故災害対策について定める。

実施担当	危機管理課、その他関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、東京航空局東京空港事務所

１　活動体制

（１）　事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する（航空法第条76条）。

警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

（２）　町

町は、町域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

２　応急措置

（１）　情報収集

町は、町域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して町が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

（２）　避難誘導

ア　乗客等の避難

航空機事故が発生した場合は、速やかに乗客の避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ａ　事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

ｂ　警察の対応

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講ずる。

ｃ　消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力して航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講ずる。

イ　災害現場周辺の住民の避難

Ｐ１７６　「震災編　第２章　第５節　第３　避難・誘導」を準用する。

（３）　救出、救助

Ｐ１６９　「震災編　第２章　第５節　第１　救急・救助」に準用する。

生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつ、これを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

（４）　消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、町は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

（５）　応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な救急・救助を実施する。

（６）　医療救護

Ｐ１７２　「震災編　第２章　第５節　第２　医療救護」を準用する。

第７　放射性物質事故災害対策

本町における放射性物資事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中によるものを中心とし、その他の場合に当たってはこれを援用するものとする。

また、原子力発電所等の放射性物質取扱い施設事故対策についても定めるものとする。

実施担当	危機管理課、その他関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、その他関係機関

１　放射性物質輸送事故災害対策

（１）　輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア　事故情報の収集・連絡

ａ　核燃料物質輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれ

に汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づく通報を行うべき事業）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する町及び関係省庁などに通報するものとする。

b　特定事象発生の場所及び時刻

c　特定事象の種類

d　検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況

e　気象状況（風向、風速など）

f　周辺環境への影響

g　輸送容器の状態

h　核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

図　2－１０　核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統

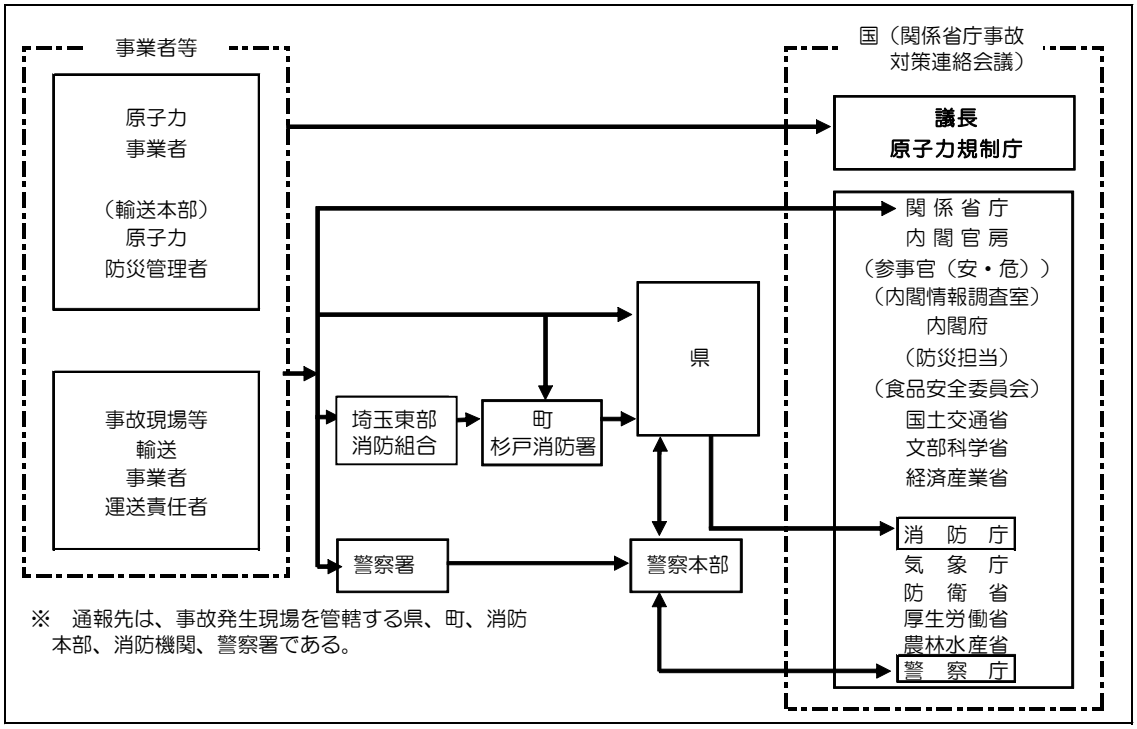

i　応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、町及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

イ　通信手段の確保

町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

（２）　活動体制の確立

ア　事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

核燃料物質等輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及んだ場合、又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常招集、情報収集連絡体制等の必要な体制をするとともに、これらの活動の実施に当たっては、国の協力の下、主体的に行い、その活動状況等を県、町等の防災関係機関に随時連絡するものとする。また、事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入りを制限する）等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供するものとする。

イ　埼玉東部消防組合の対応

埼玉東部消防組合は、核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合には、直ちにその旨を町及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

※警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

ウ　町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。なお、自衛隊の災害派遣要請については、Ｐ１５５「震災編 第２章 第３節 第４ 自衛隊災害派遣」によるものとする。

（３）　消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、町が被災地でない場合は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

（４）　原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア　災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町においても災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、（5）以下の措置を講ずるものとする。

イ　災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

（５）　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア　緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ　交通の確保

各道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び各道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。特に、科学技術庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配意する。

（6）　退避・避難収容活動など

ア　退避・避難等の基本方針

町及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する（資料編資料３０）。

※核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

イ　警戒区域の設定

ａ　警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

ｂ　屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

ｃ　関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

ウ　退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

エ　避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

オ　要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

カ　町民への的確な情報伝達活動

ａ　周辺住民への情報伝達活動

町は、県及び防災関係機関とともに、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

ｂ　町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

ｃ　住民等からの問合せへの対応

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

（7）　核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

（8）　各種規制措置と解除

ア　飲料水・飲食物の摂取制限等

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする（資料編　資料３０）。

イ　解除

町は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難、退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

（９）被害状況の調査等

ア　被災住民の登録

町は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録をするものとする。

イ　被害調査

町は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

ａ　退避・避難等の措置

ｂ　立入禁止措置

ｃ　飲料水、飲食物の制限措置

ｄ　その他必要と認める事項

（10）住民の健康調査等

町は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次感染に十分配慮し、実施するものとする。

２　放射性物質取扱い施設事故対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱い施設における事故時の対応は次のとおりとする。

（１）　事故発生直後の情報の収集・連絡

ア　事故情報の収集・連絡

（ｱ）放射性物質取扱い施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱い事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、町、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

ａ　事故発生の時刻

ｂ　事故発生の場所及び施設

ｃ　事故の状況

ｄ　気象状況（風向・風速）

ｅ　放射性物質の放出に関する情報

ｆ　予想される災害の範囲及び程度等

ｇ　その他必要と認める事項

町は、放射性物質取扱い業者から受けた情報を直ちに県、警察、消防機関及び国の関係機関等へ連絡するものとする。

（ｲ）放射性物質取扱い事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱い事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

図 ２－１１　放射性同位元素取扱い事業所での事故発生の場合に係る連絡系統

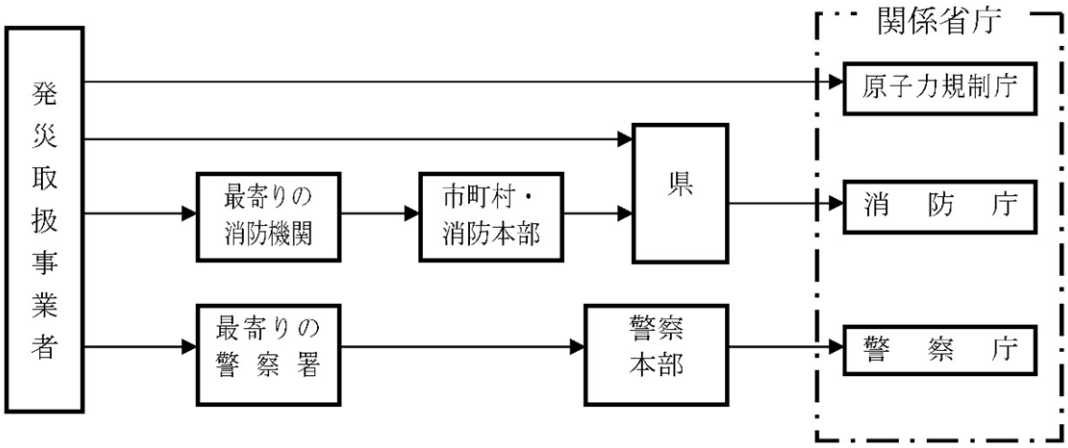

（ｳ）放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

町は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

（Ｉ）応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱い事業所は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

イ　通信手段の確保

町及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

（2）　活動体制の確立

Ｐ４２３「風水害等対策編　第２章 第１０節 第７　１　放射性物質輸送事故災害対策」を準用する。

風水害等対策編

第３章　災害復旧・復興計画

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設の災害復旧・復興

Ｐ２４７　「震災編 第３章 第１節　公共施設の災害復旧・復興」を準用する。

第２節　民生安定のための措置

Ｐ２５５　「震災編 第３章 第２節　民生安定のための措置」を準用する。

第３節　激甚災害の指定

Ｐ２７８　「震災編 第３章 第３節　激甚災害の指定」を準用する。

風水害等対策編

第４章　突風・竜巻等対策計画

第４章　突風・竜巻等対策計画

第１節　突風・竜巻災害の概況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。竜巻の発生数は、台風シーズンの９月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

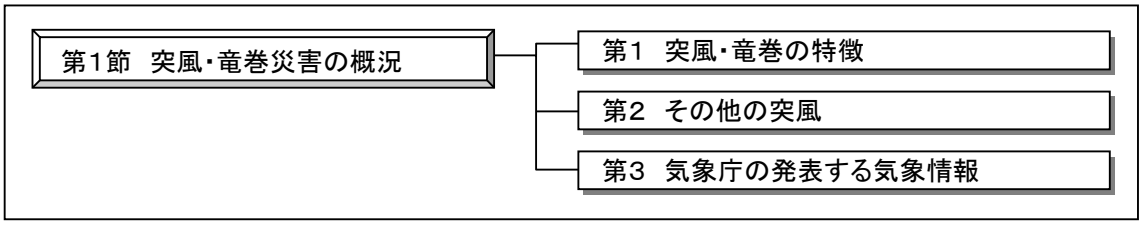

第１　突風・竜巻の特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

第２　その他の突風

１　ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

２　ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。

図　４－１　主な突風の種類

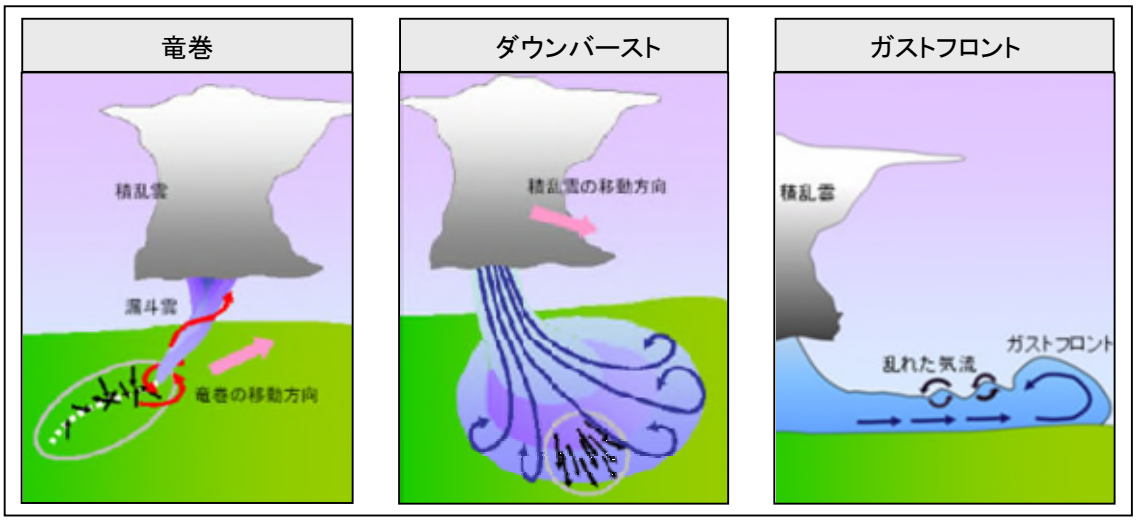

資料：気象庁ホームページ

第３　気象庁の発表する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

１　竜巻注意情報の概要

（１）　竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。

（２）　竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。

（３）　情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約200倍となっている。

（４）　適中率は４％程度、捕捉率は20～30％程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

表　4－1　竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報　第1号 令和××年××月××日××時××分 熊谷地方気象台発表 埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、××日××時××分まで有効です。

２　竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

発生確度１以上の地域では、予測の適中率は発生確度２に比べて低くなるが、捕捉率は８０％であり見逃しが少ない。

（１）　発生確度１

竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある（適中率１～７％、捕捉率80％）。

（２）　発生確度２

竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である（適中率７～１４％、捕捉率50～70％）。

図　４－２　竜巻発生確度ナウキャストについて

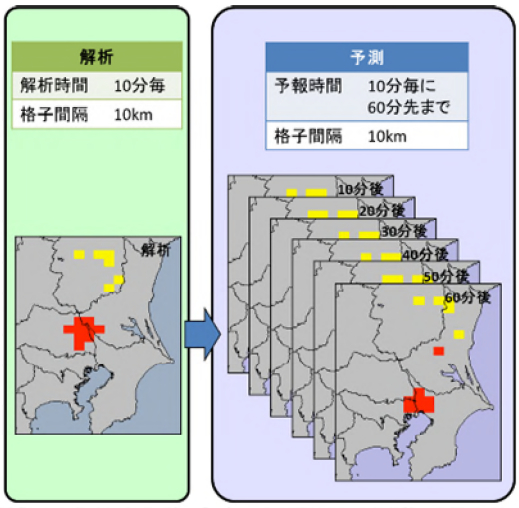

発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり 発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※　発生確度2の予測の適中率　：　発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※　発生確度1以上の予測の適中率　：　発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

（補足）上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

資料：気象庁ホームページ

第２節　予防・事前対策

突風や竜巻による被害を最小限にとどめ、災害発生後速やかな応急対策を実施できるよう、以下の施策を実施する。

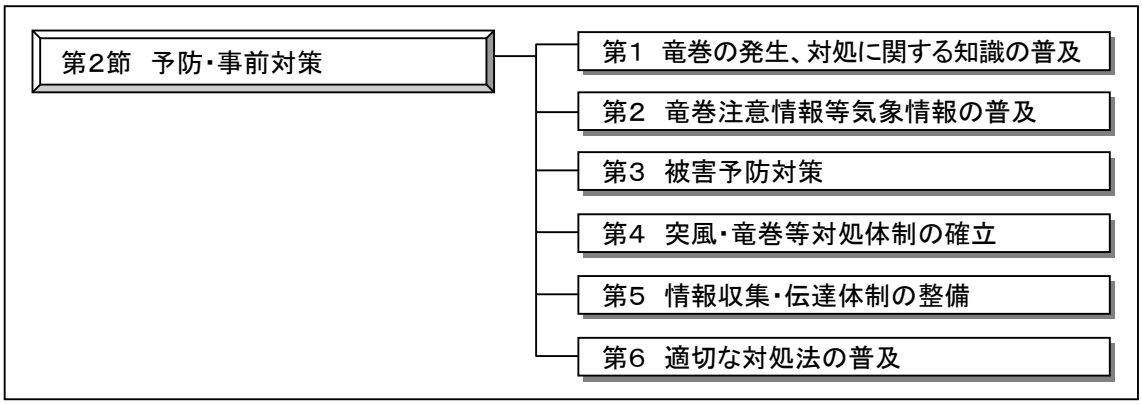

第１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、福祉課、子育て支援課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料等を用いて、職員への研修や町民への普及啓発を行う。

２　学校における竜巻発生や避難に関する指導

学校においては、竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させるよう努めるものとする。日頃から、竜巻から身を守る適切な避難行動等を理解させるなど、竜巻へ備える態度を育て、安全管理運用体制の充実を図る。

第２　竜巻注意情報等気象情報の普及

竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く町民に普及を図る。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、福祉課、子育て支援課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　竜巻関係の気象情報について普及啓発

熊谷地方気象台は町及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、町民への普及啓発を行う。

第３　被害予防対策

竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く町民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、福祉課、子育て支援課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　物的被害を軽減させるための方策

町は、特に物的被害を軽減させるための方策として、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第４　突風・竜巻等対処体制の確立

突風・竜巻等が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、管財契約課、税務課
防災関係機関	埼玉県利根地域振興センター、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、埼玉県杉戸県土整備事務所、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東総合通信局、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ

１　竜巻に対する対処

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第５　情報収集・伝達体制の整備

突風・竜巻等が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、管財契約課、税務課
防災関係機関	埼玉県利根地域振興センター、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、埼玉県杉戸県土整備事務所、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東総合通信局、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ

１　町民への伝達体制

防災行政無線、インターネットなど町民への多様な伝達手段の中から、有効で時機を失しない伝達方法を検討する。

２　目撃情報の活用

町及び県や防災関係機関の職員から、突風・竜巻等の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、突風・竜巻等の迅速な捕捉を検討する。

第６　適切な対処法の普及

突風・竜巻等への具体的な対処法を町民にわかりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、福祉課、子育て支援課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　具体的な対処方法の普及

町民は、突風・竜巻等から身の安全を守るため、突風・竜巻等の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は県と連携し、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

表　4－2　竜巻から命を守るための対処法

頑丈な建物への避難する
窓ガラスから離れる
壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
避難時は飛来物に注意する

表　４－３　具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年８月15日））

(A)竜巻注意情報発表時、(B)積乱雲の近づく兆しを察知したとき、(C)竜巻の接近を認知したときには、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

状況の時系列的変化	対処行動例
(A)竜巻注意情報発表時	・空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ(5～10分程度ごと)に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合(人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業)は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B)積乱雲の近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C)竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴) ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③ゴーというジェット機のようなごう音が聞こえる ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知する なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 (屋内) ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 (屋外) ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

資料：埼玉県地域防災計画　令和３年３月

第３節　応急対策

本町域において、突風・竜巻等が発生又は発生の可能性が高まった場合に、災害応急対策を行うための伝達体制を整備し、被害の防止に役立てるとともに、適切な救助の実施やがれきの処理、避難所の運営・開設、応急住宅、道路の応急復旧に関する計画を定める。

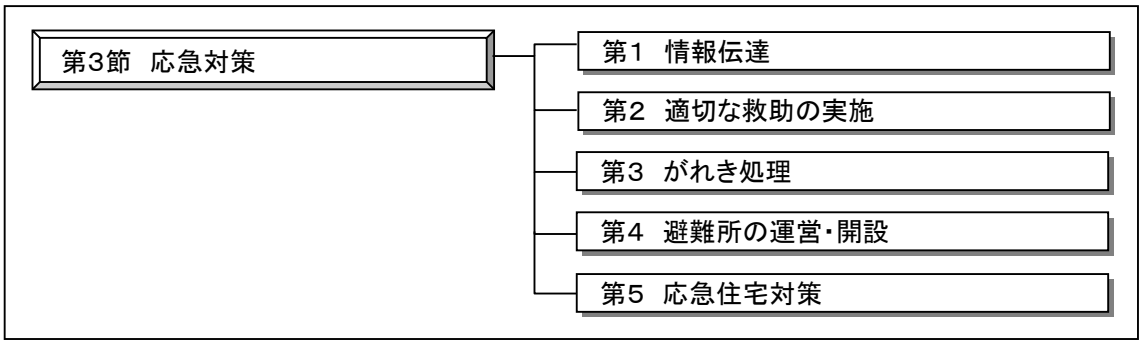

第１　情報伝達

竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、町民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、管財契約課、税務課
防災関係機関	埼玉県利根地域振興センター、杉戸警察署、埼玉東部消防組合、埼玉県杉戸県土整備事務所、東京管区気象台（熊谷地方気象台）、関東総合通信局、関東地方整備局、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、ＮＨＫさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブ

１　竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、町民が突風・竜巻等から身の安全を守るため、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

また、町民の適切な対処行動を支援するため、町民に適切な情報伝達を行うことが重要であることから、可能な範囲で、町民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

表　４－４　市町村単位での情報の付加に係る参考（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年８月15日））

（A）「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

・「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。

・なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

（B）竜巻注意情報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

・竜巻注意情報が県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

・気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

・竜巻発生確度ナウキャストを用い、町が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、町が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

・多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

（C）町において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

（情報伝達）

・町において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで町が発生確度2の範囲に入った場合に、町民に対して防災行政無線やインターネット等を用いて情報伝達を行う。

・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び町民の対処行動（P440表4-3の「具体的な対応例」を参照）の2点がある。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

（D）町において竜巻が発生したときにおける対応
（情報伝達）
・町及び周辺において竜巻が発生したことを町が確認した場合は、防災行政無線やインターネット等を用いて町民へ情報伝達を行う。
・情報伝達の内容にとしては、竜巻が発生した旨及び町民の対処行動（P440表4-3の「具体的な対応例」を参照）の2点がある。
（例文）先ほど、町内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がる様子が見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです）。

第２　適切な救助の実施

Ｐ１２４　「震災編　第２章 第１節 第３ 災害救助法の適用」を準用する。

第３　がれき処理

Ｐ２３７　「震災編　第２章 第９節 第１ 災害廃棄物処理」を準用する。

第４　避難所の開設・運営

Ｐ１８１　「震災編　第２章 第５節 第４ 避難所の開設・運営」を準用する。

第５　応急住宅対策

Ｐ２０１　「震災編　第２章 第５節 第１０ 住宅対策」を準用する。

第４節　復旧対策

突風・竜巻等の災害により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための措置を講ずる。

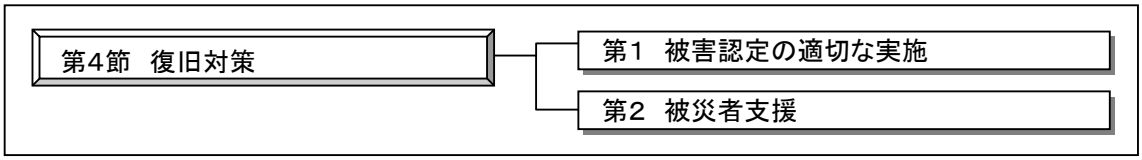

第１　被害認定の適切な実施

Ｐ２５７　「震災編　第３章 第２節 第３ 被災者台帳の作成・罹災証明の発行」を準用する。

第２　被災者支援

Ｐ２５９　「震災編　第３章 第２節 第４ 住民生活の復興支援」を準用する。

表　４－５　平成25年９月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）

被災者支援	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（町社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（福祉担当課） ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給
住宅関連	・町営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（(独)住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	・町民税、固定資産税の減免等 ・町税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免 ・個人事業税、不動産取得税、自動車税（県税事務所）
中小企業等への支援	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費
その他支援	・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド㈱） ・電話料等の支払い延長等（NTT㈱） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）

風水害等対策編

第５章　大規模水害対策計画

第５章　大規模水害対策計画

第１節　大規模水害対策

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年４月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。

そのため町は、大規模水害について、本町及び防災関係機関のとるべき事前・応急措置の基本的事項等を定める。

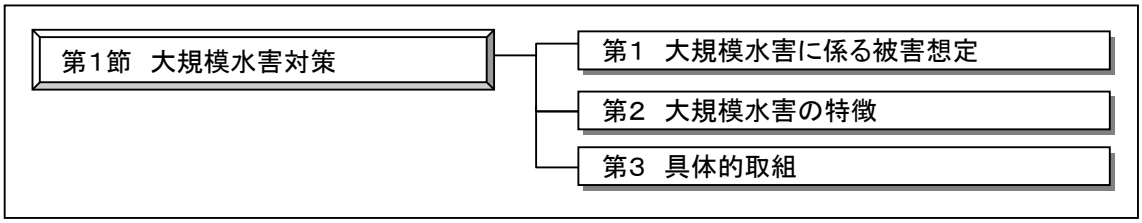

第１　大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年４月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。その概要は次のとおりである。

１　利根川（首都圏広域氾濫）

昭和22年のカスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530平方キロメートル、浸水区域内人口が約230万人と想定される。

２　荒川（元荒川広域氾濫）

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約200平方キロメートルと想定される。

第２　大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

１　広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の首都圏広域氾濫による被害想定結果によると、浸水面積約530平方キロメートル、浸水区域内人口約230万人と広域かつ大規模な浸水が想定される。

また、浸水深が３階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

２　地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

３　浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

４　孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

５　地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では、氾濫流到達までの時間が短い。

第３　具体的取組

大規模水害対策については、平成24年９月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

大規模水害による被害を軽減するため、次の対策を講じる。

表　5－1　首都圏大規模水害対策大綱

適時･的確な避難の実現
応急対応力の強化と重要機能の確保
地域の大規模水害対応力の強化
氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
防疫及び水害廃棄物処理対策

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館、都市施設整備課、上下水道課（下水担当）
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織、河川管理者

１　適時・的確な避難の実現

Ｐ１７６　「震災編　第２章 第5節 第３ 避難・誘導」を準用するほか、次のとおりとする。

（１）　取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。

堤防決壊箇所近傍等では、氾濫流到達までの時間が短いが、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

（２）　具体的な取組内容

ア　浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

町は、国及び県と連携し、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の指定緊急避難場所の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

イ　大規模水害リスクに関する情報の普及

町は県と連携し、町民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを町民にわかりやすく提供する。

ウ　適時・的確な避難に結びつく情報発信

町民自らが、避難行動の適時・的確な判断ができるよう町は県と連携し、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

エ　適時・的確な高齢者等避難、避難指示・緊急安全確保の実施

町は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準の改善を図る。

また、雨量や河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

オ　域外避難場所・避難所の確保

町は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

カ　避難支援

町は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に町民に理解されるよう方策を検討する。

また、伝達に当たっては、消防組合、警察署、消防団及び自主防災組織等が連携し、町民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう十分留意する。

キ　広域避難に向けた検討

町は、町域を超える広域避難を円滑に実施するため、県や他市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、他市町村間との避難者受入れ協定の締結や受入れ対象となる洪水時に利用可能な避難所の指定を推進する。

ク　孤立者の救助体制の整備

町及び県、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

ケ　入院患者等の広域受入れ体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

町は県と連携し、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

２　応急対応力の強化と重要機能の確保

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な町、警察署、消防組合、水防組合、県その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

（１）　堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

町は県と連携し、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、町が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

（２）　防災活動拠点の浸水危険性の把握

防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防組合、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく支障を生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

（３）　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び推進

町は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

３　地域の大規模水害対応力の強化

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

（１）　避難行動力の向上

町、県及び防災関係機関は、自主防災組織の組織化の推進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。

また、個人や地域コミュニティ向けの研修、防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

（２）　水防活動の的確な実施

町は県と連携し、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るととともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

４　氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。

また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい町域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。Ｐ３１２　「風水害等対策編　第１章 第１節 風水害に強いまちづくり」を準用するほか、次のとおりとする。

（１）　治水対策の着実な実施

町は、国及び県と連携し、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

（２）　排水対策の強化

町は、国及び県と連携し、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

（３）　土地利用誘導による被害軽減

国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画、埼玉県土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全な県土づくり・まちづくりを進める。

町は県と連携し、町民が住宅等を建設する際に参考となるよう防災ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報のより一層の周知・広報に努める。

また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住み方についても理解を推進するとともに、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

５　防疫及び水害廃棄物処理対策

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、水害に伴って発生するがれき類について適切な処分を行う体制を整備する。

衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

（１）　水害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定

町は、仮置き場所として利用可能な空き地やその面積等をあらかじめ把握しておく。また、廃棄物発生量を予測した上で、仮置き場所の必要量などの把握に努める。

（２）　広域連携による廃棄物処理

町は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応のあり方をあらかじめ検討する。

また、水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理について、計画の策定等に努める。

（３）　衛生環境の確保

町は県と連携し、避難所等の衛生管理や町民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

（４）　広域連携による衛生環境の確保

町は県と連携し、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

風水害等対策編

第６章　雪害対策計画

第６章　雪害対策計画

第１節　雪害対策

平成26年２月８日から９日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、町民の生活に大きな影響を与えるとともに、県内では観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な項目を定める。

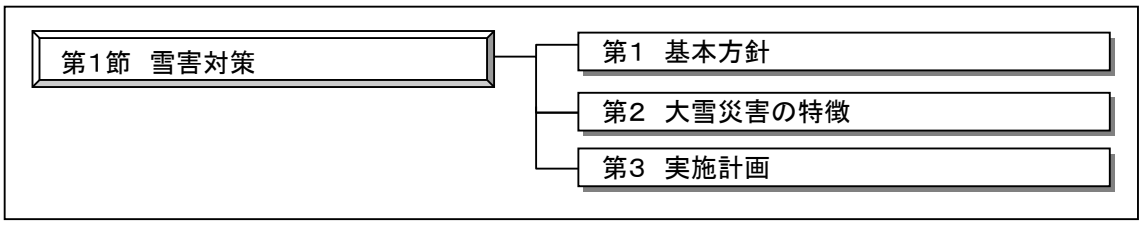

第１　基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断））が、町民の生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第２　大雪災害の特徴

平成26年２月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。

また、関東地方の上空約1,500m付近は－６℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、県では１週間前（２月８日から９日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cm、となった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

第３　実施計画

大量の降雪による被害を軽減するため、次の対策を講じる。

実施担当	危機管理課、都市施設整備課、その他関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、その他関係機関

１　予防・事前対策

（１）　食料、飲料水、生活必需品の備蓄

ア　町民が行う雪害対策

「自分の身は自分で守る」という自助の観点から、住家等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーバー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

町は、町民が行う雪害対策の必要性と、実施するうえでの留意点などについて、十分な普及・啓発を行う。

イ　町民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及・啓発及び広報に努めるものとする。

（２）　情報通信体制の充実強化

ア　気象情報等の収集・伝達体制の整備

町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。また、熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、町に伝達する体制整備に努める。

イ　町民への伝達及び事前の周知

町、県及び熊谷地方気象台は、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪･積雪に係る気象情報を町民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ町民への周知に努める。

また、町民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

（３）　避難所の確保

Ｐ３３０　「風水害等対策編　第１章 第３節 第４ 避難対策」を準用する。

（４）　物的被害を軽減させるための措置

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

ア　新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

イ　老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

（５）　道路交通対策

ア　道路交通の確保

町は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための杉戸町除雪対応マニュアル等を作成し、効率的な除雪に努める。なお、各道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保するとともに、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の点検整備を指導する。

国〔国土交通省〕及び県、町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。また、集中的な除雪作業に努める。

国〔国土交通省〕及び県、町は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

イ　雪捨て場の事前選定

各道路管理者は、運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ協議を行い、発災時における連携に努める。

ウ　関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町は、県や国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。

（６）　鉄道等交通対策

町は、公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者に対し、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について要請する。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、町は交通事業者及び鉄道事業者と連携し、広く町民に周知する。

（７）　ライフラインにおける雪害対策の推進

町は、ライフライン施設の管理者に対し、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を要請する。

また、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう要請する。

（８）　農産物等への被害軽減対策

町は県と連携し、雪害による農産物への被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を推進とするとともに、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

２　応急対策

町は県と連携し、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

（１）　応急活動体制の施行

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。なお、町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

（２）　情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

ア　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

Ｐ１３１　「震災編　第２章 第2節 第２ 災害情報の収集・伝達」を準用する。

イ　積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

ウ　町民への情報発信

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町は、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時機を逸しない伝達方法を選択する。

町は、町民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの町や警察署、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

エ　積雪に伴い取るべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、町民に周知する。

表 ６－１　大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動（例）

・不要不急の外出は極力避ける。 ・外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。 ・道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。 ・交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。 ・自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。 ・除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の・落下に注意する

（３）　避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊等により、住家を失った町民等を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。Ｐ１８１「震災編　第２章 第５節 第４ 避難所の開設・運営」を準用する。

（４）　医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。Ｐ１７２「震災編　第２章 第５節 第２ 医療救護」を準用する。

（５）　除雪の応援

町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

（６）　交通規制

各道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、各道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

（７）　ライフラインの確保

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずるとともに、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や町民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

また、町は県と連携し、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

（８）　地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

３　復旧対策

（１）　農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

Ｐ２７５「震災編　第３章 第２節 第６ 地域経済の復興支援」を準用する。

（２）　その他復旧対策

Ｐ２４７「震災編　第３章 第１節 公共施設の災害復旧・復興」を準用する。

（３）　生活再建等の支援

Ｐ２５５「震災編　第３章 第２節 民生安定のための措置」を準用する。

複合災害対策編

第１章　複合災害対策編

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震による、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町及び県、防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、町民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

町が複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

人命救助が第一

人命の救助を第一に、町と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、町内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第１節　対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源（※１）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外や県外からの応援を速やかに確保することが重要である。そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町内の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※１　本町域に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第２節　予防・事前対策

複合災害が発生した際、町民の生活等に与える影響を最小限にするため、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町内の災害対応力の的確な把握を行うとともに、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を推進する。

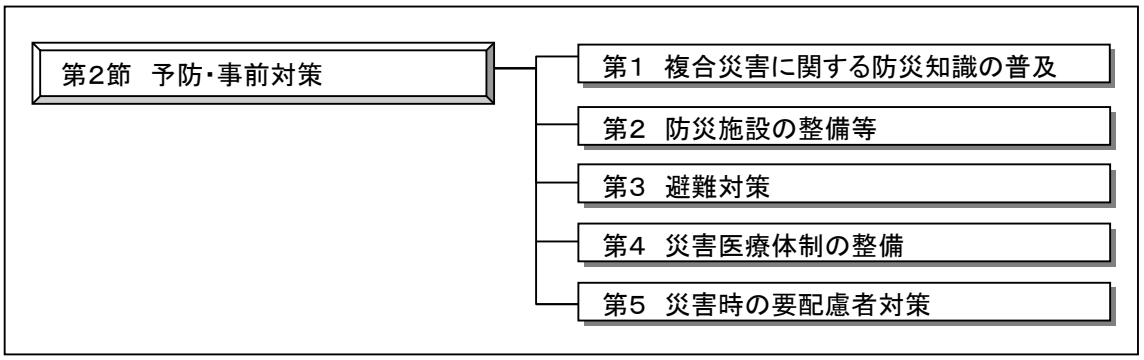

第１　複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること。また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、町民等に対して周知する。

実施担当	危機管理課、その他関係各課
防災関係機関	自主防災組織、その他関係機関

１　複合する可能性のある災害の種類

（１）　地震災害

（２）　風水害（風害、水害、雪害）

（３）　大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）

２　複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の２つのパターンに分けられる。

パターン１

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

先発災害	巨大地震の発生→堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影　　響	河川氾濫が発生（利根川・江戸川決壊など）

パターン２

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてならない状況になる。

先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（１年以内）に巨大台風が直撃
影　　響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ

なお、いずれのパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第２　防災施設の整備等

複合災害発生時に役場、すぎとピア、保健センター、各避難所等の防災施設が使用不能となることがないよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

実施担当	危機管理課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、その他関係機関

町及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第３　避難対策

P９０　「震災編 第１章 第３節 第６ 避難対策」を準用する。

第４　災害医療体制の整備

P７９　「震災編 第１章 第３節 第３ 救急・救助、医療救護の充実」を準用する。

第５　災害時の要配慮者対策

P６０　「震災編 第１章 第２節 第４ 災害時の要配慮者対策」を準用する。

第３節　応急対策

町は、複合災害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、関係機関の協力を得て、以下の応急対策を実施し、町民の安心・安全な生活を確保する。

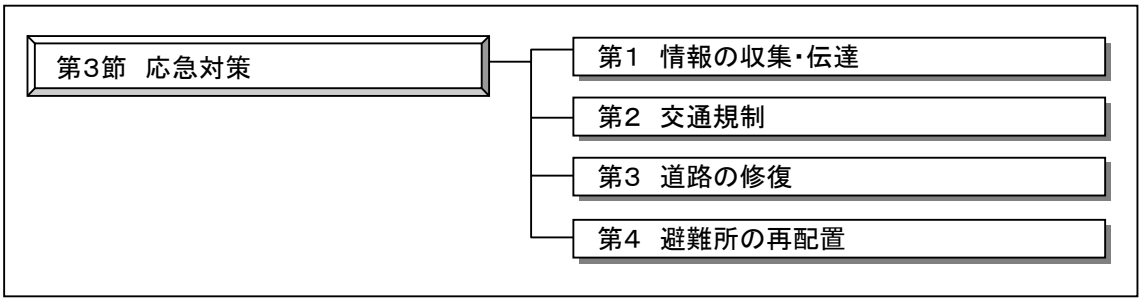

第１　情報の収集・伝達

Ｐ１２８　「震災編 第２章 第２節 情報収集・伝達」を準用する。

第２　交通規制

複合災害発生時に、町民の安全を守り、また、円滑な応急対策活動を実施するため、交通規制を実施する。

実施担当	都市施設整備課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、関東運輸局埼玉運輸支局、 陸上自衛隊

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、各道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第３　道路の修復

豪雨時の地震等の複合災害により、道路が寸断する可能性がある。そのため、町は道路の応急補修を実施する。

実施担当	都市施設整備課、建築課
防災関係機関	埼玉県杉戸県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所、関東地方整備局、東武鉄道株式会社東武動物公園駅・杉戸高野台駅、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第４　避難所の再配置

町は、複合災害において避難所に危険が生じる兆候があった場合には避難所の再配置を行うものとする。

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、都市施設整備課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館、学校給食センター、会計課、議会事務局、行政委員会
防災関係機関	埼玉東部消防組合、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

広域応援編

第１章　広域応援編

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した際には、全国からの応援が必須となる。

町内において、被害が軽微だった場合、町は避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災地の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

第１節　事前対策

首都圏広域災害が発生した場合、速やかに避難者の受入れ等、被災地の救護に取り組むため、広域応援体制の整備等の事前対策を推進する。

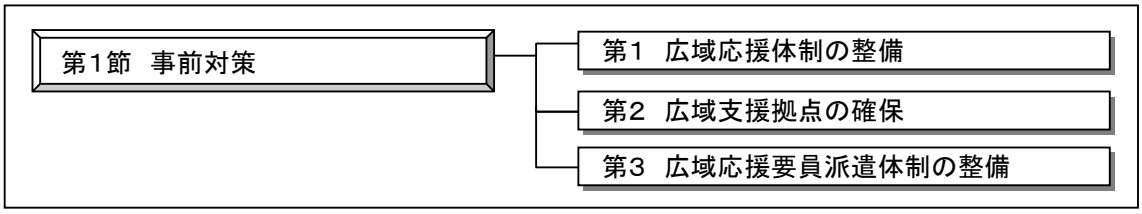

第１　広域応援体制の整備

平時から、国、県、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高める。

実施担当	関係各課
防災関係機関	杉戸警察署、埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

１　広域避難者の受入れ体制の整備

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

町は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。

第２　広域支援拠点の確保

町は県と連携し、広域支援を実施するときに必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保する。

実施担当	危機管理課、高齢介護課、健康支援課、都市施設整備課、産業振興課、学校給食センター、上下水道課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、幸手保健所、埼玉県春日部農林振興センター、関東農政局、関東経済産業局、農業協同組合、商工会等商工業関係団体、自主防災組織

町は、県が県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地応援を行うため、また、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地の選定に協力する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて候補地の選定に協力する。

防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

表　1－1　広域支援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動応援、物資の集積・中継を行うための拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）。

第３　広域応援要員派遣体制の整備

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

実施担当	関係各課（県・町の職員を派遣）

１　予防・事前対策職種混成の広域応援要員チームの編成

町は県と連携して、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、迅速に応援要員を派遣する体制を整える。

応急対策職員派遣制度

大規模災害発生時に、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の短期派遣の仕組み。総務省が応急対策職員派遣制度に関する要綱を策定し構築した。

＜支援業務＞

災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付等の災害対応業務（国等が関与して全国的に行われる当システム以外の仕組みによる支援は除く。）

第２節　広域避難受入れ体制の整備

大規模災害発生時の避難者を想定し、広域避難のための受入れ体制を整備する。

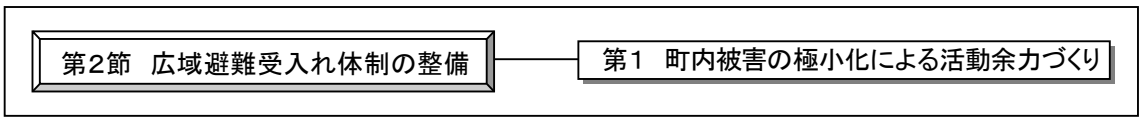

大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から県を通じて本町に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備するよう努める。

第１　町内被害の極小化による活動余力づくり

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

実施担当	都市施設整備課、建築課、産業振興課、 その他関係各課
防災関係機関	埼玉東部消防組合、自主防災組織、その他関係機関

１　町民への普及・啓発

町民に次の内容を普及・啓発する。

表　1－2　町民への普及・啓発事項

① 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
② 家庭内の取組（家具の固定･災害用伝言サービス･家庭内備蓄）を普及させる。
③ DIG、HUGを取り入れた町民参加型の実践的な訓練を推進する。

２　自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

３　防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

町は、市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。

また、橋りょうの耐震補強においては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋りょう（路線橋）、主要な幹線道路等の工事を計画的に進める。

さらに、町は、老朽化の進む社会資本（道路、橋りょう、上・下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

第３節　応急対策

町は、首都圏広域災害が発生したとき、広域応援を迅速かつ強力に推進するため、関係機関の協力を得て、以下の応急対策を実施し、被災者の安心・安全な生活を確保する。

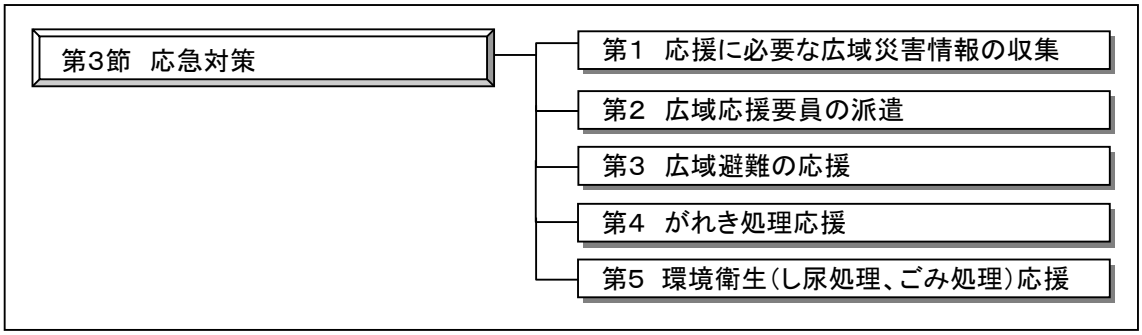

第１　応援に必要な広域災害情報の収集

町は、応援に必要な広域災害情報の収集を必要に応じて実施する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、管財契約課、税務課
防災関係機関	埼玉東部消防組合

町は、広域応援に当たって県に協力するよう努める。

第２　広域応援要員の派遣

町は、県と共に編成した職種混成の応援要員チームを被災地に派遣する。

実施担当	総務課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課

町は、県を通じた応援要員の派遣要請に基づき、県等とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策に協力するよう努める。

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。町は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力に努める。

町は、上記以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

必要な要員の確保が困難な場合は、九都県市や全国知事会、三県知事会等に要請する。

第３　広域避難の応援

他都県からの避難者を受入れるため、町は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

実施担当	危機管理課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、都市施設整備課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、杉戸町生涯学習センター、杉戸町立図書館、学校給食センター、会計課、議会事務局、行政委員会
防災関係機関	社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人、自主防災組織

町は、県が首都圏広域災害発生時に実施する他都県からの避難者の受入れに際し、県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。

また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受入れた場合は、避難所の運営を応援する。応援要請と受入れの流れについては、表 1-3のとおりとする。

表 1-3　応援要請と受入れの流れ

① 被災市町村からの被災都県へ避難者受入れ調整の依頼
② 被災都県内では受入れ困難な場合、県への要請及び被災都県との受入れ協議
③ 町と県との受入れ協議
④ 町と避難所（施設管理者）との協議
⑤ 県への受入れ回答及び避難所開設の公示
⑥ 被災都県への受入れ回答
⑦ 被災都県から被災市町村への受入れ回答の伝達
⑧ 被災市町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難応援
⑨ 避難者の受入れ（避難誘導を含む）
⑩ 避難者の移送応援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

１　応援要請及び受入れ協議

町は、県より避難者の受入要請があった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供するものとする。

なお、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう多数を収容できる施設を優先して選定する。

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

県と町は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

２　避難所開設の公示及び避難者の収容

Ｐ１８１　「震災編 第２章 第５節 第４ 避難所の開設・運営」を準用する。

３　要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

町は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入れ調整など、応援の充実に努める。

４　自主避難者への応援

町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても応援に努める。

第４　がれき処理応援

被災自治体のがれき処理について協力する。

実施担当	環境課
防災関係機関	埼玉県東部環境管理事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所

町は、膨大な量の発生が見込まれる被災自治体のがれき処理について協力をするよう努める。

第５　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）応援

被災自治体のし尿処理、ごみ処理の応援を行う。

実施担当	環境課
防災関係機関	埼玉県東部環境管理事務所

町は、被災自治体で発生する膨大なし尿及びごみの処理への協力をするよう努める。

第４節　復旧・復興対策

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕する可能性がある。

町は、復旧・復興業務を速やかに行うよう努める。

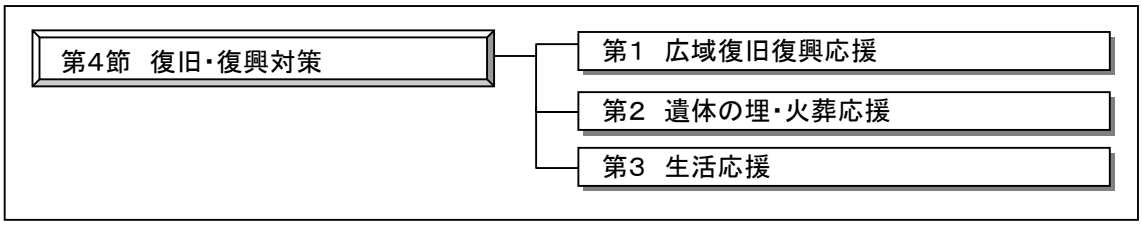

第１　広域復旧復興応援

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を県と連携して実施する。

実施担当	秘書広報課、総合政策課、危機管理課、管財契約課、会計課、その他関係各課
防災関係機関	埼玉県春日部農林振興センター、埼玉県杉戸県土整備事務所、関東財務局、関東農政局、関東地方整備局、日本郵便（株）、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、東日本電信電話（株）埼玉事業部、東武鉄道株式会社東武動物公園駅・杉戸高野台駅、土地改良区、幸手都市ガス（株）、東彩ガス（株）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会、病院等経営者、社会福祉施設経営者（社会福祉法人）、学校法人

１　復興業務への応援

町は、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。町は、職員派遣や必要資材の調達応援等について、県に協力する。

２　復旧・復興に係る業務応援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の応援を行う。

第２　遺体の埋・火葬応援

町は、他都県からの火葬依頼へ対応する。

実施担当	町民課、環境課
防災関係機関	杉戸警察署、陸上自衛隊、日本赤十字社埼玉県支部

町は県が、首都圏広域災害発生時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、他都県の埋・火葬の調整及びあっせんがあった場合、県に協力する。

第３　生活応援

町は、県の生活応援への取組について協力する。

実施担当	税務課、福祉課、子育て支援課、産業振興課、会計課、その他関係各課
防災関係機関	関東財務局、関東経済産業局、埼玉労働局（春日部労働基準監督署）、日本郵便(株)、金融機関

町は、県が行う被災者への長期にわたる避難生活応援に対し協力する。

用 語 集

用　語　集

アルファ米

一度炊いたご飯を乾燥させたもので、軽量で長期保存が可能。火を使わずに炊けるご飯で、水やお湯で戻すだけで食べられる。現在では乾パンに変わる非常食として注目されている。

液状化

地震の揺れによって地盤が液体のような状態になることをいう。液状化が起きると、その上に建っている重い建物は沈み、地中に埋められた軽いマンホールや配管類などは逆に浮き上がってしまう。液状化しやすい場所は、砂質の地盤、沼や海の近く、地下水位が浅いなどで、過去の地震の経験からみると、昔、川や沼、水田、盛土した造成地、砂丘と低地の境、砂丘の間の低地などで起きている。

外水

堤防の外側（堤外地）にある河川を流れる水。

外水氾濫

川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水のこと。外水氾濫の場合には、大量の高速氾濫流が一気に市街地に流入し、短時間で住宅等の浸水被害が起こるため、人的な被害が起きる場合が多い。また、泥水が流入するため、洪水が去ったあとも家には土砂が堆積するなど、復旧が大変困難な状況になる。

活断層

断層の切れ目において過去に繰り返し活動し、今後の活動する可能性があるとみなされる断層をいう。特に地震活動の予知に重要な箇所で約100万年前より新しい時代に動いた形跡のある断層を活断層と呼んでいる。

帰宅困難者

通勤、通学、買い物などの外出者のうち、大地震が発生し交通機関が停止した場合に、徒歩での帰宅が困難であると想定される人をいう。

九都県市

政治・経済などの中枢機能が集積した首都地域である、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市をいう。

緊急輸送道路

大規模な災害が起きた場合、避難・救助をはじめ、物資の供給、各施設の復旧等広範な応急対活動を行う道路。地域が孤立することがないよう地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、災害医療拠点）間を結ぶ主要な道路としても機能する。

広域避難場所

指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、大規模火災を避けるための施設又は場所。

災害派遣医療チーム（DMAT）

大規模災害や事故の現場において、急性期（発災から48時間以内）に救命措置等に対応できる機動性を備えた、専門的な訓練を受けた医療チーム（医師、看護師、業務調整員）。迅速に被災地に入り、災害現場における医療活動、広域医療搬送、被災地の病院支援等を行う。DMATはDisaster Medical Assistance Teamの略。

市街地整備

防災公園街区整備事業で行う防災公園の整備と一体的に市街地の面的整備事業を行うもの。

自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。

地震と震災

断層の活動などにより地面が揺れる現象そのものを「地震」。地震発生に伴って火災や建物倒壊など地震の揺れによって様々な災害が起きることを「震災」と呼ぶ。「地震」を避けることはできないが、「震災」は防災対策で防いだり、小さくすることができる。

指定行政機関

災対法第２条第３号に規定する機関。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省が指定されている（平成12年12月15日総理府告示第62号）。

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定する。

指定公共機関

災対法第２条第５号に規定する法人。

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人（昭和37年8月6日総理府告示第26号）。

指定地方行政機関

災対法第２条第４号に規定する機関。

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている（平成19年10月1日内閣府告示第634号、平成27年4月1日時点）。

指定地方公共機関

災対法第２条第６号に規定する法人。

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定する。

震度（計測震度）

地震が起きた際のテレビやラジオからの「震度６弱、マグニチュードは7.0」と発表される震度は「地域ごとの揺れ」で、震度は計測震度計によって自動計測され、体に感じない震度０から１、２、３と順に大きくなり、震度５と震度６は弱・強に分かれ、震度７の最大級までの10段階が設定されている。

ソーシャルワーカー

災害が原因で起こった経済、社会、心理的な心配事、不安等の問題について相談を受け、問題解決の手伝いをする専門職。特に災害時の子供たちや高齢者、障がい者からの相談を受けて、その人や家族が必要とする援助内容に応じて、関係機関と協力しながらサービスの調整をする福祉専門職である。

耐震診断

現在ある構造物の耐震性を判定すること。耐震診断で耐震性が十分ではないと判定された構造物に対しては、緊急性、必要性、重要性などを考慮して耐震補強を行うことが必要となる。

特別警報

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表される警報で、発表された場合には、ただちに命を守る行動をとる必要がある。

都市計画マスタープラン

都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村の基本構想および「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定めることになっている。

トリアージ

傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための状態や優先度を決定することをいう。災害発生時には多数の傷病者が同時に発生した場合などに使用する。

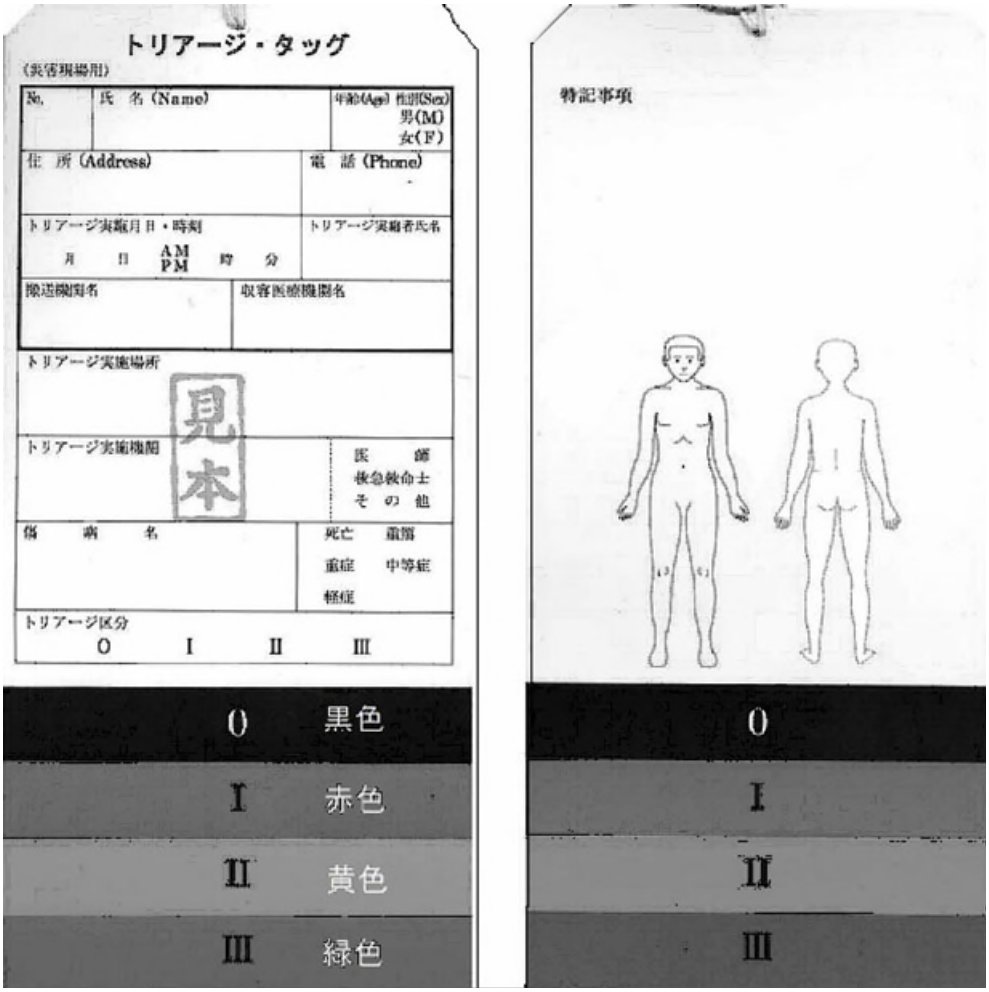

内水

堤防で守られた内側（堤内地）にある溜まった雨水や流水。

内水氾濫

市街地に降った雨水をスムーズに排水できないことで起こる水害。雨水管やポンプ施設によって人為的に河川へと排水されているが、近年、局地的な豪雨が頻発しており、ポンプ施設の能力が雨量に追い付かなかったり、外水の水位が上昇して排水できないなどの原因で内水氾濫が増えている。

二次災害

災害にあった人を助けようとして、起きた別の災害で、重複して災害を起こしてしまうような二次的に発生する災害のこと。

避難行動要支援者

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

避難路

広域避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等。

福祉避難所／地

高齢者、障がい者等であって「避難所／地」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し保護するところ（具体的にはバリアフリー構造の施設で、その対応が可能な者がいることが望ましい）。

輻輳（ふくそう）

防災上では、電話回線やインターネット回線、携帯電話利用者のアクセスが特定の地域に一極集中することにより、通話や通信が不通になったり、使いにくくなってしまう状況を指す。

防災アセスメント（調査）

地震や風水害などの自然災害について、過去の記録や科学的な知見によって、将来的に起こりうる災害の様相を推定した地震被害想定等、その結果にもとづいて防災や減災のあり方を検討して、地域防災計画の立案の基礎的な資料としている。

防災カード

避難行動要支援者の効果的な救援・援護を行うため、避難行動要支援者が援助を必要としている内容がわかる防災カード。

防災カード					
住所		電話(FAX)			
		携帯電話			
フリガナ 名前	(男・女) 血液型(　)	生年月日	年　月　日		
緊急時の連絡先(家族など)					
名前	続柄(　)	住所		TEL	
名前	続柄(　)	住所		TEL	
かかりつけの医療機関など 名称 住所 TEL 担当医		治療中の疾患、服用している薬・医療器具、かかりつけ医師の指示事項			

マグニチュード

マグニチュードはその地震の「規模」を表す指標。マグニチュードが大きくても震源から遠ければ震度は小さくなり、逆にマグニチュードは大きくなくとも震源の真上ならば震度は大きくなる。

要配慮者

防災上何らかの配慮を要する者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等）。

ライフライン

「命綱」「生命線」という意味で、電気やガス、水道、電話など日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称を「ライフライン」という。具体的には電気、水道、ガス、電話などの通信網、交通施設を指す。

ランニング備蓄（流通備蓄）

防災上では、災害時を前提として、医薬品等卸売業者との契約により一定量以上の在庫を確保してもらうもの。

埼玉県では防災基地等における備蓄（倉庫備蓄）や、医薬品等卸売業者への委託（ランニング備蓄）及び「災害時の医薬品等の供給に関する協定」により、災害用医薬品等の確保をしている。

罹災証明

地震や火災等で建物や家財に損害があった場合、そのことを証明する書類。被災した事実の証明書として、義援金配付や税・国民健康保険料の減免等、各種の被災者救援施策の適用の基礎となっており、住家の被害の度合いを「全壊(焼)」「半壊(焼)」といった一定の基準により判定し、被災者に対して被害が生じたことを市町村が証明するもの。

杉戸町地域防災計画

作　成　平成　４年４月
修　正　平成 10 年３月
修　正　平成 20 年３月
修　正　平成 25 年３月
修　正　平成 27 年３月
修　正　令和　４年３月

編　集　杉戸町防災会議

事務局　杉戸町 危機管理課 消防・防災担当
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地２-９-２９

電　話　０４８０－３３－１１１１（代）